

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

許可申請の手引き

令和 7年 4月

岡山県土木部都市局建築指導課
岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課
倉敷市建設局都市計画部開発指導課
玉野市建設部都市計画課
笠岡市建設部都市計画課

は じ め に

本手引きは、岡山県内における宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の許可制度の運用を掲載し、実用版の手引書としてまとめたものです。許可制度の基準はもとより、県内の許可権者（県、岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市）共通の運用基準を掲載しています。

許可制度の運用は、法令の定めに従い、本手引きに掲載している運用基準により、盛土・切土若しくは土石の堆積（以下「盛土等」という。）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止上支障がないかどうかという観点から、個別案件ごとに審査を行います。

許可制度の適切な運用を通じ、盛土等による災害の防止を推進するため、より一層のご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本手引きが、盛土規制法の許可制度を運用するみなさまの実務に役立てば幸いです。

岡山県土木部都市局建築指導課
岡山市都市整備局住宅・建築部開発指導課
倉敷市建設局都市計画部開発指導課
玉野市建設部都市計画課
笠岡市建設部都市計画課

令和7年4月

※ 本手引きの作成に当たり、参考及び引用した文献等は次のとおりです。

- ・ 盛土等防災マニュアルの解説 株式会社ぎょうせい 発行

～総 目 次～

第一編 制度編

1 盛土規制法の許可制度（総論）	1- 1
2 許可制度（各論）	1- 38
3 参考	1- 87

第二編 技術的基準編

1 技術的基準全般	2- 1
2 地盤に関する技術的基準	2- 5
3 擁壁に関する技術的基準	2- 27
4 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	2- 74
5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	2- 77
6 排水対策に関する技術的基準	2- 83
7 治水対策に関する技術的基準	2-103
8 工事施工中の防災措置に関する技術的基準	2-112
9 工事施工に関する留意事項	2-114
10 土石の堆積に関する技術的基準	2-127

第三編 諸手続要領編

1 許可申請等から工事完了までの流れ	3- 1
2 設計図凡例	3- 2
3 許可申請・許可規模未満の届出関係図書の作成	3- 3
4 その他の届出関係図書の作成	3- 45
5 許可又は変更許可の規定に適合していることを証する書面の交付申請図書の作成	3- 50

法令等の略語

略語	法令等の名称
法	宅地造成及び特定盛土等規制法
令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令
則	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
県規則	岡山県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
市規則	岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

～目次～

第一編 制度編	1
1 盛土規制法の許可制度（総論）	1
1.1 制度の概要	1
1.2 目的	3
1.3 定義	4
1.4 岡山県内の宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	8
1.5 県市町村 許可制度担当窓口（R7.3.1現在）	10
1.6 県市町村 開発許可制度担当窓口（R7.3.1現在）	11
1.7 建築基準法担当窓口（特定行政庁）（R7.3.1現在）	12
1.8 許可・届出対象となる盛土等の規模・規制対象行為と必要な手続き	13
1.8.1 手続きの要否の判定フロー	13
1.8.2 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事	15
1.8.3 許可・届出対象行為の考え方	24
1.8.4 規制対象行為の考え方	26
2 許可制度（各論）	38
2.1 許可関係（各規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制）	38
2.1.1 工事の許可	38
2.1.2 住民への周知（周知の方法・周知内容・周知範囲）	40
2.1.3 資力・信用	43
2.1.4 工事施行者の能力	44
2.1.5 土地所有者等の同意	45
2.1.6 設計者の資格	46
2.1.7 工事の技術的基準	48
2.1.8 許可証の交付又は不許可の通知	49
2.1.9 工事主の氏名等の公表	50
2.1.10 許可の特例	51
2.1.11 工事の着手	52
2.1.12 変更の許可、軽微な変更の届出	53
2.1.13 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正	55
2.1.14 中間検査（対象規模・特定工程及び特定工程後の工程）	56
2.1.15 定期の報告（対象規模・報告の頻度・報告の方法・内容）	59
2.1.16 工事施行状況の報告	62
2.1.17 完了検査等（検査等受検の流れ・検査項目）	64
2.2 届出関係（特定盛土等規制区域内における許可規模未満の工事等の規制）	66
2.2.1 工事の届出（許可規模未満）	66
2.2.2 工事主の氏名等の公表	68
2.2.3 届出の特例	68
2.2.4 変更の届出	69

2.2.5 工事の完了.....	70
2.3 許可・届出共通 標識の掲示.....	71
2.4 その他の届出.....	72
2.4.1 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事の届出、工事主の氏名等の公表...	72
2.4.2 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出.....	74
2.4.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出.....	75
2.4.4 工事の廃止.....	76
2.5 証明関係.....	77
2.6 その他.....	78
2.6.1 監督処分.....	78
2.6.2 土地の保全等.....	81
2.6.3 勧告・改善命令.....	82
2.6.4 立入検査.....	83
2.6.5 報告の徴取.....	83
2.6.6 罰則規定.....	84
3 参考.....	87
3.1 他の法律との関係（都市計画法開発許可との連携等）.....	87
3.2 みなし許可・みなし届出について.....	89

第一編 制度編

1 盛土規制法の許可制度（総論）

1.1 制度の概要

(1) 制度の趣旨

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を契機として、盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成等規制法（通称「宅造法」）」が抜本的に改正され、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止することを目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）」が令和5年5月26日に施行されました。

盛土規制法では宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定し、各規制区域内での宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のために必要な規制・許可制度を設けています。

岡山県では、令和7年4月1日に規制区域を指定し、規制・許可制度を開始します。

(2) 許可権者

許可を行うのは、都道府県知事、指定都市の長、中核市の長及び地方自治法第252条の17の2の規定に基づく事務処理市町村の長で、岡山県内では、県、岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市です。

(3) 制度の改正経緯

①昭和36年11月7日 宅地造成等規制法公布（昭和37年2月1日施行）

昭和36年6月の梅雨前線豪雨により、各地で崖崩れや土砂の流出が起これ人命や財産に多大な被害が発生し、実行性のある宅地造成の基準が緊急に求められ、「宅地造成等規制法（宅造法）」が公布・施行されました。

宅造法では宅地造成に伴い崖崩れ若しくは土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行うことが可能となりました。

②平成18年改正（平成18年4月1日法律第30号 平成18年9月30日施行）

平成7年1月の兵庫県南部地震、平成16年10月の新潟県中越地震及び平成17年3月の福岡西方沖地震等により、大規模に谷を埋めた盛土造成地等で地滑りの崩落による被害が多発したことを受け、宅地造成に係る耐震性を確保するための技術基準を法令上明確にするとともに、新規造成工事を規制する「宅地造成工事規制区域」とは別に、崩落等の危険のある既存の宅地造成された地域を「造成宅地防災区域」として都道府県知事等が指定し、宅地所有者等に対して必要な勧告及び命令を行うことが可能となる改正が行われました。

③令和4年改正（令和4年5月27日法律第55号 令和5年5月26日施行）

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を契機として、盛土等による災害から人命を守るため「宅地造成等規制法（宅造法）」を抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」とし、次の内容が盛り込まれました。

- 1) 宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 2) 造成行為だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な土石の堆積についても規制（許可）の対象
- 3) 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準の設定

- 4) 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査、③工事完了時の完了検査を実施
- 5) 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 6) 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等の命令が可能
- 7) 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化
(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下)

1.2 目的

(目的)

法第1条

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

【解説】

盛土規制法は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成等に関する工事を対象として、危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、人命を守ることを目的としています。また、造成行為だけでなく単なる土捨て行為や一時的な土石の堆積についても規制の対象となります。

1.3 定義

(定義)

法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
- 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。
- 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。
- 四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。
- 五 災害 崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。
- 六 設計 その者の責任において、設計図書（宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を実施するために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。第五十五条第二項において同じ。）を作成することをいう。
- 七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 九 造成宅地 宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に関する工事が施行された宅地をいう。

【解説】

- ・ 盛土規制法における「宅地」等の定義は、図 1.3.1 に示すとおりです。
- ・ 「宅地造成等」とは宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を指します。

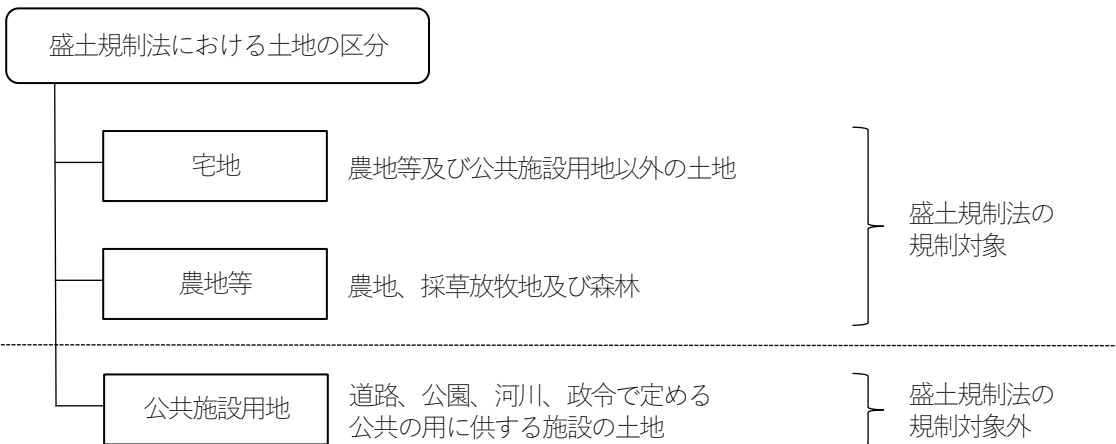


図 1.3.1 盛土規制法における土地の区分

(宅地造成及び特定盛土等)

令第3条

法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが二メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

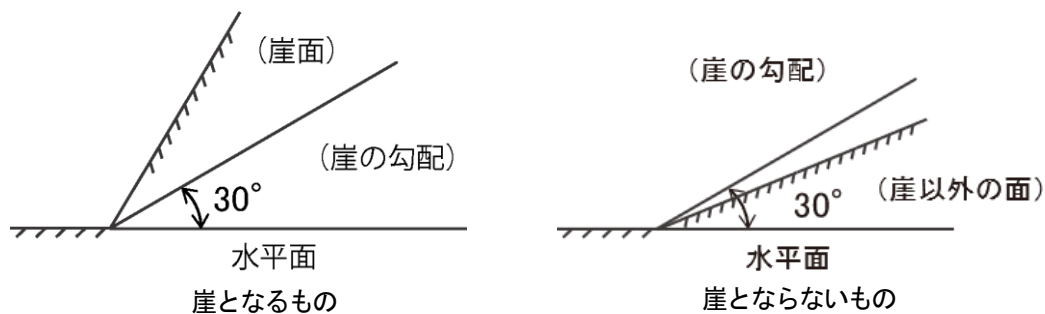
- ・ 「土地の形質の変更」とは、盛土や切土を行うことです。

(定義等)

令第1条

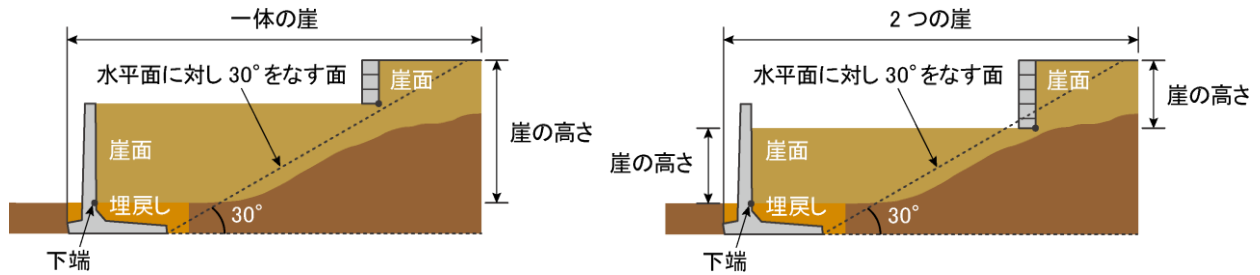
- 1 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

- ・ 「崖」とは下図に該当するものを指します。



- ・ 「硬岩盤」とは、花崗岩、閃緑岩、片麻岩、安山岩等の火成岩及び堅い礫岩等の岩盤をいい、真砂土を含む花崗岩その他の著しく風化した岩盤は、風化の著しい硬岩盤です。

- ・ 分離された崖が一体の崖である場合には、一体の崖としての高さで規制対象となるか否かを判断します。



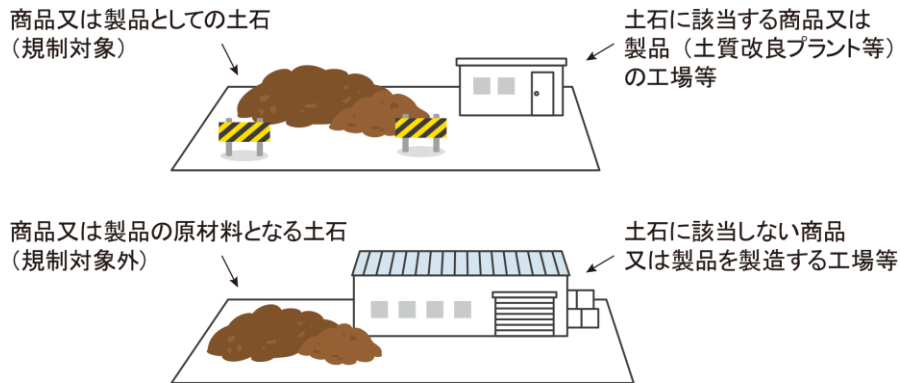
(土石の堆積)

令第4条

法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

- ・ 「土石」とは、土砂若しくは岩石又はこれらの混合物を指します。
- ・ 「土石」のうち「土砂」とは、次のいずれかに該当するものです。
 - ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。）
 - ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの
 - ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの
 - ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの
 - ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの
- ・ 「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものです。
- ・ 「土石の堆積」とは、土石を積み重ねたものです。なお、以下のものは規制対象外です。
 - ① 試験、検査等のための試料の堆積
 - ② 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
※完全に閉鎖されていない場合は、雨水等の浸入による不安定化が懸念されるため、規制対象となります。
 - ③ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30° 以下のもの
 - ④ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積
※主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれかについても、規制対象となります。



(擁壁、排水施設その他の施設)

令第6条

法第十三条第一項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設(崖面の崩壊を防止するための施設(擁壁を除く。))で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設)

則第11条

令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

- ・ 「擁壁等」とは、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留を指します。

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条

- 1 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

- ・ 「工事の着手」とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、資材の購入、草刈り若しくは看板の設置の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土砂の搬入や掘削を指します。

1.4 岡山県内の宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

第3章 宅地造成等工事規制区域

法第10条

- 1 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

第5章 特定盛土等規制区域

法第26条

- 1 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

【解説】

「宅地造成等工事規制区域」とは、市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて、都道府県知事等が指定する区域です。

「特定盛土等規制区域」とは、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアなどについて、都道府県知事等が指定する区域です。

岡山県では県全域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定しています。規制区域については、P1-9の規制区域図を参考にしてください。

【規制区域図】



1.5 県市町村 許可制度担当窓口（R7.3.1現在）

(1) 許可を行う行政庁

区分	担当課	電話
1 岡山県（2～5以外の区域）	建築指導課（盛土対策班）	086-226-7868
2 岡山市	開発指導課（開発指導係）	086-803-1451
3 倉敷市	開発指導課	086-426-3485
4 玉野市	都市計画課（都市整備・空家対策係）	0863-32-5538
5 笠岡市	都市計画課（都市計画係）	0865-69-2138

(2) 県への経由市町村

区分	担当課	電話
津山市	都市計画課	0868-32-2096
井原市	都市施設課	0866-62-9527
総社市	都市計画課	0866-92-8302
高梁市	都市整備課	0866-21-0237
新見市	都市整備課	0867-72-6118
備前市	都市計画課	0869-64-1834
瀬戸内市	建築住宅課	0869-22-2649
赤磐市	建設課	086-955-1485
真庭市	まちづくり推進課	0867-42-7781
美作市	都市住宅課	0868-72-6697
浅口市	まちづくり課	0865-44-9044
和気町	都市建設課	0869-93-1127
早島町	建設課	086-482-0614
里庄町	農林建設課	0865-64-7214
矢掛町	建設課	0866-82-1014
新庄村	産業建設課	0867-56-2628
鏡野町	まちづくり課	0868-54-2982
勝央町	産業建設部	0868-38-3113
奈義町	地域整備課	0868-36-4115
西栗倉村	建設課	0868-79-2231
久米南町	総務企画課	086-728-2111
美咲町	地域みらい課	0868-66-1191
吉備中央町	企画課	0866-54-1314

1.6 県市町村 開発許可制度担当窓口（R7.3.1現在）

(1) 許可を行う行政庁

区分		担当課	電話	管轄の都市計画区域		
				線引	非線引	区域外
1	岡山県 (2～5以外の区域)	建築指導課 (開発指導班)	086-226-7503	((2) 表による)		
2	岡山市 [S62.4.1 許可権限委任] [H8.4.1 中核市] [H21.4.1 政令市]	開発指導課 (開発指導係) (開発審査係)	086-803-1451 086-803-1452	○		○
3	倉敷市 [S62.4.1 許可権限委任] [H14.4.1 中核市]	開発指導課	086-426-3485	○		○
4	玉野市 [H19.4.1 許可権限移譲]	都市計画課 (都市整備・空家対策係)	0863-32-5538	○		○
5	笠岡市 [H21.4.1 許可権限移譲]	都市計画課 (都市計画係)	0865-69-2138		○	○

(2) 県への経由市町村

区分	担当課	電話	都市計画区域		
			線引	非線引	区域外
津山市	都市計画課	0868-32-2096		○	○
井原市	都市施設課	0866-62-9527		○	○
総社市	都市計画課	0866-92-8302	○		○
高梁市	デジタル・未来戦略課	0866-21-0285		○	○
新見市	都市整備課	0867-72-6118		○	○
備前市	都市計画課	0869-64-1834		○	○
瀬戸内市	建築住宅課	0869-22-2649			○
赤磐市	建設課	086-955-1485	○		○
真庭市	まちづくり推進課	0867-42-7781		○	○
美作市	都市住宅課	0868-72-6697		○	○
浅口市	まちづくり課	0865-44-9044		○	○
和気町	都市建設課	0869-93-1127		○	○
早島町	建設課	086-482-0614	○		
里庄町	農林建設課	0865-64-7214		○	
矢掛町	建設課	0866-82-1014		○	
新庄村	産業建設課	0867-56-2628			○
鏡野町	まちづくり課	0868-54-2982		○	○
勝央町	産業建設部	0868-38-3113		○	○
奈義町	地域整備課	0868-36-4115			○
西栗倉村	建設課	0868-79-2231			○
久米南町	総務企画課	086-728-2111			○
美咲町	地域みらい課	0868-66-1191			○
吉備中央町	吉備高原都市事務所	0866-56-9377		○	○

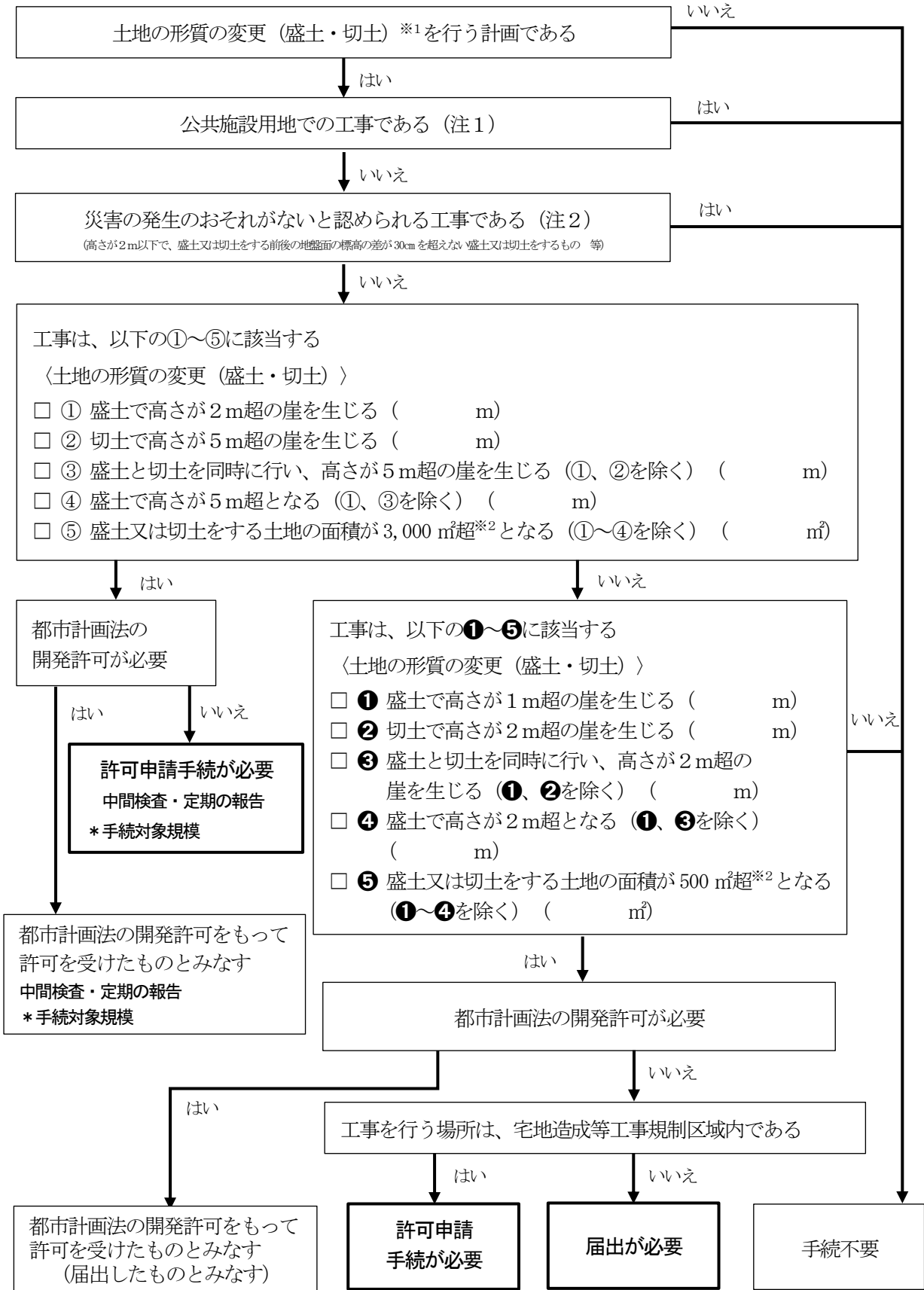
1.7 建築基準法担当窓口（特定行政庁）（R7.3.1現在）

行政庁名		電話	担当区域
岡山市	都市整備局住宅・建築部 建築指導課（審査係）	086-803-1446	岡山市
倉敷市	建設局建築部 建築指導課	086-426-3501	倉敷市
津山市	都市建設部 都市計画課 （建築指導審査係）	0868-32-2099	津山市
玉野市	建設部 都市計画課 （建築指導係）	0863-32-5538	玉野市
笠岡市	建設部 都市計画課 （建築指導係）	0865-69-2141	笠岡市
総社市	建設部 建築住宅課 （建築指導係）	0866-92-8289	総社市
新見市	建設部 都市整備課（建築 係）	0867-72-6118	新見市
岡山県	備前県民局建設部管理課 （建築指導班）	086-233-9847	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備 中央町
	備中県民局建設部管理課 （建築指導班）	086-434-7160	井原市、高梁市、浅口市、早島町、里庄 町、矢掛町
	美作県民局建設部管理課 （建築指導班）	0868-23-1260	真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央 町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町

1.8 許可・届出対象となる盛土等の規模・規制対象行為と必要な手続き

1.8.1 手続きの要否の判定フロー

盛土規制法 手続きの要否の判定フロー（土地の形質変更〈盛土・切土〉）

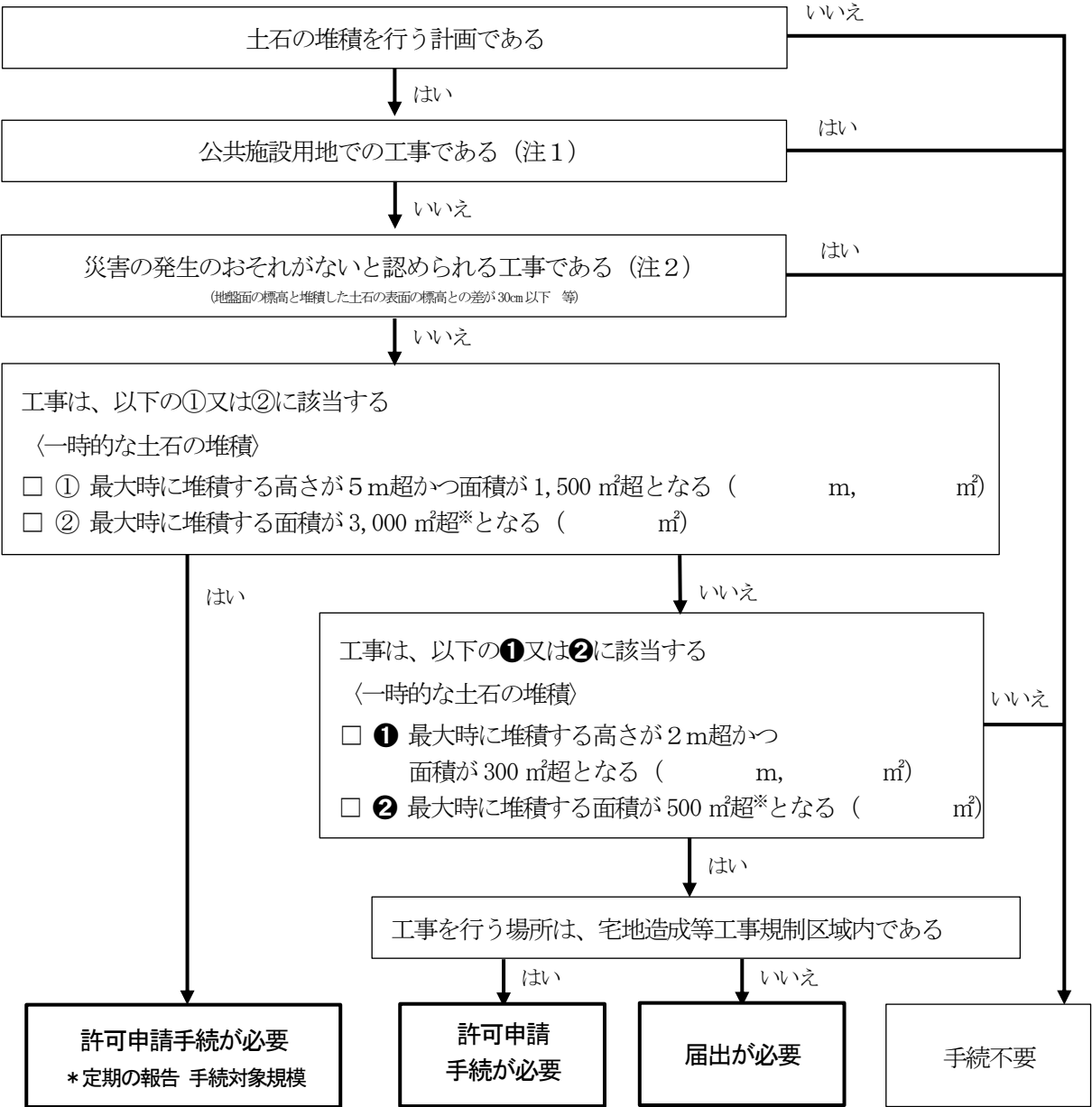


※1 通常の営農行為（注3）の範囲にある耕起等やグラウンド等を維持するための土砂の敷き均し等は、土地の形質の変更には該当しない。

※2 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

注1・2・3についてはPI-15「第一編1.8.2 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事」を参照してください。

盛土規制法 手続の要否の判定フロー（一時的な土石の堆積）



※土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。
注1・2についてはP1-15「第一編 1.8.2 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事」を参照してください。

1.8.2 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事

次に示す工事である場合は、規制対象外又は許可・届出が不要となります。

- ・ 公共施設用地での工事： **規制対象外**
- ・ 災害の発生のおそれがないと認められる工事：規制対象であるが、 **許可・届出は不要**
- ・ 通常の営農行為： **規制対象外**

(注1) 公共施設用地 **規制対象外**

(定義)

法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。

【道路】

- ・ 道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路については公共施設用地となり、規制対象外となります。
- ・ 私道は、私人により管理・監督されることから、通常は規制対象となります。
- ・ 農道や里道（法定外公共物）は、明確な定義がなく、道路法上の道路と異なり公的機関が指定・認定する仕組みもないことから、通常は規制対象となります。なお、省令第八条第一号に規定する土地改良事業等により整備される農道については許可不要となります。
- ・ いずれの場合も、最終的には国又は地方公共団体における管理の状況等を踏まえて判断します。

【公園】

- ・ 都市公園法による公園のほか、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法に基づく公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設は規制対象外となります。

【河川】

- ・ 河川法による一級河川、二級河川及び準用河川の、国又は地方公共団体が管理又は監督する河川区域や河川予定地等の他、地方公共団体が管理又は監督する普通河川の区域や予定地等は規制対象外となります。

(公共の用に供する施設)

令第2条

法第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。

【砂防設備】

- ・ 砂防法第一条に定めるものは規制対象外となります。

【港湾施設、漁港施設】

- ・ 港湾法に定める港湾施設や漁港漁場整備法に定める漁港施設は規制対象外になります。また、これらの土地における臨海部の埋立て行為や土石の堆積行為は行為者によらず規制対象外となります。

【鉄道】

- ・ 私鉄の場合や、鉄道に附帯する駅舎や変電施設等についても、鉄道事業法・軌道法の適用を受ける事業の用に供することが想定されるため、公共施設用地として取り扱うものとし、規制対象外となります。

【学校】

- ・ 国又は地方公共団体が管理するものを規制対象外としており、私立学校は規制対象となります。幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は規制対象外となります。保育所は学校ではないため、公立の場合も含めて規制対象となります。
- ・ 認定こども園は、学校教育法に基づく学校ではないため、規制対象となります。ただし、当該こども園を学校として国又は地方公共団体が管理する場合（公立の幼稚園型こども園、幼保連携型こども園）は、公共施設用地であるため規制対象外となります。

（公共の用に供する施設）

則第1条

- 1 令第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。
- 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

【雨水貯留浸透施設】

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に規定する雨水貯留浸透施設は規制対象外となります。

【農業用ため池】

- ・ ため池法第2条第1項の要件に適合する農業用ため池は規制対象外となります。この農業用ため池の所有者等は、適正管理義務が課せられ、安全の確保に関して公的監視を受けていることから、集落・個人等が所有する農業用ため池も公共施設用地として取り扱い、規制対象外となります。なお、ため池法の要件に適合しないものは規制対象となります。
- ・ 用途を廃止して埋め立て、盛土や切土等を行う場合は規制対象となります。

【防衛施設】

- ・ 防衛省が所管する職員用の宿舍、団地、レーダー施設及び灯台等も規制対象外となります。

【緑地・広場】

- ・ 条例等により、地方公共団体又はその指定管理者等による管理の位置付けがされた緑地や広場は規制対象外となります。

【廃棄物処理施設】

- ・ 国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設においては、埋立てにおいて行う盛土も規制対象外となります。施設外で覆土に用いる土石を一時堆積する場合は、規制対象となります。

【水道】

- ・ 水道法等に基づいて、地方公共団体が管理している施設である場合は、浄水場も公共施設用地であるため規制対象外となります。

【下水道】

- ・ 下水道法第二条第1項第二号に定義される下水道のほか、地方公共団体が管理する小規模集合排水処理施設やコミュニティ・プラント等は規制対象外となります。公共団体が管理していない浄化槽は規制対象となります。

(注2) 災害の発生のおそれがないと認められる工事 許可・届出不要

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

令第5条

1 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

【鉱山保安法】

- ・ 鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）

【鉱業法】

- ・ 鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）

【採石法】

- ・ 岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）

【砂利採取法】

- ・ 砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

則第8条

令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

【土地改良法】

- ・ 土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 土地改良事業に準ずる事業の場合には、土地改良事業計画基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。

【火薬類取締法】

- ・ 火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等

【家畜伝染病予防法】

- ・ 家畜の死体等の埋却

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- ・ 廃棄物の処分等

【**土壌汚染対策法**】

- ・ 汚染土壌の搬出又は処理等

【平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法】

- ・ 廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

【**森林施業に必要な作業路網の整備工事**】

- ・ 森林作業道や土場等、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

※工事を行う土地の市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、国が示す森林作業道作設指針や主伐時における伐採・搬出指針に即して整備されるものが対象となります。

【**応急措置工事**】

- ・ 以下のものが非常災害のために必要な応急措置として行う工事

- ① 国、地方公共団体
- ② 地方住宅供給公社
- ③ 土地開発公社
- ④ 日本下水道事業団
- ⑤ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ⑥ 独立行政法人水資源機構
- ⑦ 独立行政法人都市再生機構

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

則第8条

令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの
- 十 次に掲げる土石の堆積に関する工事
- イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの
- ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

【一定規模以下の工事】

- ・ 図 1.8.1 に示すもの。

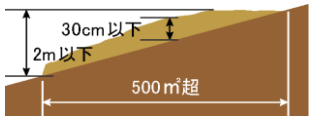
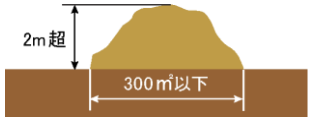
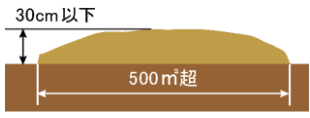
土地の形質 の変更	高さが2 m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするもの	
土石の堆積	土石の堆積を行う土地で次のいずれにも該当する場合 ・ 高さが2 m超 ・ 面積が300 ㎡以下	
	土石の堆積を行う土地で次のいずれにも該当する場合 (高さ2 m以下) ・ 面積が500 ㎡超 ・ 地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cm以下	

図 1.8.1 災害の発生のおそれがない一定規模以下の工事

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

則第8条

令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

- ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

【工事の施行に付随して行われる土石の堆積】

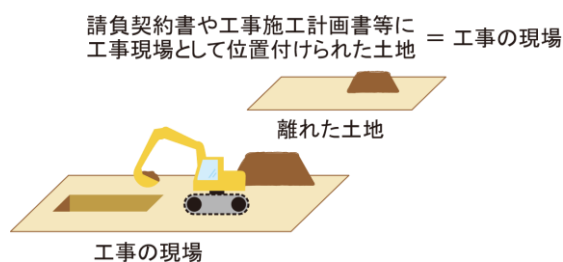
- 主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するもの。

①工事に使用する土石の取扱い

工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石（工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含む）。

②工事の現場の取扱い

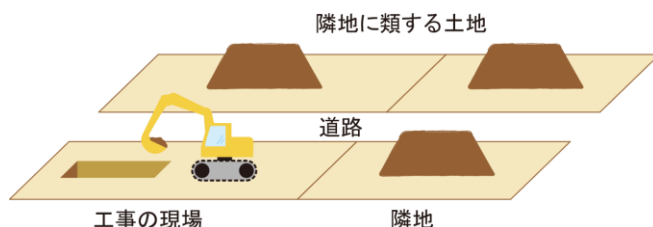
工事が行われている土地。請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む）。



③工事の現場の付近の取扱い

本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地。

※隣地に類する土地：道路を挟んだ向かいの土地等



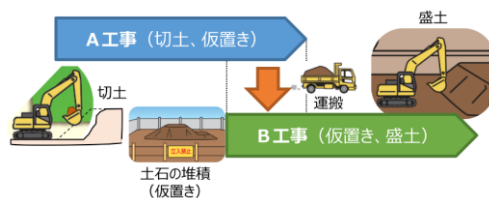
④堆積期間の取扱い

原則として本体工事の着工から完了までの期間。

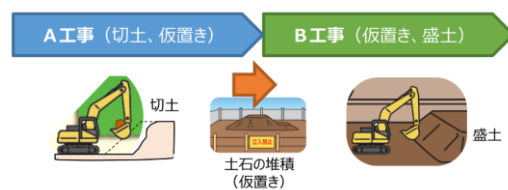
※土石の搬出先となる残土処理場や流用先の工事との関係等により、やむを得ず本体工事完了後も土石の堆積を継続する必要がある場合には、引き続き許可不要とした上で堆積を継続することができます。この場合、工事主又は主任技術者等が当該土石を安全に管理する必要があります。

やむを得ず本体工事完了後も土石の堆積を継続する場合は、許可権者にご相談ください。

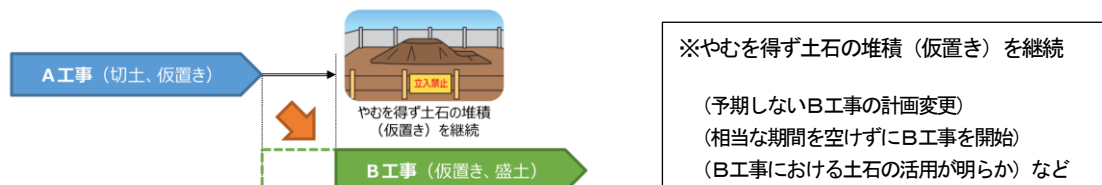
【工事期間が重複する場合】



【工事期間が連続する場合】



【工事期間が連続しない場合】



【看板の掲示】

工事に付随する土石の堆積であり、許可不要となる条件に合致していることが客観的に確認できるよう、本体工事の工事名、位置、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を現場に掲示することが望ましい。

(注3) 通常の営農行為 規制対象外

① 農地及び採草放牧地において、通常の生産活動及びほ場管理のために行われる行為であって土地の形質を維持する行為については、災害の危険性を増大させないことから通常の営農行為として整理し、規制の対象とならない行為として扱います。

- (例)
- ・耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去
 - ・土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
 - ・表土の入れ替え
 - ・農業用暗きょ排水の新設、改修
 - ・樹園地における樹木の改植
 - ・盛土、切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）

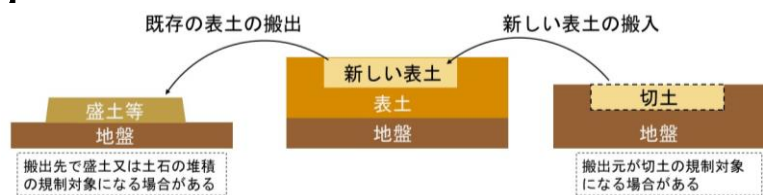
② 次に掲げる農地改良行為は、通常の営農行為の範疇として規制の対象とならない行為として扱います。

- ・面積1,000㎡以下かつ工事期間3か月以内（※1）及び盛土の高さ（又は掘削の深さ）が1m以下の農地改良行為（※2）（※3）（※4）（※5）

- ※1 工事期間について市町村独自基準がある場合はその期間内（各市町村農業委員会における農地改良の取扱いに関する要綱等に準ずる）。
- ※2 農地改良行為とは、農業上の利用の改善（生産性の向上）を目的として農地の所有者又は耕作者が行う盛土や掘削等の行為をいいます。具体的には表土の補充、ほ場の大区画化・均平・勾配修正、盛土・切土を伴う田畑転換、盛土・切土を伴う荒廃農地の整備などです。
- ※3 土砂等の処分のみを目的としたものは、農地改良行為に該当しません。
- ※4 太陽光発電（営農型太陽光発電を含む）について、発電設備の設置、管理のための盛土・切土は農地改良行為に該当しません。
- ※5 通常の営農行為の範疇であっても、農地改良行為については農地改良届や農地法の一時転用許可が必要な場合がありますので、市町村農業委員会へご相談ください。

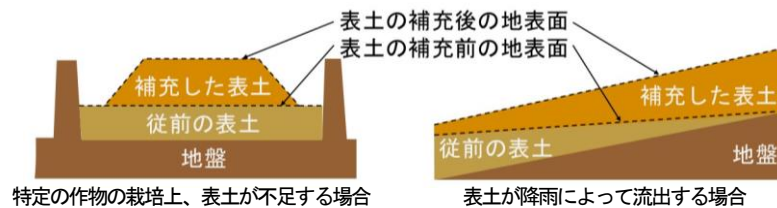
【表土の入れ替えのイメージ】

（規制対象外）



【表土の補充のイメージ】

（規模によって規制対象）



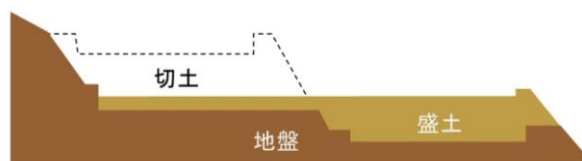
【田畑転換のイメージ】

（規模によって規制対象）



【ほ場の大区画化・均平のイメージ】

（規模によって規制対象）



1.8.3 許可・届出対象行為の考え方

(宅地造成及び特定盛土等)

令第3条

法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが二メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(土石の堆積)

令第4条

法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

令第23条

法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

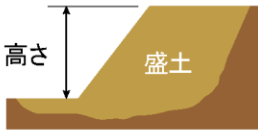
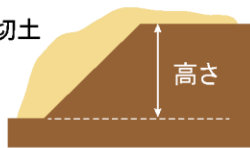
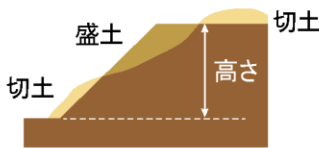
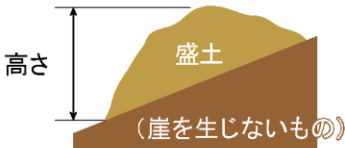
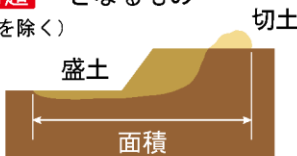
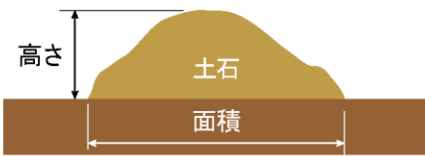
(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

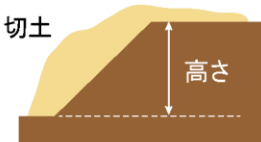
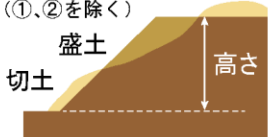
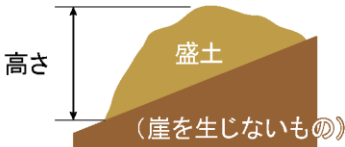
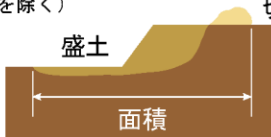
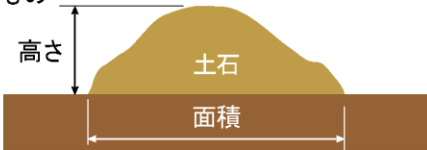
令第25条

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ許可又は届出が必要となります。宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時堆積についても規制対象となります。

区域	行為	許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更（盛土・切土）	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
		イメージ図				
		要件	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）			⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 ※ ¹ となるもの（①～④を除く）
		イメージ図				
	一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 ※ ² となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 ※ ² となるもの
		イメージ図				

区域	行為	届出		許可				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更（盛土・切土）	要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖を生ずるもの		②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの		③盛土と切土を同時に行い高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
		イメージ図						
		要件	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの（①、③を除く）			⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500 ㎡超 3,000 ㎡超 ※ ¹ となるもの（①～④を除く）		
		イメージ図						
	一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300 ㎡超 1,500 ㎡超 ※ ² となるもの			⑦最大時に堆積する面積が 500 ㎡超 3,000 ㎡超 ※ ² となるもの		
		イメージ図						

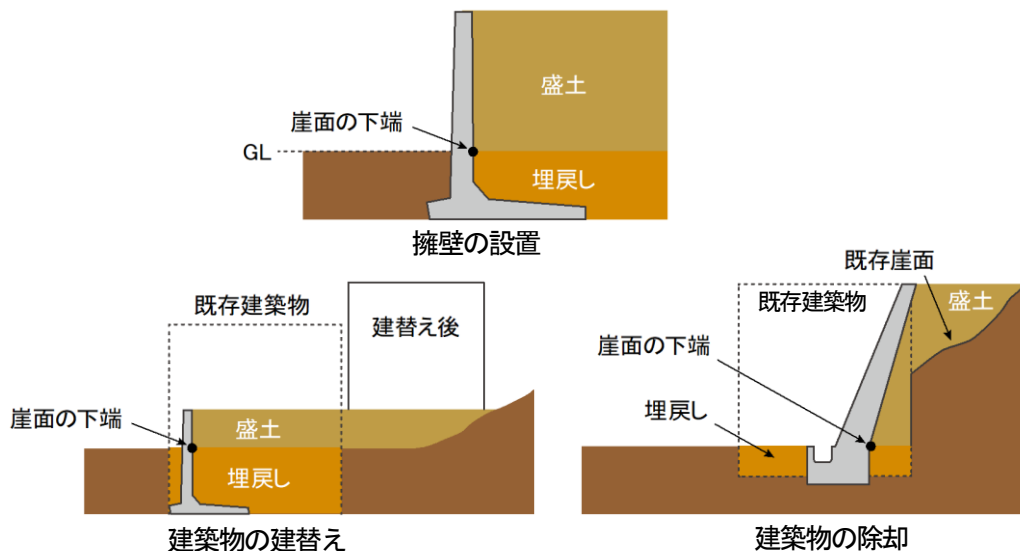
※1 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。

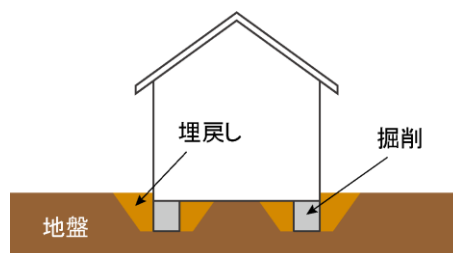
1.8.4 規制対象行為の考え方

(1) 盛土・切土

- 「盛土」とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為です。
- 「切土」とは、地盤を削り取って地盤を低くする行為です。
- 「埋戻し」とは、周辺の地盤高まで土を充填する行為です。
- 土地の形質の変更は、埋戻し部分を除く盛土部分で判断します。
- 舗装に使用するアスファルト混合物、コンクリート又はモルタルは、土に該当しないものと取り扱います。ただし、規制対象行為に該当する盛土等で許可を要する規模のものと一体で行う計画のものは、その部分も含めて技術的基準への適合を確認します。
- 建築物等の工作物の解体において土地の形質の変更を行わないが、解体後の土地に崖面が生じる場合は、当該工事は規制対象外です。ただし、工事後に残る崖については既存の切土に該当し得るため、切土の崩落による災害発生のおそれがあれば改善命令や勧告の対象となります。

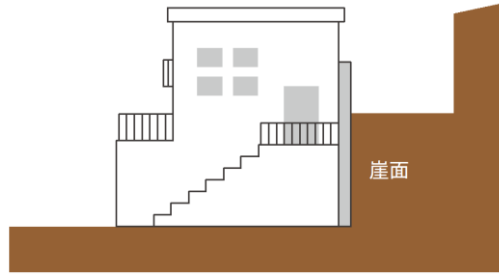


- 建築物等の工作物の建築・築造に伴う掘削及び埋戻しは、土地の形質が変更されたものとみなされないため規制対象外です（埋戻しの範囲は周囲の地盤高までに限る）。



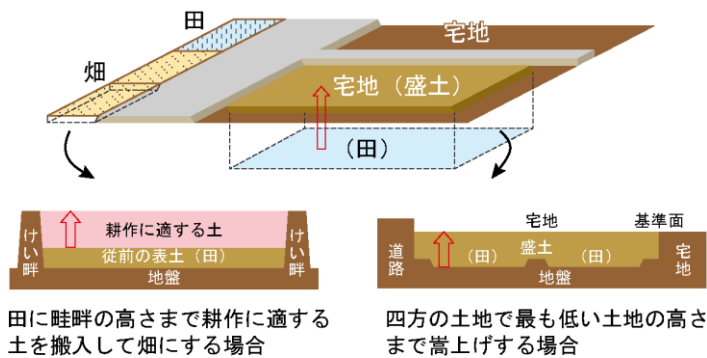
- 建築物等の工作物の解体に伴う地中埋設物（建築物の基礎等）の撤去のための床堀及び埋戻しは規制対象外です（埋戻しの範囲は周囲の地盤高までに限る）。

- 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合は、土地の形質が変更されたものとみなされないため規制対象外です。



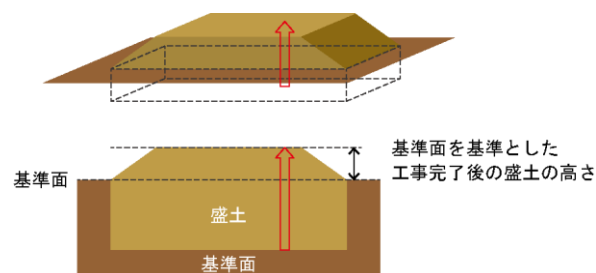
- 採石場跡地等の四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合（人家等に影響がないことを前提に一部のみを埋め立てる場合も含む）や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象外です。ただし、盛土による堤体を有する貯水池や調整池等の人工池を埋め立てる場合は、土圧により堤体に滑動等の影響が想定されるため、当該堤体も一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合は、規制対象です。

①窪地を四方の高さに合わせて嵩上げするケース（規制対象外の工事）



②窪地を四方の高さより高く盛土をするケース（規制対象となり得る工事）

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い、平坦にした面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積により規制対象規模が判断します。



③盛土による堤体を有する人工池を埋めるケース（規制対象となり得る工事）

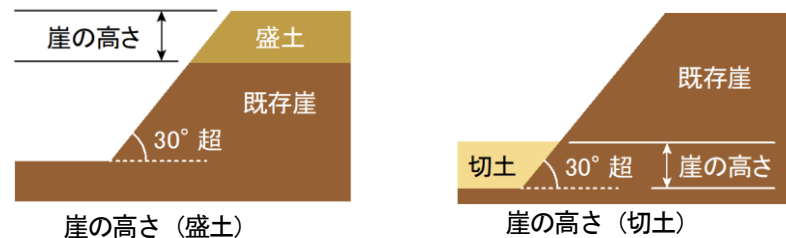
埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積により規制対象規模が判断します。



- ・ 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為は、盛土規制法の規制対象となる土地の形質の変更には該当しないと考えられるため、規制対象外です。
- ・ 文化財保護法の指定等を受けた文化財であっても、当該法の適用状況にかかわらず盛土規制法に基づき規制対象行為が判断します。なお、文化財の補修については、土地の形質の変更に該当しないことから盛土規制法の規制対象外です。

(2) 既存の崖

- ・ 既存の崖に盛土又は切土を行う場合は、下図に示すとおり盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、規制対象規模が判断します。



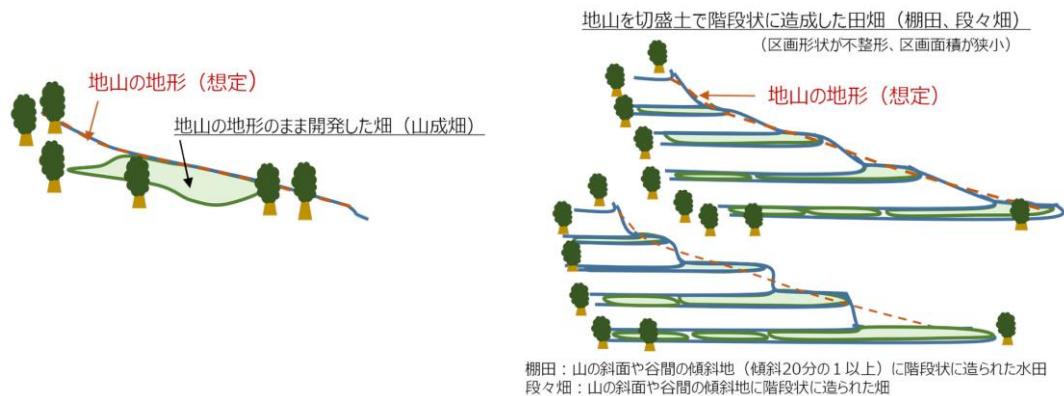
- ・ 自然崖や当該自然崖を保護するための擁壁等は規制対象外です。
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律や土砂条例などの法律・条例の許可等に係る工事等によらない棚田や段々畑については、地山の地形に即して小規模な盛土・切土により造成され、長年にわたり変化のない地形であって、造成時の盛土・切土によって災害の危険性が增大しないことから、地山相当の地形として扱うため規制対象外です。

①地山の地形に即して造成された農地（規制対象外の工事）

地山の地形に即して造成された以下のいずれの工事も行われていない農地は規制対象外です。

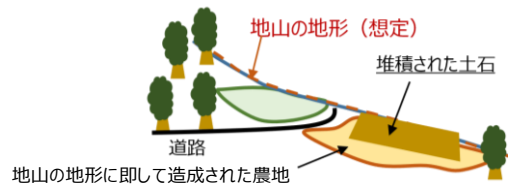
- 1) 農業振興地域の整備に関する法律（開発許可）、土砂条例等の法律・条例に基づく許可・届出に係る工事
- 2) 土地改良事業等による面整備（区画整理・農地造成等）に係る工事

3)農地法の運用により届け出される農地の改良工事、パトロールや通報等の情報から確認した盛土等に係る工事、衛星画像等から確認した農地以外の土地を農地にする工事のうち 1) 及び 2) 以外の工事



②地山の地形に即して造成された農地上の盛土等（規制対象となり得る工事）

地山の地形に即して造成された農地の上で行われる盛土や土石の堆積は、当該盛土等の規模により規制対象が判断します。



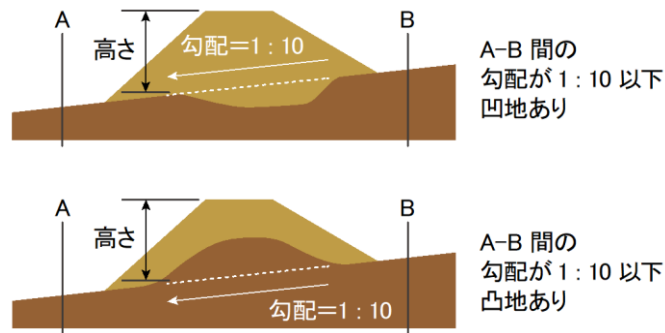
(3)既存の擁壁

- 新たに盛土等を行う土地において、当該土地内に既存の擁壁等が設置されているものの、当該擁壁等に手を加えずに新たな盛土等を行う場合は、既存擁壁等に係る土地の部分が基礎地盤に当たるのであれば、原地盤の一部として考慮する必要がありますが、必ずしも擁壁等としての技術的基準への適合までは求めません。
- 通常の既存擁壁の改修等であって、土地の形質の変更を伴わない場合は、技術的基準への適合は求めません。ただし、構造が改修等の前後で大きく変わる場合や擁壁等が覆う崖面や擁壁等の位置の変化の程度、擁壁等を設置する盛土等の面積の変化の程度により規制対象となり技術的基準への適合を求める場合があります。

(4)土石の堆積

- 表土（作土）の仮置きする土地やほ場の石積み、畔用の石材を一時仮置きする土地が、公共施設用地以外であれば規制対象です。ただし、当該工事に付随して工事現場やその付近で仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理が可能であることから許可・届出は不要です。

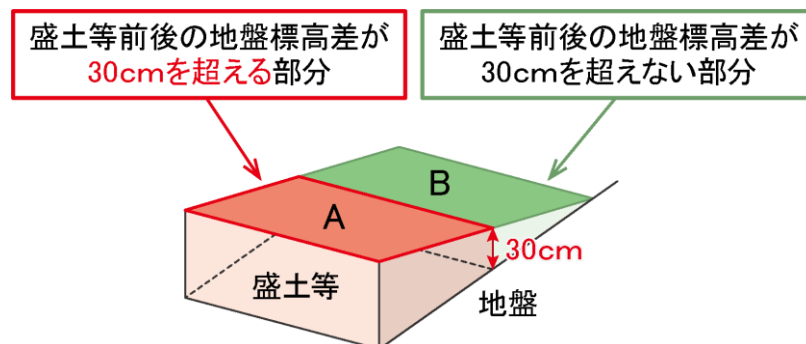
- 地盤の一部に凹凸がある場合、土石の堆積を行う土地の外側に設ける空地の両端（A-B）をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さ・勾配を測ります。



- 土石の堆積は、計画における最大の規模に対して基準を満たす必要があります。

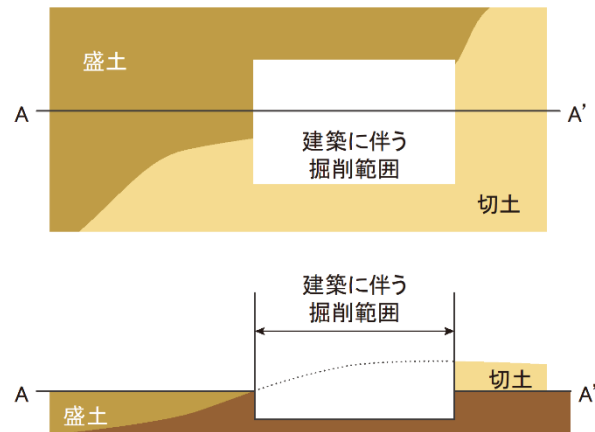
(5) 面積

- 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分と超えない部分がある場合は、下図に示すとおり30cmを超える部分の面積により、規制対象規模が判断します。



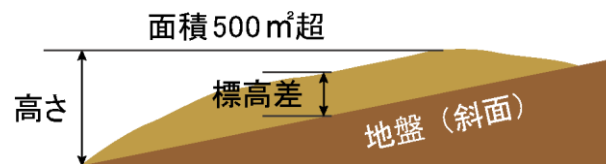
- 上記により規制対象の場合は、30cmを超えない部分を含めた全体が許可等の対象です。

- 建築物等の建築に伴う掘削を土地の造成と同時に行う場合は、下図のとおり盛土等をする土地の面積に当該掘削部分の面積は含みません。

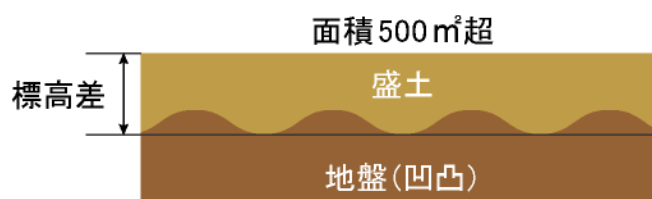


(6) 高さ・原地盤面

- 崖等の「高さ」とは、盛土等をした後の地盤面の最大高低差です。
- 盛土等をする前後の地盤面の「標高の差」とは、同一位置における盛土等の前後の標高差（盛土等の鉛直方向の厚さ）です。



- 凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合は、盛土等をする前後の地盤面の標高差は下図に示すとおりです。



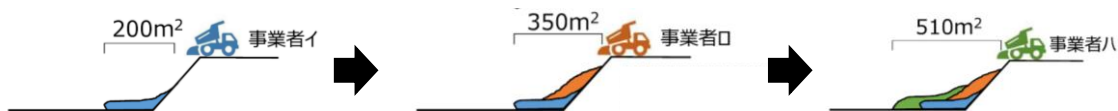
(7) 一体的な工事（盛土等）の考え方

- 工事（盛土等）の一体性については次のとおり扱います。許可・許可規模未満の届出の要否は、一体的な工事（盛土等）の範囲で規模要件を判定し、その結果、許可・届出規模要件を上回る場合は手続きが必要です。

①工事中又は完了後の工事（盛土等）と同じ場所で工事（盛土等）が行われる場合

事業者の別にかかわらず、物理的・機能的一体性又は時期的近接性の観点から一体性を有すると認められる工事（盛土等）は一体的な工事（盛土等）と扱います。

【同じ場所での工事のイメージ】



②工事中又は完了後の工事（盛土等）に隣接して工事（盛土等）が行われる場合

原則、一体的な工事（盛土等）と扱います。ただし、次のいずれかに該当し、かつ、土地の利用形態等から客観的総合的に判断して実質上1つの工事（盛土等）ではないと認められる場合は、一体的な工事（盛土等）と扱いません。

1) 下記イ～ハの全てに該当する場合

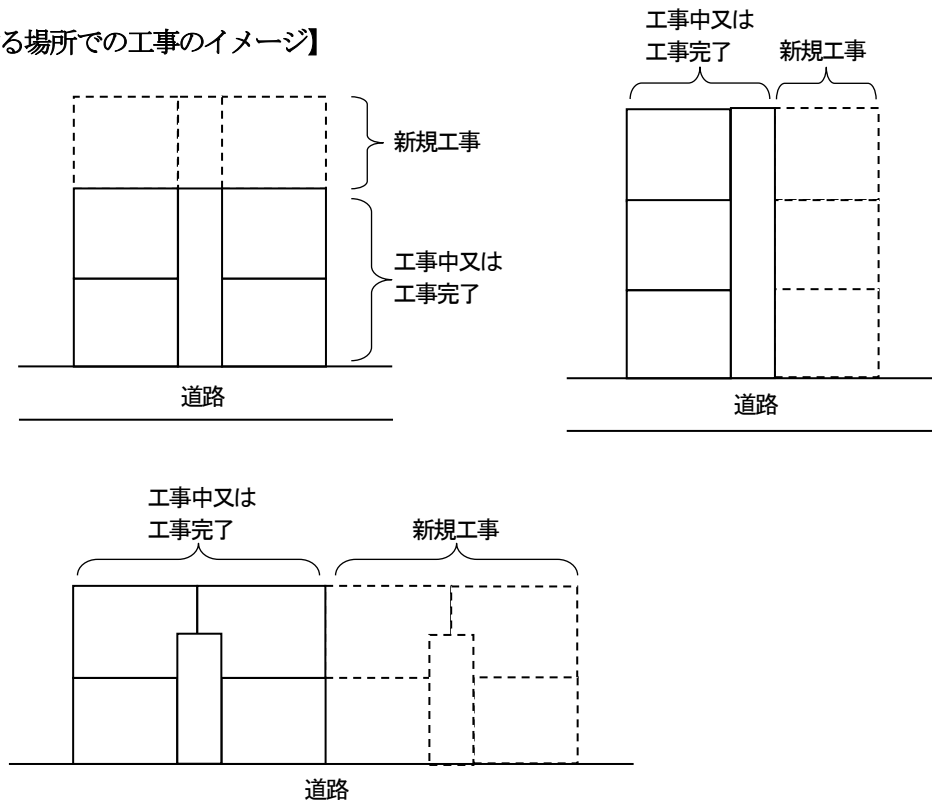
- イ 工事主（申請者）がそれぞれ違うこと。
- ロ 土地の所有者がそれぞれ違うこと。
- ハ 工事（盛土等）がそれぞれ独立して行われること。

2) 工事中の工事（盛土等）が「みなし許可を受けている場合」又は完了後の工事（盛土等）が「盛土規制法の許可又は都市計画法に基づく開発許可（みなし許可を含む）を受けて、完了している場合」

【関連項目】

みなし許可・みなし届出はP1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

【隣接する場所での工事のイメージ】



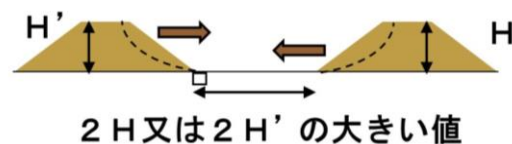
③工事中又は完了後の工事（盛土等）に近接して工事（盛土等）が行われる場合

原則、一体的な工事（盛土等）と扱いません。ただし、平地等において一定の離隔が確保できない場合や、溪流等において工事中又は完了後の工事（盛土等）の上下に位置する場合に、工事主・工事施行者の同一性、物理的・機能的一体性又は時期的近接性の観点から一体性を有すると認められる工事（盛土等）は、一体的な工事（盛土等）と扱います。

（一体的な工事として扱わない場合の例）

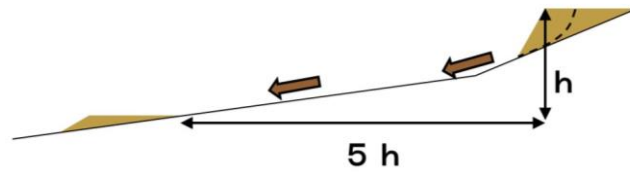
【平地盛土・切土の離隔距離】

盛土等間の離隔が盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ の距離が確保できている場合



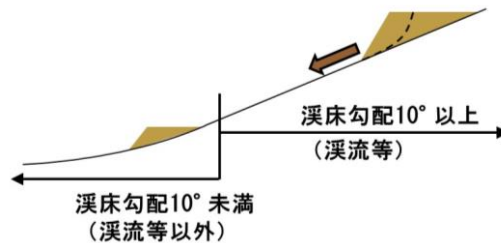
【腹付け盛土の離隔距離】

盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ の距離が確保できている場合



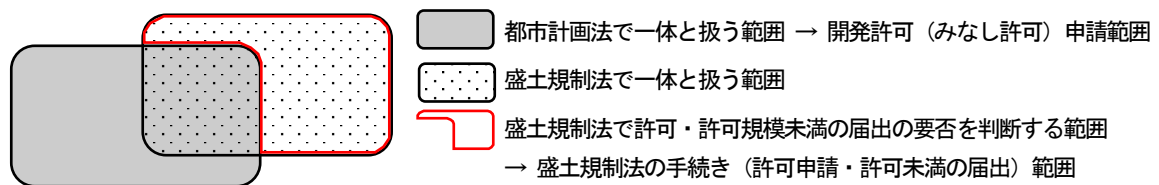
【溪流等の範囲】

溪流等（溪床勾配 10° 以上・全幅 50m の範囲）において盛土が上下に位置しない場合



- ※ 平地盛土……勾配 $1/10$ 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
腹付け盛土…勾配 $1/10$ 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土
溪流等………溪床勾配 10° 以上で全幅 50m の範囲（詳細は P2-19 「第二編 2.4.1 溪流等の考え方」）

- 都市計画法における「一体的な開発行為の考え方」との関係については、以下のとおり取り扱います。
- ① 都市計画法において「一体的な開発行為」として扱う範囲を特定し、当該範囲を都市計画法の開発許可（みなし許可）の申請範囲とする。
- ② 上記申請範囲外について、盛土規制法の許可・許可規模未満の届出の可否を判断し、盛土規制法の申請・届出範囲とする。
- ③ 盛土規制法に基づく定期の報告や中間検査の可否は、それぞれの範囲で個々に判断・対応する。

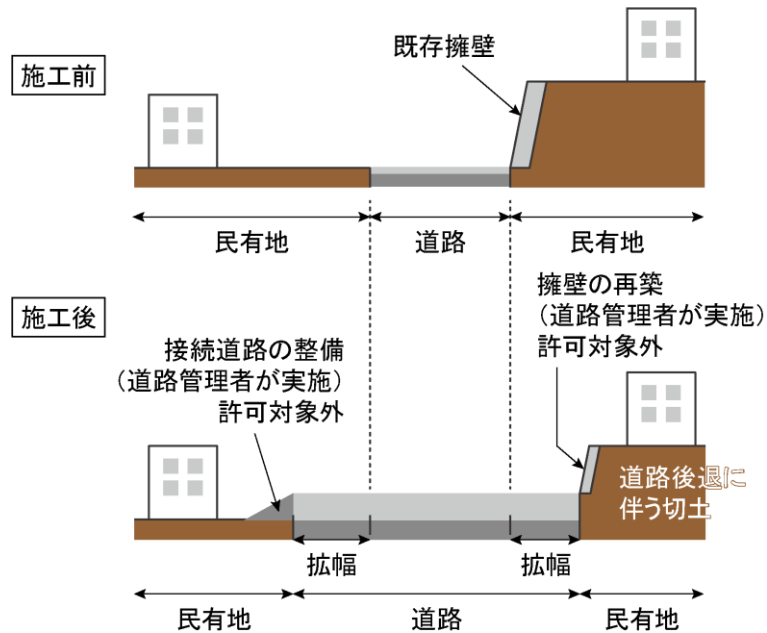


※都市計画法における「一体的な開発行為の考え方」については、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」の「第一編 第二章 1 開発行為の定義」を参照してください。

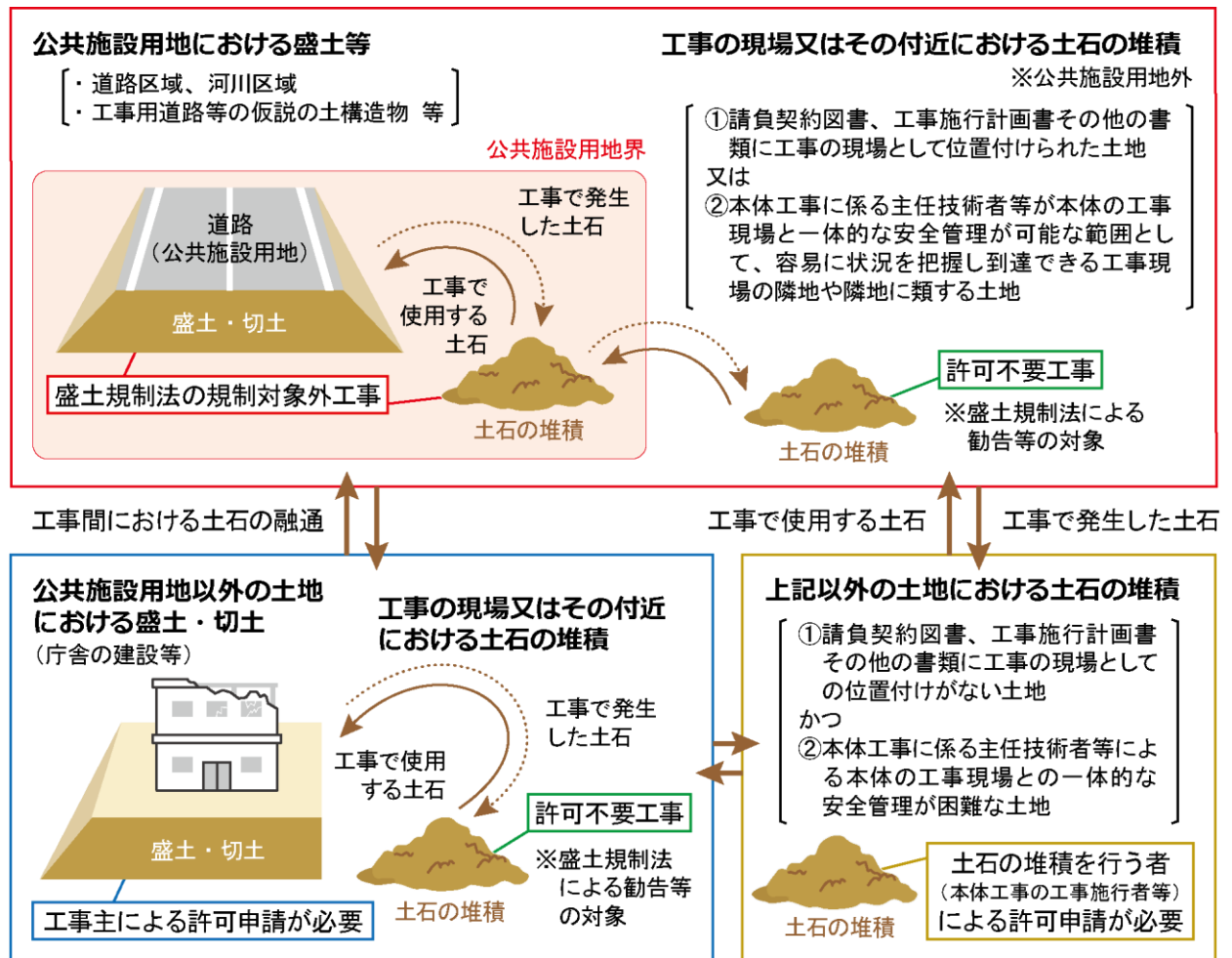
(8) 公共事業

- 公共施設管理者が、公共施設用地内における工事（道路の拡幅工事等）に必要なものとして、公共施設用地外である民有地等で接続通路の整備、切土及び擁壁の再築の工事等を一体的に行う場合、その規模等から当該工事を行う範囲を含めて公共施設用地における工事として取り扱うことが妥当と認められれば、施工中は規制対象外です。

ただし、竣工後は民有地等の部分は公共施設用地として取り扱われないことから、既存盛土等として規制対象となり、災害等のおそれがある場合には改善命令等の対象です。



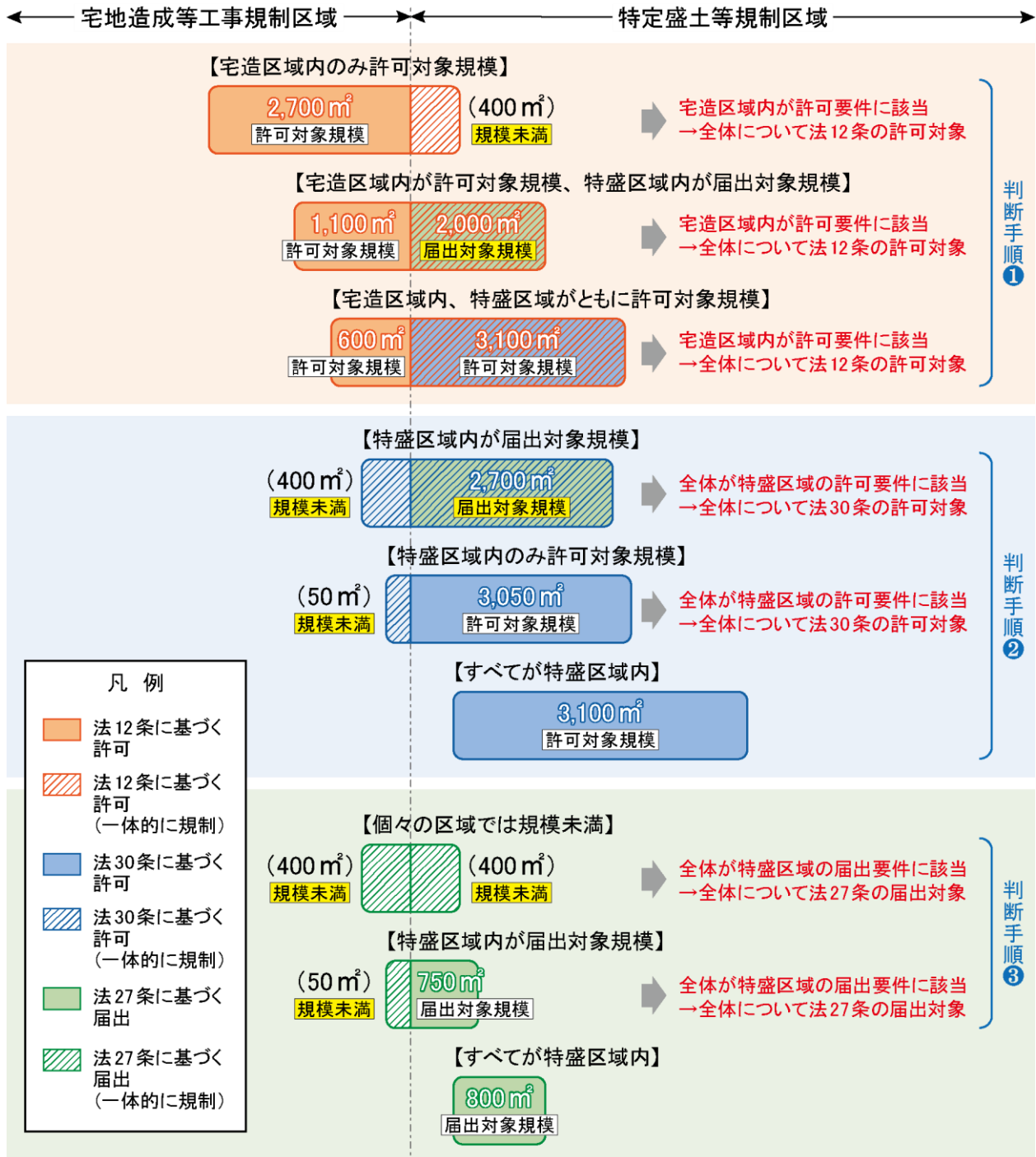
- 公共工事により発生した残土の処分であっても、残土処分を行う土地が公共施設用地外であれば、規制対象です。
- 地方公共団体が整備する残土処分場であっても、規制対象です。
- 公共施設用地における工事であっても、土石の堆積が契約内容に含まれておらず、公共施設用地外の離れた場所に堆積する場合は規制対象です。この場合、当該土石の堆積の工事主は請負業者です。



(9) 宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合

盛土等の工事が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合は、以下のとおり取り扱います。

- ① 盛土等の工事のうち宅地造成等工事規制区域内の部分が宅地造成等工事規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について、法第12条の許可に該当する。
- ② ①に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の許可要件に該当する場合には、当該盛土全体について法第30条の許可に該当する。
- ③ ①、②に該当せず、盛土等の工事全体が特定盛土等規制区域の届出要件に該当する場合には、当該盛土全体について法第27条の届出に該当する。



2 許可制度（各論）

2.1 許可関係（各規制区域内における宅地造成等に関する工事等の規制）

2.1.1 工事の許可

（宅地造成等に関する工事の許可）

法第12条

- 1 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

工事主は宅地造成等工事規制区域内又は特定盛土等規制区域内において宅地造成等に関する工事を行おうとするときは、工事に伴う災害を防止する観点から、当該工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 2.1.1 に示すとおりです。

許可申請書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.2 (3) 許可申請書等様式（記入例）」を参照してください。

区域	行為	許可	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの
		③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	一時的な土石の堆積	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 ※ ¹ となるもの (①～④を除く)
		⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 ※ ² となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 ※ ² となるもの

区域	行為	届出	許可
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの
		③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	一時的な土石の堆積	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 ※ ¹ となるもの (①～④を除く)
		⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 ※ ² となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 ※ ² となるもの

※1 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。

図 2.1.1 許可が必要となる工事の規模

2.1.2 住民への周知（周知の方法・周知内容・周知範囲）

（住民への周知）

法第11条

工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第29条で同様に規定

則第6条

法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市）の条例若しくは規則で定める場合にあっては、第一号に掲げる方法により行うものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。
- 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。
- 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

【解説】

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知する必要があります。「周辺地域の住民」とは、周知を行う範囲内の居住者等（事業所の管理者を含む）を指します。

【審査基準】

許可申請書に添付する周知状況報告書により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

周知状況報告書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.2 (3) 許可申請書等様式（記入例）」を参照してください。

【周知の方法】

次のいずれかの方法により行ってください。

なお、災害が生ずるおそれが特に大きい土地（溪流等）において、高さ15m超の盛土をする場合は、①による周知が必要です。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺（公衆の見やすい場所）での掲示＋ウェブページへの掲載

また、周知を行った範囲等を把握するため、周知状況報告書に表2.1.1に示す資料を添付してください。

表 2.1.1 周知状況報告書への添付資料

周知の区分	周知状況報告書への添付資料
説明会	・開催の周知を行った範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び説明会に用いた資料
書面配布	・書面配布をした範囲が分かる位置図等 ・配布した資料
掲示及びインターネット※	・掲示した場所が分かる位置図 ・掲示状況の写真 ・インターネットの閲覧ページの写し（URL 等）

※掲示及びインターネットに掲載したことを表 2.1.3 の範囲の自治会等に知らせることが望ましい。

【周知の内容】

周知する工事の内容は表 2.1.2 に示すとおりです。

表 2.1.2 周知する工事の内容

盛土等の区分	項目
宅地造成 又は 特定盛土等	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項
土石の堆積	①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧その他都道府県等が必要と認める事項

【周知の範囲】

表 2.1.3 に示す区分に応じた範囲に周知を行ってください。

表 2.1.3 住民へ周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（のり尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※参考図 L の範囲） ・上記の範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 《参考図》
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図 I の範囲） ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 《参考図》
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15m を超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、住民への周知を行う範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図） ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲 《参考図》

※ 平地盛土……勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 腹付け盛土…勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 谷埋め盛土…谷や沢を埋め立てて行う盛土
 溪流等………溪床勾配 10° 以上で全幅 50m の範囲（詳細は P2-19 「第二編 2.4.1 溪流等の考え方」）

2.1.3 資力・信用

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条第2項

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第30条第2項で同様に規定

【解説】

工事の許可申請に当たっては、工事を完成させるために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

【審査基準】

下記に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

- ☐ 資金計画書
- ☐ 残高証明書、融資証明書（定期の報告を要する規模の場合）
- ☐ 工事主の資力及び信用に関する申告書
- ☐ 納税証明書
- ☐ 財務諸表（法人の場合）
- ☐ 許可等の写し（許可等を有している場合）
- ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書
- ☐ 暴力団等に該当しない旨の誓約書

資金計画書等の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.2 (3) 許可申請書等様式（記入例）」を参照してください。

2.1.4 工事施行者の能力

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条第2項

三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

※特定盛土等規制区域については、第30条第2項で同様に規定

【解説】

工事の許可申請に当たっては、設計どおりに工事を完成するために必要な能力が工事施行者に求められます。

【審査基準】

下記に示す資料により、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

- ☐ 工事施行者の能力に関する申告書
- ☐ 建設業許可を有している場合は、許可通知書等の写し
- ☐ 法人の場合は、法人の登記事項証明書

申告書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.2 (3) 許可申請書等様式 (記入例)」を参照してください。

2.1.5 土地所有者等の同意

(宅地造成等に関する工事の許可)

法第12条第2項

四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

※特定盛土等規制区域については、第30条第2項で同様に規定

【解説】

工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、工事をしようとする土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。

【審査基準】

下記に示す資料により、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。

- ☐ 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）
- ☐ 該当する権利者を記載した一覧表
(宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表)
- ☐ 工事区域内の土地の登記事項証明書
- ☐ 各権利者の同意書（宅地造成等行為施行等の同意書）及び印鑑証明書

同意書等の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.2 (3) 許可申請書等様式（記入例）」を参照してください。

所有権等の登記がある土地について、当該権利者の同意書を必ず提出するとともに、所有権等の登記がない土地についても、現に当該土地を所有している者等の同意書を必ず提出してください。

なお、全員の同意が必要とされているため、全員の同意が得られない場合は許可できません。

【同意を必要とする権利者】

同意を必要とする権利者とは、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利（永小作権、地役権等）を有する者です。

なお、抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象ではありません。また、建築物又は工作物のみに係る権利者（賃貸住宅の賃借人等）の同意は不要です。

2.1.6 設計者の資格

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

法第13条

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令（同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第31条で同様に規定

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

令第21条

法第十三条第二項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

令第22条

法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。）において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。）、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

告示第1005号

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（昭和37年3月29日）

宅地造成等規制法施行令第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

- 三 建築士法による一級建築士の資格を有する者
- 四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

【解説】

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計には、一定の資格が求められます。

【一定の資格が必要な工事】

- ① 高さが5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

【審査基準】

表 2.1.4 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 2.1.4 設計者の資格

施行令該当号	設計者の資格	設計者の資格を証する書類
第1号	大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 設計者の資格に関する申告書
第2号	短期大学（3年制）の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
第3号	短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
第4号	高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
第5号	土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 設計者の資格に関する申告書
	大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 設計者の資格に関する申告書
	技術士（建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」に限る）、森林部門（選択科目「森林土木」に限る）、水産部門（選択科目「水産土木」に限る）など）	☐ 技術士の資格証明書 ☐ 設計者の資格に関する申告書
	一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書 ☐ 設計者の資格に関する申告書

2.1.7 工事の技術的基準

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

法第13条

- 1 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第31条で同様に規定

【解説】

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。

【審査基準】

技術的基準の詳細は、「第二編 技術的基準編」を参照してください。

表 2.1.5 政令に規定する技術基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

2.1.8 許可証の交付又は不許可の通知

（許可証の交付又は不許可の通知）

法第14条

- 1 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもってその旨を通知しなければならない。
- 3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、第33条で同様に規定

（宅地造成等に関する工事の許可）

法第12条

- 3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める許可基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するために必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面により通知します。

2.1.9 工事主の氏名等の公表

（宅地造成等に関する工事の許可）

法第12条

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第30条で同様に規定

【解説】

地域の住民や関係市町村が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

なお、各許可権者において、下記事項を公表します。

【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の許可年月日及び許可番号
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・ 崖面崩壊防止施設の有無

2.1.10 許可の特例

（許可の特例）

法第15条

- 1 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があったものとみなす。
- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

【解説】

国又は都道府県等が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

協議を要する工事は、P1-39の図 2.1.1に示すとおりです。

協議に必要な図書は、許可申請と比べて工事主確認書類等、一部の書類が不要です。「第三編 諸手続要領編 3.2 (1)図書一覧表（注3）」を参照してください。

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます（通称「みなし許可」）。

【関連項目】

みなし許可・みなし届出はP1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

協議の手続きについては、県規則で次のように定められています。

（協議）

県規則第8条

- 1 法第十五条第一項又は第三十四条第一項の協議をしようとする者は、知事が別に定める協議書に、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては省令第七条第一項に規定する書類（同項第七号から第九号までに規定する書類を除く）のほか、第四条第一項第一号から第五号まで、第七号及び第十号並びに第五条第一号、第三号及び第五号に掲げる書類を、土石の堆積に関する工事にあつては省令第七条第二項に規定する書類（同項第五号から第七号までに規定する書類を除く）のほか、第四条第一項第一号、第二号、第五号、第七号及び第十号並びに第五条第三号及び第五号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、政令第二十三条各号又は第二十五条第二項各号に規定する規模の工事に該当しない場合にあつては、第四条第一項第二号に掲げる書類の添付は要しない。
- 2 法第十六条第三項において準用する法第十五条第一項又は第三十五条第三項において準用する法第三十四条第一項の協議をしようとする者は、知事が別に定める協議書に、工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、変更する事項の新旧を対照した書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前二項の規定による協議が成立したときは、当該協議の申出をした者に通知するものとする。
- 4 第六条、第七条、第九条、第十一条から第十四条まで及び第二十条の規定は、法第十五条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）又は法第三十四条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の協議をしようとする者について準用する。

2.1.11 工事の着手

(工事の着手)

県規則第6条

- 1 法第十二条第一項又は法第三十条第一項の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、法第四十九条の規定により掲示する標識の設置状況を明らかにする写真を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第十五条第二項又は法第三十四条第二項の規定により前項の許可を受けたものとみなされるものが、都市計画法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第三十七号）第五条の規定による届出をする場合において、前項の写真を添付したときは、同項の規定による届出があったものとみなす。

【解説】

工事主は、工事に着手しようとするときは、あらかじめ工事着手届出書を提出する必要があります。また工事を中止・廃止するときは、速やかに工事廃止届出書を提出する必要があります。

届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.5 工事着手の届出」を参照してください。

【関連項目】

許可を受ける前に工事を中止する場合は、申請取り下げ届を提出してください。

「第三編 諸手続要領編 3.4 申請取り下げの届出」を参照してください。

許可を受けた後に工事を廃止する場合は、工事の廃止の届出を提出してください。

P1-76「第一編 2.4.4 工事の廃止」を参照してください。

「工事の着手」の定義はP1-4「第一編 1.3 定義」を参照してください。

2.1.12 変更の許可、軽微な変更の届出

(変更の許可等)

法第16条

- 1 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、省令38条で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 第十二条第一項の許可を受けた者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十四条及び前条第一項の規定は、第一項の許可について準用する。
- 4 第一項又は第二項の場合における次条から第十九条までの規定の適用については、第一項の許可又は第二項の規定による届出に係る変更後の内容を第十二条第一項の許可の内容とみなす。
- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第35条で同様に規定

(軽微な変更)

省令第38条

- 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - 一 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
 - 二 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（当該変更後の工事予定期間（着手予定年月日から完了予定年月日までの期間をいう。）が当該変更前の工事予定期間を超えないものに限る。）

※特定盛土等規制区域については、第68条で同様に規定

【解説】

工事主は、許可を受けた工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する前に変更許可を受ける必要があります。

なお、変更許可は、工事の許可に準じて許可基準や必要な手続きが適用されます。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

変更許可申請書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.7 変更許可申請（変更協議）」を参照してください。

土石の堆積の期間は5年以内とされていますが、ストックヤード業などやむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続することが適当である場合には、変更許可を受ける必要があります。

軽微な変更にあたる場合には、遅滞なく軽微な変更届出書を提出する必要があります。

軽微変更届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.10 軽微な変更の届出」を参照してください。

【一般承継人・特定承継人】

- ・ 「一般承継人」とは、相続人、合併後存続する法人（吸収合併の場合）又は合併後新たに設立された法人（新設合併の場合）です。一般承継人は被承継人の有していた許可に基づく地位を当然引き継ぎます。
- ・ 許可を受けた者（被承継人）から相続人等（一般承継人）へ承継する場合は、軽微な変更届を提出してください。
- ・ 一般承継人に事業を継続する意思がないときは、軽微な変更届とともに工事の廃止の届出を提出する必要があります。
- ・ 「特定承継人」とは、許可を受けた者から土地の所有権その他当該工事を施工する権原を取得した者を指します。
- ・ 許可を受けた後、工事完了までに、当該工事を施工する権原を特定承継人へ承継する場合は、新規に許可を受ける必要があります。

2.1.13 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正

県規則第20条

4 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、法第十六条第一項に規定する工事の計画の変更及び同項ただし書に規定する軽微な変更並びに法第三十五条第一項に規定する工事の計画の変更及び同項ただし書に規定する軽微な変更以外の変更が生じる場合は、あらかじめ、修正内容を申告する書類等を作成し、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査（第十二条第一項の規定による一部完了の検査を含む）の申請又は法第十七条第四項又は第三十六条第四項の規定による確認の申請までに知事に提出しなければならない。

【解説】

変更許可及び軽微な変更に当たらない変更が生じた場合は、申請書類修正申告書に変更内容が分かる書類を添付して提出してください。

なお、変更許可等に該当するかや提出時期について、事前に各許可権者と協議した上で、提出してください。

【変更許可、軽微な変更及びその他の変更】

申請書に記載されている事項を変更する場合は、変更許可の対象となります。変更許可、軽微な変更及びその他の変更（申請書類の修正）の対象は表 2.1.6 のとおりです。

表 2.1.6 変更許可、軽微変更及びその他変更の対象

①変更許可	・ 工事の計画の変更 ・ 設計者又は工事施行者の変更（別の者への変更）
②軽微な変更	・ 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ・ 工事の着手予定日又は工事の完了予定日の変更 （土石の堆積の場合は、工事予定期間が短くなるものに限る）
③その他の変更 （申請書類の修正）	・ 工事の計画の変更及び軽微な変更にあたらぬ変更 （1）機能の変わらない排水施設の変更 （2）見え高が1 m以下の擁壁（土留構造物）の形状・構造等の変更 （3）その他工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正

※工事主の変更については、P1-53「第一編 2.1.12 変更の許可、軽微な変更の届出」を参照してください。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の許可を受けたとみなされた工事については、都市計画法の変更許可、軽微な変更届等についても同様に、盛土規制法によるものとみなされます。

【関連項目】

みなし許可・みなし届出はP1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

2.1.14 中間検査（対象規模・特定工程及び特定工程後の工程）

（中間検査）

法第18条

- 1 第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成又は特定盛土等（政令で定める規模のものに限る。）に関する工事が政令で定める工程（以下この条において「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都道府県知事が定める期間内に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、当該特定工程に係る工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の当該特定工程に係る中間検査合格証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。
- 4 都道府県は、第一項の検査について、宅地造成又は特定盛土等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成若しくは特定盛土等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、又は特定工程（当該特定工程後の前項に規定する工程を含む。）として条例で定める工程を追加することができる。
- 5 都道府県知事は、第一項の検査において第十三条第一項の規定に適合することを認められた特定工程に係る工事については、前条第一項の検査において当該工事に係る部分の検査をすることを要しない。

※特定盛土等規制区域については、第37条で同様に規定

（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

令第23条

法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

（特定工程等）

令第24条

- 1 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。
- 2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

【解説】

工事完了後に確認することができない箇所について、中間検査により確認します。

図 2.1.3 に示す一定規模以上の工事において、政令で定められた特定工程を含む場合は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に中間検査を申請する必要があります。また、中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。

みなし許可の工事も中間検査の対象です。

【関連項目】

みなし許可は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表 2.1.7 のとおりです。特定工程に関する工事範囲について技術的基準への適合を確認した上で中間検査合格証を交付します。

表 2.1.7 特定工程及び特定工程後の工程

特定工程	特定工程後の工程
盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

中間検査申請書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.12 中間検査申請」を参照してください。

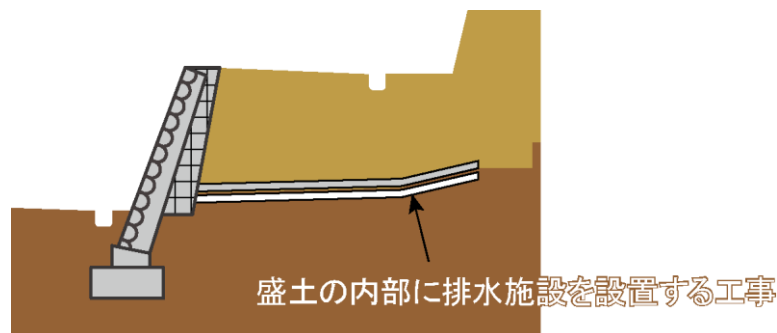


図 2.1.2 中間検査の対象となる工事のイメージ

行為	要件	イメージ図
土地の形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さが5m超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に行い高さが5m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④盛土で高さが5m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超※1となるもの（①～④を除く）	

※1 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

図 2.1.3 中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模の例

2.1.15 定期の報告（対象規模・報告の頻度・報告の方法・内容）

（定期の報告）

法第19条

- 1 第十二条第一項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 2 都道府県は、前項の報告について、宅地造成等に伴う災害を防止するために必要があると認める場合においては、同項の政令で定める宅地造成等の規模を当該規模未満で条例で定める規模とし、同項の主務省令で定める期間を当該期間より短い期間で条例で定める期間とし、又は同項の主務省令で定める事項に条例で必要な事項を付加することができる。

※特定盛土等規制区域については、第38条で同様に規定

（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

令第25条

- 1 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。
- 2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。
 - 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
 - 二 前号に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

（定期の報告）

則第48条

- 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（定期の報告の期間）

則第49条

法第十九条第一項の主務省令で定める期間は、三月とする。

（定期の報告の報告事項）

則第50条

- 1 法第十九条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第三号に掲げる事項については、二回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。
 - 一 工事が施行される土地の所在地
 - 二 工事の許可年月日及び許可番号
 - 三 前回の報告年月日

- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
- 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

【解説】

工事の進捗状況等を把握するため、定期の報告により確認します。

図 2.1.4 に示す一定規模以上の工事においては、表 2.1.8 に示す工事の実施の状況やその他主務省令で定める事項について、3月ごとに報告が必要です。

報告書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.13 定期の報告」を参照してください。

みなし許可の工事も定期報告の対象です。

【関連項目】

みなし許可は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

表 2.1.8 報告事項

工事の種別	報告事項
土地の形質変更	・ 工事をしている土地の所在地及び地番 ・ 許可年月日・許可番号 ・ 前回の報告年月日（二回目以降の定期報告の場合に限る） ・ 報告の時点における盛土又は切土の高さ ・ 報告の時点における盛土又は切土の面積 ・ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	・ 工事をしている土地の所在地及び地番 ・ 許可年月日・許可番号 ・ 前回の報告年月日（二回目以降の定期報告の場合に限る） ・ 報告の時点における土石の堆積の高さ ・ 報告の時点における土石の堆積の面積 ・ 報告の時点における堆積されている土石の土量 ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

行為	要件	イメージ図
土地の形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さが2 m超の崖を生ずるもの	
	②切土で高さが5 m超の崖を生ずるもの	
	③盛土と切土を同時に行い高さが5 m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
	④盛土で高さが5 m超となるもの（①、③を除く）	
	⑤盛土又は切土をする土地の面積が3,000 m ² 超※ ¹ となるもの（①～④を除く）	
一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが5 m超かつ面積が1,500 m ² 超※ ² となるもの	
	⑦最大時に堆積する面積が3,000 m ² 超※ ² となるもの	

※1 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。

図 2.1.4 定期報告を要する規模

2.1.16 工事施行状況の報告

（工事施行状況等の報告）

県規則第20条

- 1 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、当該工事の完了後、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請と同時に知事に提出しなければならない。ただし、法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による定期の報告において当該資料を提出した場合を除く。
 - 一 擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき 寸法、形状及び位置
 - 二 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき 寸法及び位置
 - 三 擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ
 - 四 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき 形状及び位置
 - 五 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなるとき 寸法、形状、位置等
- 2 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に高さ三メートルを超える擁壁が含まれる場合は、前項第一号から第三号までに規定する工程に達する七日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。
- 3 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。
 - 一 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置
 - 二 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置

【解説】

工事完了後に確認することができない箇所について、報告書により確認します。

工事に表 2.1.9 に示す工程が含まれる場合は、完了検査申請書等に写真等を添付して、工事の施行状況を報告する必要があります。

表 2.1.9 工事施行状況報告の対象①

工事種別	報告対象	報告内容	報告時期
宅地造成又は 特定盛土等	・擁壁等（法第13条第1項に規定する擁壁等をいう。以下同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき。	寸法・形状及び位置	定期報告時 又は 完了検査申請時
	・鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。	寸法及び位置	
	・擁壁等の高さが、計画高の1/2の工程に達したとき。	壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ	
	・排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき。	形状及び位置	
	・その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなる箇所。	寸法・形状及び位置等	

表 2.1.10 に示す工事については、完了検査申請書等への添付とは別に報告する必要があります。

表 2.1.10 工事施行状況報告の対象②

工事種別	報告対象	報告時期
高さ3mを超える擁壁が含まれる工事	・擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了するとき。 ・鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了するとき。 ・擁壁等の高さが、計画高の1/2の工程に達するとき。	各工程に達する 7日前まで
土石の堆積	・堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）。 ・土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）。	設置後速やかに

報告書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.18 その他の手続き（工事施行状況の報告）」を参照してください。

2.1.17 完了検査等（検査等受検の流れ・検査項目）

（完了検査等）

法第17条

- 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、その工事が第十三条第一項の規定に適合しているかどうかについて、都道府県知事の検査を申請しなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の検査の結果、工事が第十三条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、主務省令で定める様式の検査済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。
- 3 第十五条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定により交付された検査済証は、当該工事に係る第一項の規定による申請又は前項の規定により交付された検査済証とみなす。
- 4 土石の堆積に関する工事について第十二条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）を完了したときは、主務省令で定める期間内に、主務省令で定めるところにより、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、都道府県知事の確認を申請しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の確認の結果、堆積されていた全ての土石が除却されたと認めた場合においては、主務省令で定める様式の確認済証を第十二条第一項の許可を受けた者に交付しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第36条で同様に規定

【解説】

土地の形質変更に関する工事が完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事が完了したときは確認を受ける必要があります。

土地の形質変更における「工事が完了したとき」とは、宅地造成に関する工事即ち宅地造成そのものの工事とこれに関連して行われる擁壁又は排水施設の設置等の工事が設計に従って出来上がることです。

土石の堆積における「工事が完了したとき」とは、堆積していた土石が全て除却されることです。

工事が完了した日から4日以内に、完了検査申請書に工事写真及び竣功写真を添付し、申請する必要があります。また、表 2.1.9 に示す工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真等の資料を作成し、完了検査申請書に添付し提出してください。

土地の形質変更については、技術的基準に従い擁壁設置等必要な措置が完了していることを確認した上で検査済証を交付します。中間検査を受検し合格証を交付された工事範囲については、完了検査での確認は行いません。

土石の堆積については、土石の除却が完了をしたことを確認した上で確認済証を交付します。

完了検査申請書・確認申請書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.15 完了検査」「第三編 諸手続要領編 3.16 完了確認」を参照してください。

写真の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照してください。

みなし許可の工事については、都市計画法第36条による検査済証をもって盛土規制法による完了検査済証を交付したものとみなすため、盛土規制法による完了検査を受ける必要はありません。

【関連項目】

みなし許可は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

工事の一部完了の検査は、県規則では下記のように定められています。

（工事の一部完了の検査）

県規則第12条

- 1 知事は、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査を要する工事の一部が完了した場合において、当該宅地及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。以下この号において同じ。）が独立して使用に供し得るものであり、かつ、宅地及び農地等の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申出により、当該工事について、一部完了の検査を行うことができる。
- 2 工事主は、前項の規定による一部完了の検査の申出をしようとするときは、完了部分を明示した図面、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真並びに第二十条第一項各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を添えて、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項に規定する申請を受理し、検査の結果、法第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に適合していると認めるときは、知事が別に定める検査済証を工事主に交付するものとする。

【解説】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可を受けた者は、当該工事の一部が完了したとき、工事の一部完了検査を受けることができます。その場合は、宅地造成等工事一部完了検査申請書に工事中の写真及び一部竣功写真を添付して提出し、検査を受ける必要があります。

「工事の一部が完了したとき」とは、当該土地が独立して使用に供し得るものであり、かつ、土地の分割が災害の防止上支障がないと認められるものです。提出しようとする場合は、あらかじめ許可権者と協議してください。

工事一部完了検査申請書の作成については、「第三編 諸手続要領編3.14 一部完了検査」を参照してください。

2.2 届出関係（特定盛土等規制区域内における許可規模未満の工事等の規制）

2.2.1 工事の届出（許可規模未満）

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）

法第27条

- 1 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る工事の計画について当該特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要があると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

【解説】

工事主は、特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、一定規模以上の工事においては、工事に伴う災害を防止する視点から、当該工事に着手する日の前日から起算して30日前までに、届け出る必要があります。

届出を要する工事は図2.2.1に示すとおりです。

国又は都道府県等が行う工事であっても、規制対象外でない工事の場合は、本届出が必要です。

届け出た後に工事の計画を変更しようとする場合は、工事の変更の届出を提出してください。

P1-69「第一編 2.2.4 変更の届出」を参照してください。

届け出た後に工事を廃止しようとする場合は、工事の廃止の届出を提出してください。

P1-76「第一編 2.4.4 工事の廃止」を参照してください。

工事が完了したときは、工事の完了の届出を提出してください。

P1-70「第一編 2.2.5 工事の完了」を参照してください。

区域	行為	要件	イメージ図
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	
		②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	
		③盛土と切土を同時に行い高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	
		④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	
		⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 ※1 となるもの（①～④を除く）	
	一時的な土石の堆積	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 ※2 となる土石の堆積	
		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 ※2 となる土石の堆積	

※1 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分を除く。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面との標高差が30cm以下の部分を除く。

図 2.2.1 届出対象となる工事規模

2.2.2 工事主の氏名等の公表

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第27条

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【解説】

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、各許可権者において、下記事項を公表します。

【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の届出年月日
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・ 崖面崩壊防止施設の有無

2.2.3 届出の特例

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等)

法第27条

- 5 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等について都市計画法第二十九条第一項又は第二項の許可の申請をしたときは、当該特定盛土等に関する工事については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

【解説】

都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、別途の届出は不要です。

【関連項目】

みなし届出は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

2.2.4 変更の届出

(変更の届出等)

法第28条

- 1 前条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、当該変更後の工事に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、当該変更後の工事の計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 前条第五項の規定により同条第一項の規定による届出をしたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可の申請は、当該工事に係る前項の規定による届出とみなす。
- 3 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定による届出について準用する。

【解説】

工事主は、届け出た工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の30日前までに届け出る必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

変更届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編3.8 許可規模未満の変更の届出」を参照してください。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の届出をしたとみなされた工事については、都市計画法の変更許可、軽微な変更届等についても同様に、盛土規制法によるものとみなされます。

【関連項目】

みなし届出は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

届け出た後に工事を廃止しようとする場合は、工事の廃止の届出を提出してください。

P1-76「第一編 2.4.4 工事の廃止」を参照してください。

工事が完了したときは、工事の完了の届出を提出してください。

P1-70「第一編 2.2.5 工事の完了」を参照してください。

2.2.5 工事の完了

(工事の完了の届出)

県規則第19条

- 1 法第二十一条第一項及び第三項並びに第二十七条第一項並びに第四十条第一項及び第三項の規定による届出をした者は、工事が完了したときは、工事をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添えて速やかに知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第二十七条第五項の規定により同条第一項の届出をしたものとみなされるものが、都市計画法第三十六条第一項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出があつたものとみなす。

【解説】

工事が完了したときは、速やかに工事完了届出書を提出してください。

完了届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.17 許可規模未満の完了届」を参照してください。

都市計画法の開発許可を受けたことにより盛土規制法の届出をしたとみなされた工事については、都市計画法の完了届についても同様に、盛土規制法によるものとみなされます。

【関連項目】

みなし届出は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

2.3 許可・届出共通 標識の掲示

（標識の掲示）

法第49条

第十二条第一項若しくは第三十条第一項の許可を受けた工事主又は第二十七条第一項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、主務省令で定めるところにより、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

【解説】

許可を受けた工事又は届出をした工事については、土地の見やすい場所に、下記の記載事項を記載した標識を掲示する必要があります。

土石の堆積に関する工事についても、同様に掲示が必要です。

標識の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.6 標識の掲示」を参照してください。

都市計画法によるみなし許可やみなし届出の場合も、本標識の掲示は必要です。

【記載事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 現場管理者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- ・ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- ・ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

【関連項目】

みなし許可・みなし届出は、P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

2.4 その他の届出

2.4.1 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事の届出、工事主の氏名等の公表

(工事等の届出)

法第21条

- 1 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日の翌日から起算して21日以内に届け出る必要があります。

届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 4.2 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の届出」を参照してください。

(工事等の届出)

法第21条

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、各許可権者において、下記事項を公表します。

【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・ 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・ 工事の届出年月日
- ・ 工事施行者の氏名又は名称
- ・ 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【関連項目】

届け出た後に工事の計画を変更しようとする場合は、工事の変更の届出を提出してください。

P1-69「第一編 2.2.4 変更の届出」を参照してください

届け出た後に工事を廃止しようとする場合は、工事の廃止の届出を提出してください。

P1-76「第一編 2.4.4 工事の廃止」を参照してください。

工事が完了したときは、工事の完了の届出を提出してください。

P1-70「第一編 2.2.5 工事の完了」を参照してください。

2.4.2 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出

（工事等の届出）

法第21条

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

（届出を要する工事）

令第26条

- 1 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。
- 2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

【解説】

規制区域内において、次の工事を行う場合は、工事に着手する日の前日から起算して14日前までに届け出る必要があります。

【届出が必要な工事】

- ① 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 4.6 擁壁等に関する工事の届出・公共施設用地の転用の届出図書一覧表」を参照してください。

【関連項目】

届け出た後に工事の計画を変更しようとする場合は、工事の変更の届出を提出してください。

P1-69「第一編 2.2.4 変更の届出」を参照してください。

届け出た後に工事を廃止しようとする場合は、工事の廃止の届出を提出してください。

P1-76「第一編 2.4.4 工事の廃止」を参照してください。

工事が完了したときは、工事の完了の届出を提出してください。

P1-70「第一編 2.2.5 工事の完了」を参照してください。

2.4.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

（工事等の届出）

法第21条

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、第40条で同様に規定

【解説】

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日の翌日から起算して14日以内に届け出る必要があります。なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 4.6 擁壁等に関する工事の届出・公共施設用地の転用の届出 図書一覧表」を参照してください。

2.4.4 工事の廃止

(工事の廃止)

県規則第7条

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可（法第十五条第二項又は第三十四条第二項の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について法第二十一条第一項、第二十七条第一項又は第四十条第一項の届出（法第二十七条第五項の規定により当該届出をしたものとみなされるものを除く。）をした者及び法第二十一条第三項又は第四十条第三項の届出をした者は、工事を廃止しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

- 一 廃止の届出の時点における土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 二 防災措置に関する資料
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

【解説】

工事がむやみに途中で中止されると、周辺の地域に被害を及ぼす可能性があり、防災上の必要な措置をする必要があります。宅地造成又は特定盛土等に関する工事を廃止しようとするときは、事前に許可権者と協議し工事廃止届出書を提出してください。措置の状況を図面等により確認します。

なお、土石の堆積は工事廃止届の対象外です。

届出書の作成については、「第三編 諸手続要領編 3.9 工事の廃止の届出」を参照してください。

2.5 証明関係

（法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）

則第88条

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

【解説】

盛土規制法は建築基準法における建築基準関係規定として定められているため、建築基準法に基づく建築確認申請に際して、その申請の計画が盛土規制法に適合していることを証する書面を添付する必要があります。

盛土規制法の許可を必要とするものについては、許可証の写しを添付することとなりますが、許可が不要の場合は、必要に応じて盛土規制法施行規則第88条の規定により、盛土規制法に適合していることの証明を申請することができます。

県内の建築確認を行う特定行政庁又は指定確認検査機関においては、建築確認申請にP1-13「第一編 1.8.1 手続きの要否の判定フロー」が添付されることにより、盛土規制法に適合していることを確認することとしています。そのため、本証明書の添付は不要となっています。なお、当該フローは、盛土規制法の手続きの要否を判断するものであり、現況の敷地や既存盛土等が盛土規制法の規定に適合していることを判断するものではありません。

交付申請書の作成については、「第三編 諸手続要領編5 許可又は変更許可の規定に適合していることを証する書面の交付申請図書の作成」を参照してください。

なお、証明書の交付が必要な場合、本証明書は盛土規制法の規制対象外となるものは対象となりません。証明可能となるものの対象は下記に示すとおりです。

宅地造成等工事規制区域内で盛土又は切土がある場合



特定盛土等規制区域内で盛土又は切土がある場合



2.6 その他

2.6.1 監督処分

(監督処分)

法第20条

- 1 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けた者又はその許可に付した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。
- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する次に掲げる工事については、当該工事主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者（第四項から第六項までにおいて「工事主等」という。）に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置（以下この条において「災害防止措置」という。）をとることを命ずることができる。
 - 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで施行する工事
 - 二 第十二条第三項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付した条件に違反する工事
 - 三 第十三条第一項の規定に適合していない工事
 - 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで施行する工事
- 3 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の次に掲げる土地については、当該土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該工事主（第五項第一号及び第二号並びに第六項において「土地所有者等」という。）に対して、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命ずることができる。
 - 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けないで宅地造成等に関する工事が施行された土地
 - 二 第十七条第一項の規定に違反して同項の検査を申請せず、又は同項の検査の結果工事が第十三条第一項の規定に適合していないと認められた土地
 - 三 第十七条第四項の規定に違反して同項の確認を申請せず、又は同項の確認の結果堆積されていた全ての土石が除却されていないと認められた土地
 - 四 第十八条第一項の規定に違反して同項の検査を申請しないで宅地造成又は特定盛土等に関する工事が施行された土地
- 4 都道府県知事は、第二項の規定により工事の施行の停止を命じようとする場合において、緊急の必要により弁明の機会の付与を行うことができないときは、同項に規定する工事に該当することが明らかな場合に限り、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命ずることができる。この場合において、当該工事主等が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対して、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自ら災害防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じないときは自ら当該災害防止措置を講じ、当該災害防止措置に要した費用を徴収することがある旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 一 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた工事主等又は土地所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
 - 二 第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該災害防止措置を命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認することができないとき。
 - 三 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、第二項又は第三項の規定により災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により同項の災害防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害防止措置に要した費用について、主務省令で定めるところにより、当該工事主等又は土地所有者等に負担させることができる。
- 7 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

※特定盛土等規制区域については、第39条で同様に規定

【解説】

下記に示す内容に該当する場合には、工事主等に対し命令等の監督処分を行うことがあります。命令等は、被処分者に到達することによって効力を生じ、到達とは、相手が受領し得る状態に置かれていることを指します。

(1) 許可取消処分

偽りその他不正な手段により許可を受けた者又は当該許可に付した条件に違反した者に対して、当該許可を取り消すことがあります。

「偽りその他不正な手段」とは、例えば宅地の勾配、土質等を偽り災害の防止上必要な措置を軽減した設計図書を提出して許可を受けた場合又は省令で定める資格を有しない者の設計であるにもかかわらず資格を有する者の名を詐称して許可を受けた場合等が該当します。

(2) 工事主等に対する監督処分（工事施行停止命令等）

以下の工事について、工事主等に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命令することがあります。

- ・ 許可を受けずに施行された工事
- ・ 許可条件に違反する工事
- ・ 技術的基準の規定に適合していない工事
- ・ 中間検査を申請しないで施行する工事

また、上記の工事の進行を放置すれば数日中に崖崩れが起こることが予想されるなど緊急を要する場合は、上記の工事に該当することが明らかな場合に限り、災害の発生を防止するため又はその被害を最小限に食い止めるために、工事主等に弁明の機会の付与を行わないで、当該工事の施行の停止を命令することがあります。

(3) 土地所有者等に対する監督処分（土地使用禁止・制限等）

以下の土地について、土地所有者等に対して当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとることを命令することがあります。

- ・ 許可を受けずに盛土等に関する工事が施行された土地
- ・ 完了検査を申請しない又は完了検査の結果、技術的基準の規定に適合していないと認められた土地

- ・ 土石の除却に関する完了確認を申請しない又は完了確認の結果、全ての土石が除却されていないと認められた土地
- ・ 中間検査を申請しないで施行された土地

(4)行政代執行

以下の場合について、都道府県知事等が自ら災害防止措置の全部又は一部を行うことができます。

- ・ (1)又は(2)の命令をされた工事主等が、期限までに災害防止措置をとらなかったとき、当該措置が十分でないとき又は当該措置をとる見込みがないとき
- ・ (1)又は(2)の命令をしようとするときに、過失なく工事主等が確知出できないとき
- ・ 緊急に災害防止措置をとる必要があり、(1)又は(2)の命令をするいとまがないとき

当該措置をとるために要する費用は、本来、工事主等が行うべきものについて、公費により行政が代わりに行うものであるため、工事主等から徴収します。

2.6.2 土地の保全等

(土地の保全等)

法第22条

- 1 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないよう、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。

※特定盛土等規制区域については、第41条で同様に規定

【解説】

規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、盛土等に伴う災害を防止するため、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。

盛土規制法が施行される以前から存する盛土等においても、同様に維持保全する必要があります。

2.6.3 勧告・改善命令

（土地の保全等）

法第22条

- 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。

※特定盛土等規制区域については、第41条で同様に規定

（改善命令）

法第23条

- 1 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。
- 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。
- 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

※特定盛土等規制区域については、第42条で同様に規定

【解説】

土地所有者等が土地について適切な維持保全をしておらず、当該土地が危険な状態となっている場合には、許可権者が土地所有者等に対し、擁壁の設置等の災害防止措置をとるよう勧告を行うことがあります。

また、災害防止措置がとられていない又は極めて不完全・不十分であり、これを放置すると災害の発生のおそれ大きい場合は、土地所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、災害防止措置をとるよう命令することがあります。

土地所有者等以外の者の行為によって、災害の発生のおそれが生じたことが明らかな場合は、その者に対し、災害防止措置をとるよう命令することがあります。

なお、監督処分と同様に行政代執行を行うことがあります。

2.6.4 立入検査

（立入検査）

法第24条

- 1 都道府県知事は、第十二条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第二十条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。
- 2 第七条第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

※特定盛土等規制区域については、第43条で同様に規定

【解説】

工事の許可、変更の許可、中間及び完了検査、監督処分等を行うために、必要な限度において、当該土地に立ち入り、宅地造成等に関する工事の状況を検査することがあります。

2.6.5 報告の徴取

（報告の徴取）

法第25条

都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

※特定盛土等規制区域については、第44条で同様に規定

【解説】

盛土等による災害が発生しないよう常時状況を把握するために、土地所有者等に対して報告を求めることがあります。

2.6.6 罰則規定

法第55条

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
- 一 第十二条第一項又は第十六条第一項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 二 第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に違反して、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により、第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の許可を受けたとき。
 - 四 第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項までの規定による命令に違反したとき。
- 2 第十三条第一項又は第三十一条第一項の規定に違反して宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の設計をした場合において、当該工事が施行されたときは、当該違反行為をした当該工事の設計をした者（設計図書を用いないで当該工事を施行し、又は設計図書に従わないで当該工事を施行したときは、当該工事施行者（当該工事施行者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（次項において「工事施行者等」という。））は、三年以下の懲役又は千万円以下の罰金に処する。
- 3 前項に規定する違反があった場合において、その違反が工事主（当該工事主が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下この項において「工事主等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計をした者又は工事施行者等を罰するほか、当該工事主等に対して前項の刑を科する。

法第56条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項若しくは第四項、第十八条第一項、第三十六条第一項若しくは第四項又は第三十七条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。
- 二 第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二項、第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）、第四十二条第一項若しくは第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

法第57条

第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

法第58条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げたとき。

- 二 第六条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除したとき、又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行ったとき。
- 三 第二十一条第一項若しくは第四項又は第四十条第一項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十一条第三項又は第四十条第三項の規定による届出をしないでこれらの規定に規定する工事を行い、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

法第59条

第四十九条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

法第60条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十五条 三億円以下の罰金刑
- 二 第五十六条第三号 一億円以下の罰金刑
- 三 第五十六条第一号、第二号若しくは第四号又は前三条 各本条の罰金刑

法第61条

- 1 第十六条第二項又は第三十五条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

【解説】

無許可行為や命令違反等は、表 2.6.1 に示すとおり、懲役や罰金等に処せられることがあります。

詳細は「不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン, 国土交通省, R5.5」を参照してください。

URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

表 2.6.1 違反行為及び罰則の一覧

違反内容	対象		条文 (法)	法定刑		法人重科
				懲役	罰金	罰金
手続き違反	許可を受けずに盛土等に関する工事をした者		55 条 1 項 1・2 号	3 年	1000 万円	3 億円
	中間検査、定期報告、完了検査の申請をしなかった者		56 条 1・2 号	1 年	300 万円	300 万円
	届出をしなかった又はしない で工事をした者	特定盛土等規制区域の届出	57 条	1 年	100 万円	100 万円
		区域指定時に工事中の届出	58 条 3 号	6 月	30 万円	30 万円
		擁壁等に関する工事の届出	58 条 4 号			
		公共施設用地の転用の届出	58 条 3 号			
		軽微な変更の届出		61 条	—	30 万円*
虚偽申請	虚偽申請により許可を受けた者		55 条 1 項 3 号	3 年	1000 万円	3 億円
	虚偽の中間検査申請、定期報告、完了検査申請をした者		56 条 1・2 号	1 年	300 万円	300 万円
	虚偽の届出をした者	特定盛土等規制区域の届出	57 条	1 年	100 万円	100 万円
		区域指定時に工事中の届出	58 条 3 号	6 月	30 万円	30 万円
		擁壁等に関する工事の届出	58 条 4 号			
		公共施設用地の転用の届出	58 条 3 号			
		軽微な変更の届出		61 条	—	30 万円*
虚偽の報告をした者		報告徴収に対する報告	58 条 5 号	6 月	30 万円	30 万円
技術的基準 違反	技術的基準に違反して工事の設計をした者（設計図書を用いない又は従わないで工事をした工事施行者） ※違反行為が工事主等の故意による時はその者を含む		55 条 2・3 項	3 年	1000 万円	3 億円
標識掲示 義務違反	許可等を受けている旨の標識を掲示しなかった者		59 条	—	50 万円	50 万円
立入拒否	立入検査を拒み、妨げ又は忌避した者		56 条 4 号	1 年	300 万円	300 万円
報告拒否	報告徴収に対し報告をしなかった者		58 条 5 号	6 月	30 万円	30 万円
命令違反	監督処分（工事中止、使用禁止・制限、災害防止措置） に違反した者		55 条 1 項 4 号	3 年	1000 万円	3 億円
	改善命令に違反した者		56 条 3 号	1 年	300 万円	1 億円
	特定盛土等規制区域の届出に対する命令に違反した者					
基礎調査のための土地の立入りを拒み又は妨げた者			58 条 1 号	6 月	30 万円	30 万円

※軽微な変更の届出に違反した場合は罰金ではなく過料が科されます。
※この表に記載されている罰則は最大のものです。

3 参考

3.1 他の法律との関係（都市計画法開発許可との連携等）

(1) 建築基準法

① 建築確認申請

- 1) 建築工事を行うときは、盛土規制法による許可を受けた場合であっても、原則として別途、確認申請書を提出し建築確認を受けなければ、建築工事に着手することはできません。
- 2) 盛土規制法の許可を受けて行われる宅地造成に関する工事で設置される擁壁については、工作物の確認申請は必要ありませんが、許可を要しない高さが2mを超える擁壁を設置する場合は、建築基準法上の手続きが必要となる場合があります。

② 道路の位置の指定

建築物の敷地として利用するために都市計画法の開発許可によらない道路を築造する場合は、建築基準法による道路位置の指定を受ける必要がある場合があります。

なお、盛土規制法の許可が必要な場合は、原則、道路の位置の指定の築造承認と同時許可です。

(2) 都市計画法（開発許可申請）

次のいずれかに該当する開発行為を行おうとする者はあらかじめ知事（岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市の市長）の許可が必要です。

- ① 線引都市計画区域内のうち、市街化区域における1,000㎡以上の開発行為又は市街化調整区域内における開発行為
- ② 非線引都市計画区域、準都市計画区域内における3,000㎡以上の開発行為（ただし、笠岡市においては1,000㎡以上）
- ③ 都市計画区域及び準都市計画区域外における1ha以上の開発行為

なお、都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可又は許可規模未満の届出が必要な規模の場合については、盛土規制法による許可を受けたもの又は許可規模未満の届出をしたものとみなします。また、都市計画法の変更の許可、軽微な変更の届出及び完了検査についても同様の扱いです。

※P1-89「第一編 3.2 みなし許可・みなし届出について」を参照してください。

(3) 森林法

地域森林計画の対象となっている民有林で開発面積1ha超（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は開発面積0.5ha超）の場合は林地開発許可が必要です。

保安林については、解除の手続きが必要です。

(4) 農地法

市街化調整区域、非線引都市計画区域又は都市計画区域外の農地については転用の許可が必要です。また、市街化区域の農地については転用の届出が必要です。

(5) 岡山県県土保全条例

岡山県県土保全条例により、10ha以上の大規模な開発行為をしようとする事業主は、土地の所有権その他土地の利用権を取得する契約締結前に、開発行為事前協議申出書によって知事と協議をしなければなりません。

なお、1ha以上の開発行為については、本条例に基づく知事の許可が必要ですが、盛土規制法の許可を要する

ものは、本条例に基づく許可は不要です。また、岡山市における開発行為及び倉敷市における10ha未満の開発行為についても、本条例に基づく許可は不要です。

(6)墓地、埋葬等に関する法律

墓地造成を目的とした宅地造成をする場合には、あらかじめ知事等の許可が必要です。

(7)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害特別警戒区域内において特定開発行為を行う場合は、許可が必要です。

(8)土壤汚染対策法

特定有害物質によって汚染されている区域として指定された区域内で、土地の形質変更を行う場合は届出が必要です。

(9)その他

道路法、河川法、砂防法、自然公園法、国土法、農振法等その他宅地造成等に関する他の法律の規制がある場合は、許可等が必要です。

3.2 みなし許可・みなし届出について

（許可の特例）

法第15条

- 2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

※特定盛土等規制区域については、第27条、第34条で同様に規定

（変更の許可等）

法第16条

- 5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

※特定盛土等規制区域については、第28条、第35条で同様に規定

(1) みなし許可

都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可が必要な規模の場合については、盛土規制法による許可を受けたものとみなします。また、都市計画法の変更の許可、軽微な変更の届出及び完了検査についても同様の扱いです。

【都市計画法許可申請】

- ・ 盛土規制法に基づく周辺住民への周知手続きは不要です。
- ・ 自己居住用や1ha未満の自己業務用であっても工事主の資力・信用や工事施行者の能力が必要です。また、盛土規制法で求める設計者の資格や技術的基準も満たす必要があります。

【許可の公表】

- ・ 都市計画法の開発登録簿により閲覧に供されます。

【標識の掲示・工事着手の届出】

- ・ 都市計画法の開発許可及び盛土規制法の許可の両方の標識の掲示が必要です。盛土規制法の標識に記載する許可番号は、都市計画法の開発許可番号を記載してください。
- ・ 都市計画法の工事着手の届出には掲示した標識を撮影した写真の添付が必要です。

【中間検査】

- ・ 対象規模以上で特定工程がある場合、盛土規制法に基づく中間検査の受検が必要です。

【定期の報告】

- ・ 対象規模以上の場合、盛土規制法に基づく定期の報告が必要です。

表 3.2.1 みなし許可の扱い一覧表

	盛土規制法の規定		都市計画法（開発許可）で盛土規制法のみなし許可となる場合	
	項目	該当条項	盛土規制法の扱い	都市計画法（開発許可）の手続き
申請前	周辺住民への周知	法 11 条 法 29 条	— 【周知の手続き不要】	規定なし
許可申請	許可申請	法 12 条 法 30 条	みなし許可【許可申請不要】 (法 15 条 2 項・法 34 条 2 項)	都市計画法の規定に従い許可 (都市計画法 29 条)
	工事主の資力 及び信用	法 12 条 法 30 条	— 【盛土規制法の基準は適用しない】	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条 1 項 12 号) ※盛土法の許可を要するものは自己居住用や 1ha 未満 の自己業務用であっても申請者の資力・信用が必要
	工事施行者の 能力	法 12 条 法 30 条	— 【盛土規制法の基準は適用しない】	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条 1 項 13 号) ※盛土法の許可を要するものは自己居住用や 1ha 未満 の自己業務用であっても工事施行者の能力が必要
	施行等の 同意	法 12 条 法 30 条	— 【盛土規制法の基準は適用しない】	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条 1 項 14 号) ※土地・建築物・工作物に係る権利を有する者の相当 数の同意を得ていることが必要
	設計者の 資格	法 13 条 法 31 条	適用 【都市計画法（開発許可）で 盛土規制法の基準を審査】	都市計画法及び盛土規制法の 基準適合を審査 (都市計画法 31 条・33 条 1 項 7 号) ※下記の場合は資格を有する者の設計が必要 ・高さ 5m を超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m ² を超える 土地の排水施設の設置 ※その他、1ha 以上の開発行為の場合は都市計画法 31 条の基準への適合が必要
	工事の 技術的基準	法 13 条 法 31 条	適用 【都市計画法（開発許可）で 盛土規制法の基準を審査】	都市計画法及び盛土規制法の 基準適合を審査 (都市計画法 33 条)
許可後	許可の公表	法 12 条 法 30 条	— 【公表不要】	開発登録簿（閲覧・写しの交付） (都市計画法 47 条 5 項)
	標識の掲示	法 49 条	適用 【盛土規制法の標識掲示が必要】	都市計画法の規定に従い掲示 (岡山県都市計画法施行細則 6 条)
	工事着手の届出	県規則	みなし届出【届出不要】 (県規則 6 条 2 項)	都市計画法の規定に従い届出 (岡山県都市計画法施行細則 5 条) ※盛土規制法の標識の掲示写真を添付
施工中	変更の許可 軽微な変更	法 16 条 法 35 条	みなし申請・届出【申請等不要】 (法 16 条 5 項・法 35 条 5 項)	都市計画法の規定に従い許可・届出 (都市計画法 35 条の 2)
	中間検査	法 18 条 法 37 条	適用【申請必要】 ※対象規模で特定工程がある場合	規定なし
	定期の報告	法 19 条 法 38 条	適用【報告必要】 ※対象規模の場合	規定なし
完了	完了検査	法 17 条 法 36 条	みなし検査【申請不要】 (法 17 条 3 項・法 36 条 3 項)	都市計画法の規定に従い検査 (都市計画法 36 条)

(2) みなし届出

都市計画法の開発許可を受けた工事で、当該工事内容が盛土規制法の許可規模未満の届出が必要な規模の場合については、盛土規制法による許可規模未満の届出をしたものとみなします。また、都市計画法の変更の許可及び完了検査についても同様の扱いです。

【標識の掲示】

- 都市計画法の開発許可及び盛土規制法の届出の両方の標識の掲示が必要です。盛土規制法の標識に記載する許可番号は、都市計画法の開発許可番号を記載してください。

表 3.2.2 みなし届出の扱い一覧表

	盛土規制法の規定		都市計画法（開発許可）で盛土規制法のみなし届出となる場合	
	項目	該当条項	盛土規制法の扱い	都市計画法 開発許可手続き
届出	許可規模未満の 工事の届出	法 27 条	みなし届出【届出不要】 (法 27 条 5 項)	都市計画法の規定に従い許可 (都市計画法 29 条)
	工事主の資力 及び信用	—	規定なし	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条 1 項 12 号)
	工事施行者の 能力	—	規定なし	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条 1 項 13 号)
	施行等の同意	—	規定なし	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条 1 項 14 号)
	設計者の資格	—	規定なし	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 31 条)
	工事の 技術的基準	—	規定なし	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法 33 条)
届出後	届出の公表	法 27 条	— 【公表不要】	開発登録簿（閲覧・写しの交付） (都市計画法 47 条 5 項)
	標識の掲示	法 49 条	適用 【盛土規制法の標識掲示が必要】	都市計画法の規定に従い掲示 (岡山県都市計画法施行細則 6 条)
	工事着手の届出	—	規定なし	都市計画法の規定に従い届出 (岡山県都市計画法施行細則 5 条)
施工中	変更の届出	法 28 条	みなし届出【届出不要】 (法 28 条 2 項)	都市計画法の規定に従い許可・届出 (都市計画法 35 条の 2)
	中間検査	—	規定なし	規定なし
	定期の報告	—	規定なし	規定なし
完了	完了の届出	県規則	みなし届出【届出不要】 (県規則 17 条 2 項)	都市計画法の規定に従い検査 (都市計画法 36 条)

～目次～

第二編 技術的基準編	1
1 技術的基準全般	1
1.1 技術的基準	1
1.2 概念図	2
1.2.1 土地の形質の変更	2
1.2.2 土石の堆積	3
1.3 みなし許可の注意点	4
2 地盤に関する技術的基準	5
2.1 盛土	5
2.1.1 原地盤及び周辺地盤の把握	5
2.1.2 締固め	6
2.1.3 地滑り抑止杭等	7
2.1.4 段切り	8
2.2 盛土のり面の検討	9
2.2.1 盛土のり面の勾配と形状	9
2.2.2 盛土のり面の安定性の検討が必要な盛土	10
2.2.3 盛土のり面の安定性の検討	12
2.3 大規模盛土造成地における盛土	15
2.3.1 大規模盛土造成地	15
2.3.2 盛土全体の安定性の検討	16
2.4 渓流等における盛土	18
2.4.1 渓流等の考え方	18
2.4.2 渓流等における盛土に講ずる追加措置	20
2.5 切土	23
2.5.1 切土のり面の勾配と形状	23
2.5.2 切土のり面の検討	25
3 擁壁に関する技術的基準	27
3.1 擁壁の設置義務	27
3.2 擁壁の種類	32
3.3 擁壁設置上の留意事項	33
3.4 擁壁構造の共通事項	35
3.4.1 根入れ	35
3.4.2 水抜き穴及び透水層	37
3.4.3 伸縮継目及び隅角部の補強	39
3.5 鉄筋コンクリート造等擁壁	41
3.5.1 荷重条件	41
3.5.2 外力の設定	44
3.5.3 基礎地盤の基準	50
3.5.4 擁壁部材（鋼材）の基準	52

3.5.5 擁壁部材（コンクリート）の基準	55
3.5.6 安定性の検討	57
3.6 練積み造擁壁	65
3.6.1 標準構造	65
3.6.2 控え壁	69
3.7 大臣認定擁壁	70
3.8 任意設置擁壁	71
3.9 土留構造物	72
3.10 代替施設	73
4 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準	74
5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準	77
5.1 のり面の保護	77
5.1.1 崖面	77
5.1.2 その他の地表面	78
5.1.3 のり面保護工	80
6 排水対策に関する技術的基準	83
6.1 治水・排水対策の考え方	83
6.2 排水工の配置	84
6.2.1 排水工の種類	84
6.2.2 表面排水工の配置	87
6.2.3 地下排水工の配置	90
6.3 排水施設の構造	97
6.4 排水施設の規模	99
6.4.1 計画流出量の算定	99
6.4.2 排水施設の設計	102
7 治水対策に関する技術的基準	103
7.1 治水対策の種類	103
7.2 防災調節池の技術的基準	104
8 工事施工中の防災措置に関する技術的基準	112
9 工事施工に関する留意事項	114
9.1 手続きに関する留意事項	114
9.2 盛土の施工上の留意事項	116
9.3 切土の施工上の留意事項	120
9.4 擁壁の施工上の留意事項	121
9.5 工事施工中の防災措置に関する留意事項	123
9.6 施工管理上の留意事項	124
9.7 建設発生土の搬出先の明確化等	126
10 土石の堆積に関する技術的基準	127
10.1 土石を堆積する土地の技術的基準	127
10.2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置	129

第二編 技術的基準編

1 技術的基準全般

1.1 技術的基準

（宅地造成等に関する工事の技術的基準等）

法第13条

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等）

法第31条

特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第四十条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁等の設置その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

（擁壁、排水施設その他の施設）

令第6条

法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

令第18条

法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

令第30条

法第三十一条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から第十七条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「第十二条第一項又は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

【解説】

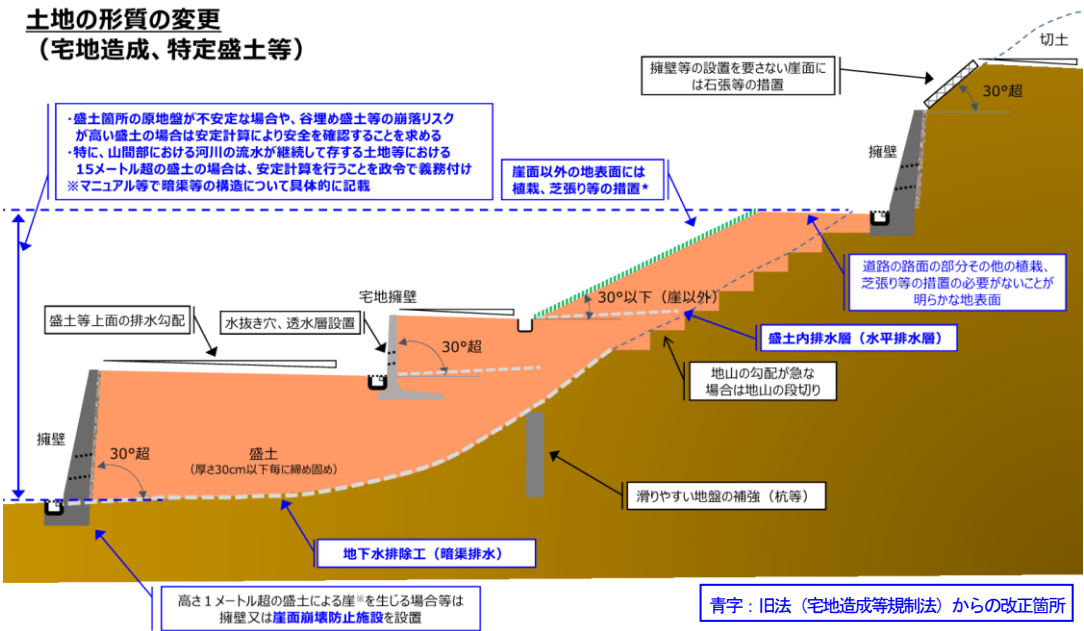
宅地造成等工事規制区域（宅造区域）内及び特定盛土等規制区域（特盛区域）内において、許可対象規模の宅地造成等（宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積）を行う場合には、技術的基準に従った災害防止措置が必要です（ただし、災害の発生のおそれがないと認められる工事は除きます。「第一編 制度編 1.8.2 規制対象外又は許可・届出が不要となる工事」参照）。

宅造区域と特盛区域で技術的基準は同じです。

1.2 概念図

1.2.1 土地の形質の変更

土地の形質の変更（盛土・切土）に係る技術的基準（政令）全般の概念図は下図のとおりです。

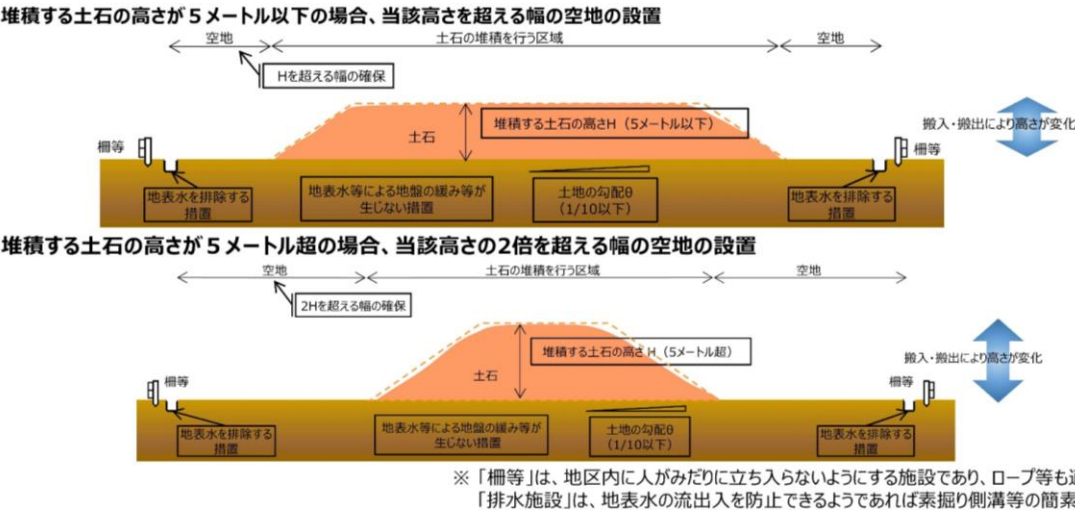


土地の形質の変更（盛土・切土）に係る技術的基準（政令）の概要は下表のとおりです。

	概要	規定（青字：新たに規定する内容）
施設	擁壁、排水施設、その他の施設	・擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
施設の設置その他の必要な措置	地盤について講ずる措置	・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置、地滑り抑止ぐい設置等） ・急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置 ・盛土又は切土の上面の排水勾配 ・山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認 ・切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強
	擁壁等の設置	・高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり （イ） 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合 （ロ） 安定計算により擁壁を要しないことを確認した場合 （ハ） イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面 ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置
	崖面及びその他の地表面について講ずる措置	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には石張り等の措置 ・崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 ※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり （イ） 排水勾配を付した盛土又は切土の上面 （ロ） 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 （ハ） 農地等で植物の生育が確保される地表面*（例）畑等の利用が想定される土地
	排水施設の設置	・盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定 （例）管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること等 ・盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定

1.2.2 土石の堆積

土石の堆積（仮置き）に係る技術的基準（政令）全般の概念図は下図のとおりです。



土石の堆積（仮置き）に係る技術的基準（政令）の概要は下表のとおりです。

全項目、新規に規定

概要	規定
地盤の安全確保	・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 （堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く） ・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地（勾配10分の1以下）の確保 （イ）堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 （ロ）堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・堆積した土石の周囲への柵等の設置 ※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く
土石の崩壊防止措置	・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

（注）「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後には搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

1.3 みなし許可の注意点

都市計画法の開発許可において、盛土規制法のみなし許可となる場合、工事の技術的基準については、都市計画法及び盛土規制法の両法の基準に適合していることを審査します（「第一編 制度編 3.2 みなし許可・みなし届出について」参照）。

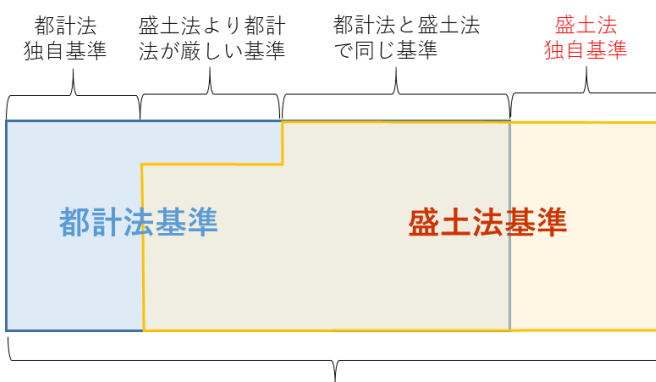
「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」及び本手引きにある一般的な技術的基準については、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」の技術的基準を満たすことで、盛土規制法独自基準（下記）を除いて、本手引の技術的基準を満たします（ただし、盛土規制法独自基準以外の基準についても、法の目的等に鑑み、都市計画法と盛土規制法で異なる判断となる場合があります）。

みなし許可となる場合には、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」の技術的基準に加えて、盛土規制法独自基準（下記）に該当する盛土等であるかを確認し、該当する場合は必要な技術的基準を満たすように計画してください。

【盛土規制法独自基準】

- ① 溪流等における盛土（P2-18「第二編 2.4 溪流等における盛土」参照）
- ② 崖面崩壊防止施設（P2-74「第二編 4 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準」参照）
- ③ のり面の全面保護（P2-77「第二編 5.1 のり面の保護」参照）
- ④ 地下水排除工（P2-90「第二編 6.2.3 地下排水工の配置」参照）

都計法と盛土法の一般的な技術的基準のイメージ



盛土法独自基準

- ① 溪流等における盛土
- ② 崖面崩壊防止施設
- ③ のり面の全面保護
- ④ 地下水排除工

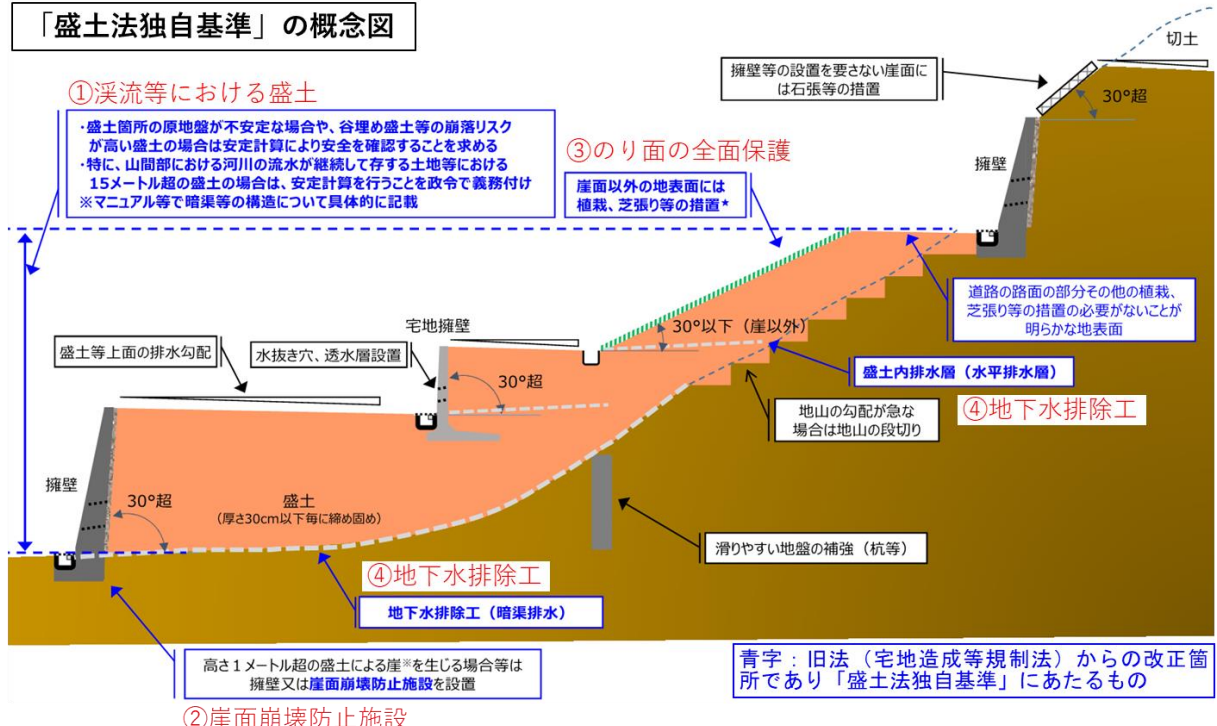
着色凡例

都計法基準

盛土法基準

盛土法みなし許可として都計法開発許可で審査

「盛土法独自基準」の概念図



2 地盤に関する技術的基準

2.1 盛土

2.1.1 原地盤及び周辺地盤の把握

マニュアルⅤ・1 原地盤及び周辺地盤の把握

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を行って盛土の基礎地盤の安定性を検討することが必要である。特に、盛土の安定性に多大な影響を及ぼす軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤については、入念に調査する。また、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、周辺地盤も適宜調査する。これらの調査を通じて盛土のり面の安定性のみならず、基礎地盤及び周辺地盤を含めた盛土全体の安定性について検討することが必要である。

【解説】

盛土の設計に際しては、地形・地質調査等を十分に行い、基礎地盤を含めた盛土全体の安定性について検討するものとし、調査に当たっては、特に次の点に留意するものとする。

- ① 盛土により基礎地盤が不安定にならないかどうかを検討するため、基礎地盤の特性を把握する。特に、規模の大きな盛土の場合は、基礎地盤を含む盛土全体の安定性に問題がないか、あるいは盛土の機能に影響する有害な変状が生じないかを調べる。
- ② 盛土を行う土地では、あらかじめ既存資料等により軟弱地盤や液状化地盤の分布状況を確認し、土地利用計画等を踏まえ、必要に応じて地盤調査、土質試験等を行い、盛土を行う土地及びその周辺の軟弱地盤や液状化地盤の分布を把握した上で、必要な対応を行う。

軟弱地盤上の盛土は、基礎地盤に圧密や滑り、液状化等による変異が生じ、盛土本体のみならず周辺地盤にも多大な影響が生じるおそれがあるため、軟弱層の厚さ、層構成、液状化履歴、力学・圧密特性等の地盤特性を把握し、周辺地盤を含めて検討すること。

なお、基礎地盤が軟弱地盤に該当するか否かの判定及びその対策については、「盛土等防災マニュアルの解説」による。

- ③ 傾斜地盤上の盛土は、崩壊・地すべり等の誘発や盛土と地山との境界面等における滑りが生じるおそれがあるため、斜面表層の脆弱層の有無やその特性、地形・地質的観点から地すべりが分布しないか等、基礎地盤を含む安定検討を行うための地盤特性を把握する。
- ④ 山地・森林では、地形や地下構造とともに雨水や地下水の流出過程も複雑であり、盛土の安定性にかかわる基礎地盤の複雑性・脆弱性に関連する地盤特性を把握する。
- ⑤ 溪流・集水地形等における盛土は、その地形的特性から雨水や湧水、地下水が集中し、盛土内へ流入又は盛土により遮断されることにより、盛土本体のみならず周辺地盤の不安定化も助長しかねないため、必要に応じて、周辺地盤を含めた湧水分布及び湧水量等の水理特性を把握する。
- ⑥ 笠岡湾干拓地における盛土工事は、その地形的特性による排水の停滞や軟弱な地盤特性による円弧滑りが生じるおそれがあるため、原則として、現況の流域に変更が生じる盛土等や、隣接する道路面の高さを超える盛土等を行わないこと。

2.1.2 締固め

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条第1項

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
- イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

マニュアルV・6 盛土の施工上の留意事項

4) 敷き均し

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね 0.30 メートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均す。

6) 締固め

盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。
(略)

【解説】

盛土をする場合においては、「おおむね 30cm 以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締固めること」とされています。

確実に施工されるよう、設計図書（図面等）にこのことを明示して下さい。

(P2-116「第二編 9.2 盛土の施工上の留意事項」参照)

2.1.3 地滑り抑止杭等

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条第1項

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、次に掲げる措置を講ずること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

【解説】

盛土を行う場合、必要に応じて、地滑り抑止ぐい等の措置を講ずることとされています。

具体の照査方法については、「地すべり防止技術指針（国土交通省）」、「地すべり防止技術指針解説（国立研究開発法人土木研究所）」、「土地改良事業計画設計基準 計画 農地地すべり防止対策（農林水産省）」、「河川砂防技術基準 計画編（国土交通省）」など、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

2.1.4 段切り

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条第1項

- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

マニュアルV・6 盛土の施工上の留意事項

2) 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度(約1:4.0)程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の活動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要である。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

【解説】

傾斜地盤上に盛土をする場合には、基礎地盤と盛土の間で滑りが生じる可能性があるため、基礎地盤の勾配が15度程度(約1:4)以上の場合には原則として段切りを行い、盛土を基礎地盤に食い込ませて滑りを防がなければならないとされています。

段切り面の寸法は、原則、高さ0.5m、幅1.0m以上とし、段切り面の排水勾配は、のり尻方向に3~5%程度とすることが一般的とされています。

段切りが必要な場合には、確実に施工されるよう設計図書(図面等)に明示して下さい。

(P2-116「第二編 9.2 盛土の施工上の留意事項」参照)

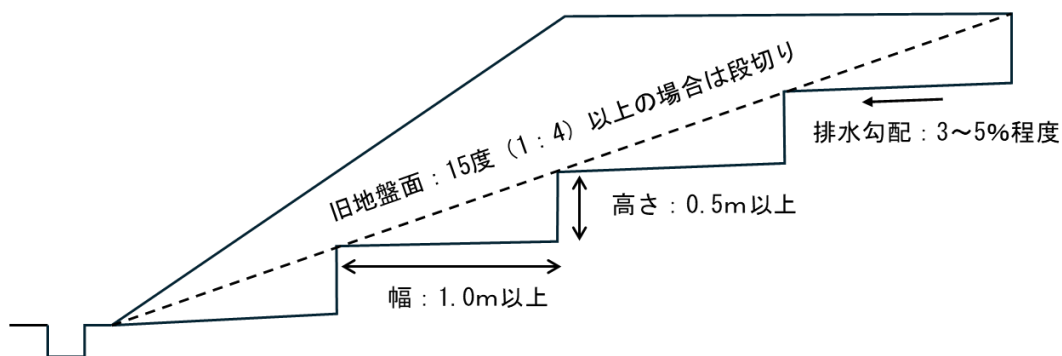


図 2.1.1 段切り例

2.2 盛土のり面の検討

2.2.1 盛土のり面の勾配と形状

マニュアルV・3・1 盛土のり面の勾配

盛土のり面の勾配は、のり高、盛土材料の種類に応じて適切に設定し、原則として30度以下とする。（略）

マニュアルV・3・3 盛土のり面の形状

盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。

なお、のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり高5メートル程度ごとに小段を設けることを原則とする。小段幅は1～2メートルとすることが一般的である。

また、この場合、二つの小段にはさまれた部分は単一勾配とし、地表水が集中しないように適切に小段に排水勾配を設ける必要がある。

【解説】

盛土のり面の勾配は、原則として30°以下とする。

盛土のり面には、直高5m毎に、幅1～2m以上の小段を設けること。

なお、盛土のり高とは、のり肩とのり尻の高低差をいう。

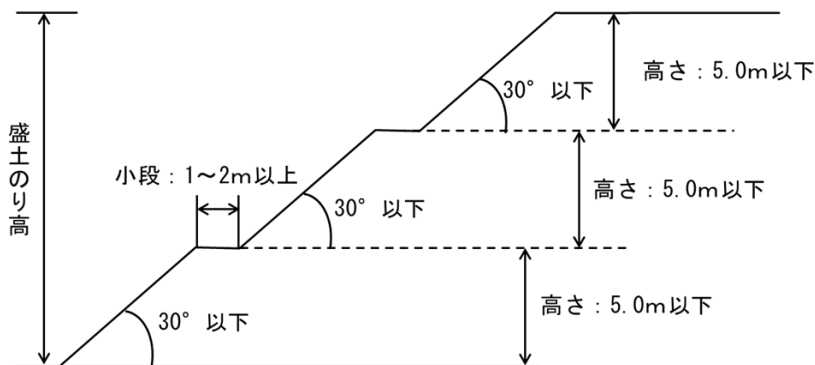


図 2.2.1 盛土のり面形状

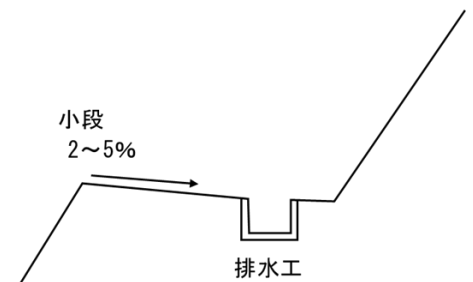


図 2.2.2 小段例

2.2.2 盛土のり面の安定性の検討が必要な盛土

マニュアルV・3・1 盛土のり面の勾配

(略) 次のような場合には、盛土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合
- 3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合
- 4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合
- 5) 腹付け盛土となる場合
- 6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合

【解説】

以下の場合には盛土のり面の安定性の検討が必要です。

(1) のり高が特に大きい場合

のり高が特に大きい場合には、盛土のり面の安定性の検討が必要です。のり高が特に大きい場合とは、15m以上の高盛土をいいます。

高盛土とならない場合でも、以下(2)～(6)に該当する場合は、状況に応じて各々個別に判断するものとします。

(2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合

片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土、谷埋め盛土等

(3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合

現地盤が軟弱地盤や地すべり地等の場合

(4) 盛土が崩壊すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合

住宅等の人の居住する施設が隣接している等

(5) 腹付け盛土となる場合

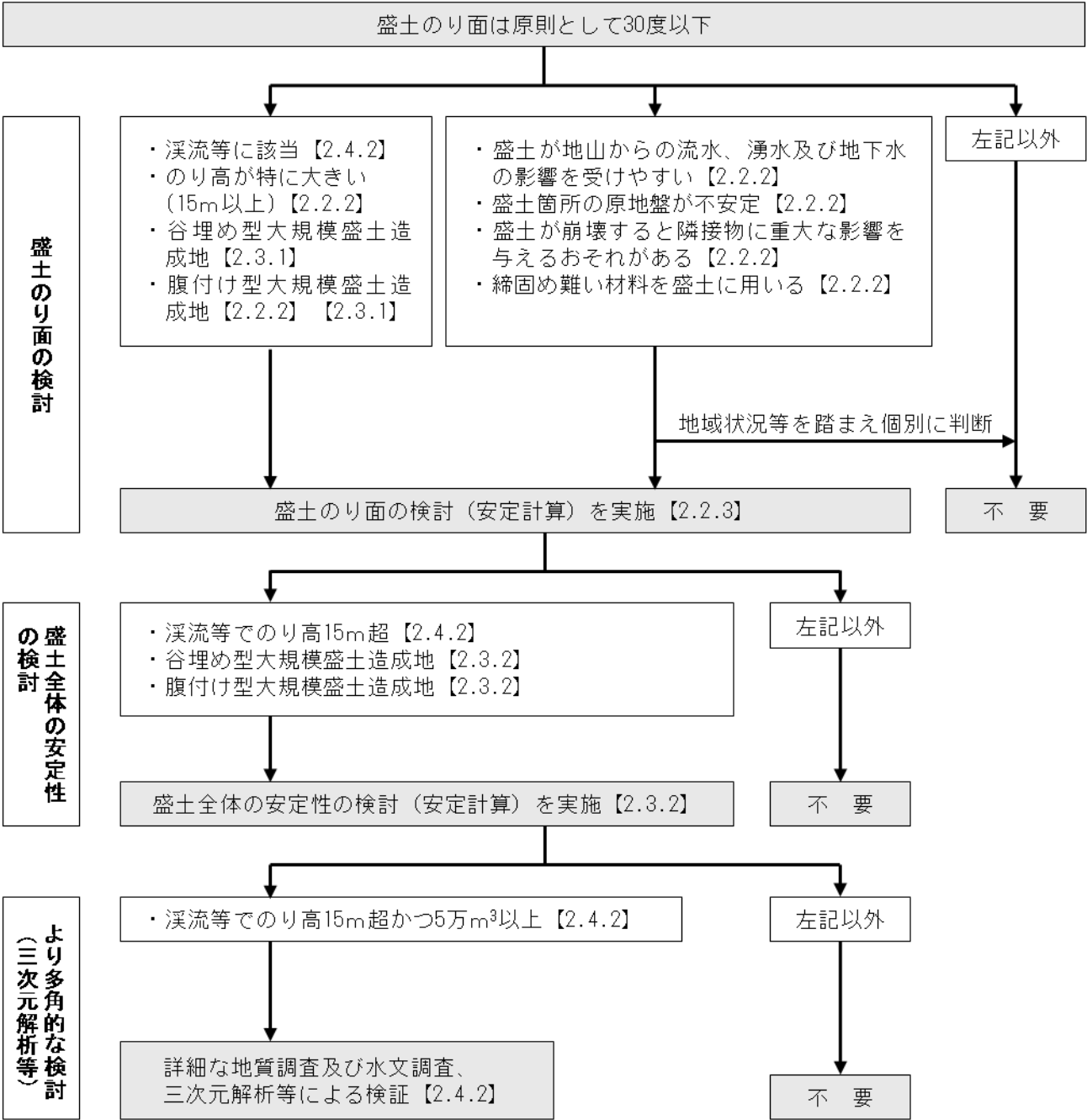
腹付け型大規模盛土造成地であるもの

(6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合

火山灰質土（ローム等）の高含水の細粒土等、締固め度による密度管理が難しい材料を盛土材料に用いる場合

盛土の安定性に関する検討が必要な盛土について、フロー図で表すと図 2.2.3 のとおりです。

盛土の安定性に関する検討フロー 【 】：本手引き掲載項番号



※間げき水圧、液状化判定についてはフローから省略

図 2.2.3 盛土の安定性に関するフロー

2.2.3 盛土のり面の安定性の検討

マニュアルV・3・2 盛土のり面の安定性の検討

盛土のり面の安定性の検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、のり面勾配等の決定に当たっては、安定計算の結果に加え、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照した上で総合的に検討することが大切である。

1) 安定計算

盛土のり面の安定性については、円弧滑り面法により検討することを標準とする。また、円弧滑り面法のうち簡便なフェレニウス式（簡便法）によることを標準とするが、現地状況等に応じて他の適切な安定計算式を用いる。

2) 設計土質定数

安定計算に用いる粘着力（ c ）及び内部摩擦角（ ϕ ）の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

3) 間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。

しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安全性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。また、溪流等においては、高さ 15 メートル超の盛土は間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧（ u ）とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ 15 メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化現象等を考慮し、液状化判定等を実施する。

4) 最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率（ F_s ）は、盛土施工直後において、 $F_s \geq 1.5$ であることを標準とする。また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $F_s \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25 に建築基準法施行令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

マニュアルIV・3 耐震設計の基本的な考え方

開発事業等において耐震対策の必要な施設については、当該施設の要求性能等に応じて、適切な耐震設計を行わなければならない。

盛土のり面、盛土全体、擁壁及び崖面崩壊防止施設の安定性に関する検討においては震度法により、地盤の液状化判定に関する検討においては簡易法により、それぞれ設計を行うことを標準とし、必要に応じて動的解析法による耐震設計を行う。

【解説】

盛土の安定計算式は、円弧滑り面法のうちフェレニウス式（簡便法）で、全応力法によることを標準とする。

盛土の内部摩擦角 φ 、盛土の粘着力 c は、原則せん断試験により求めることとする。

湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤（溪流等を含む）等、雨水や地下水浸透等により間げき水圧の上昇が懸念される場合は、盛土内の間げき水圧を考慮した安定計算を実施すること。この場合の設定水位は盛土高の1/3とすることを基本とする。

(1) 常時の安定性の検討

最小安全率は $F_s=1.5$ 以上とする。

$$F_s = \frac{M_R}{M_D} = \frac{\sum \{c \times l + (W \cos \alpha - U_s \times l) \tan \varphi\}}{\sum W \sin \alpha}$$

F_s : 安全率

M_R : 土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M_D : 土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²) ※

φ : 盛土の内部摩擦角 (°) ※

l : 各スライスの滑り面の長さ (m)

W : 各スライスの単位長さ重量 (kN/m)

α : 各スライスの滑り面の中点と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度 (°)

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m²)

※ c 、 φ : 原則せん断試験により求める。

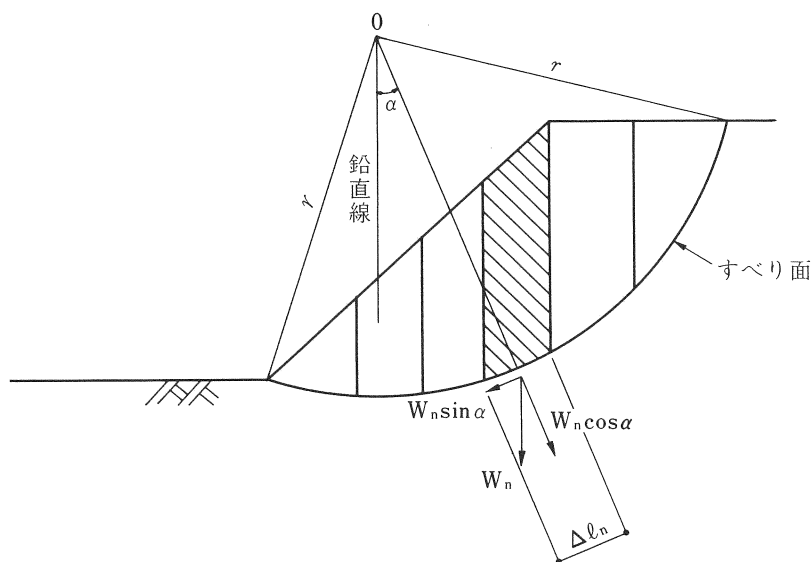


図 2.2.4 円弧滑り面における各分割片に働く力（常時）

(2)地震時の安定性の検討

最小安全率は $F_s=1.0$ 以上とする。

水平震度は0.25（大規模地震動）に $Z=0.9$ （岡山県補正係数）を乗じて得た数値とする。

（建築基準法施行令第88条第1項に規定する岡山県の地域別補正係数 $Z=0.9$ （昭和55年建設省告示第1793号））

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum [c \times l + \{W(\cos \alpha - K_h \times \sin \alpha) - U_s \times l\} \tan \varphi]}{\sum (W \sin \alpha + K_h \times W \times h/r)}$$

F_s : 安全率（地震時）

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント（ $\text{kN} \cdot \text{m/m}$ ）

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント（ $\text{kN} \cdot \text{m/m}$ ）

c : 盛土の粘着力（ kN/m^2 ）※¹

φ : 盛土の内部摩擦角（ $^\circ$ ）※¹

l : 各分割片の滑り面の長さ（ m ）

W : 各分割片の単位長さ重量（ kN/m ）

α : 各分割片の滑り面の中点と滑り面を円弧とする円の中心とを結ぶ直線が鉛直線となす角度（ $^\circ$ ）

K_h : 設計水平震度（地震力の作用位置は分割片の重心位置）※²

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧（ kN/m^2 ）

h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離（ m ）

r : 滑り面の半径（ m ）

※¹ c 、 φ : 原則せん断試験により求める。

※² K_h : 0.25（大規模地震動） $\times 0.9$ （岡山県補正係数）を用いる。

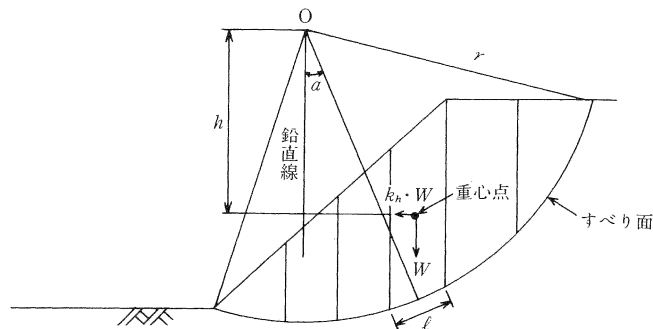


図 2.2.5 円弧滑り面における各分割片に働く力（地震時）

2.3 大規模盛土造成地における盛土

2.3.1 大規模盛土造成地

マニュアルV・4 盛土全体の安定性の検討

盛土全体の安定性を検討する場合は、造成する盛土の規模が、次に該当する場合である。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。

2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。

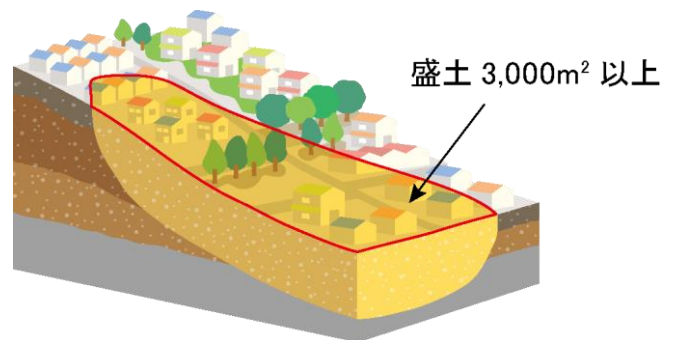
(略)

【解説】

盛土が以下の大規模盛土造成地に該当する場合は、盛土全体の安定性の検討を行う必要があります。

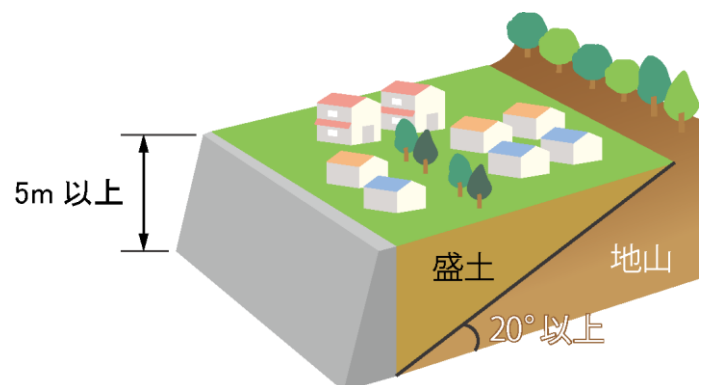
(1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの。



(2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土をする前の地盤面が水平面に対し 20 度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの。



2.3.2 盛土全体の安定性の検討

マニュアルV・4 盛土全体の安定性の検討

(略) 検討に当たっては、次の各事項に十分留意する必要がある。ただし、安定計算の結果のみを重視して盛土形状を決定することは避け、近隣又は類似土質条件の施工実績、災害事例等を十分参照することが大切である。

①安定計算

谷埋め型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法により検討することを標準とする。ただし、溪流等における盛土は「V・5 溪流等における盛土の基本的な考え方」を参照すること。腹付け型大規模盛土の安定性については、二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

②設計土質定数

安定計算に用いる粘着力(c)及び内部摩擦角(ϕ)の設定は、盛土に使用する土を用いて、現場含水比及び現場の締固め度に近い状態で供試体を作成し、せん断試験を行うことにより求めることを原則とする。

③間げき水圧

盛土の施工に際しては、適切に地下水排除工等を設けることにより、盛土内に間げき水圧が発生しないようにすることが原則である。しかし、計画地区内における地下水位又は間げき水圧の推定は未知な点が多く、これらはのり面の安定性に大きく影響を及ぼす。このため、地下水及び降雨時の浸透水の集中により間げき水圧が上昇することが懸念される盛土では、間げき水圧を考慮した安定計算により盛土のり面の安定性を検討することが望ましい。安定計算に当たっては、盛土の下部又は側方からの浸透水による水圧を間げき水圧(u)とし、必要に応じて、雨水の浸透によって形成される地下水による間げき水圧及び盛土施工に伴って発生する過剰間げき水圧を考慮する。

また、これらの間げき水圧は、現地の状況等を踏まえ、適切に推定することが望ましい。

なお、十分締固めた盛土では液状化等による盛土の強度低下は生じにくいですが、溪流等における高さ15メートル超の盛土や火山灰質土等の締固め難い材料を用いる盛土については液状化判定等を実施すること。

④最小安全率

盛土のり面の安定に必要な最小安全率(FS)は、盛土施工直後において、 $FS \geq 1.5$ であることを標準とする。

また、地震時の安定性を検討する場合の安全率は、大地震時に $FS \geq 1.0$ とすることを標準とする。なお、大地震時の安定計算に必要な水平震度は、0.25に建築基準法施行令第88条第1項に規定する Z の数値を乗じて得た数値とする。

【解説】

(1)設計強度定数

盛土の内部摩擦角 ϕ 、盛土の粘着力 c は原則せん断試験により求めること。

(2)間げき水圧

湧水や常時流水等が認められる傾斜地盤(溪流等を含む)等、雨水や地下水浸透等により間げき水圧の上昇が懸念される場合は、盛土内の間げき水圧を考慮した安定計算を実施することが望ましい。この場合の設定水位は盛土高の1/3とすることを基本とする。

(3)最小安全率

常時の最小安全率は $FS=1.5$ 以上、地震時の最小安全率は $FS=1.0$ 以上とする。

水平震度は0.25(大規模地震動)に $Z=0.9$ (岡山県補正係数)を乗じて得た数値とする。

(建築基準法施行令第88条第1項に規定する岡山県の地域別補正係数 $Z=0.9$ (昭和55年建設省告示第1793号))

①谷埋め型大規模盛土造成地

二次元の分割法で、全応力法によることを標準とする。

【地震時】

$$F_s = \frac{M'_R}{M'_D} = \frac{\sum \{ [c \times l + \{ W(\cos \alpha - K_h \times \sin \alpha) - U_s \times l \} \times \tan \varphi] \times R_t \}}{\sum W \times R_w - \sum (W \cos \alpha - K_h \sin \alpha) \times R_r + \sum K_h \times W \times R_e}$$

$$\alpha = \tan^{-1}(H/L)$$

F_s : 安全率（地震時）

M'_R : 地震時の土塊の抵抗モーメント (kN・m/m)

M'_D : 地震時の土塊の滑動モーメント (kN・m/m)

c : 盛土の粘着力 (kN/m²) ※¹

φ : 盛土の内部摩擦角 (°) ※¹

l : 各分割片の滑り面の長さ (m)

W : 各分割片の単位長さ重量 (kN/m)

K_h : 設計水平震度（地震力の作用位置は分割片の重心位置）※²

U_s : 常時の地下水の静水圧時における間隙水圧 (kN/m²)

h : 各分割片の滑り面を円弧とする円の中心と各分割片との重心との鉛直距離 (m)

R_t : 分割されたそれぞれの滑り面のモーメントの腕の長さ (m)

R_w : 各分割片の滑り面上の自重によるモーメントの腕の長さ (m)

R_r : 各分割片の滑り面上の底面反力によるモーメントの腕の長さ (m)

R_e : 各分割片の滑り面上に作用する地震力によるモーメントの腕の長さ (m)

H : 各分割片の滑り面の最下流端と最上流端の標高差を計測した数値 (m)

L : 各分割片の滑り面の標高差を計測した2地点間の水平距離を計測した数値 (m)

※¹ c 、 φ : 原則せん断試験により求める。

※² K_h : 0.25（大規模地震動）×0.9（岡山県補正係数）を用いる。

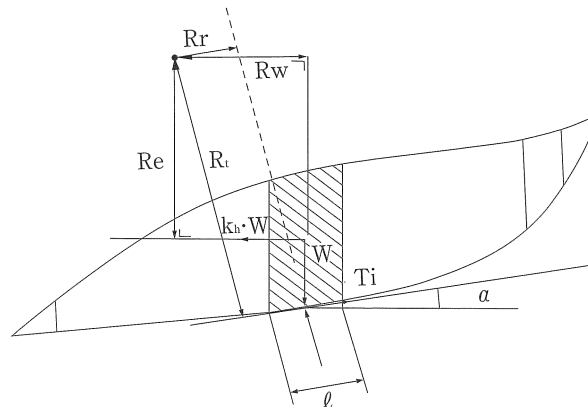


図 2.3.1 二次元の分割法における各分割片に働く力

②腹付け型大規模盛土造成地

安定計算はP2-12「第二編 2.2.3 盛土のり面の安定性の検討」に準じて二次元の分割法のうち簡便法により検討することを標準とする。

2.4 溪流等における盛土

2.4.1 溪流等の考え方

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

令第7条

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

（宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きい土地）

則第12条

令第七条第二項第二号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める土地は、次に掲げるものとする。

- 一 山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- 二 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地
- 三 前二号の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

マニュアルV・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

溪流等における盛土は、盛土内にまで地下水が上昇しやすく、崩壊発生時に溪流を流下し大規模な災害となりうることから、慎重な計画が必要であり、極力避ける必要がある。やむを得ず、溪流等に対し盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性等の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、次の措置を講ずる必要がある。なお、溪流等に限らず、湧水やその痕跡が確認される場合においても、溪流等における盛土と同様な措置を講ずる必要がある。

ここで、溪流等の範囲とは、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とする。なお、自治体は地形・地質条件に応じて溪流等の範囲を拡大・縮小することが可能である。また、自治体は開発事業者等に対し、範囲設定の考え方を明確にする必要がある。

（略）

【解説】

溪流等における盛土は、通常の盛土に比べて地表水や地下水の集中により盛土内にまで地下水が上昇しやすく、また、周辺斜面からの湧水や河川の影響により面浸食や表層崩壊が発生しやすい。また、崩壊発生時には溪流を流下し大規模な災害となりうることから、溪流等における盛土は慎重な計画が必要であり、極力避ける必要があります。

(1) 溪流等の範囲

ここでいう「溪流等」が指す範囲は、下記①及び②の範囲を基本とします。

- ① 溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷*を含む一連の谷地形の底部の中心線（上端は谷地形の最上部まで含む）
- ② ①からの距離が 25 メートル以内の範囲

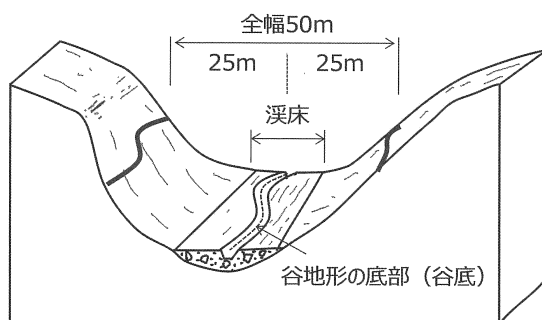


図 2.4.1 溪流等の概念図

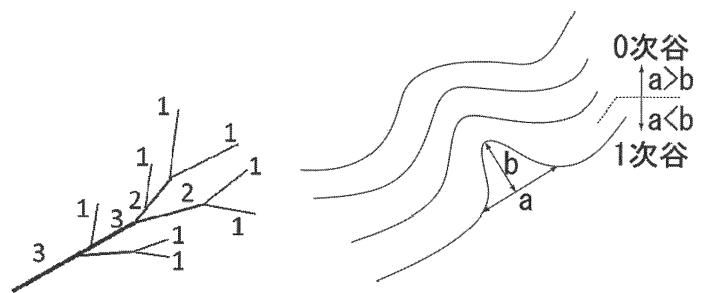


図 2.4.2 0 次谷の判定方法

*0 次谷…等高線群の間口（図 2.4.2 の a）と奥行き（図 2.4.2 の b）の長さの関係が $a \geq b$ となった地点を 1 次谷の上流端（谷頭）とし、1 次谷より上部の山腹に発達する山ひだを 0 次谷という。

やむを得ず溪流等に盛土を行う場合には通常の盛土の規定に加え、追加の措置を講ずる必要があります。

(2) 溪流等の抽出方法

① 溪床勾配 10 度以上の勾配を呈す一連の谷地形の抽出

2 万 5 千分の 1 以上の縮尺の地形図の等高線の形状や粗密の程度を参考に、溪床勾配 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形の底部の中心線を抽出する。この際、溪流に接続しない局所的な谷地形が分布する場合もあるため、一定の集水性を有していると判断される場合は、そのような地形も漏れなく抽出するよう留意が必要である。また、溪流等の抽出に当たっては、空中写真等のほか、地理院地図（国土交通省 国土地理院 HP）の標高値データも参考にとよい。

② 全幅 50m の範囲を基本とした溪流等の範囲の設定

①で抽出した谷地形を中心に、両側 25m、全幅 50m の範囲を設定し、この範囲を基本的な溪流等の範囲とする。なお、溪流等の地形・地質的な地域特性について、全幅 50m の範囲設定では集水性が高い地形を包含出来ない場合や、谷幅が狭く明らかに過大と判断される場合は考慮する。

2.4.2 溪流等における盛土に講ずる追加措置

地盤について講ずる措置に関する技術的基準

令第7条

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

マニュアルV・5 溪流等における盛土の基本的な考え方

(略)

(1) 盛土高

盛土の高さは15メートル以下を基本とし、「V・3 盛土のり面の検討」に示す安定計算等の措置を行う。ただし、盛土の高さが15メートルを超える場合は、次のとおりとする。

- ①より詳細な地質調査、盛土材料調査、土質試験等を行った上で二次元の安定計算を実施し、基礎地盤を含む盛土の安定性を確保しなければならない。
- ②間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- ③液状化判定等を実施する。（「V・3・2 盛土のり面の安定性の検討」を参照）
- ④大規模な盛土は、二次元の安定計算に加え、三次元の変形解析や浸透流解析等（以下「三次元解析」という。）により多角的に検証を行うことが望ましい。ただし、三次元解析を行う場合には、より綿密な調査によって解析条件を適切に設定しなければその精度が担保されないこと、結果の評価には高度な技術的判断を要することに留意する必要があることや、綿密な調査の結果等から二次元の変形解析や浸透流解析等（以下「二次元解析」という。）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

(2) のり面処理

- ①のり面の下部については、湧水等を確認するとともに、その影響を十分に検討し、必要に応じて、擁壁等の構造物を検討するものとする。
- ②のり面は、必ず植生等によって処理するものとし、裸地で残してはならない。
- ③のり面の末端が流水に接触する場合には、のり面は、盛土の高さにかかわらず、豪雨時に想定される水位に対し十分安全を確保できる高さまで構造物で処理しなければならない。

(3) 排水施設

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路によって処理し、地山からの湧水のみ暗渠排水工にて処理するものとする。また、溪流を埋め立てる場合には、本川、支川を問わず溪床に必ず暗渠排水工を設けなければならない。

(4) 工事中及び工事完了後の防災

工事中の土砂の流出や河川汚濁を防止するため、防災ダムや沈砂池等を設ける必要がある。また、工事完了後の土砂の流出を防止するため沈砂池を設けなければならない。防災ダムは、工事中に土砂の流出がない場合には、工事完了後、沈砂池として利用できる。

【解説】

やむを得ず溪流等に盛土を行う場合には、原地盤及び周辺地盤の地形、地質、土質、湧水、地下水等の現地状況を調査し、土砂の流出に対する盛土の安全性や盛土周辺からの地表水や地下水等に対する盛土の安定性の検討を行い、通常の盛土の規定に加え、以下の追加措置を講ずる必要があります。

(1) 盛土の安定性の検討

① 盛土高さ 15m 以下の場合

P2-10「第二編 2.2.2 盛土のり面の安定性の検討が必要な盛土」に準じて盛土の安定性を検討します。

さらに、大規模盛土造成地に該当する場合はP2-16「第二編 2.3.2 盛土全体の安定性の検討」に準じて盛土の安定性を検討します。

② 盛土高さ 15m 超で盛土量 5 万 m³ 以下の場合

①に加え、以下の措置を行います。

- 1) 盛土量、切土量を算出した土量計算書を作成する。
- 2) 盛土基礎地盤及び周辺斜面を対象とした一般的な調査（地質調査、盛土材料調査、土質試験等）に加え、盛土の上下流域を含めた詳細な地質調査・盛土材料調査等を実施し（調査方法は「盛土等防災マニュアルの解説」参照）、二次元の安定計算を実施する（P2-16「第二編 2.3.2 盛土全体の安定性の検討」参照）。
- 3) 間げき水圧を考慮した安定計算を標準とする。
- 4) 液状化判定（地震時の間げき水圧の上昇及び繰り返し载荷による盛土の強度低下の有無を判定）を実施し、強度低下が生じると判定された場合は、盛土の強度低下を考慮した安定計算を実施する（「盛土等防災マニュアルの解説」参照）。

③ 盛土高さ 15m 超で盛土量 5 万 m³ 超の場合

①②に加え、以下の措置を行います。

- 1) 盛土規模が大きく数多くのリスク要因（地盤・地下水・地震動等）が盛土の安定性に大きな影響を与えることになるため、三次元解析（変形解析や浸透流解析等）により二次元の安定計算モデルや計算結果（すべり面の発生位置等）の妥当性について検証する。
- 2) 三次元解析のための詳細な地質調査及び水文調査を追加で実施する。

※ 二次元解析（変形解析や浸透流解析等）での評価が適当な場合には、二次元解析を適用する。

(2) のり面処理

- ・ 標準的なのり面保護工（P2-80「第二編 5.1.3 のり面保護工」参照）に加え、周辺の湧水等の影響を検討し、必要に応じて擁壁等の構造物による保護を検討する。
- ・ 豪雨等に伴いのり面の末端に流水が存在する場合等は、想定される水位まで構造物で保護する等の処理をしなければならない。

(3)排水施設

- ・ 盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路による地表水排除工及び排水路により処理するものとする。
- ・ 地山からの伏流水が盛土の地表面に現れることが懸念されるため、盛土と地山の境界にも地表水排除工を設ける。
- ・ 湧水は暗渠排水工にて処理する。
- ・ 溪流を埋め立てて盛土を行う場合には、本川、支川を問わず、在来の溪床には必ず暗渠排水工を設けなければならない。
- ・ 上記についてP2-83「第二編 6 排水対策に関する技術的基準」を参照とすること。

※暗渠排水工は中間検査対象となる特定工程です（「第一編 制度編 2.1.14 中間検査」、P2-90「第二編 6.2.3 地下排水工の配置」参照）。

(4)工事中及び工事完了後の防災

- ・ 工事中には、用地外への土砂の流出を防止するために防災ダムを、河川汚濁を防止するために沈泥池をそれぞれ先行して設置する等、防災対策に十分留意しなければならない。
- ・ 防災ダムは、工事中に土砂の流出がなく、開発後の沈砂池の容量等の基準を満たす場合には、防災ダムを工事完了後の沈砂池として利用することが可能である。

2.5 切土

2.5.1 切土のり面の勾配と形状

マニュアルⅥ・1 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難い場合は「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」）で覆わなければならない。

ただし、次表に示すのり面は、擁壁等の設置を要しない。

なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、浸食に弱い土質、崩積土等である場合
- 3) のり面に湧水等が多い場合
- 4) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質	のり高	
	崖の上端からの垂直距離	
	① $H \leq 5 \text{ m}$	② $H > 5 \text{ m}$
軟岩 (風化の著しいものは除く)	80度 以下 (約1 : 0.2)	60度 以下 (約1 : 0.6)
風化の著しい岩	50度 以下 (約1 : 0.9)	40度 以下 (約1 : 1.2)
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	45度 以下 (約1 : 1.0)	35度 以下 (約1 : 1.5)

マニュアルⅥ・3 切土のり面の形状

切土のり面の形状には、単一勾配ののり面及び土質により勾配を変化させたのり面があるが、その採用に当たっては、のり面の土質状況を十分に勘案し、適切な形状とする必要がある。

なお、のり高が大きい切土のり面では、のり高5メートル程度ごとに幅1～2メートルの小段を設けることが一般的である。

【解説】

(1) 切土のり面の形状

切土のり面において、擁壁の設置を要しない切土のり面の勾配は本表によるものとします。

なお、表の勾配以下であっても、1) のり高が特に大きい場合、2) のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、浸食に弱い土質、崩積土等である場合、3) のり面に湧水等が多い場合、4) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合は、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要があります。

擁壁を要しない切土のり面においては、崖面及びその他の地表面についてはのり面保護工等による措置が必要です（P2-77「第二編 5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準」参照）。

土質が深さ方向やのり面の縦断方向にほぼ等しい場合には、通常単一勾配ののり面を採用します。

さらに、土質が異なる場合でも、必要とする勾配を最も緩い土質に対応したのり面勾配に合わせれば、単一勾配ののり面としてもよいとされています（図 2.5.1 (a)）。

また、切土のり面の土質に応じてのり面勾配を変化させる場合には、原則として上段ののり面はその下段ののり面よりも勾配を緩くするものとし、のり面勾配の変化点には、小段を設けるものとします（図 2.5.1 (b)）。

(切土により生じた崖面において擁壁を要しない崖面の考え方の詳細は、P2-27「第二編 3.1 擁壁の設置義務」参照)。

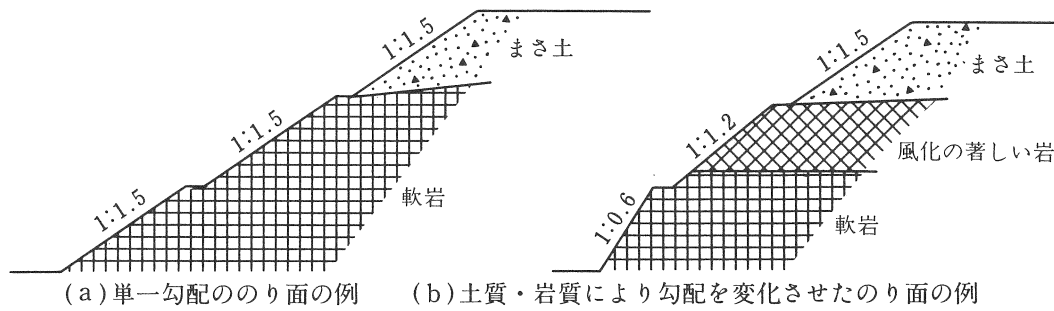


図 2.5.1 切土のり面の形状

(2) 小段

のり高の大きい切土のり面では、のり高5mごとに1～2m以上の小段を設けること。

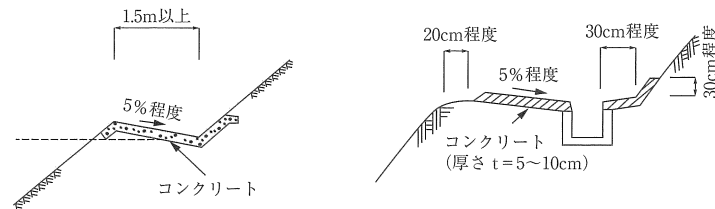


図 2.5.2 小段の構造の例

2.5.2 切土のり面の検討

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条第2項

- 三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

マニュアルⅥ・1 切土のり面の勾配

(略) なお、次のような場合には、切土のり面の安定性の検討を十分に行った上で勾配を決定する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合
- 2) のり面が割れ目の多い岩、流れ盤、風化の速い岩、浸食に弱い土質、崩積土等である場合
- 3) のり面に湧水等が多い場合
- 4) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

マニュアルⅥ・2 切土のり面の安定性の検討

切土のり面の安定性の検討に当たっては、安定計算に必要な数値を土質試験等により的確に求めることが困難な場合が多いので、一般に次の事項を総合的に検討した上で、のり面の安定性を確保するよう配慮する必要がある。

- 1) のり高が特に大きい場合

地山は一般に複雑な地層構成をなしていることが多いので、のり高が大きくなるに伴って不安定要因が増してくる。したがって、のり高が特に大きい場合には、地山の状況に応じて次の2)～7)の各事項について検討を加え、できれば余裕のあるのり面勾配にする等、のり面の安定化を図るよう配慮する必要がある。

- 2) のり面が割れ目の多い岩又は流れ盤である場合

地山には、地質構造上、割れ目が発達していることが多く、切土した際にこれらの割れ目に沿って崩壊が発生しやすい。したがって、割れ目の発達程度、岩の破碎の度合、地層の傾斜等について調査・検討を行い、周辺の既設のり面の施工実績等も勘案の上、のり面の勾配を決定する必要がある。

特に、のり面が流れ盤の場合には、滑りに対して十分留意し、のり面の勾配を決定することが大切である。

- 3) のり面が風化の速い岩である場合

のり面が風化の速い岩である場合は、掘削時には硬く安定したのり面であっても、切土後の時間の経過とともに表層から風化が進み、崩壊が発生しやすくなるおそれがある。したがって、このような場合には、のり面保護工により風化を抑制する等の配慮が必要である。

- 4) のり面が浸食に弱い土質である場合

砂質土からなるのり面は、表面流水による浸食に特に弱く、落石、崩壊及び土砂の流出が生じる場合が多いので、地山の固結度及び粒度に応じた適切なのり面勾配とするとともに、のり面全体の排水等に十分配慮する必要がある。

- 5) のり面が崩積土等である場合

崖すい等の固結度の低い崩積土からなる地山において、自然状態よりも急な勾配で切土をした場合には、のり面が不安定となって崩壊が発生するおそれがあるので、安定性の検討を十分に行い、適切なのり面勾配を設定する必要がある。

6) のり面に湧水等が多い場合

湧水の多い箇所又は地下水位の高い箇所を切土する場合には、のり面が不安定になりやすいので、のり面勾配を緩くしたり、湧水の軽減及び地下水位の低下のためののり面排水工を検討したりする必要がある。

7) のり面又は崖の上端に続く地盤面に雨水が浸透しやすい場合

切土によるのり面又は崖の上端に続く地盤面に砂層、礫層等の透水性が高い地層又は破碎帯が露出するような場合には、切土後に雨水が浸透しやすくなり、崩壊の危険性が高くなるので、のり面を不透水性材料で覆う等の浸透防止対策を検討する必要がある

【解説】

自然斜面の地山は、地層分布や土質及び岩質等が極めて複雑、かつ不均一である場合が多い。しかも、切土したのり面は、施工後時間の経過とともに、風化や表面流水による浸食に伴って次第に不安定になっていきます。したがって、切土を行う場合には、土質やその風化の程度等を十分に勘案して勾配を決定する必要があります。

また、切土のり面では、地質調査、土質試験等によって精度の高い地盤定数を求め、信頼性の高い安定計算ができる場合は極めて少ないため、切土の際は、土質調査、周辺の地形、地質条件等を総合的に判断して安定性を検討する必要があります。

のり高が特に大きい場合とは、のり高が15mを超えるものをいい、地山の状況に応じた検討を行う必要があります。

切土をした後ののり面にすべりやすい土層が認められた場合で、やむを得ずこの土層を残すときは、そののり面にすべりが生じないよう、のり面の安定度を増すための措置を講ずることが必要です。

3 擁壁に関する技術的基準

3.1 擁壁の設置義務

(定義等)

令第1条

- 1 第一条この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。
- 2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。
- 3 小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

(宅地造成及び特定盛土等)

令第3条

第三条法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であって、高さが二メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第8条

- 1 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。
 - イ 切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質が別表第一上欄に掲げるものに該当し、かつ、次のいずれかに該当するものの崖面
 - (1) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度以下のもの
 - (2) その土質に応じ勾配が別表第一中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）
 - ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
 - ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

別表第一

土質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60 度	80 度
風化の著しい岩	40 度	50 度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35 度	45 度

- 2 前項第一号イ（1）に該当する崖の部分により上下に分離された崖の部分がある場合における同号イ（2）の規定の適用については、同号イ（1）に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

マニュアルⅧ・1 擁壁の基本的な考え方

開発事業等において、次のような「崖」が生じた場合には、崖面の崩壊を防ぐため、原則としてその崖面を擁壁で覆わなければならない。

- 1) 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1メートルを超える「崖」
- 2) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」
- 3) 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2メートルを超える「崖」

ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖の部分で、[Ⅵ・1 切土のり面の勾配]の表に該当する崖面については、擁壁を設置しなくてもよい。また、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて、「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」を適用する。

マニュアルⅥ・1 切土のり面の勾配

切土のり面の勾配は、のり高、のり面の土質に応じて適切に設定するものとし、その崖面は、原則として擁壁（これにより難い場合は「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」）で覆わなければならない。

ただし、次表に示すのり面は、擁壁等の設置を要しない。（略）

表 切土のり面の勾配（擁壁等の設置を要しない場合）

のり面の土質	崖の上端からの垂直距離	
	① $H \leq 5 \text{ m}$	② $H > 5 \text{ m}$
軟岩 （風化の著しいものは除く）	80度 以下 （約1：0.2）	60度 以下 （約1：0.6）
風化の著しい岩	50度 以下 （約1：0.9）	40度 以下 （約1：1.2）
砂利、まさ土、関東ローム、硬質粘土、 その他これらに類するもの	45度 以下 （約1：1.0）	35度 以下 （約1：1.5）

【解説】

「義務設置擁壁」と「高さが2mを超える任意設置擁壁」については、P2-27「第二編 3 擁壁に関する技術的基準」を満たす必要があります。（P2-27「第二編 3.1 擁壁の設置義務」、P2-71「第二編 3.8 任意設置擁壁」参照）

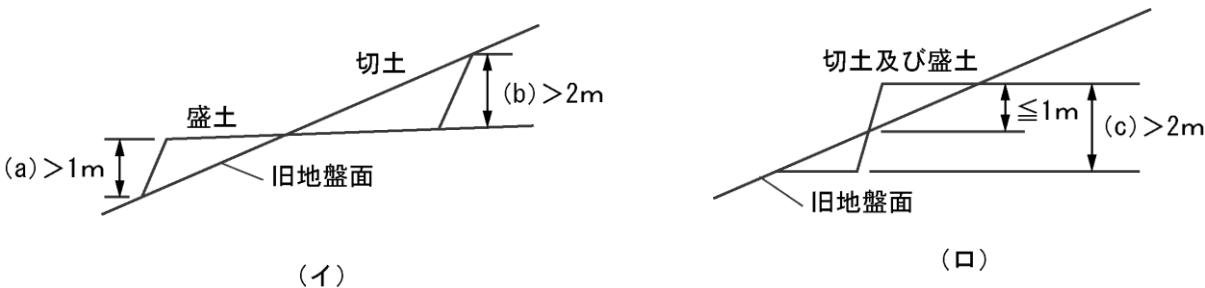
それ以外の擁壁や土留構造物については、擁壁に関する技術的基準を満たす必要はありませんが、P2-82「第二編 5.1.3 のり面保護工 5.1.3 （2）構造物によるのり面保護工」の技術的基準を満たす必要があります。

(1) 擁壁を要する崖面（義務設置擁壁）

次のような崖が生じた場合には崖面を擁壁で覆わなければなりません。

- ・ 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える崖（図 3.1.1（イ）（a））
- ・ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖（図 3.1.1（イ）（b））
- ・ 盛土と切土を同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖（図 3.1.1（ロ）（c））

崖とは地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。



(2) 擁壁を要しない崖面

(1)に示した崖が生じた場合であっても、次のいずれかに該当する場合は擁壁を設置する必要はありません。

- ① 切土により生じた崖面であって、土質に応じ崖の勾配が図 3.1.2 に示すいずれかに該当する場合（崖面の勾配が変化する場合の考え方は図 3.1.3 による）
- ② 安定計算により擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面
- ③ 崖面崩壊防止施設が設置された崖面

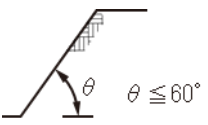
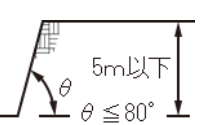
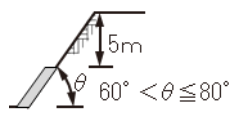
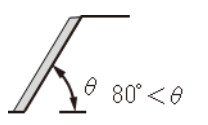
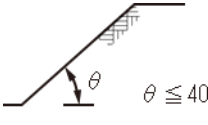
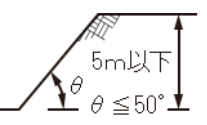
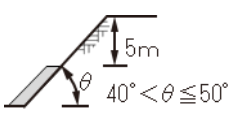
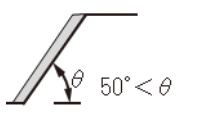
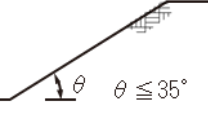
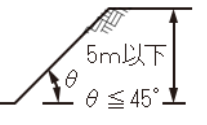
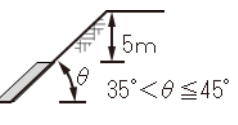
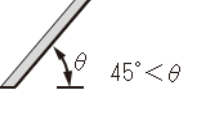
区分 土質	(A) マニュアルⅥ・1の表② 擁壁不要 (擁壁を要しない勾配の上限)	(B) マニュアルⅥ・1の表① 5mまで擁壁不要 (擁壁を要しない勾配の上限)	(C) マニュアルⅥ・1の表② 崖の上端から垂直距離 5mまで擁壁不要	(D) 擁壁を要する (擁壁を要する勾配の下限)
軟岩（風化の著しいものを除く。）	崖面の角度が60度以下のもの。 	崖面の角度が80度以下のもの。 	崖面の角度が60度を超え80度以下のもの。 	崖面の角度が80度を超えるもの。 
風化の著しい岩	崖面の角度が40度以下のもの。 	崖面の角度が50度以下のもの。 	崖面の角度が40度を超え50度以下のもの。 	崖面の角度が50度を超えるもの。 
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	崖面の角度が35度以下のもの。 	崖面の角度が45度以下のもの。 	崖面の角度が35度を超え45度以下のもの。 	崖面の角度が45度を超えるもの。 

図 3.1.2 擁壁を要しない切土崖

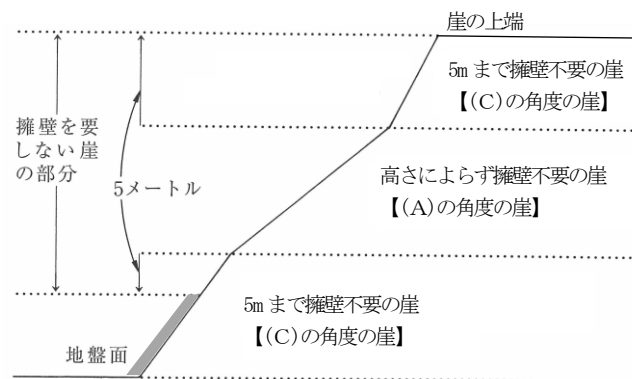


図 3.1.3 崖面の勾配が変化する場合の考え方

(A)の角度の崖の上下に、(C)の角度の崖がある場合、上下の部分は連続しているものとみなして、その崖の上端から垂直距離5mまでは擁壁不要

(3) 小段で分離された崖

小段その他の崖以外の土地によって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し 30° の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなします。

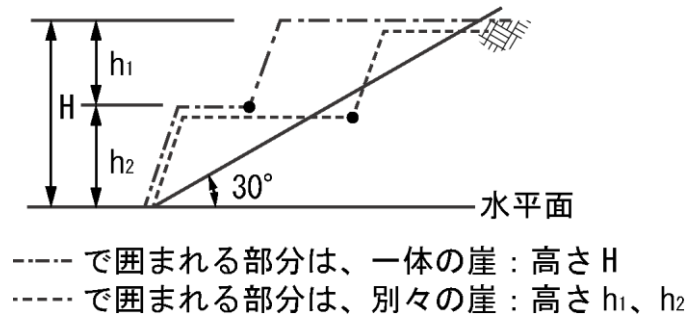


図 3.1.4 小段で分離された崖

3.2 擁壁の種類

(擁壁の設置に関する技術的基準)

令第8条第1項

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。（略）
 - 二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする
- こと。

(定義等)

令第1条

- 4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

マニュアルⅧ・2 擁壁の種類及び選定

擁壁は、材料、形状等により、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造等に分類される。

擁壁の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるものを選定しなければならない。

【解説】

擁壁の種類は、図 3.2.1 のとおりです。

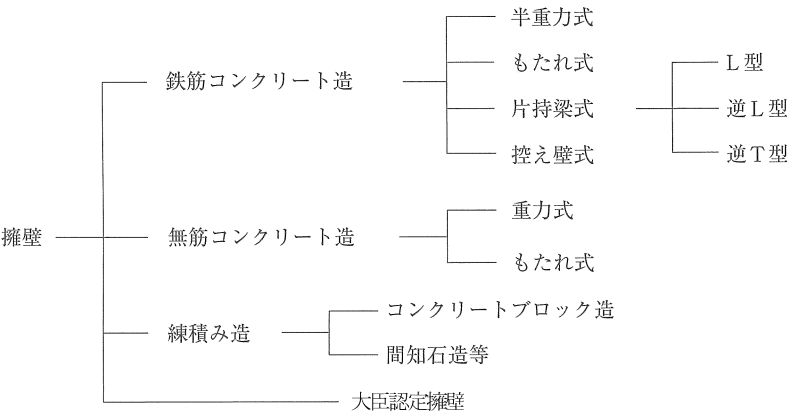


図 3.2.1 盛土規制法における擁壁の種類

また、擁壁の高さとは地上高さ（見え高）を指します。

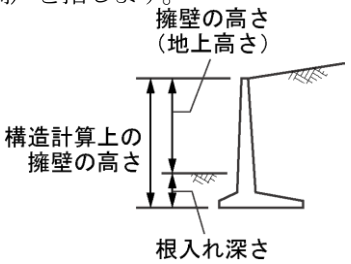


図 3.2.2 盛土規制法における擁壁高さの考え方

3.3 擁壁設置上の留意事項

マニュアルⅧ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の一般的留意事項

7) その他

崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

【解説】

(1) 斜面上に設置する擁壁

斜面上に擁壁を設置する場合には、図 3.3.1 のように、擁壁基礎前端より擁壁の高さの 0.4H 以上、かつ 1.5 m 以上、土質に応じた勾配線 (θ) より後退し、その部分はコンクリート打ち等により風化浸食のおそれのない状態にすること。

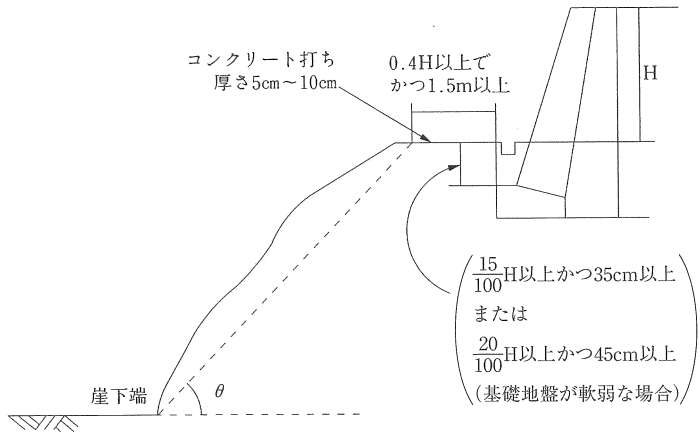


図 3.3.1 斜面上に擁壁を設置する場合

表 3.3.1 土質別角度 (θ)

背面土質	軟岩	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これらに 類するもの	盛土又は腐植土
角度 (θ)	60°	40°	35°	25°

(2) 擁壁上に設置する擁壁

図 3.3.2 に示す擁壁で、表 3.3.1 の θ 角度内に入っていないものは、二段の擁壁とみなされるので、一体の擁壁として設計を行う必要があります。なお、上部擁壁が表 3.3.1 の θ 角度内に入っている場合は、個別の擁壁として扱いますが、水平距離を $0.4H$ 以上かつ 1.5m 以上離さなければなりません。

二段擁壁となる場合は、下部の擁壁に設計以上の積載荷重がかからないよう、上部擁壁の根入れ深さを深くする、基礎地盤を改良する、あるいは RC 擁壁の場合は杭基礎とするなどして、下部擁壁の安全を保つことができるよう措置するとともに、上部擁壁の基礎の支持力についても十分な安全を見込んでおく必要があります。

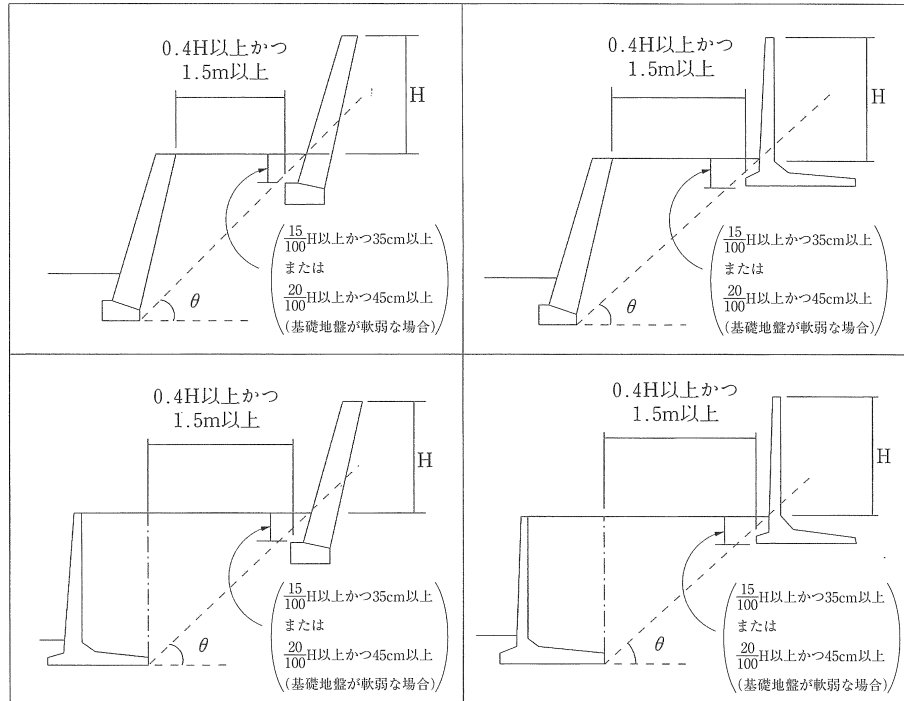


図 3.3.2 上部・下部擁壁を近接して設置する場合

3.4 擁壁構造の共通事項
3.4.1 根入れ

(練積み造の擁壁の構造)

令第10条

四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四

土 質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂			
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの		(省略)	
第三種	その他の土質			

【解説】

根入れ深さは、基礎底版が地表に出ないよう、排水施設等の構造物より十分な余裕をみて設定しなければなりません。根入れ深さの基準は、練積み造擁壁以外の擁壁も共通です。

(1)一般部における擁壁の場合

一般部における擁壁の根入れは、土質に応じて、35cm 以上かつ擁壁高さの 15%以上、または 45cm 以上かつ擁壁高さの 20%以上とする必要があります。

表 3.4.1 根入れの深さ

土質		根入れ深さ(m)
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	擁壁高さ：H 35cm以上かつ擁壁高さの15/100以上
第二種	真砂土、関東ローム硬質粘土その他これらに類するもの	
第三種	その他の土質	45cm以上かつ擁壁高さの20/100以上

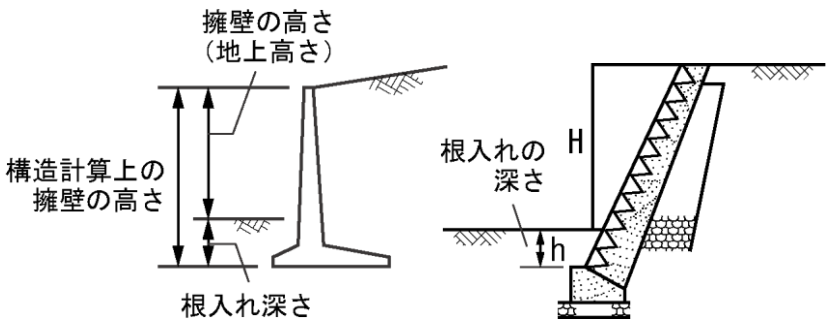


図 3.4.1 盛土規制法における根入れの深さの考え方

(2)河川、水路又は道路に隣接又は近接している擁壁の場合

河川、水路又は道路の各管理者と協議して決定することができます。

(3)擁壁前面にU字型側溝等を設ける場合

擁壁前面にU字型側溝等を設ける場合は地表面からの深さとしませんが、側溝深さが30cm超となる場合は水路底からの深さとしします。

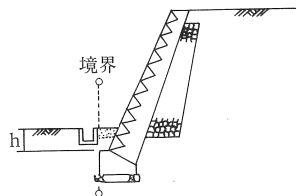


図 3.4.2 根入れの深さ

U字型側溝等の深さ	根入れ深さ h	擁壁の高さ（地上高さ）H
$A > 30\text{ cm}$ （図 3.4.4）	水路底からの深さ	水路底からの高さ（ $H_1 + H_2$ ）
$A \leq 30\text{ cm}$ （図 3.4.5）	地表面からの深さ	地表面からの高さ（ H_1 ）

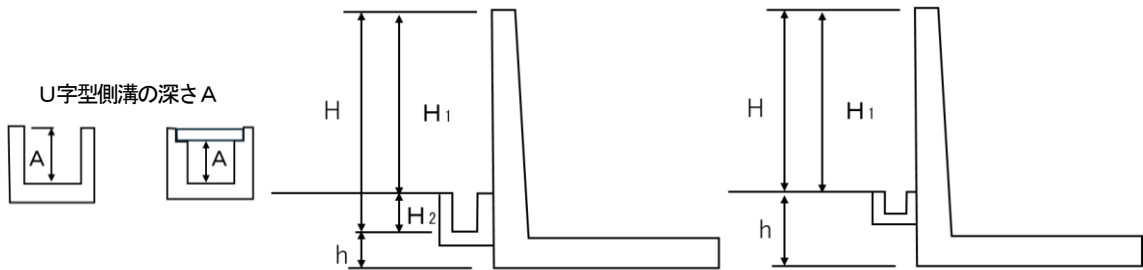


図 3.4.3 U字型側溝の深さ

図 3.4.4 $A > 30\text{cm}$ の根入れ深さ

図 3.4.5 $A \leq 30\text{cm}$ の根入れ深さ

3.4.2 水抜き穴及び透水層

(擁壁の水抜き)

令第12条

第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積三平方メートル以内ごとに少なくとも一個の内径が七・五センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜き穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

マニュアルⅧ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の一般的留意事項

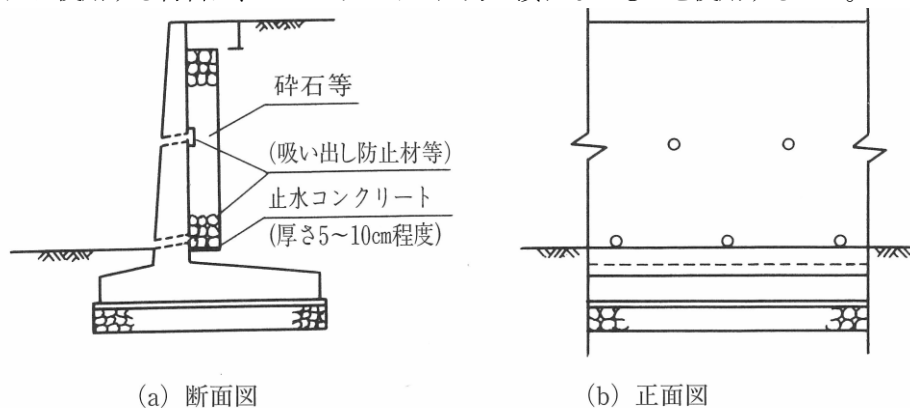
6) 排水

擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。

【解説】

(1) 水抜き穴

- ① 擁壁の裏面で、水抜き穴の周辺その他必要な場所に砂利等の透水層を設けること。
- ② 水抜き穴は、擁壁の下部地表近く及び湧水等のある箇所に特に重点的に設けること。
- ③ 水抜き穴は、内径7.5cm以上とし、その配置は、3㎡に1箇所の割で千鳥配置とすること。
- ④ 水抜き穴は、排水方向に適切な勾配をとること。
- ⑤ 水抜き穴の入口には、水抜き穴から流出しない程度の大きさの碎石等（吸い出し防止材等を含む。）を置き、砂利、砂、背面土等が流出しないよう配慮すること。
- ⑥ 地盤面下の壁面で地下水の流路にあたっている壁面がある場合は、有効に水抜き穴を設けて地下水を排出すること。
- ⑦ 水抜き穴に使用する材料は、コンクリートの圧力で潰れないものを使用すること。



注) 天端面から雨水等の侵入がないように配慮する。

図 3.4.6 水抜き穴の配置図

(2) 透水層

- ・ 擁壁の背面の全面に透水層（裏込め工）を設けること。
- ・ 擁壁の裏込め材は栗石、割栗石、砂利、クラッシャーラン、粒度の粗い砂等を用いることとし、栗石、割栗石を用いるときはクラッシャーラン等で間げきを充填すること。
- ・ 擁壁の構造に応じて表 3.4.2 に掲げる厚さのものを設置すること。ただし、壁面の背面に措置する地盤が切土であった軟岩（風化の著しいものを除く）以上の硬度を有する場合、又は知事が擁壁の損壊等のおそれがないと認めた場合においては、この限りではない。
- ・ 透水層下端部分の下に水が浸透しないよう、透水層の下端部分に水抜き穴から有効に排水できるよう厚さ5～10cmの止水コンクリートを設置すること。
- ・ 透水層の上端は、擁壁上端から30センチメートル下方を標準とする。
- ・ 透水マットを使用する場合は、「擁壁用透水マット技術マニュアル」（（社）全国宅地擁壁技術協会 R9年6月）を参照すること。

表 3.4.2 擁壁の構造に応じた透水層の厚さ

			擁壁の構造	
			練積み造	練積み造以外
透水層 の厚さ	上端		30cm	30cm
	下端	切土	30cm	30cm
		盛土	60cm以上かつ、擁壁（根入れを含まない。）の高さ1m当たり20cm以上	

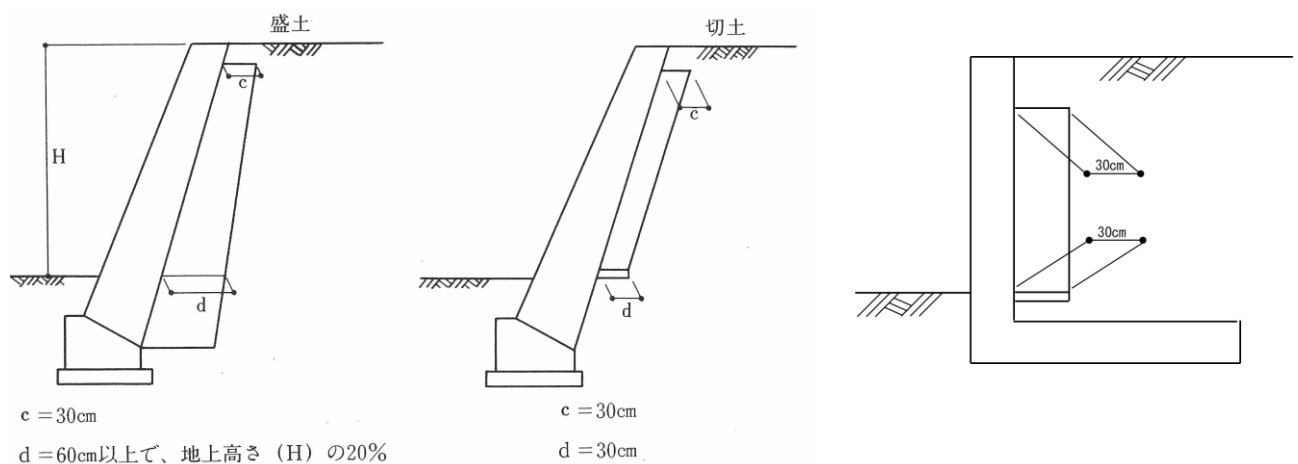


図 3.4.7 透水層（裏込め工）の構造

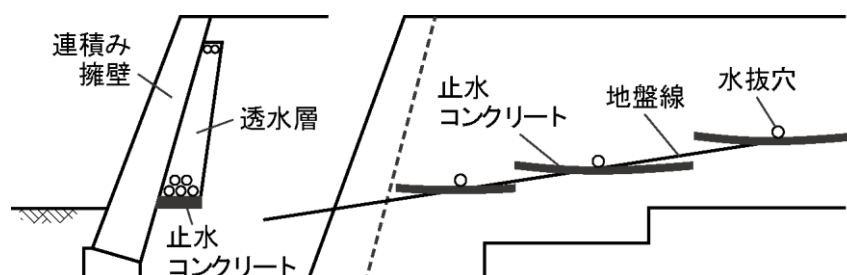


図 3.4.8 止水コンクリート

3.4.3 伸縮継目及び隅角部の補強

マニュアルⅧ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

3) 伸縮継目及び隅角部の補強

伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。

【解説】

(1) 伸縮継目

- ・ 伸縮継目の設置間隔は、鉄筋コンクリート造擁壁及び練積み造擁壁の場合は原則として擁壁長さ 20m 以内、無筋コンクリート造擁壁の場合は原則として 10m 以内とすること。
- ・ 地盤条件の変化する箇所、擁壁高さが著しく異なる箇所、擁壁の材料・工法を異にする箇所は、有効に伸縮継目を設け、基礎部分まで切断すること。
- ・ 擁壁の屈曲部においては、伸縮継目の位置を隅角部から擁壁の高さの分だけ避けて設置すること。

(2)隅角部の補強

- 鉄筋コンクリート造等擁壁、練積み造擁壁共に、擁壁の屈曲する箇所（ $60^\circ \leq \text{屈曲角} \leq 120^\circ$ ）は隅角をはさむ二等辺三角形の部分を鉄筋及びコンクリートで補強すること（鉄筋量の計算は「盛土等防災マニュアルの解説」を参考とする）。
- 二等辺の一辺の長さは、擁壁の高さ3m以下で50cm、3mを超えるものは60cmとする。

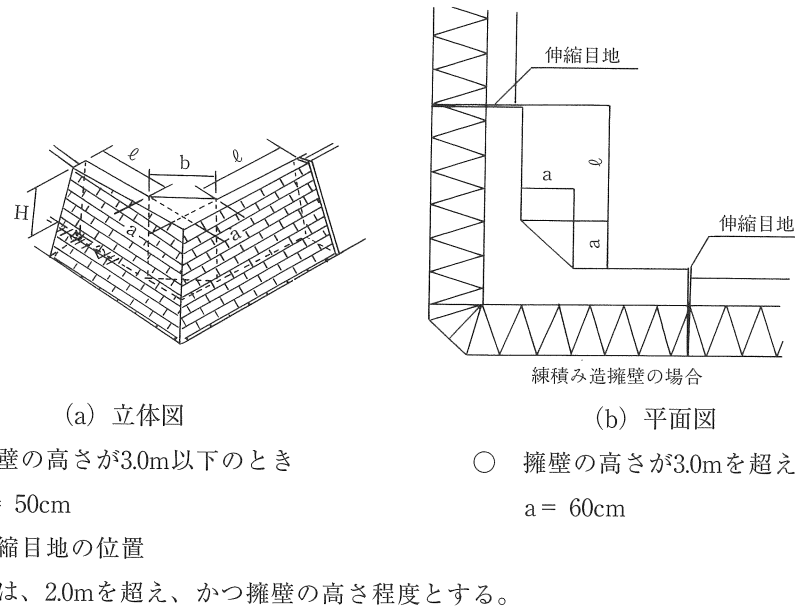


図 3.4.9 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置（練積み造擁壁）

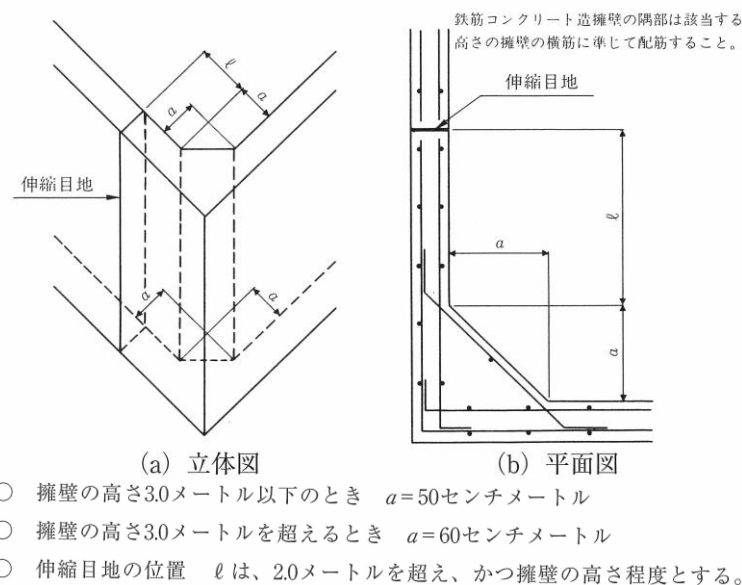


図 3.4.10 隅角部の補強方法及び伸縮継目の位置（鉄筋コンクリート造等擁壁）

3.5 鉄筋コンクリート造等擁壁

3.5.1 荷重条件

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

令第9条

3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第二

土質	単位体積重量 (1 m ³ につき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8 t	0.35
砂質土	1.7 t	0.40
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	1.6 t	0.50

マニュアルⅧ・3・3・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

- 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
 - 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。
- 擁壁背面の地盤面上にある建築物、工作物、積雪等の積載荷重は、擁壁設置箇所の実状に応じて適切に設定するものとする。
- 設計に用いる地震時荷重は、1) ③で述べた地震時土圧による荷重、又は擁壁の自重に起因する地震時慣性力に常時の土圧を加えた荷重のうち大きい方とする。

【解説】

鉄筋コンクリート造等擁壁の安定性の検討において使用する荷重条件は次のとおりです。

(1) 土圧

擁壁に作用する土圧は、裏込め地盤の土質や擁壁の設置箇所の状況に応じて、実情に合わせて算出することを原則とします。

ただし盛土の場合でこれによることが困難な場合や、小規模な開発事業等においては、単位体積重量及び土圧係数は政令別表第二の値を用いることができるほか、内部摩擦角は表 3.5.1 の値を用いてよいこととします。

政令別表第二の土圧係数は、背面土の勾配を 90° 以下、余盛等の勾配及び高さをそれぞれ 30° 以下及び 1 m 以下とし、かつ擁壁の上端に続く地盤面等には積載荷重がないものとして計算されているので、これに合致する必要があります。なお、この条件による余盛等は 5kN/m^2 程度の積載荷重と同等とみなしますので、「余盛等なし・積載荷重 5kN/m^2 」の条件であれば、別表第二の土圧係数の使用が可能です。

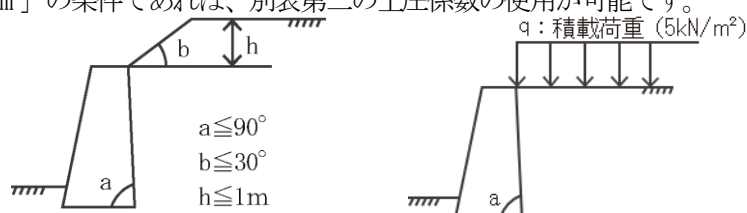


図 3.5.1 政令別表第二の土圧係数の考え方

表 3.5.1 内部摩擦角（土質試験を行わない場合の標準値）

土質	内部摩擦角： φ （°）
砂利又は砂	30
砂質土	25
シルト、粘土又はそれらを多量に含む土	20

(2) 水圧

水抜き穴等の排水処理を規定どおり行い、地下水位の上昇が想定されない場合は、考慮しなくてよい。

(3) 自重

- 自重の算出に用いる材料の単位体積重量は以下のとおりとする

鉄筋コンクリート 24.5kN/m³

無筋コンクリート 23.0kN/m³

- 自重は図 3.5.2 の斜線部分とする

（重力式及び半重力式）

（片持ちばり式）

（もたれ式）

仮想背面と擁壁に囲まれた部分の土の重量を擁壁の重量として見込む

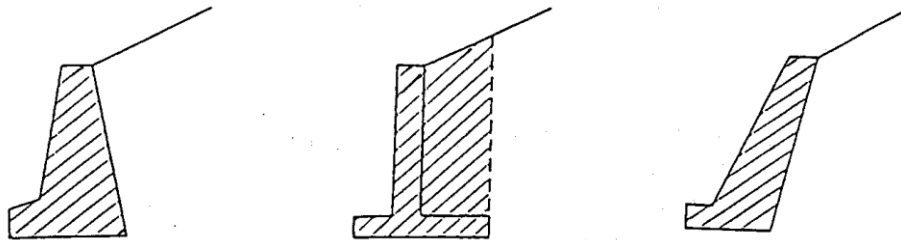


図 3.5.2 自重の取り方

(4) 積載荷重

擁壁の設置箇所の状況に応じて、建築物、工作物、積雪等による積載荷重を考慮する。

- 自動車活荷重 …… $q=10\text{kN/m}^2$
- 建築物等 …… $q=5\text{kN/m}^2$
- 積雪荷重等 …… 実状に応じた荷重

(5)地震時荷重

以下の場合には地震時荷重を考慮すること。

- ・ 高さ5m超の擁壁
- ・ 大規模盛土造成地に関連する擁壁
- ・ 耐震照査を行う盛土に関連する擁壁
- ・ その他下記に該当する場合などは状況に応じて個別に判断する
- ・ 擁壁の基礎地盤が軟弱である。
- ・ 背面土に雨水が浸透しやすい状態である。
- ・ 集水地形となっている。
- ・ 擁壁背面に長大斜面が残っている。
- ・ 液状化しやすい地盤である。

設計に用いる地震時荷重は、「①地震時土圧による荷重」、又は「②擁壁の自重に起因する地震時慣性力」に「③常時の土圧を加えた荷重」のうち大きい方とします。なお、政令の別表第二及び第三を用いる場合には、擁壁の自重に起因する地震時慣性力と別表第二の土圧係数を用いるものとします。

「①地震時土圧による荷重」、「②擁壁の自重に起因する地震時慣性力」を求める際の設計水平震度は次の式により求めます。

設計水平震度 $K_h = c_z K_0$

K_h : 設計水平震度

c_z : 地域別補正係数=0.9（建築基準法施行令第88条第1項に規定する z の数値）

K_0 : 標準設計水平震度=中地震時0.2、大地震時0.25

①地震時土圧による荷重

「盛土等防災マニュアルの解説」の該当項を参照のこと。

②擁壁の自重に起因する地震時慣性力

擁壁の自重に起因する地震時慣性力は、擁壁の自重（ W ）が、擁壁の重心（ G ）を通過して水平に $K_h \cdot W$ として作用するものとし、次の式により求めます。

地震時慣性力 $= K_h \cdot W$

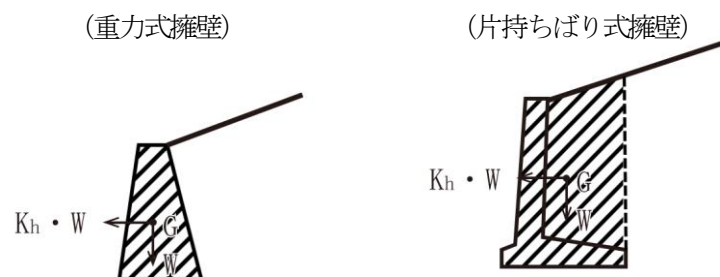


図 3.5.3 擁壁の自重に起因する地震時慣性力

(6)その他の荷重

その他実情に応じて、適切に荷重を考慮すること。

3.5.2 外力の設定

P2-41「第二編 3.5.1 荷重条件」で設定した土圧等を用いて、擁壁に作用する外力を設定します。

(1) 土圧等の作用面と壁面摩擦角等

マニュアルⅧ・3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

- 1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
- ① 盛土部に設置される擁壁は、裏込め地盤が均一であるとして土圧を算定できる。

【解説】

- 重力式擁壁やもたれ式擁壁の場合、土圧の作用面は、原則として躯体コンクリート背面とします（図 3.5.4）。
- 片持ばり式の場合、土圧の作用面は、底板かかと先端から鉛直方向に伸ばした仮想背面に作用するものとします。（図 3.5.5(a)）。ただし、堅壁部材の応力を照査する場合は、実際の壁面に対して土圧を作用させます（図 3.5.5(b)）。
- 土圧の作用位置は、土圧分布下端より分布高さ H の $1/3$ とします。
- 壁面摩擦角 δ は、表 3.5.3 に示すところにより決定します。

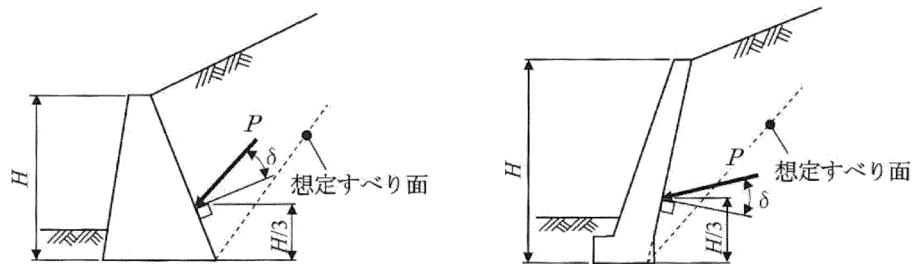
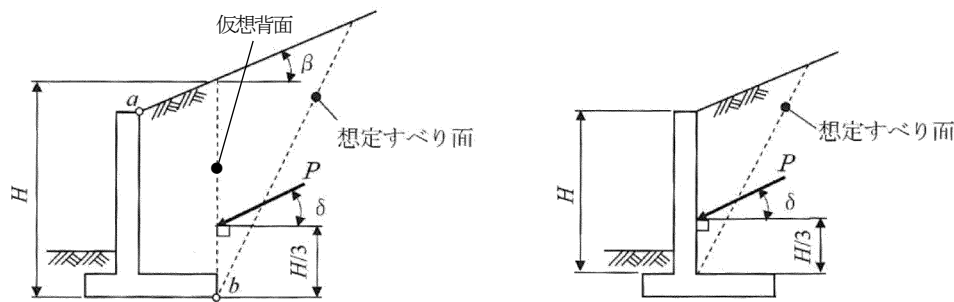


図 3.5.4 土圧作用面（重力式擁壁等）



(a) 安定性の照査時及び底板の部材設計時の土圧作用面 (b) 堅壁の部材設計時における土圧作用面

図 3.5.5 土圧作用面（片持ばり式）

表 3.5.2 図 3.5.4 及び図 3.5.5 に対応する記号表

項目	対応する記号	項目	対応する記号
高さ	H	たて壁かかと版の先端	b
壁面摩擦角	δ	土圧作用方向	P
たて壁天端の背面点	a	のり面傾斜角	β

表 3.5.3 壁面摩擦角 δ

擁壁の種類	検討項目	土圧作用面の状態	壁面摩擦角 δ	
			常時 δ	地震時 δ_E
重力式等	安定性	土とコンクリート	$2\varphi/3$ (※1)	$\varphi/2$
	部材応力			
片持ばり式等	安定性	土と土	β' (※2)	(式-1) による
	部材応力	土とコンクリート	$2\varphi/3$ (※1)	$\varphi/2$

φ : 裏込め土のせん断抵抗角

β' : 仮想のり面傾斜角

※1 : 透水マットを使用する場合には、 $\varphi/2$ とします。

※2 : $\beta' > \varphi$ のときは、 $\delta = \varphi$ とします。

想定する滑り土塊の範囲内ののり面勾配が一樣の場合の β' は、のり面傾斜角 β とします。

表 3.5.4 仮想のり面傾斜角 β' の設定方法

背後の法面勾配	仮想のり面傾斜角 β'
一樣な場合	のり面傾斜角 β とする (図 3.5.5(a) 参照)
変化する場合	仮定したすべり線と上部平面の交点からのり肩までの距離を二分した点と仮想背面とのり面の交点を結んだ線と水平面の勾配とする (図 3.5.6 参照)

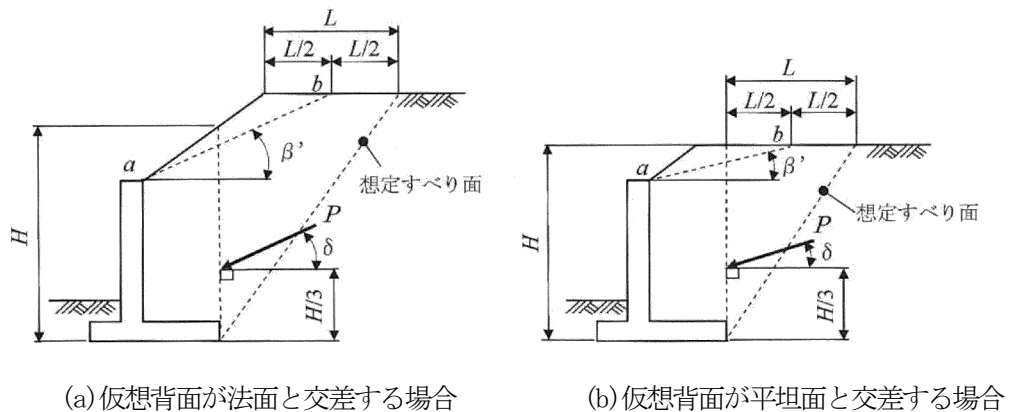


図 3.5.6 背後の法面形状が変化する場合の β' の設定方法

〔仮想背面に土圧を作用させる場合の壁面摩擦角 δ_E 〕

仮想背面の地震時の壁面摩擦角 δ_E は次の式により求めます。

$$\tan \delta_E = \frac{\sin \varphi \cdot \sin(\theta + \Delta - \beta')}{1 - \sin \varphi \cdot \cos(\theta + \Delta - \beta')} \quad (\text{式-1 表 3.5.4 関係})$$

$$\sin \Delta = \frac{\sin(\beta' + \theta)}{\sin \varphi}$$

ただし、 $\beta' + \theta \geq \varphi$ となるときは、 $\delta_E = \varphi$ とする。

δ_E : 壁面摩擦角 (°)

φ : せん断抵抗角 (°)

β' : 仮想のり面傾斜角 (°)

K_h : 設計水平震度

θ : 地震合成角 (°) $\theta = \tan^{-1} K_h$

(2)主働土圧

【解説】

常時の主働土圧の算定は、試行くさび法もしくはクーロンの土圧公式により行います。

①試行くさび法による算出

図 3.5.7 のように、想定するすべり面は、擁壁全体が滑動する際に一体とみなせる土くさび部分を仮定します。一般の擁壁では、擁壁基礎のかかと（背面の下端）から発する平面すべりとなります。

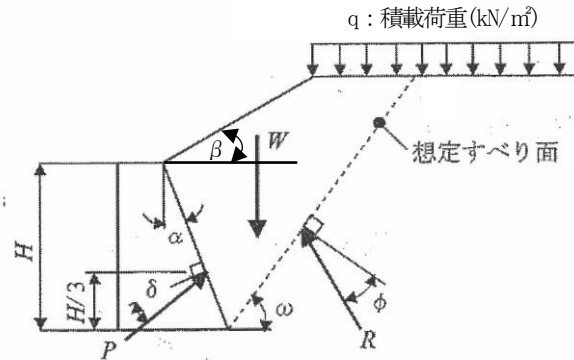


図 3.5.7 試行くさび法

図 3.5.7 に示すように、一般には積載荷重を含んだ土くさび重量 W 、すべり面における地盤からの反力 R 、擁壁に作用する土圧の反力 P が釣り合うという条件から未知の力 P の大きさを求めます。

これ以外の外力が土くさびに作用する場合は、その外力も含めた力の釣り合いを考えます。

力のつり合い条件により、 P はすべり面が水平面に対してなす角度 ω の関数として与えられます。このときに ω を変化させたときに最大の P が、設計時に考慮すべき主働土圧 P_A であると考えます。

主働土圧 P_A の作用位置は、土圧分布の重心位置とします。通常は三角形分布と仮定するので、擁壁下端より分布高さの 1/3 の点となります。

$$P = \frac{W \cdot \sin(\omega - \varphi)}{\cos(\omega - \varphi - \alpha - \delta)}$$

R : すべり面における地盤からの反力(方向既知、大きさ未知)

W : 土くさび重量(方向既知、大きさ既知)

P : 土圧の反力(方向既知、大きさ未知)

ω : 滑り面が水平面に対してなす角度

φ : 土の内部摩擦角

α : 擁壁背面の鉛直面のなす角度

β : 地表面と水平面のなす角度

δ : 壁面摩擦角

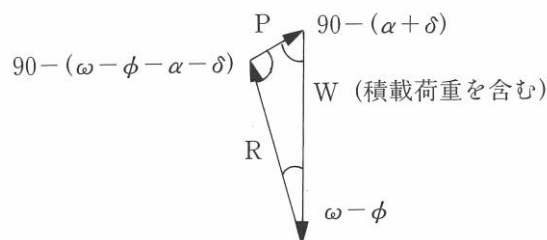


図 3.5.8 土くさびの力の釣り合い

また、主働土圧 P_A の水平成分 P_H および鉛直成分 P_V は、次の式で与えられます。

$$P_H = P_A \cdot \cos(\alpha + \delta)$$

$$P_V = P_A \cdot \sin(\alpha + \delta)$$

②クーロンの土圧公式による算出

クーロンの土圧公式は、擁壁背面の盛土形状が一様な場合で裏込め土の粘着力がない場合に適用可能です。また、 $\varphi < \beta$ の場合は適用できません。

$$P_A = \frac{1}{2} K_A \cdot \gamma \cdot H^2 + K_A \cdot \gamma \cdot H \cdot h$$

$$K_A = \frac{\cos^2(\varphi - \alpha)}{\cos^2 \alpha \cdot \cos(\alpha + \delta) \left\{ 1 + \sqrt{\frac{\sin(\varphi + \delta) \cdot \sin(\varphi - \beta)}{\cos(\alpha + \delta) \cdot \cos(\alpha - \beta)}} \right\}^2}$$

P_A : 全主働土圧 (kN/m)

K_A : 主働土圧係数

γ : 裏込め土の単位体積重量 (kN/m³)

H : 擁壁高さ (ただし、仮想背面を考える場合はその高さ) (m)

h : 積載荷重による換算高さ $\left(h = \frac{q}{\gamma} \right)$ (m)

q : 積載荷重

φ : 土の内部摩擦角 (°)

α : 擁壁背面と鉛直面とのなす角 (°)

δ : 壁面摩擦角 (°)

β : 地表面と水平面のなす角 (°)

(3)受働土圧

【解説】

擁壁前面の土砂による受働土圧は考慮しません。

(4)切土部の土圧

マニュアルⅧ・3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

- 1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
 - ② 切土部に設置される擁壁は、切土面の位置及び勾配、のり面の粗度、湧水及び地下水の状況等に応じて、適切な土圧の算定方法を検討しなければならない。

【解説】

擁壁の背後に切土面など裏込め土とは異質の境界面が接している場合の擁壁は、切土部擁壁といい、擁壁に作用する土圧の大きさがこの境界の存在によって影響を受け、通常の盛土部擁壁の土圧とは異なってくることがあります。

切土自体が安定していると判断される場合には、裏込め土のみによる土圧を考慮すればよいですが、この場合、通常の盛土部擁壁に置ける土圧に比較して切土面の位置や勾配、切土部の粗度、排水状態などによって大きく異なることもあるので注意を要します。

また、地下水などの影響により切土面の長期的な安定が確保できない場合は、切土面を含んだ全体の土圧について検討する必要があります。

詳細は「盛土等防災マニュアルの解説」等を参考にしてください。

(5)地震時土圧

マニュアルⅧ・3・2・2 鉄筋コンクリート造等擁壁に作用する土圧等の考え方

- 1) 擁壁に作用する土圧は、擁壁背面の地盤の状況にあわせて算出するものとし、次の各事項に留意する。
 - ③ 地震時土圧を試行くさび法によって算定する場合は、土くさびに水平方向の地震時慣性力を作用させる方法を用い、土圧公式を用いる場合においては、岡部・物部式によることを標準とする。

【解説】

地震時土圧は、「試行くさび法」もしくは「岡部・物部式」により算出するものとします。

詳細は「盛土等防災マニュアルの解説」等を参考にしてください。

3.5.3 基礎地盤の基準

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

令第9条第3項

- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。
- 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

別表第三

基礎地盤の土質	摩擦係数	備 考
岩、岩屑、砂利、砂	0.50	
砂 質 土	0.40	
シルト、粘土、又はそれらを多量に含む土	0.30	擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。

【建築基準法施行令】

(地盤及び基礎ぐい)

第93条

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は、国土交通大臣が定める方法によって、地盤調査を行い、その結果に基づいて定めなければならない。ただし、次の表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ次の表の数値によることができる。

表

地 盤	長期応力に対する許容応力度 (単位：kN/m ²)	短期応力に対する許容応力度 (単位：kN/m ²)
岩盤	1,000	長期応力に対する許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫(れき)層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

マニュアルⅧ・3・2・3 鉄筋コンクリート造等擁壁の底版と基礎地盤との摩擦係数

擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、原則として土質試験結果に基づき、次式により求める。

$$\mu = \tan \phi \quad (\phi : \text{基礎地盤の内部摩擦角})$$

ただし、基礎地盤が土の場合は、0.6 を超えないものとする。

なお、土質試験がなされない場合には、盛土規制法施行令別表第三の値を用いることができる。

【解説】

(1) 基礎地盤の許容応力度

擁壁の基礎地盤の許容応力度は建築基準法施行令第93条に基づいて定めた値を採用することとされています。

建築基準法施行令第93条では、地盤の許容応力度については地盤調査の結果に基づいて定めるとされていますが、表に掲げる地盤の許容応力度については、地盤の種類に応じて、それぞれ表の数値によることができます。

(2) 摩擦係数

擁壁底版と基礎地盤との摩擦係数は、土質試験結果に基づくことを原則としていますが、土質試験がなされない場合は別表第三の値を用いることができます。

3.5.4 擁壁部材（鋼材）の基準

(1)鋼材の許容応力度

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

令第9条

- 1 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。

【建築基準法施行令】

（鋼材等）

第90条

鋼材等の許容応力度は、次の表一又は表二の数値によらなければならない。

一 （表一）

（略）	
この表において、Fは、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	

二 （表二）

種類	許容応力度	長期に生ずる力に対する許容応力度 （単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			短期に生ずる力に対する許容応力度 （単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）		
		圧縮	引張り		圧縮	引張り	
			せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合		せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		F／1.5（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	F／1.5（当該数値が一五五を超える場合には、一五五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が二九五を超える場合には、二九五）
異形鉄筋	径二十八ミリメートル以下のもの	F／1.5（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	F／1.5（当該数値が二一五を超える場合には、二一五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
	径二十八ミリメートルを超えるもの	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F／1.5（当該数値が一九五を超える場合には、一九五）	F	F	F（当該数値が三九〇を超える場合には、三九〇）
鉄線の径が四ミリメートル以上の溶接金網	—	—	F／1.5	F／1.5	—	F（ただし、床版に用いる場合に限る。）	F
この表において、Fは、表一に規定する基準強度を表すものとする。							

【建設省告示第2464号】

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件（平成12年12月26日）

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

- 一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする

鋼材等の種類及び品質		基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
(略)		(略)
異形鉄筋	SDR二三五	二三五
	SD二九五A	二九五
	SD二九五B	
	SD三四五	三四五
	SD三九〇	三九〇
(略)		(略)
この表において、(略)SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇は、JIS G三一一二（鉄筋コンクリート用棒鋼）一一九八七に定める(略)SD二九五A、SD二九五B、SD三四五及びSD三九〇(略)それぞれ表すものとする。(略)		

【解説】

鉄筋の許容応力度は建築基準法施行令第90条によることとされており、その値は表3.5.5のとおりとなります。

表 3.5.5 鉄筋の許容応力度

種類		許容応力度			
		長期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)		短期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)	
		引張り(σ _{sa})		引張り(σ _{sa})	
		せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に 用いる場合	せん断補強以外に 用いる場合	せん断補強に 用いる場合
異形鉄筋	SD295A, B (径28mm以下のもの)	196	195	295	295
	SD295A, B (径28mmを超えるもの)	195	195	295	295
	SD345 (径28mm以下のもの)	215	195	345	345
	SD345 (径28mmを超えるもの)	195	195	345	345
	SD390 (径28mm以下のもの)	215	195	390	390
	SD390 (径28mmを超えるもの)	195	195	390	390

(2) 壁体の配筋

【解説】

- 鉄筋の最大配置間隔は、主鉄筋で 30cm 以下、配力鉄筋・用心鉄筋で 40cm 以下とする。
- 主鉄筋、配力鉄筋、用心鉄筋、組み立て鉄筋の配置にあたっては、所定のかぶりを確保して主要な鉄筋をコンクリート壁体の表面近くに配置する。主鉄筋は、特に重要な鉄筋であるから、最も表面近くに配置する。

(3) 鉄筋のかぶり

(設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用)

令第 11 条

第八条第一項第一号の規定により設置される擁壁については、建築基準法施行令第三十六条の三から第三十九条まで、第五十二条（第三項を除く。）、第七十二条から第七十五条まで及び第七十九条の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(鉄筋のかぶり厚さ)

第 79 条

鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあつては二センチメートル以上、耐力壁、柱又ははりにあつては三センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては四センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて六センチメートル以上としなければならない。

【解説】

現場打ち擁壁の鉄筋のかぶり厚さは、鉛直壁で 4 cm 以上、底版では 6 cm 以上とします。

3.5.5 擁壁部材（コンクリート）の基準

（鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造）

令第9条

- 1 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。
- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
- 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第九十条（表一を除く。）、第九十一条、第九十三条及び第九十四条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値。

【建築基準法施行令】

（コンクリート）

第91条

コンクリートの許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、異形鉄筋を用いた付着について、国土交通大臣が異形鉄筋の種類及び品質に応じて別に数値を定めた場合は、当該数値によることができる。

長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）				短期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
圧縮	引張り	せん断	付着	圧縮	引張り	せん断	付着
F	F/30（Fが二を超えるコンクリートについて、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）		〇・七（軽量骨材を使用するものにあっては、〇・六）	長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、せん断又は付着の許容応力度のそれぞれの数値の二倍（Fが二を超えるコンクリートの引張り及びせん断について、国土交通大臣がこれと異なる数値を定めた場合は、その定めた数値）とする。			

この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。

【建設省告示第1450号】

コンクリートの付着、引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度を定める件（平成12年5月31日）

第二 令第九十一条第一項に規定する設計基準強度が一平方ミリメートルにつき二十一ニュートンを超えるコンクリートの長期に生ずる力に対する引張り及びせん断の各許容応力度は、設計基準強度に応じて次の式により算出した数値とする。ただし、実験によってコンクリートの引張又はせん断強度を確認した場合においては、当該強度にそれぞれ三分の一を乗じた数値とすることができる。

$$F_s = 0.49 + (F/100)$$

この式において、 F_s 及び F は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_s コンクリートの長期に生ずる力に対する許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

F 設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

【解説】

コンクリートの許容応力度は建築基準法施行令第91条によることとされており、その値は表 3.5.6 のとおりとなります。

表 3.5.6 コンクリートの許容応力度

コンクリートの設計強度 σ_{ck}	許容応力度			
	長期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)		短期に生ずる力に対する許容応力度 (N/mm ²)	
	圧縮 (σ_{ca})	せん断 (τ_{ca})	圧縮 (σ_{ca})	せん断 (τ_{ca})
18	6	0.6	12	1.2
21	7	0.7	14	1.4
24	8	0.73	16	1.46
27	9	0.76	18	1.52
30	10	0.79	20	1.58

3.5.6 安定性の検討

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

令第9条

- 1 前条第一項第二号の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。
 - 一 土圧、水圧及び自重（以下この条及び第十四条第二号ロにおいて「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。
 - 二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
 - 三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
 - 四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。
 - 二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの三分の二以下であることを確かめること。
 - 三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の三分の二以下であることを確かめること。
 - 四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

マニュアルⅧ・3・2・1 鉄筋コンクリート造等擁壁の設計上の一般的留意事項

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造擁壁（以下「鉄筋コンクリート造等擁壁」という。）の設計に当たっては、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における擁壁の要求性能を満足するように、次の各事項についての安全性を検討するものとする。

- 1) 土圧、水圧、自重等（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと
- 2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと

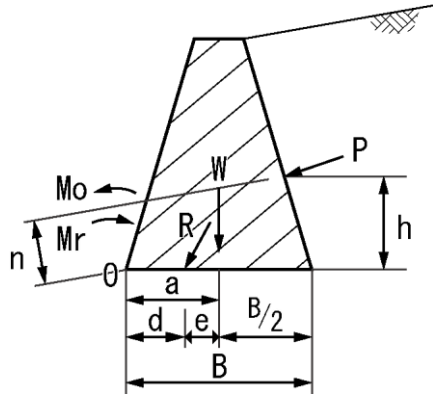
【解説】

義務設置の擁壁のうちの鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造計算の規定です。

土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊、転倒、滑り及び沈下を生じないことを構造計算により確かめなければなりません。

土圧等には、地盤を構成する土の圧力のほか、地盤面上その他にある建築物、工作物若しくは積雪等の積載荷重又はその他の振動による地盤内部に生ずる地中応力も含めます。

(重力式擁壁)



(片持ちばり式擁壁)

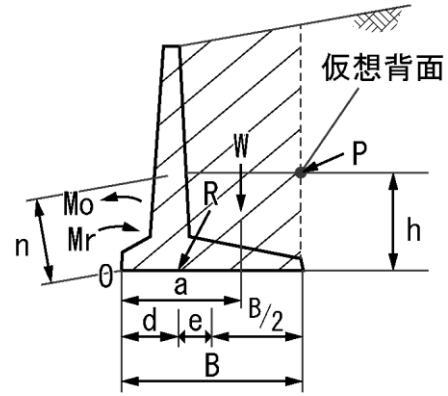


図 3.5.9 擁壁に作用する力の概念図

- M_o : 転倒モーメント (擁壁が土圧等によって擁壁基礎底面の前端を中心に回転しようとする作用モーメント)
- M_r : 安定モーメント (擁壁の自重、擁壁の基礎の垂直面上にある土の重量及び積載荷重によって転倒モーメントの軸について逆向きに回転しようとするモーメント)
- W : 自重 (斜線部分の重量)
- P : 土圧等の合力 (P_v : 土圧等の鉛直成分、 P_h : 土圧等の水平成分)
- R : 自重 (W) と土圧等の合力 (P) の合力 (R_v : 合力の鉛直成分、 R_h : 合力の水平成分)
- B : 擁壁底版幅
- e : 擁壁に作用する力の合力 R の作用点の底版中央からの偏心距離
- d : 擁壁底版のつま先 (O) から擁壁に作用する力の合力 R の作用点までの距離
- n : 擁壁底版のつま先 (O) から擁壁に作用する土圧等の合力 P の作用方向に対する垂直距離
- a : 擁壁底版のつま先 (O) から擁壁に作用する自重 W の作用方向に対する垂直距離
- h : 擁壁底版から土圧等の合力 P の作用点までの距離

(1) 転倒に対する検討

以下の式により、擁壁の転倒に対する安全率を確認します。

$$F_s = \frac{\text{安定モーメント}}{\text{転倒モーメント}} = \frac{M_r}{M_o} = \frac{\sum V_i \cdot a_i}{\sum H_i \cdot b_i} (\leq 1.5(\text{常時}), 1.0(\text{大地震時}))$$

F_s : 安全率

M_r : 擁壁底面のつま先 (O点) 回りの安定モーメント

M_o : 擁壁底面のつま先 (O点) 回りの転倒モーメント

V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分

a_i : 擁壁底面のつま先 (O点) から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離

H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分

b_i : 擁壁底面のつま先 (O点) から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離

〔無筋コンクリート造擁壁の場合の追加照査〕

無筋コンクリート造擁壁の場合は、擁壁断面内に引張応力が生じないように、躯体自重や土圧等の合力の作用点（偏心距離 e ）が許容範囲内（常時：擁壁底版中央の底版幅 1/3 以内、地震時：2/3 以内）にあることを、以下の式により確認します。

$$|e| \leq \frac{B}{6} (\text{常時}) \quad |e| \leq \frac{B}{3} (\text{地震時})$$

$$e = \frac{B}{2} - d$$

$$d = \frac{M_r - M_o}{V_o} - \frac{\sum V_i \cdot a_i - \sum H_i \cdot b_i}{\sum V_i}$$

M_r : 擁壁底面のつま先 (O点) 回りの安定モーメント

M_o : 擁壁底面のつま先 (O点) 回りの転倒モーメント

V_o : 擁壁底面における全鉛直荷重で各荷重の鉛直成分 V_i の合計値

V_i : 擁壁に作用する各荷重の鉛直成分

a_i : 擁壁底面のつま先 (O点) から各荷重の鉛直成分 V_i の作用位置までの水平距離

H_i : 擁壁に作用する各荷重の水平成分

b_i : 擁壁底面のつま先 (O点) から各荷重の水平成分 H_i の作用位置までの鉛直距離

(2) 滑動に対する検討

以下の式により、滑動に対する安全率を確認します。

$$F_s = \text{滑動に対する抵抗力/滑動力}$$
$$= \frac{R_v \cdot \mu}{R_h} \left(\leq 1.5 (\text{常時})、1.0 (\text{大地震時}) \right)$$

※粘着力や全面受動土圧、突起等を抵抗力として加味することについては慎重な検討が必要です。検討の結果十分に抵抗力が期待できる場合を除き、原則加味しません。

R_v : 自重 (W) と土圧等の合力 (P) の合力の鉛直成分

R_h : 自重 (W) と土圧等の合力 (P) の合力の水平成分 (滑動力)

μ : 擁壁底版と基礎地盤の間の摩擦係数

$$\mu = \tan \varphi$$

- ただし、プレキャストコンクリート擁壁で基礎コンクリート及び敷モルタルが施工されない場合は $\mu = \tan \frac{2\varphi}{3}$ とする。
- 基礎地盤が土の場合及びプレキャストコンクリートでは、 μ は 0.6 を超えないものとする。

φ : 基礎地盤の内部摩擦角

土質試験を行わない場合は、摩擦係数 μ は、表 3.5.7 の値を用いることができます。

(P2-50「第二編 3.5.3 基礎地盤の基準」参照)

表 3.5.7 摩擦係数

基礎地盤の土質	摩擦係数	備 考
岩、岩屑、砂利、砂	0.50	
砂 質 土	0.40	
シルト、粘土、又はそれらを多量に含む土	0.30	擁壁の基礎底面から少なくとも15cmまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。

(3)地盤支持力（沈下）に対する検討

以下の式により、滑動に対する安定性を確認します。

〔合力作用点が底版中央の底版幅 1/3 にある場合〕

$$q_1 = \frac{R_V}{B} \cdot \left[1 + \frac{6 \cdot e}{B} \right] \leq q_a$$

$$q_2 = \frac{R_V}{B} \cdot \left[1 - \frac{6 \cdot e}{B} \right] \leq q_a$$

q_1 : 擁壁の底面前部で生じる地盤反力度(kN/m)

q_2 : 擁壁の底面後部で生じる地盤反力度(kN/m)

R_V : 自重 (W) と土圧等の合力 (P) の合力の鉛直成分(kN)

e : 偏心距離(m) (「(1)転倒に対する検討」により算出)

d : 底版つま先から合力作用点までの距離(m) (「(1)転倒に対する検討」により算出)

q_a : 地盤の許容応力度

B : 擁壁底版幅

〔合力作用点が底版中央の底版幅 2/3 の中にある場合(かつ底版中央の底版幅 1/3 の外にある場合)〕

$$q_1 = \frac{2R_V}{3d} \leq q_a$$

土質試験を行わない場合、地盤の許容応力度 q_a は、表 3.5.8 の値を用いることができます。(P2-50「第二編 3.5.3 基礎地盤の基準」参照)

表 3.5.8 地盤の許容応力度

地 盤	長期応力に対する許容応力度 (単位：kN/m ²)	短期応力に対する許容応力度 (単位：kN/m ²)
岩盤	1,000	長期応力に対する許容応力度のそれぞれの数値の2倍とする。
固結した砂	500	
土丹盤	300	
密実な礫(れき)層	300	
密実な砂質地盤	200	
砂質地盤(地震時に液状化のおそれのないものに限る)	50	
堅い粘土質地盤	100	
粘土質地盤	20	
堅いローム層	100	
ローム層	50	

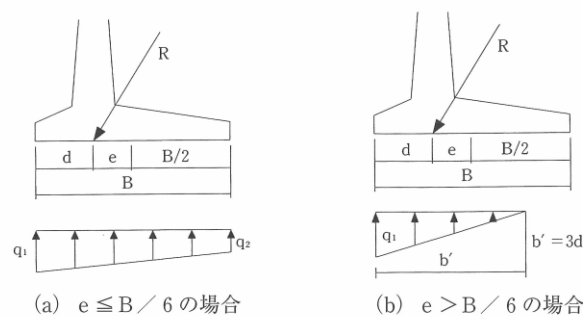


図 3.5.10 擁壁底面の地盤反力分布

(4)破壊に対する検討

片持梁式擁壁について、以下の式により、①堅壁、②つま先版、③かかと版に生じるコンクリートの圧縮応力度、鉄筋の引張り応力度、コンクリートのせん断応力度について照査を行い、要求性能を満たすことを確認します。

・コンクリートの圧縮応力度

$$\sigma_c = \frac{2M}{k \cdot j \cdot b \cdot d^2} < \sigma_{ca}$$

・鉄筋の引張り応力度

$$\sigma_s = \frac{M}{A_s \cdot j \cdot d} < \sigma_{sa}$$

・コンクリートのせん断応力度

$$\tau_c = \frac{S}{b \cdot j \cdot d} < \tau_{ca}$$

q_a : コンクリートの圧縮応力度 (N/mm²)

σ_{ca} : コンクリートの許容圧縮応力度 (N/mm²) (P2-55「第二編 3.5.5 擁壁部材 (コンクリート) の基準」による)

σ_s : 鉄筋の引張り応力度 (N/mm²)

σ_{sa} : 鉄筋の許容引張り応力度 (N/mm²) (P2-52「第二編 3.5.4 擁壁部材 (鋼材) の基準」による)

τ_c : コンクリートのせん断応力度 (N/mm²)

τ_{ca} : コンクリートの許容せん断応力度 (N/mm²) (P2-55「第二編 3.5.5 擁壁部材 (コンクリート) の基準」による)

S : 部材断面に作用するせん断力 (N)

M : 部材断面に作用する曲げモーメント (N・mm)

A_s : 鉄筋量 (mm²)

$$A_s = \text{使用鉄筋公称断面積} \times \frac{1,000}{\text{鉄筋ピッチ}}$$

d : 部材断面の有効高 (部材厚－かぶり厚) (mm)

k : 中立軸比 (単位無し)

$$k = \sqrt{2n \cdot p + (n \cdot p)^2} - n \cdot p$$

ただし、引張鉄筋比 $p = \frac{A_s}{b \cdot d}$ (単位無し) ヤング係数比 $n = 15$ (単位無し)

j : 合力中心間距離 $j = 1 - \frac{k}{3}$

b : 単位幅 (mm) (1mあたりで計算するときは $b = 1,000\text{mm}$)

表 3.5.9 異形棒鋼の標準寸法 (JIS G 3112)

呼び名	単位質量 (kg/m)	公称直径 (mm)	公称断面積 (mm ²)	公称周長 (mm)
D10	0.560	9.53	71.33	30
D13	0.995	12.7	126.7	40
D16	1.56	15.9	198.6	50
D19	2.25	19.1	286.5	60
D22	3.04	22.2	387.1	70
D25	3.98	25.4	506.7	80
D29	5.04	28.6	642.4	90
D32	6.23	31.8	794.2	100

① 堅壁の照査

- ・ 片持ばり式擁壁の堅壁の照査に用いる荷重は、図 3.5.11 に示すとおりとします。
- ・ 主働土圧の鉛直成分及び堅壁の自重は、無視します。
- ・ 堅壁は、底板との結合部を固定端とする片持ばりとして照査します。

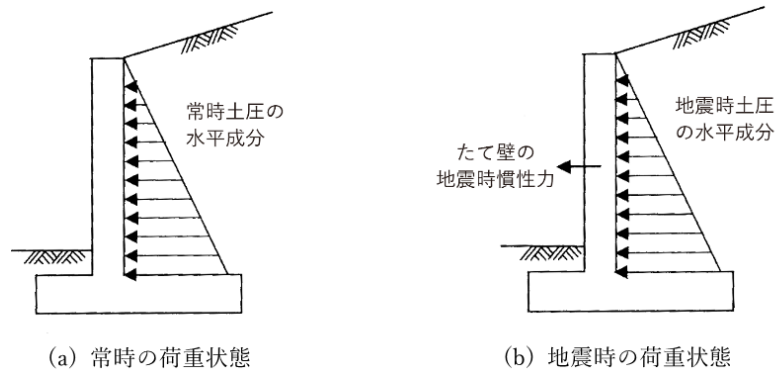


図 3.5.11 堅壁の断面計算における荷重状態

② つま先版の照査

- ・ つま先版は、堅壁との結合部を固定端とする片持ばりとして照査します。
- ・ つま先版上の土砂等の荷重は無視します。
- ・ 曲げモーメントに対する照査は、図 3.5.12 に示すとおり、堅壁の前面位置において行います。
- ・ せん断力に対する照査は、堅壁の前面から底板厚さの 1/2 離れた位置（図 3.5.12、図 3.5.13 に示す A-A 断面）において行います。

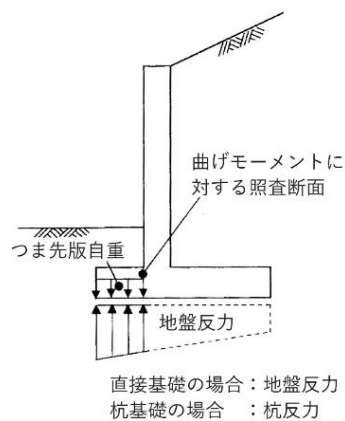


図 3.5.12 つま先版に作用する荷重

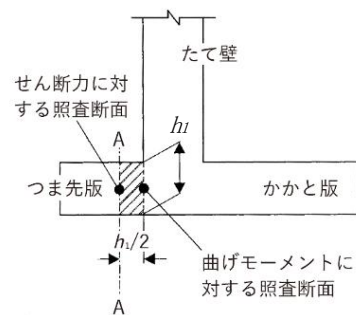


図 3.5.13 つま先版のせん断力を照査する断面

③かかとと版の照査

- ・ 曲げモーメントに対する照査は、図 3.5.14 に示すとおり、堅壁の背面位置において行います。
- ・ せん断力に対する照査は、堅壁の背面から底版厚さの 1/2 離れた位置（図 3.5.15 に示す B-B 断面）において行います。
- ・ かかとと版付け根の曲げモーメント M_3 （図 3.5.15、図 3.5.16）が堅壁付け根の曲げモーメント M_1 より大きくなる場合（ $M_3 > M_1$ ）、部材設計に用いるかかとと版付け根の曲げモーメントは、堅壁付け根の曲げモーメントを用い $M_3 = M_1$ とし、堅壁付け根における曲げモーメント M_1 を超えないものとします。

M_1 ：堅壁付け根の曲げモーメント

M_2 ：つま先版付け根の曲げモーメント

M_3 ：かかとと版付け根の曲げモーメント

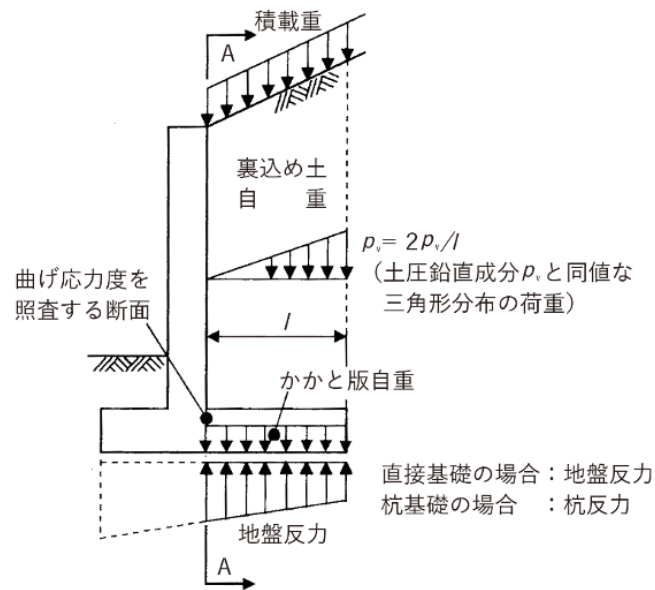


図 3.5.14 かかとと版に作用する荷重

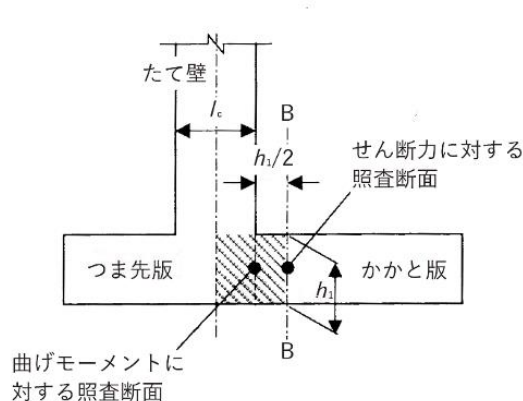


図 3.5.15 かかとと版のせん断力を照査する断面

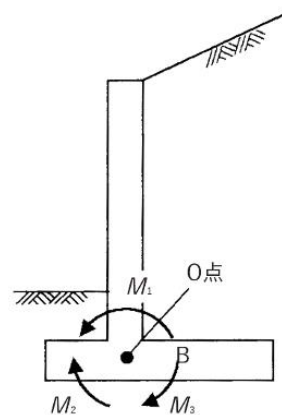


図 3.5.16 曲げモーメントの関係

3.6 練積み造擁壁

【解説】

練積み造擁壁の構造は、構造上の特徴から、安定計算による断面の設計は難しく、経験的に定められたものが多い。

盛土規制法では、政令により形状が定められています。

3.6.1 標準構造

（練積み造の擁壁の構造）

令第10条

第八条第一項第二号の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第一条第四項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さという。別表第四において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは四十センチメートル以上、その他のものであるときは七十センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを三十センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第四上欄の第一種又は第二種に該当するものであるときは擁壁の高さの百分の十五（その値が三十五センチメートルに満たないときは、三十五センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの百分の二十（その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

別表第四

土質		擁壁		
		勾配	高さ	下端部分の厚さ
第一種	岩、岩屑、砂利又は砂利混じり砂	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	四十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	五十センチメートル以上
		六十五度以下	三メートル以下	四十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	四十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	六十センチメートル以上
第二種	真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	五十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	七十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	四十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	六十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	七十五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	四十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	五十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	六十五センチメートル以上
第三種	その他の土質	七十度を超え七十五度以下	二メートル以下	八十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	九十センチメートル以上
		六十五度を超え七十度以下	二メートル以下	七十五センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十五センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	百五センチメートル以上
		六十五度以下	二メートル以下	七十センチメートル以上
			二メートルを超え三メートル以下	八十センチメートル以上
			三メートルを超え四メートル以下	九十五センチメートル以上
			四メートルを超え五メートル以下	百二十センチメートル以上

マニュアルⅧ・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項

間知石練積み造擁壁その他の練積み造擁壁の構造は、勾配、背面の土質、高さ、擁壁の厚さ、根入れ深さ等に応じて適切に設計するものとする。

ただし、原則として地上高さは5メートルを限度とする。

なお、擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁には、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けるものとする。（略）

【解説】

(1) 標準構造

- ・ 練積み造擁壁は、擁壁の勾配、高さ、下端部分の厚さが崖の土質に応じて図 3.6.2 に示す基準に適合すること。
- ・ 擁壁上端の厚さは地盤の土質に応じて 40 cm もしくは 70 cm 以上とすること（図 3.6.2）。
- ・ 擁壁の高さは 5 m を限度とする。
- ・ 練積み造擁壁工は原則として谷積みとすること。
- ・ 別表第四（令第 10 条）及び（図 3.6.2、表 3.6.1）において想定した崖の状況は、擁壁上端に続く地表面が水平で、擁壁に作用する積載荷重は 5kN/m^2 程度のものである。

(2) 擁壁部材の基準

① 石材及びコンクリートブロック材

- ・ 組積材の重量、強度、耐久性等は間知石の石材と同等以上の効力を有するもので、軽量で強度の劣るものであってはならない。
- ・ コンクリートブロックは JIS 規格 A-5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格に適合したものを使用すること。
- ・ コンクリートブロックは、4 週圧縮強度 18N/mm^2 以上で、コンクリートの比重は 2.3 以上、かつ重量は壁面 1m^2 につき 350kg 以上のものを使用すること。
- ・ 石材その他の組積材の控え長さ（組積材の面に対して垂直方向の長さ）は 30 cm 以上とすること。

② コンクリート材

- ・ 胴込め及び裏込めに用いられるコンクリートは 4 週圧縮強度 15N/mm^2 以上とし軽量なものであってはならない。
- ・ 止水コンクリートは捨てコンクリート程度の強度でよい。

(3) その他の基準

① 根入れ

P2-35「第二編 3.4.1 根入れ」によること。

② 水抜き穴及び透水層

P2-37「第二編 3.4.2 水抜き穴及び透水層」によること。

③ 伸縮継目及び隅角部の補強

P2-39「第二編 3.4.3 伸縮継目及び隅角部の補強」によること。

④ 背後に斜面がある場合の構造

盛土部で背後に斜面がある場合は、図 3.6.1 のとおり、 25° 勾配線が地盤線と交差した点までの垂直高さを擁壁高さとして仮定し、擁壁はその高さに応じた構造とすること。

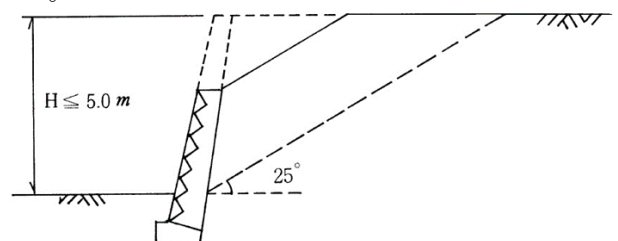


図 3.6.1 背後に斜面がある場合の構造

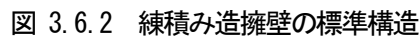


表 3.6.1 練積み造擁壁の標準構造

擁壁 土質		勾配 (1:N)	高さ (H)	根 入 (H ₁)	上端部の厚さ (A)	下端部の厚さ (B)	透 水 層 の上端 の厚さ (C)	透 水 層 の 下 端 の 厚 さ (D)									
								切土	盛土								
第一種	・岩 ・岩屑 ・砂利又は 砂利混じり砂	(1:0.3) 70° ～75°	2.0 m 以下	0.15H かつ 0.35m 以上	0.40m	0.40m											
			2.0～3.0			0.50											
		(1:0.4) 65° ～70°	2.0 以下			0.40											
			2.0～3.0			0.45											
			3.0～4.0			0.50											
			3.0 以下			0.40											
		(1:0.5) 65° 以下	3.0～4.0			0.45											
			4.0～5.0			0.60											
			第二種			・真砂土 ・硬質粘土 ・関東ロー ム ・その他こ れらに類 するもの				(1:0.3) 70° ～75°	2.0 以下	0.15H かつ 0.35m 以上	0.40m	0.50	0.30m	0.30m	0.20H かつ 0.60m 以上
											2.0～3.0			0.70			
(1:0.4) 65° ～70°	2.0 以下	0.45															
	2.0～3.0	0.60															
	3.0～4.0	0.75															
	2.0 以下	0.40															
(1:0.5) 65° 以下	2.0～3.0	0.50															
	3.0～4.0	0.65															
	4.0～5.0	0.80															
	第三種	・その他の 土質		(1:0.3) 70° ～75°	2.0 以下		0.20H かつ 0.45m 以上	0.70m	0.85								
2.0～3.0			0.90														
(1:0.4) 65° ～70°			2.0 以下	0.75													
			2.0～3.0	0.85													
			3.0～4.0	1.05													
			2.0 以下	0.70													
(1:0.5) 65° 以下			2.0～3.0	0.80													
			3.0～4.0	0.95													
			4.0～5.0	1.20													

3.6.2 控え壁

(練積み造の擁壁の構造)

令第10条

- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。

マニュアルⅧ・3・3・1 練積み造擁壁の設計上の留意事項

(略) また、崖の状況等により、はらみ出しその他の破壊のおそれがあるときには、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の措置を講ずる必要がある。

【解説】

背面土の土質が悪い場合や、地盤の地耐力に不安がある場合、積載荷重が 5 kN/m^2 程度を超える場合、また、相当の長区間にわたる連続構造となる場合等には、不測の崩壊を防ぐため、5mに1箇所程度の割合で鉄筋コンクリート造りの控え壁を設けるなどすること。

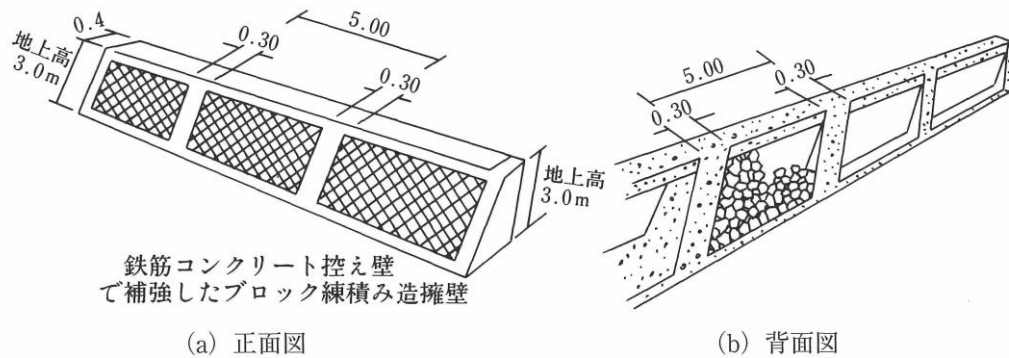


図 3.6.3 鉄筋コンクリート造控え壁の例

3.7 大臣認定擁壁

(特殊の材料又は構法による擁壁)

令第17条

構造材料又は構造方法が第八条第一項第二号及び第九条から第十二条までの規定によらない擁壁で、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めるものについては、これらの規定は、適用しない。

【建設省告示第1485号】

宅地造成等規制法施行令の規定に基づき胴込めコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件（昭和40年6月14日）

宅地造成等規制法施行令 昭和三十七年政令第十七号 第十五条の規定に基づき、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁は、次の各号に定めるところによる場合においては、同令第八条の規定による練積み造の擁壁と同等以上の効力があると認める。

- 一 コンクリートブロックの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百八十キログラム以上であること。
- 二 胴込めに用いるコンクリートの四週圧縮強度は、一平方センチメートルにつき百五十キログラム以上であること。
- 三 コンクリートブロックに用いるコンクリートの比重は、二・三以上であり、かつ、擁壁に用いるコンクリートブロックの重量は、壁面一平方メートルにつき三百五十キログラム以上であること。
- 四 コンクリートブロックは、相当数の使用実績を有し、かつ、構造耐力上支障のないものであり、その形状は、胴込めに用いるコンクリートによって擁壁全体が一体性を有する構造となるものであり、かつ、その施工が容易なものであること。
- 五 擁壁の壁体曲げ強度は、一平方センチメートルにつき十五キログラム以上であること。
- 六 擁壁の勾配及び高さは、擁壁の背面土の内部摩擦角及びコンクリートブロックの控え長さに応じ、別表に定める基準に適合し、かつ、擁壁上端の水平面上の載荷重は、一平方メートルにつき五百キログラムをこえていないこと。
- 七 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁前面の根入れ深さは擁壁の高さの百分の二十 その値が四十五センチメートルに満たないときは、四十五センチメートル以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁のすべり及び沈下に対して安全である基礎を設けること。
- 八 擁壁が曲面又は折面をなす部分で必要な箇所、擁壁の背面土又は擁壁が設置される地盤の土質が著しく変化する箇所等破壊のおそれのある箇所には、鉄筋コンクリート造の控え壁又は控え柱を設けること。
- 九 擁壁の背面には、排水をよくするため、栗石、砂利等で有効に裏込めすること。

【解説】

国土交通大臣が「義務設置の擁壁」と同等以上の効力があると認めたものを「大臣認定擁壁」といいます。

大臣認定擁壁を使用する場合は、盛土規制法の技術的基準を満たしていることを確認する構造計算書等の添付は必要ありません。国土交通大臣認定書、製造工場認証証明書、構造図、計画の内容が認定条件を満たしていることを確認できる書類等を提出してください。

大臣認定擁壁の種類や構造、認定条件等については、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条に基づく国土交通大臣認定擁壁ハンドブック（公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会）」、「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第17条に基づく国土交通大臣認定擁壁図集（公益社団法人 全国宅地擁壁技術協会）」等を参照ください。

なお、旧法の大臣認定擁壁や、「胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁の効力を認定する件」（昭和40年建設省告示第1485号）については、いずれも盛土規制法において有効です。

3.8 任意設置擁壁

(任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用)

令第13条

法第十二条第一項又は第十六条第一項の許可を受けなければならない宅地造成に関する工事により設置する擁壁で高さが二メートルを超えるもの（第八条第一項第一号の規定により設置されるものを除く。）については、建築基準法施行令第四百四十二条（同令第七章の八の規定の準用に係る部分を除く。）の規定を準用する。

【建築基準法施行令】

(擁壁)

第142条

- 1 第138条第1項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁（以下この条において単に「擁壁」という。）に関する法第88条第1項において読み替えて準用する法第20条第1項の政令で定める技術的基準は、次に掲げる基準に適合する構造方法又はこれと同等以上に擁壁の破壊及び転倒を防止することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いることとする。
 - 一 鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐食しない材料を用いた構造とすること。
 - 二 石造の擁壁にあつては、コンクリートを用いて裏込めし、石と石とを十分に結合すること。
 - 三 擁壁の裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺に砂利その他これに類するものを詰めること。
 - 四 次項において準用する規定（第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を除く。）に適合する構造方法を用いること。
 - 五 その用いる構造方法が、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によって確かめられる安全性を有すること。
- 2 擁壁については、第三十六条の三、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十三条第一項、第七十四条、第七十五条、第七十九条、第八十条（第五十一条第一項、第六十二条、第七十一条第一項、第七十二条、第七十四条及び第七十五条の準用に関する部分に限る。）、第八十条の二並びに第七章の八（第三百三十六条の六を除く。）の規定を準用する。

【解説】

擁壁の設置義務のない箇所、任意に擁壁を設置する場合、高さが2mを超えるものについては建築基準法の適用を受けず。

高さが2mを超える擁壁については、原則として、義務設置擁壁と同様に設計してください。

3.9 土留構造物

【解説】

擁壁の設置義務のない崖面に対して土留構造物を設置する場合は、「盛土等防災マニュアルの解説」や「道路土工―擁壁工指針」等の関係書籍、「（二次製品の場合などは）使用条件」、「過去の使用実績」などを参考に適切に設置すること。

補強コンクリートブロック造による土留構造物を設置する場合は以下の構造とすること。

- ・ 高さ（見え高） 1 m以下
- ・ 建築用空洞ブロック 厚さ 120mm 以上
- ・ 連続した鉄筋コンクリート造の基礎を有すること
- ・ 鉄筋 D10 以上（縦・横@400mm 以下）

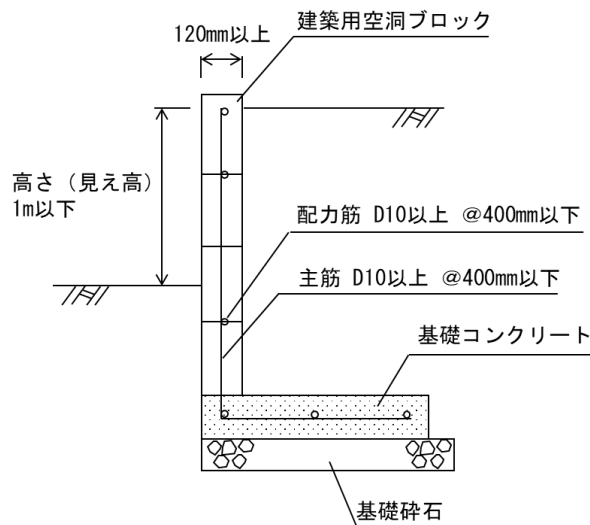


図 3.9.1 補強コンクリートブロック造による土留構造物

3.10 代替施設

（擁壁又は崖面崩壊防止施設の代替）

県規則第9条

知事は、政令第二十条第一項（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、災害防止上支障がないと認められる土地については、政令第八条（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による擁壁又は政令第十四条（政令第三十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げる工法による措置を認めることができる。

- 一 空石積み工
- 二 板柵工
- 三 筋工
- 四 鋼矢板工又はコンクリート矢板工
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認めた工法

【解説】

災害防止上支障がないと認められる土地については、義務設置擁壁及び崖面崩壊防止施設に代えて、空石積み工、板柵工、筋工、鋼矢板工又はコンクリート矢板工などによる措置が認められる場合があります。

災害防止上支障がないと認められる土地は、その土地の地盤の安定性はもとより、未利用地等で周囲に対する影響が少ない場所といった立地条件、土地利用の状況等を考慮します。

例えば、崖面下端に続く土地が公園緑地、広場等に供されているか、または供される予定のものなどが考えられます。

代替施設を設置しようとする場合は、事前に許可権者にご相談ください。

4 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準

(擁壁、排水施設その他の施設)

令第6条

法第十三条第一項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める施設は、擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。）で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留とする。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

令第14条

法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。）をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号（ハに係る部分を除く。）の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。
- 二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。
 - ロ 土圧等によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。
 - ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

(崖面崩壊防止施設)

則第11条

令第六条の主務省令で定める施設は、鋼製の骨組みに栗石その他の資材が充填された構造の施設その他これに類する施設とする。

(擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)

則第31条

令第十四条第一号（令第十八条及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土をした後の地盤の変動
- 二 盛土又は切土をした後の地盤の内部への地下水の浸入
- 三 前二号に掲げるもののほか、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象

マニュアルⅨ・1 崖面崩壊防止施設の基本的な考え方

崖面崩壊防止施設は、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する。本施設は、対象の崖面において、基礎地盤の支持力が小さく不同沈下等により擁壁設置後に壁体に変状が生じてその機能及び性能の維持が困難となる場合や、地下水や浸透水等を排除する必要がある場合等、擁壁の適用に問題がある場合、擁壁に代えて設置する。ただし、住宅建築物を建築する宅地の地盤に用いられる擁壁の代替施設としては利用できない。

崖面崩壊防止施設は、擁壁と同様に、土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下しない構造とする。また、崖面崩壊防止施設の設置に当たっては、大量の土砂等を固定することやその他の工作物の基礎とすること等で過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は、適用性を慎重に判断する必要がある。

マニュアルⅨ・2 崖面崩壊防止施設の種類及び選定

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等がある。

崖面崩壊防止施設の選定に当たっては、開発事業等実施地区の適用法令、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、崖面崩壊防止施設に求められる安定性を確保できるものを選定しなければならない。また、その構造上、過大な土圧が発生する場合や、保全対象に近接すること等で重要な施設に位置付けられる場合等は適用性が低いことに注意が必要である。

特に、設置箇所と保全対象との位置関係等について調査し、必要な強度、耐久性等について十分な検討が必要である。

マニュアルⅨ・3 崖面崩壊防止施設の設計・施工上の留意事項

崖面崩壊防止施設の設計・施工に当たっては、崖面崩壊防止施設の種類によって設計方法や材料が異なるため、選定した崖面崩壊防止施設に応じた安定性の検討が必要である。また、必要に応じて、崖面崩壊防止施設自体の安定性をもとより崖面崩壊防止施設を含めた地盤面全体の安定性についても総合的に検討する。

崖面崩壊防止施設自体の安定性については、土質条件、荷重条件等の設計条件を的確に設定した上で常時及び地震時における崖面崩壊防止施設の要求性能を満足するように、次の各事項についての安定性を検討するものとする。

- 1) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が損壊しないこと
- 2) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が転倒しないこと
- 3) 土圧等によって崖面崩壊防止施設の基礎が滑らないこと
- 4) 土圧等によって崖面崩壊防止施設が沈下しないこと

山地・森林等で設置する場合は、山地・森林の場が有する特性に考慮した設計・施工を行う必要がある。

【解説】

(1)位置付け

崖面崩壊防止施設は、設置する地盤等の条件から擁壁の機能及び性能の維持が困難な場合に用いられる代替施設であり、地盤の変動が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができ、地下水を有効に排除することが可能な構造を有する施設をいいます。

崖面崩壊防止施設は、住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できません。

崖面崩壊防止施設は、都市計画法開発許可では使用することができません。

(2) 構造

崖面崩壊防止施設の工種は、鋼製枠工や大型かご枠工、ジオテキスタイル補強土壁工等があり、その構造特性は表 4.1.1、その種別は表 4.1.2 のとおりです。

表 4.1.1 崖面崩壊防止施設と擁壁の特性

項目		崖面崩壊防止施設			擁壁
工種名		鋼製枠工	大型かご枠工	ジオテキスタイル補強土壁工	鉄筋コンクリート擁壁 等
代表工種	イメージ写真				
変形への追従性		中程度	高い	中程度	低い
耐土圧性		相対的に小さい土圧			相対的に大きい土圧
透水性		高い（中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能）			中程度（一般に排水施設を設置する） —（水抜き等により排水）

表 4.1.2 崖面崩壊防止施設と擁壁の種別

施設種別	崖面崩壊防止施設	擁壁
代表工種	・ 鋼製枠工 ・ 大型かご枠工 ・ ジオテキスタイル補強土壁工	・ 鉄筋コンクリート擁壁 ・ 無筋コンクリート擁壁 ・ 練積み擁壁 等
施設の構造特性	・ 土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造 ・ 地盤の変形に追従することができる構造 ・ 構造物の全面が透水性を有しており、背面地下水を速やかに排水できる構造	・ 土圧等により損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造 ・ 壁面はコンクリート等の剛な構造 ・ 壁面に設ける水抜き等により排水する構造
地盤の変形への追従性	高い （構造物自体が変形して土圧に抵抗する）	低い （剛な構造体であり、変形により健全性を損なう）
耐土圧性	あり （相対的に小さい土圧）	あり （相対的に大きい土圧）
透水性	高い※ （構造物全体から排水）	— （水抜き等により排水）

※ジオテキスタイル補強土壁工は、一般的に排水施設が設置されるが、地山からの湧水等の地下水の影響が大きい場合は、排水施設の機能を強化する必要がある点に留意が必要である。

(3) 設計

崖面崩壊防止施設は、工種によって求められる性能や構造計算方法が異なります。

適切な規格及び部材を選定し、安定性を確保していること（土圧等によって破壊・転倒・滑動・沈下しないこと）が確認できる構造計算書等を提出してください。

5 崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準

5.1 のり面の保護

5.1.1 崖面

（崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準）

令第15条

- 1 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面について講ずる措置に関するものは、盛土又は切土をした土地の部分に生ずることとなる崖面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く。）が風化その他の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置を講ずることとする。

マニュアルⅦ・1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

開発事業等により土地の造成を行う場合、裸地となることで侵食や洗堀が生じ、これらの拡大により崩壊が発生することが懸念される。このため、のり面その他の地表面にかかわらず、のり面保護工により保護する必要がある。

開発事業等に伴って生じる崖面については、擁壁（これにより難しい場合は、「Ⅸ 崖面崩壊防止施設」）で覆うことを原則としつつ、擁壁等で覆わない場合には、その崖面が風化、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護するものとする。

【解説】

崖面を擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆わない場合には、のり面緑化工又は構造物によるのり面保護工等で崖面を保護する必要があります（工法についてはP2-80「第二編 5.1.3 のり面保護工」を参照）。

なお、擁壁の設置義務のない崖面に、任意に擁壁や土留構造物（P2-72「第二編 3.9 土留構造物」参照）等を設置し、当該部分が雨水その他の地表水による侵食から保護されている場合は、措置は不要です（擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置が必要な崖面については、P2-27「第二編 3.1 擁壁の設置義務」を参照）。

5.1.2 その他の地表面

(崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関する技術的基準)

令第15条

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵工その他の措置を講ずることとする。

- 一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面
- 二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面

(特定盛土等に関する工事の技術的基準)

令第18条

(略) 第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

マニュアルⅦ・1 のり面保護工及びその他の地表面の措置の基本的な考え方

(略) また、開発事業等に伴って生じる崖面以外の地表面についても、侵食等により不安定化することを抑制するため、のり面緑化工等により地表面を保護するものとする。

マニュアルⅦ・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること

マニュアルⅦ・7 崖面以外の地表面に講ずる措置

開発事業等に伴って生じる地表面は、裸地となることにより、風化、雨水等による侵食や洗掘が生じやすい。侵食や洗掘が進行した場合、崩壊が生じる可能性がある。このため崖面以外の地表面についても、侵食や洗掘を防止するため、排水施設等の設置により適切に排水を行うとともに、植生工等により地表面を保護する必要がある。

特に、太陽光発電施設等の施設が設置される地盤については、施設の設置に伴う雨水の流出量の増大等が生じ、浸食を生じやすくなることが想定されるため、十分な検討を行うことが必要である。

なお、次の各事項に該当するものは、地表面の保護を要さない

- 1) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面
- 2) 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
- 3) 農地等で植物の生育が確保される地表面

【解説】

(1) その他の地表面の保護

崖面以外の地表面についても、排水施設の設置により適切に排水を行うとともに、のり面植生工等により地表面を保護する必要があります。

地表面の保護は、土質等の条件に応じて適切な工法を選定することとしますが、崖面以外の地表面は、緩勾配であるため、のり面緑化工による全面緑化を図ることを基本とします。

ただし、次の事項に該当する場合は、地表面の保護は不要です。

- ①ー1 崖面以外の地表面に崖と反対方向に流れるように排水勾配を付している等、雨水その他の地表水が適切に排水され、地表面の侵食や洗掘が生じないと考えられる場合
- ①ー2 崖と反対方向に勾配を付して排水することが困難な場合において、崖の上端に側溝を設けて雨水その他の地表水をのり面の縦排水溝に導く等の対策を講じ、のり面へ雨水その他の地表水が流れないように適切な措置を講じた場合（P2-87「第二編 6.2.2 (1)①崖面天端の排水」参照）
- ② 道路の路面におけるアスファルト等の舗装や住宅地・緑地・公園等における適切な排水処理等、その土地の状況を踏まえ、地表面の侵食や洗掘から保護する必要がないことが明らかな場合
- ③ 農地等としての利用が想定される地表面で、その土地利用の特性や植生の効果を踏まえ、地表面の侵食や洗掘から保護する必要がないと判断される場合

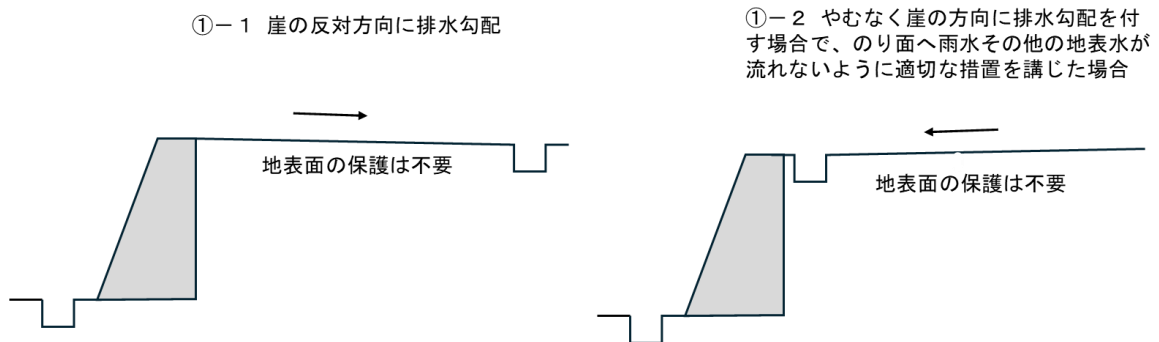


図 5.1.1 地表面の保護が不要となる例

(2) 太陽光発電施設が設置される地盤の留意事項

太陽光発電設備のパネル下部等、日陰となることで植物の根付きが期待できないと考えられる場合は、保護シート等の使用も考えられますが、中長期的なシート材料の劣化や、剥がれやずれが生じないようアンカーピンで固定する等、留意が必要です。

また、太陽光発電設備のパネル直下では雨垂れにより局所的な地表面の侵食が生じやすいことから、雨垂れ箇所には排水施設を設置する等、留意が必要です。

5.1.3 のり面保護工

マニュアルⅦ・2 のり面保護工の種類

のり面保護工の種類としては、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工及びのり面排水工がある。

マニュアルⅦ・3 のり面保護工の選定

のり面保護工は、のり面の勾配、土質、気象条件、保護工の特性、将来の維持管理等について総合的に検討し、経済性・施工性にすぐれた工法を選定するものとする。

工法の選定に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- ① 植生可能なのり面では、植生の被覆効果及び根系の緊縛効果がのり面の安定性向上に寄与することに、のり面緑化工の選定を基本とする。ただし、植生に適さないのり面又はのり面緑化工では安定性が確保できないのり面においては、構造物によるのり面保護工を選定する。
- ② のり面緑化工及び構造物によるのり面保護工では、一般にのり面排水工が併設される。
- ③ 同一のり面においても、土質及び地下水の状態は必ずしも一様でない場合が多いので、それぞれの条件に適した工法を選定する必要がある。

マニュアルⅦ・4 のり面緑化工の設計・施工上の留意事項

のり面緑化工の成否は、植物の生育いかんによるため、その設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) のり面緑化工の完成に必要な施工場所の立地条件を調査すること
- 2) のり面の勾配は、なるべく40度（約1:1.2）より緩くすること
- 3) のり面の土質は、植物の生育に適した土壌とすること
- 4) 植物の種類は、活着性がよく、生育の早いものを選定すること
- 5) 施工時期は、なるべく春期とし、発芽に必要な温度・水分が得られる範囲で、可能な限り早い時期とすること
- 6) 発芽・生育を円滑に行うため、条件に応じた適切な補助工法を併用すること
- 7) 日光の当たらない場所等植物の生育の困難な場所は避けること

マニュアルⅦ・5 構造物によるのり面保護工の設計・施工上の留意事項

構造物によるのり面保護工の設計・施工に当たっては、のり面の勾配、土質、湧水の有無等について十分に検討することが大切である。

【解説】

のり面保護工は、のり面緑化工、構造物によるのり面保護工によるのり面の保護及びのり面排水工による地表水の排除に分けられ、のり面の安定性や地形・地質特性、気象等諸条件から適切なのり面保護工を選定します。

選定にあたっては、長期的な安定確保を主目的としてのり面の規模や勾配、現地のり面の岩質、土質、土壌硬度、pHなどの地質・土質条件、湧水・集水の状況、寒冷地か否か等の気象条件等を考慮するとともに、経済性、施工条件、維持管理及び景観・環境保全のことも念頭に置く必要があります。

詳細は、「盛土等防災マニュアルの解説」のほか、「道路土工 - 切土工・斜面安定工指針」、「道路土工 - 盛土工指針」、「新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 - 本編」等の関連書籍や、「のり枠工の設計・施工指針」、「グラウンドアンカー設計・施工基準」等の工法毎の技術資料を参考にすること。

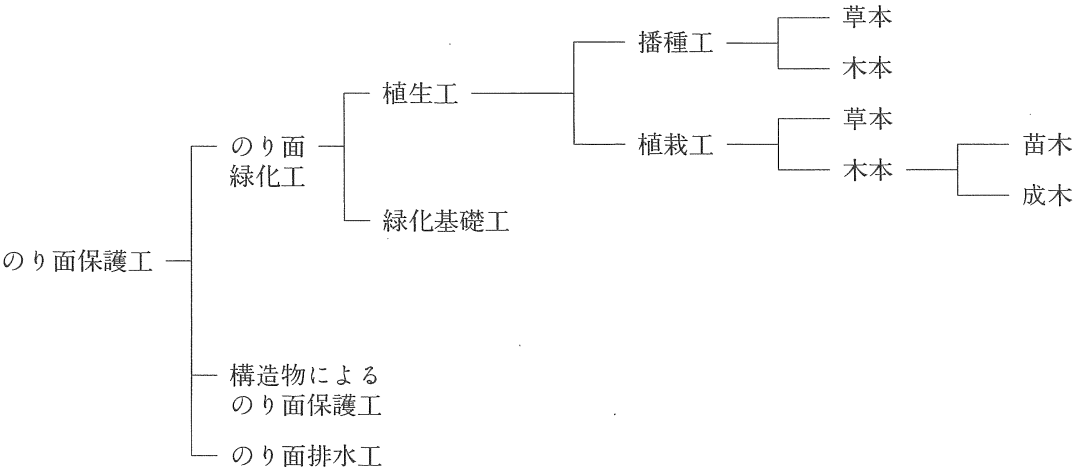


図 5.1.2 のり面保護工の分類

表 5.1.1 のり面保護工の種類と特徴

分類	工種		目的
のり面緑化工	植生工	播種工	種子散布工 客土吹付工 植生基材吹付工（厚層基材吹付工） 植生土のう工 植生基材注入工
		植栽工	張芝工
			植栽工（芝等の草本、苗木等の木本）
			苗木設置吹付工
		緑化基礎工	伏工（わら・むしろ・そだ等の自然材料や、シート・マット等の二次製品） 筋工 柵工
	構造物によるのり面保護工		金網張工 繊維ネット張工
			じゃかご工
			モルタル・コンクリート吹付工 石張・ブロック張工
			プレキャスト枠工
			現場打ちコンクリート枠工 コンクリート張工 吹付枠工
			落石防護網工 落石防護柵工
			地山補強土工 グラウンドアンカー工 杭工
	のり面排水工		のり肩排水溝 縦排水溝 小段排水溝
			暗渠排水工 水平排水孔

(1) のり面緑化工

一般的には、のり面の勾配が安定勾配※を確保しており、のり面表面から落石の発生や表層の部分的な滑落等のおそれが無い場合は、のり面緑化工の選定を基本とします。

のり面緑化工を計画する場合は、検討資料の提出を求めることがあります。

※ここでいう安定勾配とは、擁壁の設置を必要としない土質・勾配程度を一つの目安とします。

(2) 構造物によるのり面保護工

対象となるのり面が植生の育成に適さない地盤特性を有している場合や、採用するのり面の勾配が安定勾配※より急勾配である場合、のり面表面からの落石の発生や表層の部分的な滑落等のおそれがある場合は、構造物によるのり面保護工を計画することとし、のり面の安定度に応じて適切な工法を選定します。

構造物によるのり面保護工を計画する場合は、原則検討資料を提出してください。

※ここでいう安定勾配とは、擁壁の設置を必要としない土質・勾配程度を一つの目安とします。

(3) のり面排水工

P2-83「第二編 6 排水対策に関する技術的基準」参照

6 排水対策に関する技術的基準

6.1 治水・排水対策の考え方

マニュアルⅩⅡ・1・1 治水・排水対策の基本的な考え方

開発事業等においては、開発事業等実施地区及び周辺に溢水等の被害が生じないように、当該地区内の雨水・地表水や地下水並びに当該地区外から流入する雨水・地表水や地下水を安全に流下させるための治水・排水対策を実施するものとする。

マニュアルⅩⅡ・1・2 治水・排水対策の種類

治水・排水対策は、開発事業等実施地区内の雨水（当該地区外から流入する雨水・地下水も含む。）を適切に排出し、盛土のり面及び切土のり面の侵食、崩壊、地盤面の冠水等の被害を防止するための排水対策と開発事業等に伴う流出形態の変化等による開発事業等実施地区及び下流域の洪水被害を防止するための治水対策に大別される。

治水対策は、さらに下流河川等の改修による対策と流出抑制施設による対策に分けられる。

【解説】

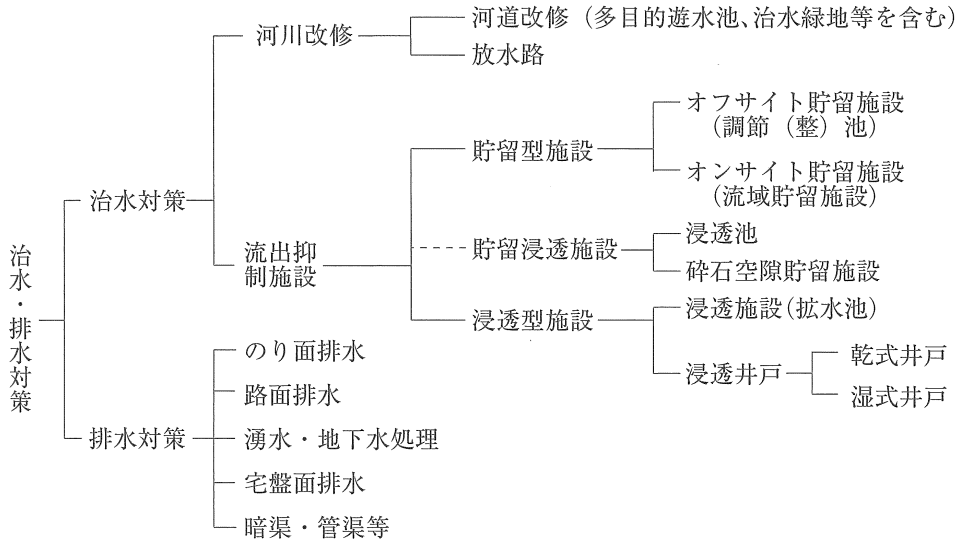
治水・排水対策の基本的な考え方は以下のとおりであり、表 6.1.1、図 6.1.1 によります。

排水対策…開発地区内の被害を防止するための対策（P2-83「第二編 6 排水対策に関する技術的基準」参照）

治水対策…下流域の洪水被害を防止するための対策（P2-103「第二編 7 治水対策に関する技術的基準」参照）

表 6.1.1 治水・排水対策の概要

治水対策	宅地開発等の開発事業に伴い、流出形態の変化等による洪水被害を防止するため、河川改修などの積極的な対策とあわせて、その流域のもつ保水・遊水機能を適正に確保するための総合的な対策をいう。 その施設としては、調節池、調整池、校庭・公園・集合住宅の棟間などの公共公益施設用地等に設ける雨水貯留施設、浸透施設等がある。
排水対策	宅地造成等に関する工事について、降雨・湧水などによる崖崩れ又は土砂の流出による災害を防止するために設置される開渠、のり面等における縦排水溝、導水管、道路側溝、地下水・湧水等の排水暗渠、雨水管渠、集水ます、人孔等の施設による対策をいう。



注）排水対策は、流出抑制施設による効果を見込んで計画することができる場合がある。

図 6.1.1 治水・排水対策の種類

6.2 排水工の配置

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

6.2.1 排水工の種類

マニュアルⅦ・6 のり面排水工の設計・施工上の留意事項

のり面排水工の設計・施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 湧水及び地下水の状況を把握するため、事前に十分な調査を行うこと
- 2) 崖の上端に続く地表面には、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、地盤に勾配を付すること。ただし、崖の反対方向へ地盤の勾配を付することが困難な場合は、のり面へ雨水その他の地表水が入らないように、適切に排水施設を設置すること
- 3) のり面を流下する地表水は、のり肩及び小段に排水溝を設けて排除すること
- 4) 浸透水は、地下の排水施設により速やかに地表の排水溝に導き排除すること
- 5) のり面排水工の流末は、十分な排水能力のある排水施設に接続すること

マニュアルⅩⅡ・2・1 排水施設の配置

開発事業等実施地区内の一般に次に掲げる箇所においては、排水施設の設置を検討しなければならない。

- 1) 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端
- 2) のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所
- 3) 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部
- 4) 湧水又は湧水のおそれがある箇所
- 5) 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所
- 6) 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所
- 7) 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所
- 8) その他、地表水等を速やかに排除する必要がある箇所

【解説】

盛土規制法における排水工の種類は図 6.2.1 のとおりです。

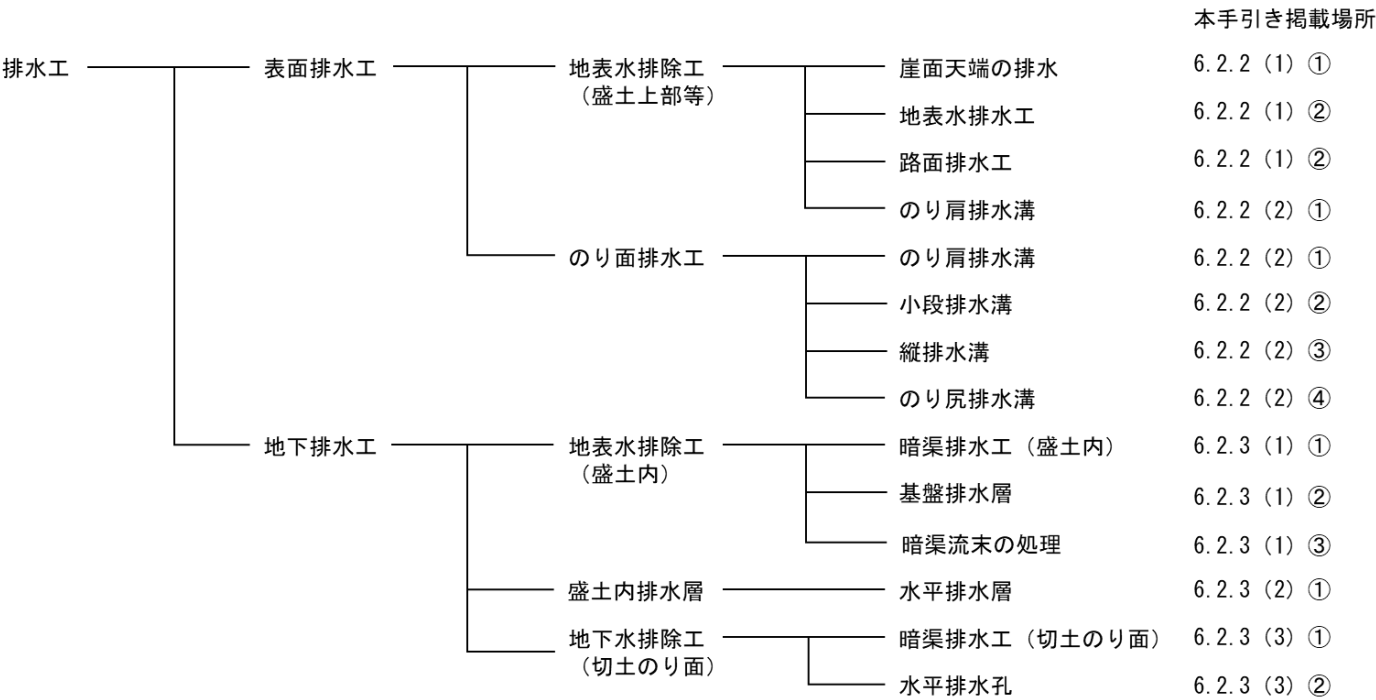


図 6.2.1 排水工の種類

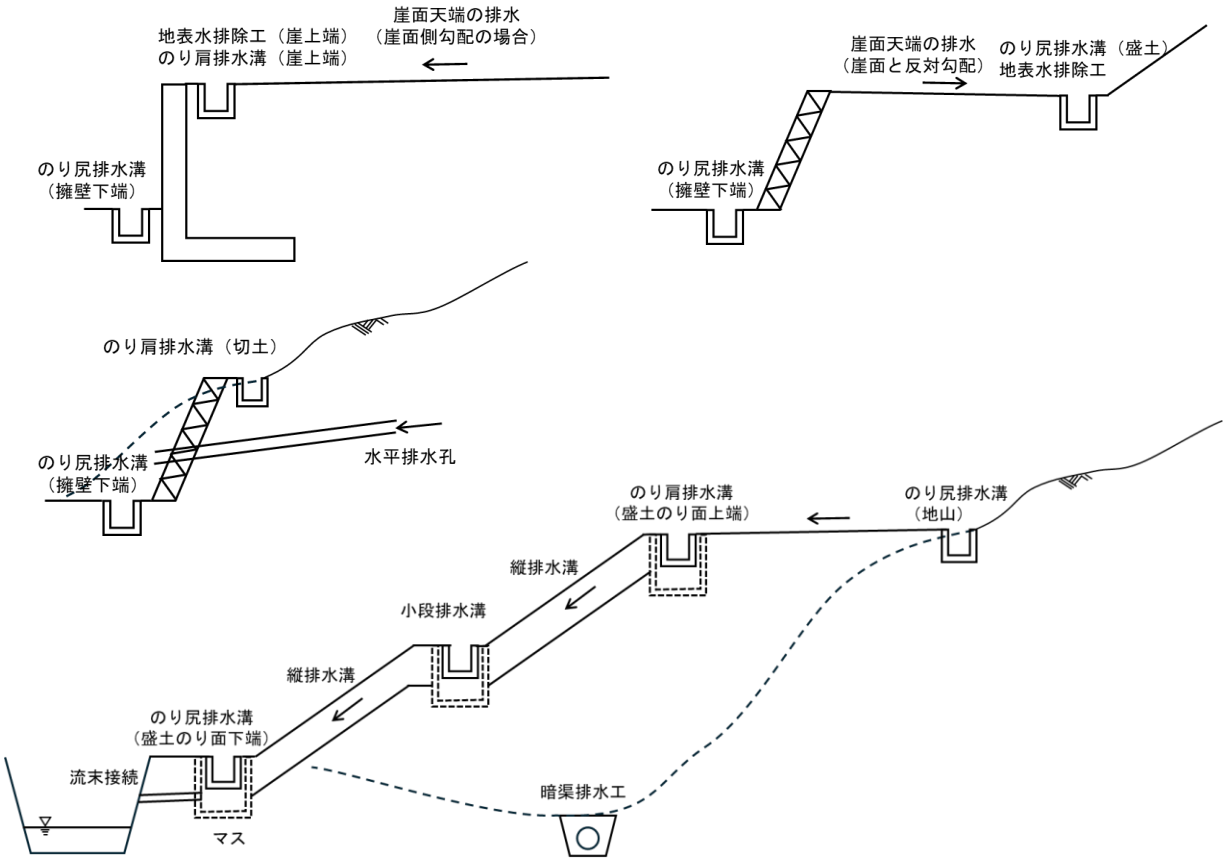


図 6.2.2 排水施設の設置箇所の例

以下の箇所においては、排水施設の設置を検討しなければなりません。

(1) 盛土のり面及び切土のり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われたものを含む。）の下端

地表水は、原則としてのり面と反対の方向に流れるように勾配をとります。これら地表水等を排水するための排水施設を切土のり面又は盛土のり面の下端に配置します。

(2) のり面周辺から流入し又はのり面を流下する地表水等を処理するために必要な箇所

のり面を流下する地表水は、切土及び盛土のり面の上端及び各小段にU字溝等を設け、縦溝又は導水管でのり面の下部の排水施設に流下させます。縦溝との接続箇所はマス等を設けます。

(3) 道路又は道路となるべき土地の両側及び交差部

道路の両側及び交差部には、道路側溝（側溝・横断暗渠・側溝マス等）を設けます。

(4) 湧水又は湧水のおそれがある箇所

地下水路を有する地盤を切土した場所、のり面又は地盤面に地下水の湧水が生じる場所などに、水平排水工や縦溝等を設けて湧水を排除します。

(5) 盛土が施工される箇所の地盤で地表水の集中する流路又は湧水箇所

谷、沢、池、沼等の水路、又は現に地下水等の湧水のある箇所に盛土をする場合は地下排水工を設置します。

(6) 溪流等の地表水や地下水が流入する箇所

盛土を行う土地に流入する溪流等の流水は、盛土内に浸透しないように、原則として開水路による地表水排除工等を設置するほか、在来の溪床には必ず暗渠排水工を設けなければなりません（P2-20「第二編 2.4.2 溪流等における盛土に講ずる追加措置」参照）。

(7) 排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するために必要な箇所

排水施設が集水した地表水等を支障なく排水するため、適当な場所に幹線排水を設けます。

(8) その他、地表水等を速やかに排除する必要のある箇所

その他崖とはならない傾斜地の下端など、必要な箇所に排水施設を設けます。

以上の排水施設には、必要な箇所にマス又はマンホールを設け、泥だめを設けます。

また、これらの地表水等の末端処理は、接続する水路等に土砂を含まないよう配慮して放流するようにしなければなりません。

※ 排水施設の規模は、原則流量計算を行い、計画流出量を安全に排除できるよう決定する必要があります（P2-99「第二編 6.4 排水施設の規模」参照）。

ただし、工事完了後の土地利用が、建築物の利用を前提としている500㎡未満の造成行為で、集水区域の地表水が排水勾配により全て最終宅内枳で集水できるものについては、最終宅内枳の設置のみでもよいものとします（流量計算を要しません）。

6.2.2 表面排水工の配置

(1) 地表水排除工

① 崖面天端の排水

崖の上端に続く地表面の雨水その他の地表水は原則として崖と反対方向に流れるように勾配を付して排水する必要があります。

なお、崖と反対方向に勾配を付して排水することが困難な場合においても、崖の上端に側溝を設けてのり面へ雨水その他の地表水が流れないように適切な処置を講ずる必要があります。

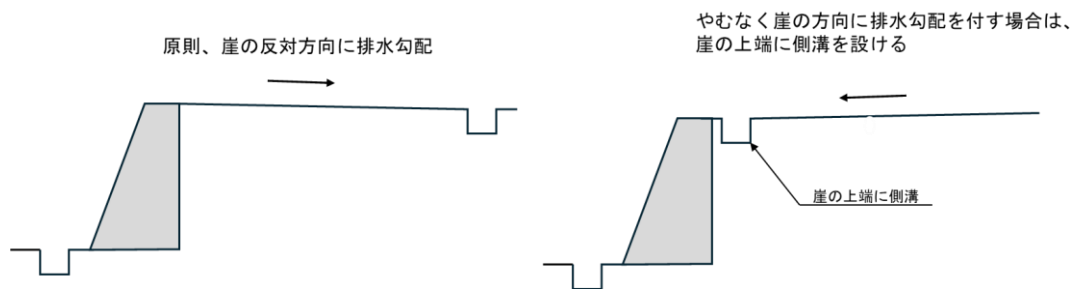


図 6.2.3 崖面天端の表面水の排水

② 地表水排水工、路面排水工等の地表水排除工

排水溝の断面は、流量を検討して決定します。その際土砂や枝葉等の流入、土砂等の堆積を考慮して十分に余裕を持った断面とします。

排水溝の流水が地山に浸透しないような構造とします。

盛土の斜面における排水溝は、沈下等を考慮して、土が落ち着いた段階でプレキャスト製品等を設置します。

(2) のり面排水工

① のり肩排水溝

盛土又は切土のり面以外からの地表水が流下する場所には、切土及び盛土のり面上端にのり肩排水溝を設け、のり面以外から地表水が流入しないようにします。

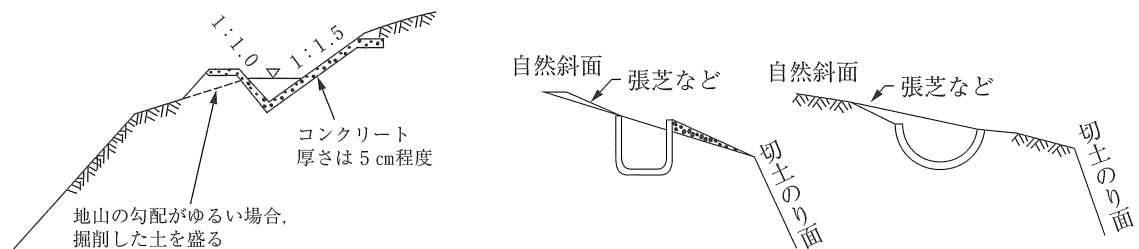


図 6.2.4 のり肩排水溝（切土のり面上端）

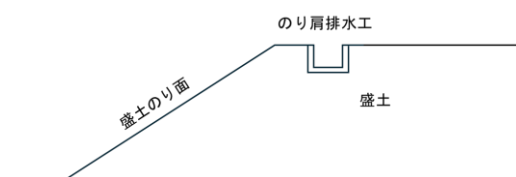


図 6.2.5 のり肩排水溝（盛土のり面上端）

②小段排水溝

小段に設ける排水溝は、小段上部のり面の下端に沿って設けるものとします。

小段は排水溝の方向に5%程度の下り勾配を付すこととします。

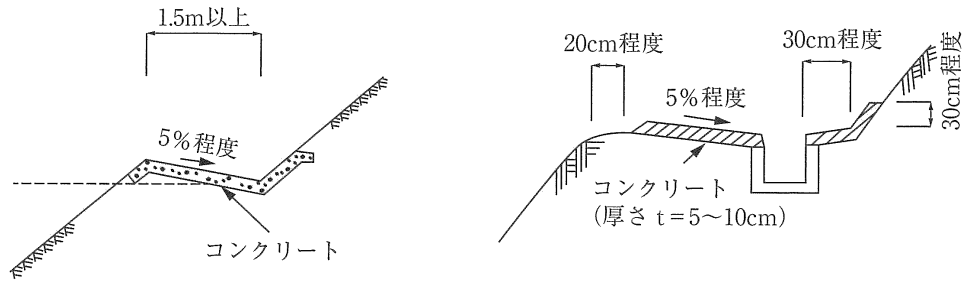


図 6.2.6 小段排水溝

③縦排水溝

- ・ 流量の分散を図るため間隔は20m程度とします。
- ・ 排水溝には既製コンクリートU型溝（ソケット付がよい）、鉄筋コンクリートベンチフリューム、コルゲートU字フリューム、鉄筋コンクリート管、陶管、石張り水路等が用いられます。
- ・ のり長3m程度の間隔で、縦排水溝下部に滑り止めを設置します。
- ・ 縦排水溝の側面は、勾配を付して張芝や石張りを施すのが一般的です。
- ・ 縦排水溝の設置の際は、地形的にできるだけ凹部の水の集まりやすい箇所を選定します。
- ・ 縦排水溝の断面は流量を検討して決定しますが、接続する横排水溝の断面、土砂や枝葉等の流入、堆積物を考慮して十分余裕のあるものとします。
- ・ のり面の上部に自然斜面が続いて、その斜面に常時流水のある沢や水路がある場合は、縦排水溝の断面に十分余裕をもたせることが必要です。
- ・ 縦排水溝の構造は、水が漏れたり飛び散ったりすることのないようにします。特に、のり尻等の勾配変化点では跳水や溢水によるのり面の侵食や洗掘は懸念されるため、排水溝への跳水防止版の設置、排水溝の外側への保護コンクリート等の措置を講じます。
- ・ 排水溝の合流する箇所には、必ずマス設けて、マスには水が飛び散らないようにふたを設けます。また、マスには泥溜を設けるものとします。

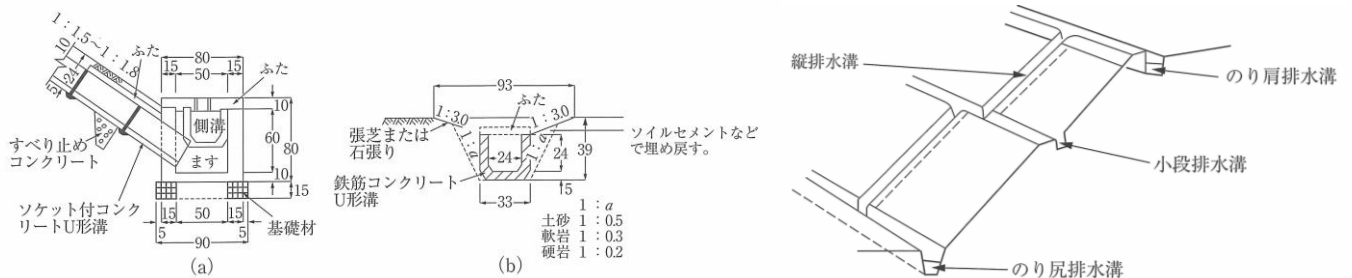


図 6.2.7 縦排水溝の例

④のり尻排水溝

- ・ のり尻排水溝は、のり面を流下する地表水が宅地及び開発事業等実施地区外等に流出するのを防ぐため、図 6.2.8 に示すように設けます。その設置に当たっては、道路管理者や地権者との協議が必要な場合があります。
- ・ 集水量が多い場合には、流量計算に基づいて断面を決定し、適切な流末処理を行います。
- ・ 浸透によりのり面の滑りが生じないように十分な対策を行う必要があります。

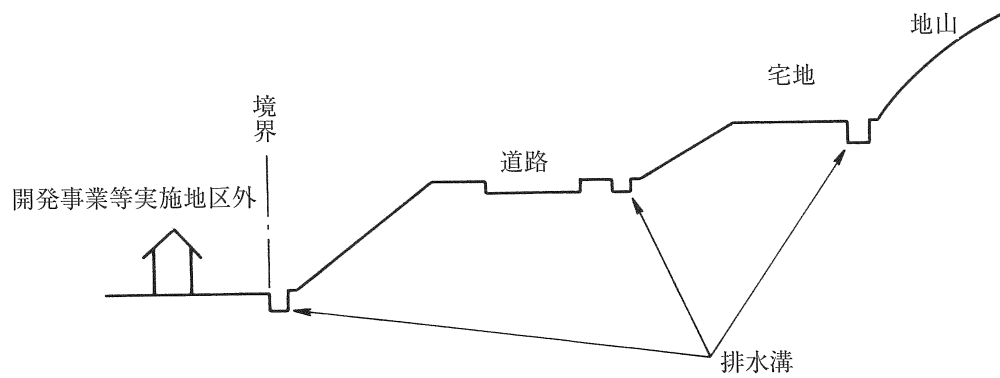


図 6.2.8 のり尻排水溝の例

6.2.3 地下排水工の配置

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条

- 1 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
 - 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

令第16条

- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

マニュアルV・2 排水施設等

排水施設は、地下水排除工及び盛土内排水層により完全に地下水の排除ができるように計画することを基本とする。

マニュアルV・2・1 地下水排除工

盛土崩壊の多くが湧水、地下水、降雨等の浸透水を原因とするものであること、また盛土内の地下水が地震時の滑動崩落の要因となることから、次の各事項に留意して盛土内に十分な地下水排除工を設置し、基礎地盤からの湧水や地下水の上昇を防ぐことにより、盛土の安定を図るものとする。特に山地・森林では、谷部等において浸透水が集中しやすいため、現地踏査等によって、原地盤及び周辺地盤の水文状況を適切に把握することが必要である。

1) 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とする。

2) 基盤排水層

基盤排水層は、透水性が高い材料を用い、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とする。

3) 暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、維持管理や点検が行えるように、マス、マンホール、かご工等で保護を行うことを基本とする。

4) 施工時の仮設排水対策

施工時における中央縦排水は、暗渠排水工と併用せず、別系統の排水管を設置することを基本とする。また、中央縦排水に土砂が入らないように縦排水管の口元は十分な保護を行うことを基本とする。

マニュアルⅤ・2・2 盛土内排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合に、あわせて盛土内に水平排水層を設置して地下水の上昇を防ぐとともに、降雨による浸透水を速やかに排除して、盛土の安定を図ることが必要である。

水平排水層は、透水性が高い材料を用い、盛土のり面の小段ごとに設置することを基本とする。

【解説】

地下排水工の種類と役割は表 6.2.1 のとおりです。

表 6.2.1 地下排水工の種類と役割

排水種別	排水機能	排水工の種類	役割
地下排水工	地下水排除工 (盛土内)	暗渠排水工	盛土全体の安定を保つため盛土基礎地盤周辺の地下排水を排除するもので、盛土施工前の基礎地盤に設置する
		基盤排水層	
		暗渠流末の処理	施設の維持管理や点検及び流末の保護のため設置する
	盛土内排水層	水平排水層	盛土のり面の侵食・表層滑り対策のため盛土内地下水を排除するもので、盛土の小段毎に設置する
	地下水排除工 (切土のり面)	暗渠排水工 (切土のり面)	切土のり面の安定を図るため切土のり面に浸透した水を速やかに地表に排除するもので、切土のり面に設置する
		水平排水孔	

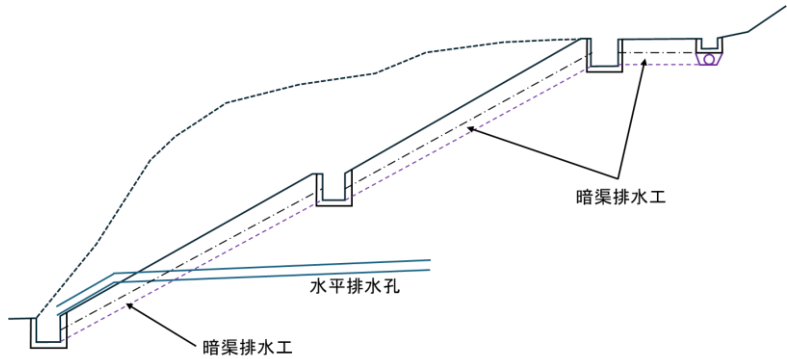


図 6.2.9 盛土内の地下排水工

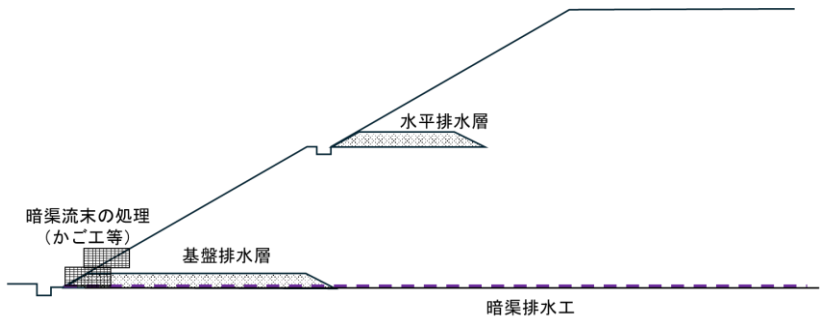


図 6.2.10 切土のり面の地下排水工

(1) 地下水排除工（盛土内）

① 暗渠排水工

暗渠排水工は、原地盤の谷部や湧水等の顕著な箇所等を対象に樹枝状に設置することを基本とします。

特に、溪流等の雨水や地下水が集中する箇所や、湧水量の多い箇所では、集水管の設置を必須とし、流水や湧水の有無にかかわらず旧沢地形に沿って面的に設置します。

※暗渠排水工は中間検査対象となる特定工程です（令第24条第1項（法第18条第1項関係））。

（「第一編 2.1.14 中間検査」参照）

表 6.2.2 暗渠排水工の管径と設置箇所

集水管種別	管径	設置箇所
本管	φ300mm 以上（流域等が大規模な場合は「盛土等防災マニュアルの解説」に記載の流量計算により決定する）	旧沢地形に沿って面的に設置
補助管	φ200mm 以上	設置間隔は 40m を標準 （溪流等をはじめとする盛土等の地下水が多いことが想定される場合等は 20m）

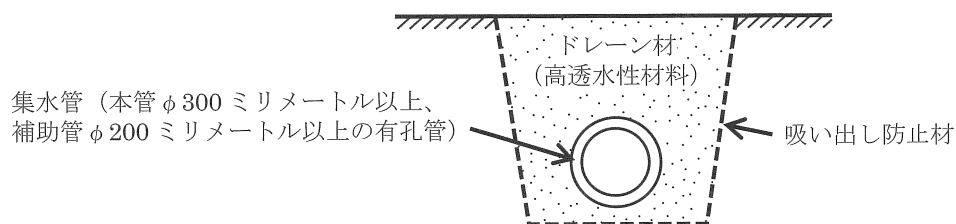


図 6.2.11 暗渠排水工の基本構造

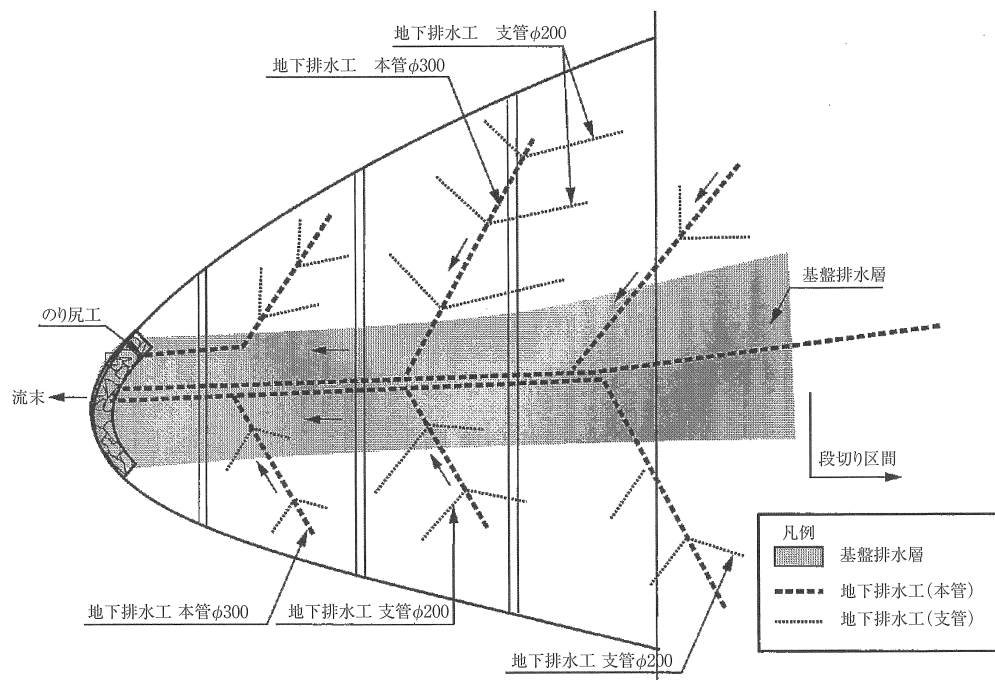


図 6.2.12 溪流等における盛土の暗渠排水工及び基盤排水層の設置例

②基盤排水層

基盤排水層は、主に谷埋め盛土におけるのり尻部及び谷底部、湧水等の顕著な箇所等を対象に設置することを基本とし、地山から盛土への水の浸透を防止するために、地山の表面に設置します。特に、片盛り・片切り、腹付け盛土、傾斜地盤上の盛土のほか、谷間を埋める盛土等は、地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすいため、基盤排水層による地下水の排水効果が高いとされており、原則暗渠排水工と併せて設置します。

表 6.2.3 基盤排水層の層厚と設置箇所

	層 厚	設置箇所
基盤排水層	0.5mを標準とする（溪流等をはじめとする盛土等の地下水が多いことが想定される場合等は1.0m）	盛土のり尻からのり肩までの水平距離の1/2の範囲で、かつ、溪流等における盛土では、基礎地盤勾配 15° 程度未満（ $I < 1:4$ ）（段切りを施工しない勾配）の範囲を包括して設置することを標準とする（特に湧水や浸透水が多いと想定される場合はその範囲も包括する）

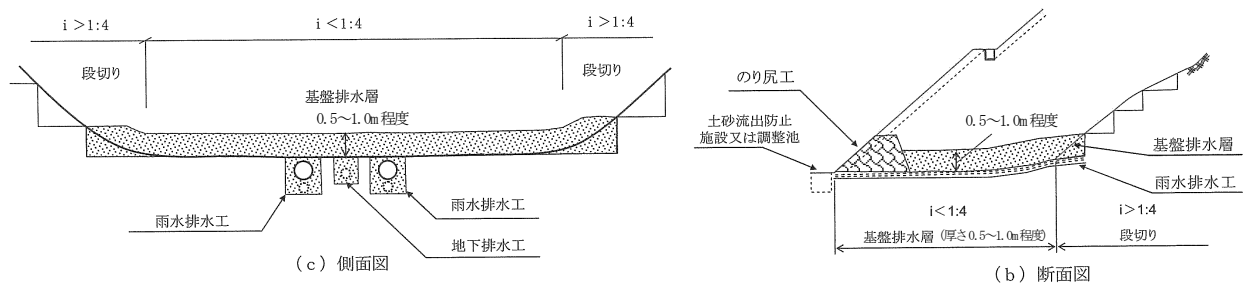


図 6.2.13 基盤排水層の設置例

③暗渠流末の処理

暗渠排水工の流末は、盛土造成後においても施設の維持管理や点検が行えるように、集水マスやマンホールを接続することや、かご工等で保護することを基本とし、土地利用等に応じて適切な構造とすること。

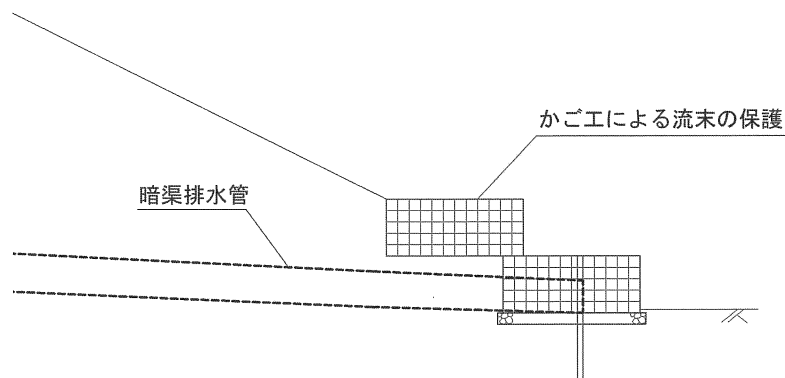


図 6.2.14 かご工による暗渠排水工の孔口保護

(2)盛土内排水層

①水平排水層

盛土内に地下水排除工を設置する場合には、併せて水平排水層を設置する必要があります。

表 6.2.4 水平排水層の設置基準

	層厚	配置	層の長さ	排水勾配	材 料
水平排水層	0.3m 以上	小段ごとに設ける	小段高さの 1/2 以上	5～6 %	透水性の高い材料 (碎石や砂)

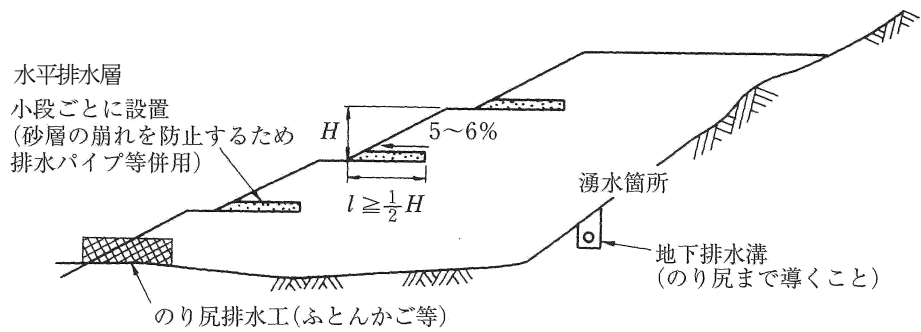


図 6.2.15 水平排水層の例

(3)地下水排除工（切土のり面）

切土のり面で湧水が生じている場合等、地下水位が高い場合は、地下水排除工により地下水の低下を図る必要があります。

①暗渠排水工（切土のり面）

地中に浸透した水は、暗渠排水溝等の排水施設により速やかに地表の排水溝に導く必要があります。

暗渠排水溝の標準断面は図 6.2.16 によります。

※暗渠排水工は中間検査対象となる特定工程です（令第24条第1項（法第18条第1項関係））。

（「第一編 2.1.14 中間検査」参照）

- ・ 暗渠排水工は、図 6.2.17 のように支線により浸透水を集めて、本線により地表の排水溝（小段排水溝等）に排出されるようにネットワーク化すること。
- ・ 部分的な範囲に湧水が集中している場合は、図 6.2.18 のように溝を掘り、有孔管による暗渠等で処理を行い、排水施設に導くこと。
- ・ 暗渠排水工は暗渠排水管又は碎石構造とすること。
- ・ 暗渠排水工の底には、漏水防止のため防水シート又はアスファルト板の敷設が効果的な場合がある。
- ・ 暗渠排水管等の上面や側面には、そだや砂利等によるフィルターを設けて土で埋め戻すこと。

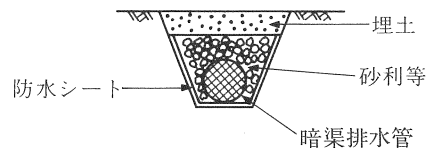


図 6.2.16 暗渠排水溝の標準断面

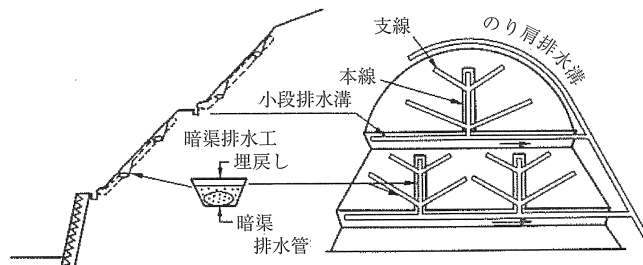


図 6.2.17 のり肩排水溝、小段排水溝、暗渠排水溝

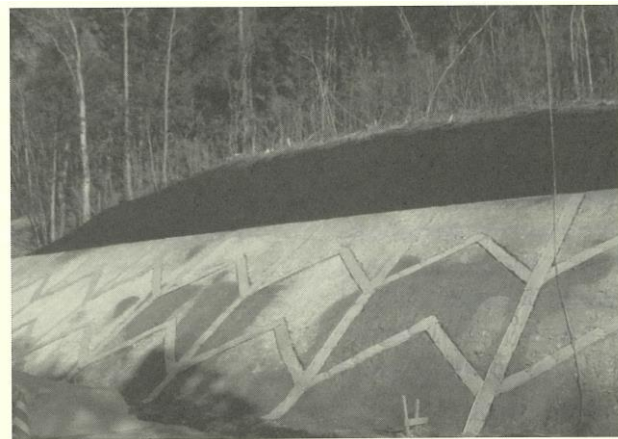


図 6.2.18 切土のり面に設置する暗渠排水工の例

②水平排水孔

切土のり面において、深い位置に帯水層があり、湧水等がある場合には、水平排水孔を設けます。この場合、図 6.2.19 に示す例のように、水平排水孔の長さは一般に2 m以上、勾配は10%以上として施工します。

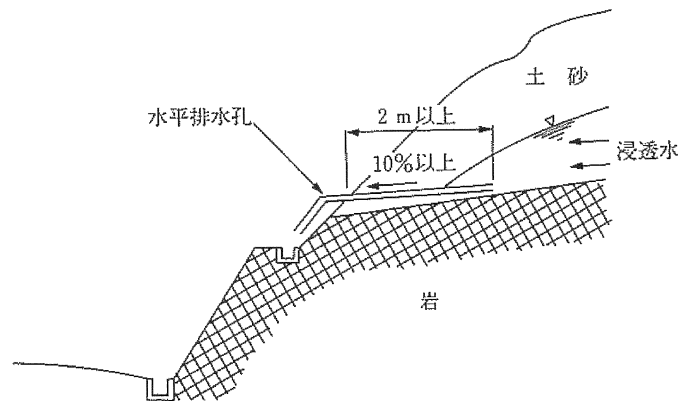


図 6.2.19 水平排水孔

6.3 排水施設の構造

(排水施設の設置に関する技術的基準)

令第16条

- 1 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち排水施設の設置に関するものは、盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設で次の各号のいずれにも該当するものを設置することとする。
 - 一 堅固で耐久性を有する構造のものであること。
 - 二 陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとしてすることができる。
 - 三 その管渠きよの勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
 - 四 専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
 - イ 管渠の始まる箇所
 - ロ 排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所（管渠の清掃上支障がない箇所を除く。）
 - ハ 管渠の内径又は内法のり幅の百二十倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所
 - 五 ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
 - 六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。

(排水施設の設置に関する技術的基準)

令第16条

- 2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

【解説】

排水施設の構造に関する注意事項は以下のとおりです。

- ・ 施設の構造は、堅固で耐久性を有する構造とする。
- ・ 施設は、コンクリート・その他の耐水性の材料で造り、かつ、施工継手からの漏水を最小限にするように努める。
- ・ 公共の用に供する排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内り幅は、20cm 以上とする。ただし雨水管渠又は合流管渠にあっては25cm 以上とする。
- ・ 暗渠である構造部分で公共の用に供する管渠の始まる箇所、排水の流下方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、管渠の長さその内径又は内り幅の120 倍を超えない範囲において管渠の維持管理に必要な箇所には、マス又はマンホールを設ける。
- ・ マス又はマンホールには蓋を設ける。
- ・ 雨水を排除すべきマスの底には、15cm 以上の泥溜を設ける。
- ・ 公共の用に供する排水施設は、その施設の維持管理上支障のない場所に設ける。
- ・ 軟弱地盤等における暗渠の敷設に際しては、地盤の沈下等による暗渠の損傷又は機能障害を防ぐため、基礎工事等の対策に十分配慮する。

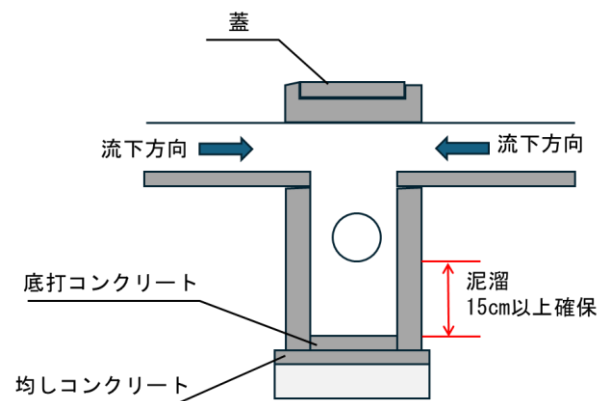


図 6.3.1 マスの構造図

6.4 排水施設の規模

マニュアルⅩⅡ・2・2 排水施設の規模

排水施設の規模は、降雨強度、排水面積、地形・地質、土地利用計画等に基づいて算定した雨水等の計画流出量を安全に排除できるよう決定する。

なお、開発事業等実施地区内に流出抑制施設として浸透施設等を設置した場合には、必要に応じて、その効果を見込んで、排水施設の規模を定めることができる。

マニュアルⅩⅡ・2・3 排水施設の設計・施工上の留意事項

排水施設の設計・施工に当たっては、計画流出量を安全に排出する能力を有し、将来にわたりその機能が確保されるよう、構造上及び維持管理上十分な配慮をする必要がある。

なお、地表面が不透水性の材料で覆われるような太陽光発電施設の開発等においては、想定以上の排水により周辺斜面を不安定化させるおそれがあることから、排水施設の計画に係る流出係数の設定には注意が必要である。

【解説】

排水施設の規模は、原則流量計算を行い、計画流出量を安全に排除できるよう決定する必要があります。

6.4.1 計画流出量の算定

【解説】

計画流出量は合理式により決定します。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Q ：計画流出量（ m^3/sec ）

f ：流出係数

r ：降雨強度（流達時間内の平均降雨強度）（ mm/hr ）

A ：集水面積（ ha ）

(1) 流出係数

流出係数は、開発行為の規模等に応じ、表 6.4.1、表 6.4.2、表 6.4.3 を適切に用いて、排水区域全体を加重平均して求めること。

$$f = \frac{f_1 a_1 + f_2 a_2 + f_3 a_3 \cdots \cdots f_n a_n}{a_1 + a_2 + a_3 \cdots \cdots a_n} = \frac{\sum_{i=1}^n f_i a_i}{\sum_{i=1}^n a_i}$$

f : 加重平均して求められた流出係数

f_i : 工種別、土地利用形態別、その他土地利用状況別の流出係数 ($i=1, 2, 3, \cdots, n$)

a_i : 工種別、土地利用形態別、その他土地利用状況別の面積 ($i=1, 2, 3, \cdots, n$)

表 6.4.1 工種別流出係数 f

工 種 別	流出係数	標準値 (平均値)
屋根	0.85～0.95	0.90
道路	0.80～0.90	0.85
その他不浸透面	0.75～0.85	0.80
水面	1.00	1.00
間地	0.10～0.30	0.20
芝、樹木の多い公園	0.05～0.25	0.15
勾配の緩い山地	0.20～0.40	0.30
勾配の急な山地	0.40～0.60	0.50

※特筆すべき条件がない場合は標準値 (平均値) を用いてよい。

表 6.4.2 土地利用形態別流出係数 f

工 種 別	流出係数
密集市街地	0.90
一般市街地	0.80
畑原野	0.60
水田	0.70
山地	0.70

表 6.4.3 その他土地利用状況別流出係数 f

土地利用状況	流出係数	標準値
宅地	0.90	0.90
ゴルフ場等	0.80～1.00	0.90
太陽光パネル等	0.90～1.00	1.00 (山岳地) 0.95 (丘陵地) 0.90 (平地)

※特筆すべき条件がない場合は標準値を用いてよい。

(2) 降雨強度 (r)

降雨確率年については、地方公共団体が定める下水道基準として5～10年確率の降雨強度を基本とし、集水性が高い場合や盛土規模が大きい場合には総合的に判断し、適切な降雨強度を求めます。

地方公共団体が定める下水道基準による降雨強度式（5～10年確率）は次表によります。

表 6.4.4 降雨強度式

t : 流達時間 (min)					
市町村名	降雨強度式	市町村名	降雨強度式	市町村名	降雨強度式
岡山市	$\frac{3,360}{t+20}$	総社市	$\frac{4,130}{t+26}$	美作市	$\frac{4,480}{t+26}$
倉敷市	$\frac{352}{-0.1+\sqrt{t}}$	高梁市	$\frac{4,323}{t+21}$	浅口市	$\frac{3,010}{t+19}$
津山市	$\frac{386}{\sqrt{t}+0.13}$	新見市	$\frac{5,110}{t+28}$	和気町	$\frac{4,340}{t+25}$
玉野市	$\frac{4,150}{t+24}$	備前市	$\frac{4,350}{t+27}$	早島町	$\frac{2,645}{t+13}$
笠岡市	$\frac{2,970}{t+24.64}$	瀬戸内市	$\frac{8,450}{t+109}$	勝央町	$\frac{356}{\sqrt{t}+0.09}$
井原市	$\frac{349}{\sqrt{t}-0.48}$	赤磐市	$\frac{4,165}{t+25}$	美咲町	$\frac{5,319}{t+31}$
		真庭市	$\frac{3,881}{t+24}$	吉備中央町	$\frac{4,490}{t+27}$

※表にない地域については気象条件の類似した近隣市町村の計算式を用いてもよい。

※河川協議をはじめ他法令等により、これより厳しい条件となる場合はそちらを採用すること。

(3) 流達時間 (t)

流達時間 (t) は、雨水が排水施設に流入するまでの流入時間 (t_1) と排水施設に流下した雨水がある地点まで流下するまでの流下時間 (t_2) の和 ($t = t_1 + t_2$) とします。

流達時間 (t) の算出方法は、「盛土等防災マニュアルの解説」や「道路土工要綱」等を参考としますが、集水区域が小さい場合など、流達時間 (t) が10分以下となる場合には、時間決定の精度、経済性等から $t = 10$ 分としてもよいこととします。

6.4.2 排水施設の設計

【解説】

- ・ 排水路勾配は、原則として、下流にいくにしたがい緩勾配になるよう計画すること。
- ・ 排水路の磨耗や土砂堆積が生じないよう、原則として、流速は0.8m/s～3.0m/s とすること。
- ・ 流下断面の決定に当たっては、土砂の堆積等を考慮して2割程度の余裕を見込むものとし、開水路の場合は8割水深、管渠の場合は2割増し流量が満管で流下するよう設計すること。
- ・ 流下断面は、マンニング式又はクッター式のいずれかを用いること。

〔マンニング式〕

$$Q = A \times V = \frac{1}{n} \times R^{\frac{2}{3}} \times I^{\frac{1}{2}} \times A$$

Q : 計画流出量 (m³/sec)

n : 粗度係数

A : 断面積 (m²)

R : 径深 (m) (=A/S)

S : 潤辺長 (m)

I : 排水路勾配

V : 流速 (m/sec)

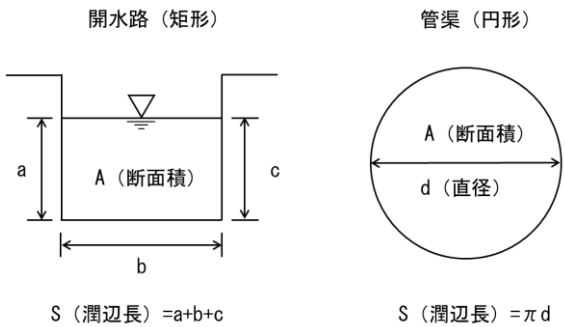


図 6.4.1 潤辺長と断面積の考え方

表 6.4.5 粗度係数 n

水路の状況	n
塩化ビニール管	0.010
ヒューム管 コンクリート二次製品	0.013
自由勾配側溝	0.014
現場打コンクリート	0.015
石積	0.025

7 治水対策に関する技術的基準

7.1 治水対策の種類

マニュアルⅩⅡ・3・2 治水対策の種類

開発事業等に伴い必要となる治水対策は、河川等の改修により河道の流下能力を増大させる方法、流出抑制施設により洪水流出量を調節する方法及び両者の併用による方法に大別される。

【解説】

(1) 治水対策が必要な開発事業等の規模

原則として申請する土地の面積が1ha以上となる場合には、次の河川管理者と協議のうえ、下流域の治水対策を講ずること。

- ① 下流域において、岡山県が管理する1級河川又は2級河川（河川法）へ流入する場合は、県の河川管理者（窓口は、各県民局又は各地域管理課等）。
- ② 下流域において、準用河川（河川法）又は普通河川で海域に直結している場合は、各市町村の河川管理者。
- ③ ①又は②に該当しない場合は、放流先の管理者。

(2) 治水対策の種類

開発事業等に伴い必要となる下流域の治水対策は、原則として、次の1)及び2)の併用又はいずれかによること。

- ① 下流の河川、水路等の改修
- ② 流出抑制施設の設置

(3) 流出抑制施設の分類

①調節池（洪水調節池）

洪水調節のための恒久的代替手段として設置する流出抑制施設

②調整池（洪水調整池）

洪水調節のための暫定的代替手段として設置する流出抑制施設

調節池と調整池のいずれで計画するかを選択は、下流河川の管理者との協議により決定すること。

(4) その他

岡山市内において、開発行為等に係る土地又は敷地の面積が3,000㎡以上の場合は、岡山市浸水対策の推進に関する条例に基づき、岡山市下水道河川局と雨水排水計画について協議すること。

倉敷市内において、開発行為等に係る土地又は敷地の面積が2,000㎡以上の場合は、倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例に基づき、倉敷市環境リサイクル局下水道部浸水対策室と雨水排水計画について協議すること。

7.2 防災調節池の技術的基準

マニュアルⅩⅡ・3・4・4 洪水調節方式

調節（整）池の洪水調節方式は、原則として自然放流方式とする。

マニュアルⅩⅡ・3・4・5 調節（整）池の計画

調節池の計画については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の計画については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

マニュアルⅩⅡ・3・4・6 調節（整）池の構造

調節池の構造については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の構造については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

マニュアルⅩⅡ・3・4・7 堤高

調節（整）池の堤高は、高さ15メートル未満とすることを原則とする。

マニュアルⅩⅡ・3・4・8 堤体の施工

堤体の施工については、「防災調節池技術基準（案）」により、調整池の計画については、「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」によることを原則とする。

マニュアルⅩⅡ・3・4・9 下流河川等への接続

下流河川等への接続については、土地利用、周辺の開発状況、地形等を勘案の上、下流の人家、道路等への被害が生じないように配慮するものとする。

特に、洪水吐き末端には減勢工を設けて、洪水吐きから放流される流水のエネルギーを減勢処理する必要がある。

マニュアルⅩⅡ・3・4・10 調節（整）池の多目的利用

調節（整）池は、公園、運動場施設等として多目的に利用できる。

なお、多目的利用に当たっては、原則として「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」によるものとする。

マニュアルⅩⅡ・3・4・11 維持管理

完成後の堤体の安定及び調節（整）池の機能を確保するため、維持管理を十分に行う必要がある。

【解説】

調節池を設置する場合は「盛土等防災マニュアルの解説」、「防災調節池設置基準（案）（（社）日本河川協会）」及び、「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」によるものとし、その補足は以下のとおりであり、河川管理者との協議のもとに計画すること。

(1) 計画対象降雨

調節池の洪水調節容量を算定するために用いる計画降雨については、年超過確率 1/50 の降雨強度～継続時間曲線を用います（図 7.2.1 及び表 7.2.2 参照）。

ただし、開発流域の下流河川改修計画の規模がこれらの数値を上回っている場合は、当該改修計画の数値によること。

(2) 下流許容放流量 Q_{pc} の算定

下流河川において治水上最も危険な地点（比流量が最小となる地点）の現況流下能力を用いて次の式により決定します。

$$Q_{pc} = Q \cdot \frac{A}{a} \quad (\text{=比流量} \times A)$$

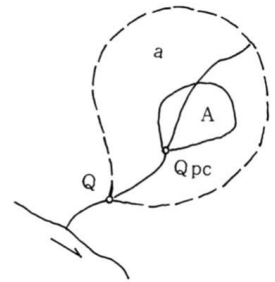
Q_{pc} : 放流地点における下流許容放流量 (m^3/sec)

Q : 比流量が最小となる地点における現況流下能力 (m^3/sec)

A : 放流地点における流域面積 (ha)

a : 比流量が最小となる地点から上流の流域面積 (ha)

比流量が最小となる地点における現況流下能力 Q は、マニング公式により算定すること。



① 現況流下能力の算定方法等

許容放流量を決定する上で必要となる現況流下能力は、マニング公式により算定すること。

その他以下によること。

○余裕高は、0.6m を基本とします。

水路幅 10.0m 未満の場合、余裕高は 0.3m 以上かつ水路高の 2 割とします。

なお、水路幅は計画高水位 (H. W. L) の箇所の幅とします。

H. W. L 設定有：申請者は県民局等で資料を確認し、設定された水位を使用します。

H. W. L 設定無：水路天端から余裕高を除いた高さを H. W. L とします。

○管路の流下能力は、流水断面積を 3/4 の管路断面積として算出すること。

「防災調節池等技術基準（案）増補改訂（一部修正版）」P45 参照

○蓋がされている水路の余裕高は、蓋の断面を除き水路高の 2 割とします。

○床板橋等がある箇所の断面は、床板部分の断面を除き余裕高を確保した断面とします。

○協議にあたっては、調査箇所の全景写真を添付すること。

なお、水路幅 10.0m 未満の水路については、測量ポールやリボンテープ等により断面寸法が確認できる写真を添付すること。

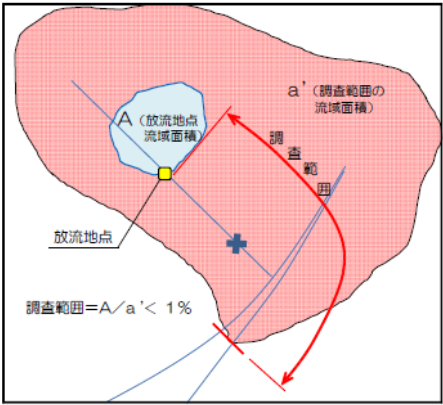
②ネック地点の調査範囲

ネック地点の調査範囲は、放流地点から一級河川、二級河川合流部に加えて、次の式の範囲とします。

$$\frac{A}{a'} < 1\%$$

A：放流地点における流域面積（ha）

a'：調査範囲の流域面積（ha）



ネック地点の調査範囲

(3) 下流許容放流量に対応する降雨強度 r_c の算定

次の式により決定すること。

$$r_c = Q_{pc} \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

r_c ：下流許容放流量に対応する降雨強度（mm/hr）

（注） $r_c=10\text{mm/hr}$ 未満の場合は 10mm/hr とする

Q_{pc} ：下流許容放流量（ m^3/sec ）

f ：開発後の流出係数（※）

A：放流地点における流域面積（ha）

（※）流出係数は、開発行為の規模等に応じ、P2-100「第二編 6.4.1 計画流出量の算定（1）流出係数」に記載の表6.4.2、表6.4.3、表6.4.4及び表7.2.1を適切に用いて、排水区域全体を加重平均して求めること。

表 7.2.1 流出係数 f

土地利用状況	流出係数 f	備 考
開 発 前	0.6～0.7	山林・原野・畑地面積率が70%以上の流域
開 発 後 (1)	0.8	不浸透面積率がほぼ40%以下の流域
開 発 後 (2)	0.9	不浸透面積率がほぼ40%以上の流域

(4)洪水調節容量Vの算定〔簡便法〕

洪水調節容量は、1/50確率降雨強度曲線を用いて求める次の式の必要調節容量Vの値を最大とするような容量をもって、必要調節容量とすること。

$$V = \left(r_i - \frac{r_c}{2} \right) \cdot t_i \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{360}$$

V : 必要調節容量 (m³)

f : 開発後の流出係数 (※)

A : 流域面積 (ha)

r_c : 下流許容放流量に対応する降雨強度 (mm/hr)

r_i : 1/50確率降雨強度曲線上の任意の継続時間t_iに対応する降雨強度 (mm/hr)

t_i : 任意の継続時間 (sec)

必要調節容量Vの最大値を求めるには、任意のt_i、r_iを用いて逐次計算すること。

又は微分 $\left(\frac{dV}{dt} = 0 \right)$ すること。

(※) 流出係数は、開発行為の規模等に応じ、P2-100「第二編 6.4.1 計画流出量の算定 (1) 流出係数」に記載の表6.4.2、表6.4.3、表6.4.4及び表7.2.1を適切に用いて、排水区域全体を加重平均して求めること。

(5)設計堆積土砂量の算定

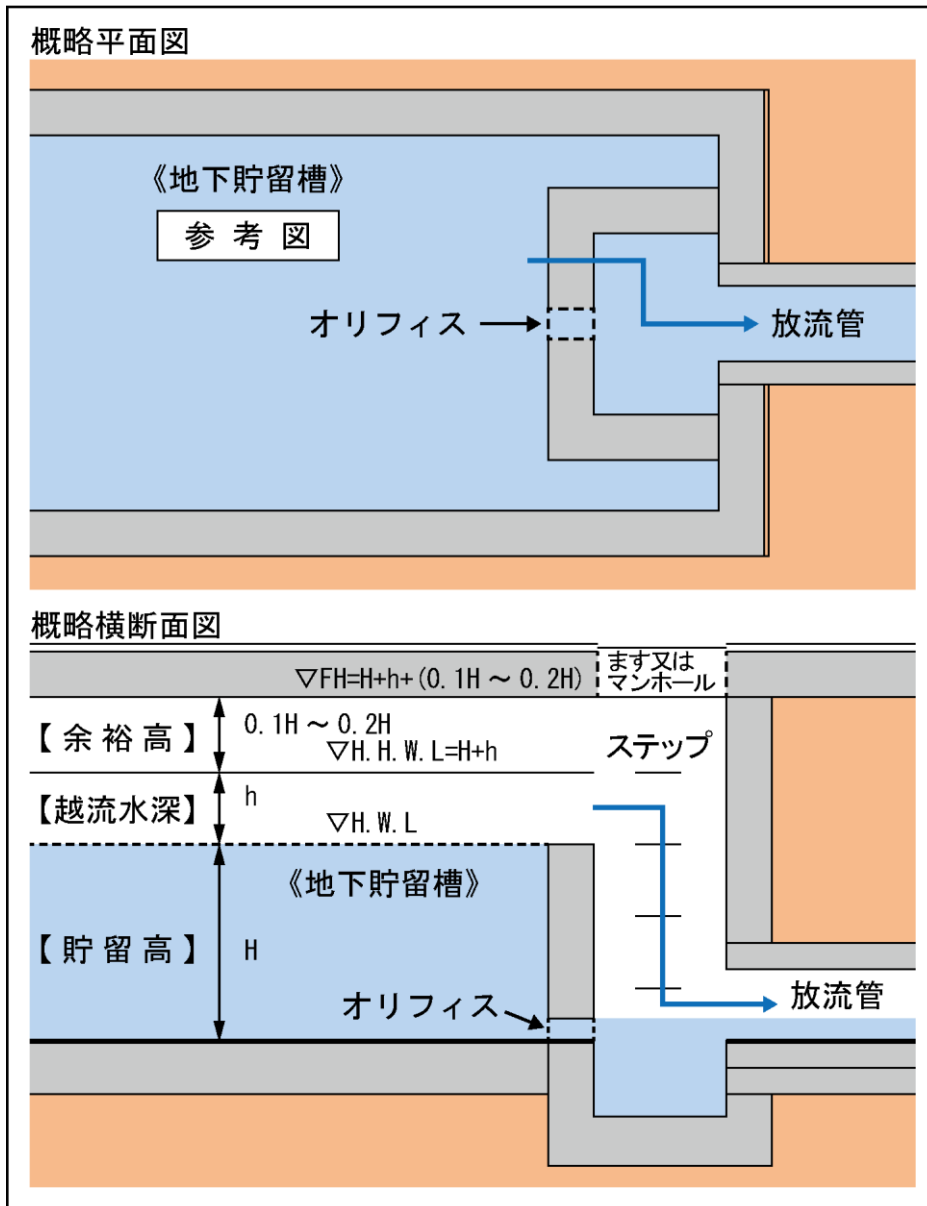
設計に用いる堆積年数については、調節池の維持管理や利用方法により地表が安定するまでの期間を設定する。

地表が安定するまでの期間とは地形、地被状態等からみて必要な期間とし、人家、農地、農業用施設及び公共的施設並びにその周辺地域にあつては、5年以上、その他の地域にあつては3年以上としてよい。

(6) 貯留施設の余裕高

地下貯留施設の余裕高は、貯留高の1割から2割程度とします。

なお、余裕高には越流水深は含みません。



《参考》地下貯留施設の余裕高の概念図

(7) 直接放流区域の取り扱い

開発区域からの流出水は、全て防災調節池を通過させることを原則としますが、やむを得ず直接河川等に放流する区域（直接放流区域[※]）がある場合は、その区域について本来調節すべき流量分をあらかじめ許容放流量から先取りするものとします。

※直接放流区域：開発行為を行う区域のうち、造成するにもかかわらず流出水が防災調節池には流入しない区域のこと。

(8) 調節池の構造

- ① 調節池の周壁は、計画高水位までは練積（張）ブロック、練積石、コンクリート擁壁等により、その他の部分は空積（張）ブロック、空石積、芝張り等により保護すること。
- ② 原則、調節池の周囲には、転落防止のため、フェンス等を設置すること。

(9) 調節池の多目的利用

多目的利用に当たっては、原則として「宅地開発に伴い設置される洪水調節（整）池の多目的利用指針（案）」によるものとする。

(10) 維持管理

調節（整）池は、下流域の安全を担うもので公共的性格の強い施設であるから、その管理については、一般に地方公共団体によって行われるのが望ましい。やむを得ない事情で開発事業者管理となる場合は、その管理体制及び内容について、開発事業者は河川管理者等と協定書を締結するなどして万全の管理体制を確保しておくことが必要である。

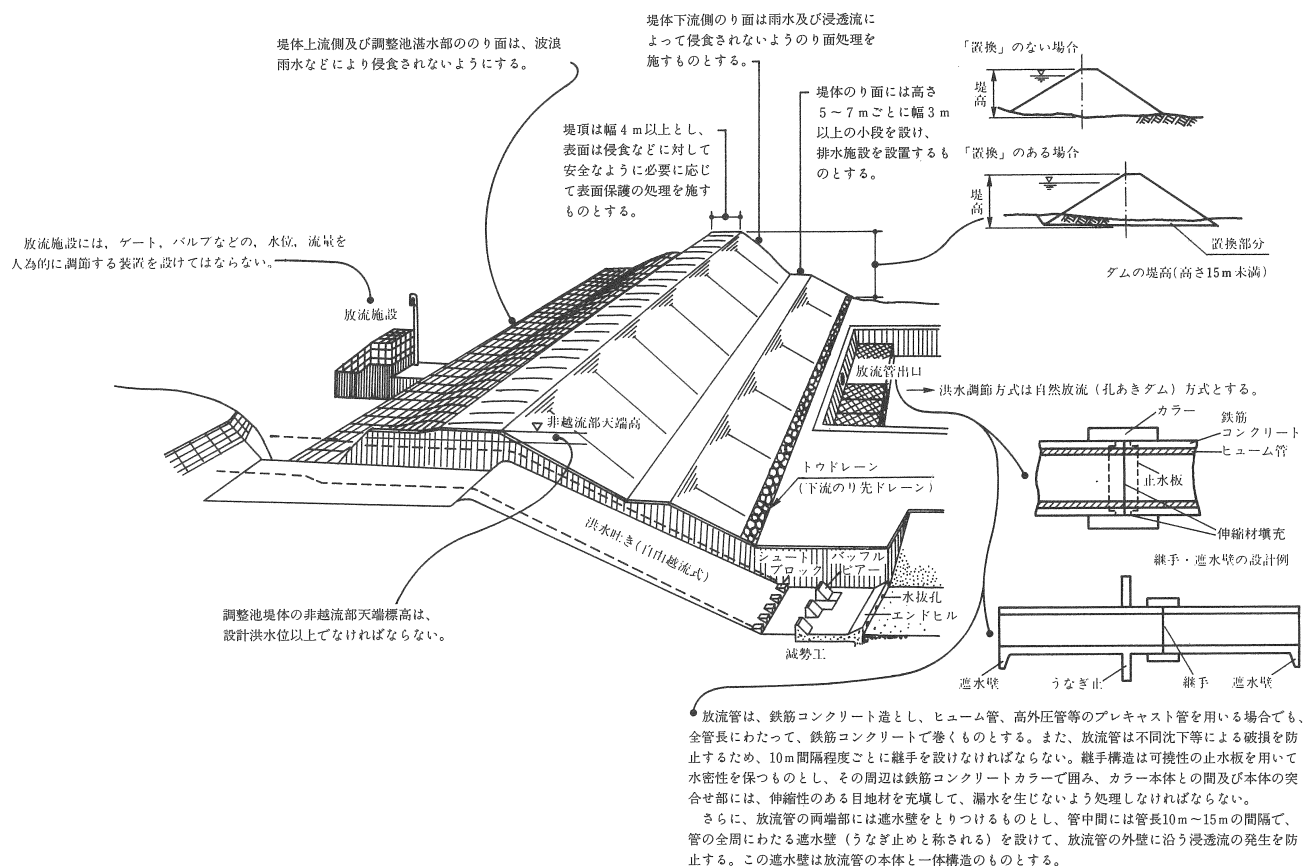


図 7.2.1 調節（整）池堤体の概念図

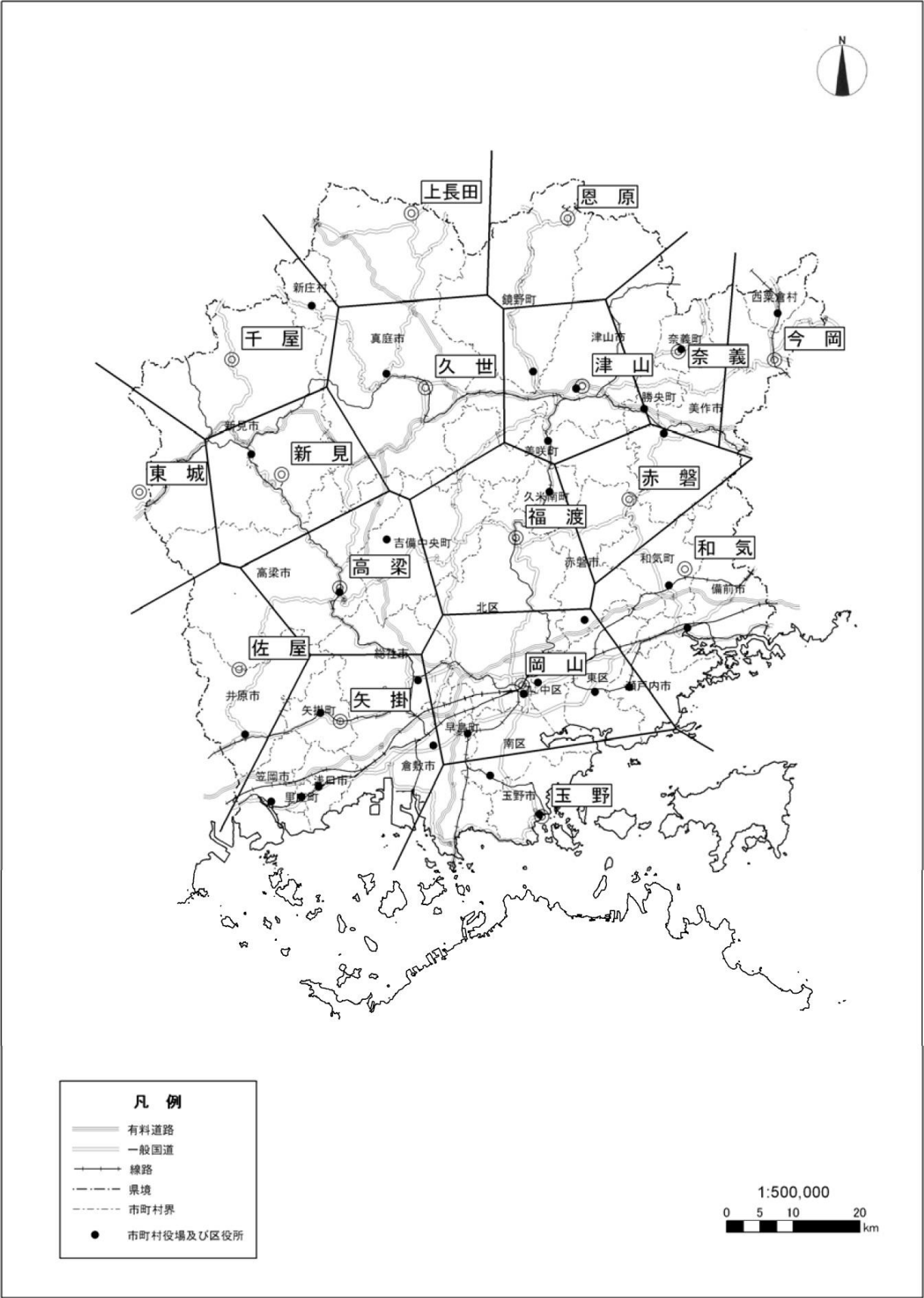


図 7.2.2 観測所位置及びティーセン分割図

表 7.2.2 確率別降雨継続時間～降雨強度曲線式係数（n, a, b）一覧表

確率	千屋			新見			東城			高梁			佐屋			矢掛		
	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b
1/200 年	0.6916	90.1509	0.3263	1.3420	410.3949	4.4273	0.6341	82.1010	-0.0179	0.7342	80.6292	0.1736	0.8000	112.6677	0.6666	0.9070	112.8293	0.8721
1/150 年	0.6906	87.0308	0.3233	1.2581	336.4507	3.6500	0.6479	82.9263	0.0386	0.7350	78.3781	0.1821	0.7880	106.3196	0.6280	0.9042	108.9608	0.8732
1/100 年	0.6942	83.8134	0.3397	1.1400	252.4985	2.7202	0.6719	84.8870	0.1384	0.7421	76.1900	0.2112	0.7860	101.2313	0.6352	0.9000	103.5607	0.8773
1/70 年	0.6919	79.9128	0.3373	1.0365	194.5374	2.0370	0.7000	87.8041	0.2546	0.7430	73.3626	0.2247	0.7782	95.3323	0.6156	0.9000	99.4380	0.8925
1/50 年	0.6922	76.6038	0.3404	0.9478	153.3764	1.5317	0.7146	87.8395	0.3334	0.7500	71.6119	0.2541	0.7724	90.2979	0.6066	0.8926	94.3527	0.8848
1/30 年	0.6937	71.7747	0.3506	0.8218	106.9215	0.9300	0.7463	89.2806	0.4947	0.7586	68.5188	0.2977	0.7625	82.5968	0.5882	0.8885	87.8289	0.8948
1/20 年	0.6911	67.2440	0.3466	0.7309	80.4824	0.5669	0.7763	91.0427	0.6582	0.7677	66.2963	0.3447	0.7489	75.7227	0.5580	0.8832	82.5529	0.9087
1/10 年	0.6930	60.4520	0.3637	0.6000	50.4845	0.1315	0.8208	90.9961	0.9325	0.7872	62.5407	0.4443	0.7204	63.6963	0.4881	0.8716	73.0111	0.9191
1/5 年	0.7000	53.9770	0.4018	0.5000	32.5719	-0.1407	0.8600	87.4064	1.2133	0.8173	59.6122	0.6112	0.6932	52.7362	0.4369	0.8618	64.1244	0.9708
1/2 年	0.7028	42.9251	0.4450	0.4800	23.1048	-0.1894	0.8926	72.8603	1.5022	0.8846	56.2090	1.0366	0.6138	34.9041	0.2739	0.8479	51.5497	1.1275
確率計算法	グンベル分布			一般化極値分布			一般化極値分布			グンベル分布			グンベル分布			グンベル分布		

確率	上長田			久世			福渡			岡山			恩原			津山		
	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b
1/200 年	1.1364	741.5425	8.5727	1.2634	367.9545	4.3186	0.8280	163.4302	1.1730	0.7466	94.2388	0.4020	0.8603	231.2108	2.3435	1.3000	512.1871	4.5262
1/150 年	1.0742	579.8013	6.7863	1.1811	298.1709	3.4510	0.8422	160.2240	1.2357	0.7511	92.0916	0.4208	0.8520	218.2261	2.2594	1.2262	416.5850	3.7285
1/100 年	1.0024	423.8987	5.0323	1.0800	227.0257	2.5641	0.8542	152.5537	1.2798	0.7509	87.6636	0.4274	0.8412	200.6923	2.1428	1.1273	312.6566	2.8168
1/70 年	0.9543	333.3750	4.0146	0.9925	177.7649	1.9189	0.8645	145.6205	1.3158	0.7511	83.7825	0.4318	0.8305	185.7589	2.0421	1.0456	244.2002	2.1871
1/50 年	0.9165	269.8691	3.2844	0.9177	142.4114	1.4468	0.8739	138.8304	1.3468	0.7572	81.2116	0.4576	0.8169	170.6499	1.9189	0.9767	195.6853	1.7281
1/30 年	0.8628	197.5793	2.4185	0.8205	104.2340	0.9300	0.8861	127.8645	1.3799	0.7631	76.5778	0.4894	0.7926	147.5551	1.7041	0.8820	141.2587	1.1855
1/20 年	0.8326	158.7617	1.9617	0.7435	80.3579	0.5848	0.8890	117.5000	1.3683	0.7650	72.2949	0.5057	0.7735	130.8470	1.5471	0.8157	110.2655	0.8615
1/10 年	0.7903	111.5241	1.4029	0.6540	55.6395	0.2418	0.8924	100.1175	1.3447	0.7780	66.3020	0.5781	0.7385	103.8236	1.2630	0.7108	72.1958	0.4315
1/5 年	0.7530	78.3232	0.9973	0.5827	39.1527	0.0115	0.8713	79.0358	1.1895	0.7861	58.7948	0.6417	0.6937	77.7399	0.9393	0.6305	48.7815	0.1634
1/2 年	0.6878	45.2800	0.5768	0.5736	28.9408	-0.0226	0.8005	49.1212	0.8260	0.8221	49.4572	0.8724	0.6077	44.0992	0.4047	0.5715	30.8013	0.0061
確率計算法	一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			グンベル分布			グンベル分布			一般化極値分布		

確率	奈義			今岡			赤磐			和気			玉野		
	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b	n	a	b
1/200 年	0.4840	55.6878	-0.2978	1.0800	241.7327	2.3657	0.0886	7.6967	-0.8915	0.5039	101.7072	0.1841	0.9953	198.4944	2.8571
1/150 年	0.4919	55.1350	-0.2793	1.0575	225.2092	2.2034	0.1316	11.3904	-0.8338	0.5000	92.0381	0.1281	0.9638	178.1691	2.5605
1/100 年	0.5022	54.0996	-0.2538	1.0173	199.6589	1.9288	0.1877	16.1027	-0.7525	0.4947	79.8551	0.0536	0.9175	151.3926	2.1533
1/70 年	0.5139	53.4865	-0.2249	0.9864	180.7147	1.7359	0.2381	20.2343	-0.6737	0.5000	72.6531	0.0265	0.8762	130.5972	1.8275
1/50 年	0.5237	52.5473	-0.2002	0.9560	163.3434	1.5509	0.2891	24.3480	-0.5886	0.5009	65.5418	-0.0113	0.8406	114.1254	1.5720
1/30 年	0.5450	51.9242	-0.1432	0.9079	138.5934	1.2827	0.3595	29.5425	-0.4603	0.5167	58.5531	-0.0175	0.7927	93.3581	1.2467
1/20 年	0.5633	51.2747	-0.0941	0.8752	122.2059	1.1141	0.4200	33.8324	-0.3395	0.5292	53.3225	-0.0233	0.7588	79.8500	1.0400
1/10 年	0.6000	50.2102	0.0125	0.8194	96.7441	0.8463	0.5200	39.8108	-0.1154	0.5634	46.8670	0.0101	0.7042	60.4625	0.7313
1/5 年	0.6545	50.2344	0.1903	0.7648	74.2922	0.6081	0.6200	44.0427	0.1439	0.6016	41.0721	0.0641	0.6703	46.8596	0.5510
1/2 年	0.7862	52.9939	0.6981	0.7000	48.2038	0.3545	0.7516	44.5808	0.5588	0.6891	36.0875	0.2843	0.6855	35.7028	0.5796
確率計算法	グンベル分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布			一般化極値分布		

一般式(君島形)

$$r = \frac{a}{T^b + b}$$
r: 降雨強度(mm/hr)
T: 継続時間(hr)
注) T: 時間単位
洪水到達時間が1時間未満の場合は、適用に注意すること。

8 工事施工中の防災措置に関する技術的基準

マニュアルXⅢ・1 工事施工中の防災措置の基本的な考え方

開発事業等においては、一般に、広範囲にわたって地形、植生状況等を改変するので、工事施工中の崖崩れ、土砂の流出等による災害を防止することが重要である。したがって、気象、地質、土質、周辺環境等を考慮して、適切な防災工法の選択、施工時期の選定、工程に関する配慮等、必要な防災措置を工事に先行して講ずるとともに、防災体制の確立等の総合的な対策により、工事施工中の災害の発生を未然に防止することが大切である。

マニュアルXⅢ・2 工事施工中の仮の防災調整池等

工事施工中においては、急激な出水、濁水及び土砂の流出が生じないように、周辺の土地利用状況、造成規模、施工時期等を勘案し、必要な箇所については、濁水等を一時的に滞留させ、あわせて土砂を沈澱させる機能等を有する施設を設置することが大切である。

マニュアルXⅢ・3 簡易な土砂流出防止工（流土止め工）

周辺状況、工事現場状況等により、開発事業等実施地区外へ土砂を流出させないようにするため、仮の防災調整池等によらず、ふとんかご等の簡易な土砂流出防止工（流土止め工）を用いる場合には、地形、地質状況等を十分に検討した上で、その配置及び形状を決定することが大切である。

マニュアルXⅢ・4 仮排水工

工事施工中の排水については、開発事業等実施地区外への無秩序な流出をできるだけ防ぐとともに、当該地区内への流入及び直接降雨については、のり面の流下を避け、かつ、地下浸透が少ないように、速やかに仮の防災調整池等へ導くことが大切である。

マニュアルXⅢ・5 のり面からの土砂流出等の防止対策

人家、鉄道、道路等に隣接する重要な箇所には、工事施工中、のり面からの土砂の流出等による災害を防止するために柵工等の対策施設を設けることが大切である。

マニュアルXⅢ・6 表土等を仮置きする場合の措置

工事施工中に、表土等の掘削土を開発事業等実施地区内に仮置きするような場合には、降雨によりこれらの仮置き土が流出したり、濁水の原因となったりしないように適切な措置を講ずることが大切である。

マニュアルXⅢ・7 工事に伴う騒音・振動等の対策

工事現場周辺の生活環境に影響を及ぼし、住民への身体的・精神的影響が大きいと考えられる次の各事項については、適用法令を遵守するとともに、十分にその対策を講ずる必要がある。

- 1) 騒音
- 2) 振動
- 3) 水質汚濁、塵埃及び交通問題

【解説】

工事中の防災措置については、個々の開発事業等により、その必要となる措置や程度が異なります。

あらかじめ災害を防止する観点から防災計画を検討し、開発事業等実施地区及び周辺に災害を及ぼすことのないよう適切な防災措置を工事に先行して講じることが重要です。

個々の開発事業等の位置、地盤・地形特性、施工内容・規模、施工時期・期間、周辺の状況等を勘案し、必要に応じて工事施工中の防災措置を示した防災計画平面図を作成してください。

工事施行中の防災措置の例

- ・ 工事施工中の仮の防災調整池
- ・ 土砂流出防止工（流土止め工）
- ・ 仮排水工
- ・ のり面保護工
- ・ 表土等を仮置きする場合の措置
- ・ 工事に伴う騒音・振動等の対策 等

9 工事施工に関する留意事項

【解説】

工事施行者が工事施工時に特に留意すべき事項は以下のとおりです。

契約書や設計図書等に特段の明示等がされていない場合でも、本項や「盛土等防災マニュアル」に留意し、適正に施工する必要があります。

9.1 手続きに関する留意事項

(1) 工事の着手

許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、宅地造成等に関する工事の着手届出書をあらかじめ届ける必要があります。

（「第一編 2.1.11 工事の着手」参照）

(2) 変更の許可、軽微な変更の届出、工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正

許可を受けた工事の計画を変更しようとする場合には、変更の許可、軽微な変更の届出、工事の計画の変更に当たらない申請書類のいずれかの手続きが必要になります。計画変更がいずれの手続きに該当するかは、各許可権者に確認してください。

（「第一編 2.1.12 変更の許可、軽微な変更の届出」、「第一編 2.1.13 工事の計画の変更に当たらない申請書類の修正」参照）

(3) 中間検査

特定工程を含む工事については、中間検査を受検する必要があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。みなし許可の工事も中間検査の対象になります。

【特定工程】

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（暗渠排水工）

【特定工程後の工程】

排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

（「第一編 2.1.14 中間検査」 P2-90 「第二編 6.2.3 地下排水工の配置」参照）

(4) 定期の報告

定期の報告を要する規模の工事は、許可日から3か月以内（初回報告以降は前回の定期報告日から3か月以内）に定期の報告が必要です。

（「第一編 2.1.15 定期の報告」参照）

(5) 工事施行状況の報告

工事に高さ3mを超える擁壁が含まれる場合は、下記工程に達する7日前までに報告が必要です。

- ・ 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき。
- ・ 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。
- ・ 擁壁等の高さが、計画高の2分の1の工程に達したとき。

また、土石の堆積に係る工事において、下記の工程に至ったときは速やかに報告が必要です。

- ・ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等（構台等）の設置）が完了したとき。
- ・ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき。

（「第一編 2.1.16 工事施工状況の報告」参照）

(6) 完了検査等

土地の形質変更に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に対する工事を完了したときは確認を受ける必要があります（「第一編 2.1.17 完了検査等」参照）。

完了検査申請書には、工事写真及び竣功写真を添付する必要があります（「第三編 3.19 許可を受けた工事における工事写真」参照）。

また、工事の出来形管理や品質管理（コンクリート強度、基礎杭の支持力、盛土の締固め度、基礎地盤の地耐力、盛土材料の土質試験、グラウンドアンカー工のアンカー試験等）など、施工管理に関する資料を求める場合があるため、関係資料を整備しておく必要があります。

9.2 盛土の施工上の留意事項

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

令第7条

- 一 盛土をする場合においては、盛土をした後の地盤に雨水その他の地表水又は地下水（以下「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないよう、次に掲げる措置を講ずること。
- イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。
- 二 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置を講ずること。

マニュアルV・6 盛土の施工上の留意事項

盛土の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

1) 原地盤の処理

盛土の基礎となる原地盤の状態は、現場によって様々であるので、現地踏査、土質調査等によって原地盤の適切な把握を行うことが必要である。

調査の結果、軟弱地盤として対策工が必要な場合は、「X軟弱地盤対策」により適切に処理するものとする。山地・森林における複雑性・脆弱性が懸念される地盤の場合には、脆弱な地盤を排除する等、適切に基礎面を処理するものとする。また、溪流等の湧水や地下水が懸念される地盤の場合には、「V・5溪流等における盛土の基本的な考え方」により適切に処理するものとする。普通地盤の場合には盛土完成後の有害な沈下を防ぎ、盛土と基礎地盤のなじみをよくしたり、初期の盛土作業を円滑にしたりするために次のような原地盤の処理を行うものとする。

- ①伐開除根を行う。
- ②暗渠排水工及び基盤排水層を単独又はあわせて設置し排水を図る。
- ③極端な凹凸及び段差はできるだけ平坦にかき均す。

なお、既設の盛土に新しく腹付けして盛土を行う場合にも同様な配慮が必要であるほか、既設の盛土の安定に関しても十分な注意を払うことが必要である。

2) 傾斜地盤上の盛土

盛土基礎地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が15度（約1:4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように、原則として段切りを行うことが必要である。

また、谷地形等で地下水位が高くなる箇所における傾斜地盤上の盛土では、勾配にかかわらず段切りを行うことが望ましい。

3) 盛土材料

盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認する必要がある。また、切土からの流用土又は付近の土取場からの採取土を使用する場合には、これらの現地発生材の性質を十分把握するとともに、次のような点を踏まえて適切な対策を行い、品質の良い盛土を築造する。

- ①岩塊、玉石等を多量に含む材料は、盛土下部に用いる等、使用する場所に注意する。
- ②頁岩、泥岩等のスレーキングしやすい材料は用いないことを原則とするが、やむを得ず使用する場合は、その影響及び対策を十分検討する。

- ③吸水性、圧縮性が高い腐植土等の材料を含まないようにする。
- ④高含水比粘性土については、5) に述べる含水量調節及び安定処理により入念に施工する。
- ⑤比較的細砂で粒径のそろった砂は、地下水が存在する場合に液状化するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければならない。

4) 敷均し

盛土の施工に当たっては、1回の敷均し厚さ（まき出し厚さ）をおおむね0.30メートル以下に設定し、均等かつ所定の厚さ以内に敷均す。

5) 含水量調節及び安定処理

盛土の締固めは、盛土材料の最適含水比付近で施工することが望ましいので、実際の含水比がこれと著しく異なる場合には、バツ気又は散水を行って、その含水量を調節する。

また、盛土材料の品質によっては、盛土の締固めに先立ち、化学的な安定処理等を行う。

6) 締固め

盛土の締固めに当たっては、所定の品質の盛土を仕上げるため、盛土材料、工法等に応じた適切な締固めを行う。

特に盛土と切土の接合部は、地盤支持力が不連続になったり、盛土部に湧水、浸透水等が集まり盛土が軟化して完成後仕上げ面に段違いを生じたり、地震時には滑り面になったりするおそれもあることから、十分な締固めを行う必要がある。

7) 防災小堤

盛土施工中の造成面ののり肩には、造成面からのり面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて、防災小堤を設置する。

【解説】

(1) 原地盤の処理

盛土の施工に先立ち、以下を目的に原地盤の処理を行う必要があります。

- ・ 盛土と原地盤のなじみを良くするため
- ・ 初期の盛土作業の円滑化のため
- ・ 地盤の安定を図り支持力を増加させるため
- ・ 草木等の有害物の腐植による沈下等を防止するため

① 伐開除根及び除草

- ・ 盛土の施工に先立って、樹木の伐開を行うとともに、盛土条件並びに樹径、草丈等の状況によっては、樹木の除根及び除草も行うこと。

② 表土処理

- ・ 原地盤の表土が腐植土、軟弱な粘性土、風化した堆積軟岩層などで盛土の施工に悪影響を及ぼすことが懸念される場合には、予め必要な深さまで切り又ははぎ取り、良質な盛土材料で置き換えること。

③ 極端な凹凸や段差がある場合

- ・ 盛土の原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、盛土に先がけて平坦にかき均すこと。

(2) 傾斜地盤上の盛土

① 表層処理

- ・ 基礎地盤が傾斜し、表層部に緩く堆積した崖すい堆積物や高含水比の軟弱層が堆積している場合には、滑りを助長するおそれがあるため、これを掘削除去すること。

② 段切り

- ・ 盛土原地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配が盛土原地盤の表土は十分に除去するとともに、勾配15°（約1：4.0）程度以上の傾斜地盤上に盛土を行う場合には、盛土の滑動及び沈下が生じないように段切りを行うこと。
- ・ 段切りの寸法は、原則、高さ50cm、幅1m程度以上とすること。
- ・ 段切り面には、法尻方向に3～5%程度の排水勾配を付すこと。

③ 既設盛土上の段切り

- ・ 既設盛土上に段切りを行う場合は、大きくすると既設盛土に悪影響を及ぼすことがあるため注意すること。
- ・ 腹付けした盛土の圧密沈下を極力小さくするため、腹付け盛土材料は既設盛土と同質又はそれ以上のものを用いて十分締固めること。

(3) 盛土材料

盛土材はその特性を十分把握した上で計画を行い、また、盛土材料の搬入に当たっては、土質、含水比等の盛土材料の性質が計画と逸脱していないこと等、盛土材料として適切か確認の上、利用するものとし、不適切な材料は、改良その他の適切な処理を施さなければなりません。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制に照らして盛土材料としての使用が適当ではない物質を含まないようにしなければなりません。

工事施行において、設計時に設定した土質と相違が確認された場合は、必要に応じ土質試験を行うなどし、現場の土質に応じて適切に設計内容の再検討を行うこと。

(4) 敷き均し・締固め

盛土はおおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、その層の土を盛るごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこととされています。

各層毎に施工状況や出来形の写真撮影を行い、完了検査（完了確認、完了届）申請（提出）時に、工事施工状況の写真等として提出する必要があります。

盛土の締固め度の管理値は、国土交通省が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」に準じ、全ての管理単位について締固め度90%以上とすることが標準とされています。

(5) 防災小堤

盛土施工中の造成面ののり肩には、造成面からのり面への地表水の流下を防止するため、必要に応じて防災小堤を設置してください。

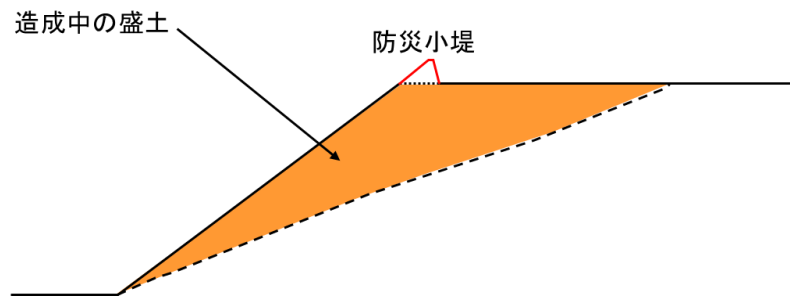


図 9.2.1 防災小堤

9.3 切土の施工上の留意事項

マニュアルⅥ・4 切土の施工上の留意事項

切土の施工に当たっては、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いので、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じてのり面勾配を変更する等、適切な対応を図るものとする。

なお、次のような場合には、施工中に滑り等が生じないように留意することが大切である。

- 1) 岩盤の上を風化土が覆っている場合
- 2) 小断層、急速に風化の進む岩及び浮石がある場合
- 3) 土質が層状に変化している場合
- 4) 湧水が多い場合
- 5) 表面はく離が生じやすい土質の場合
- 6) 積雪・寒冷地域の場合

【解説】

切土の対象となる地山は種々の土質から構成されており、事前の調査のみでは地山の状況を十分に把握できないことが多いため、施工中における土質及び地下水の状況の変化には特に注意を払い、必要に応じて法面勾配を変更する等、適切な対応を図ること。

9.4 擁壁の施工上の留意事項

(1)鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

マニュアルⅧ・3・2・4 鉄筋コンクリート造等擁壁の施工上の留意事項

鉄筋コンクリート造等擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 地盤（地耐力等）
土質試験等により基礎地盤が設計条件を満足することを確認する。
- 2) 鉄筋の継手及び定着
主筋の継手部の重ね長さ及び末端部の定着処理を適切に行う。
- 3) 伸縮継目及び隅角部の補強
伸縮継目は適正な位置に設け、隅角部は確実に補強する。
- 4) コンクリート打設、打継ぎ、養生等
コンクリートは、密実かつ均質で十分な強度を有するよう、打設、打継ぎ、養生等を適切に行う。
- 5) 擁壁背面の埋め戻し
擁壁背面の裏込め土の埋め戻しは、所定のコンクリート強度が確認されてから行う。また、沈下等が生じないように十分に締固める。
- 6) 排水
擁壁背面の排水をよくするため、透水層、水抜き穴等を適切な位置に設ける。
- 7) その他
崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

【解説】

①地盤（地耐力等）

令第9条第3項第2号において、建築基準法施行令第93条及び第94条に基づいて地盤の種類に応じた数値による設計ができることとなっています。

施工にあたっては、原地盤の種類を十分に確認するとともに必要に応じ土質試験等を行い、原地盤が設計条件を満足するか否かを確認すること。

設計条件と相違する場合は設計内容を再検討すること。

②主筋の継手

主筋の継手は、構造部における引張力の最も小さい部分に設け、継手の重ね長さは、溶接する場合を除き、主筋の径（径の異なる主筋を継ぐ場合においては、細い主筋の径）の25倍以上とすること。

ただし、主筋の継手を引張力の最も小さい部分に設けることのできない場合においては、その重ね長さを主筋の径の40倍以上とすること。

なお、基礎フーチングと鉛直壁との境目に鉄筋の継手が生じないように注意する。また、主筋の継手は、同一断面に集めないよう千鳥配置にすること。

③土質の確認

工事施行において、設計時に設定した土質と相違が確認された場合は、必要に応じ土質試験を行うなどし、現場の土質に応じて適切に設計内容の再検討を行うこと。特に、設計時に土質試験を行わず、土質に応じた値を用いて設計している場合は注意すること。

(2)練積み造擁壁の施工上の留意事項

マニュアルⅧ・3・3・2 練積み造擁壁の施工上の留意事項

練積み造擁壁の施工に当たっては、次の各事項に留意することが大切である。

- 1) 丁張り
擁壁の勾配及び裏込めコンクリート厚等を正確に確保するため、表丁張り及び裏丁張りを設置する。
- 2) 裏込めコンクリート及び透水層
裏込めコンクリート及び透水層の厚さが不足しないよう、組積み各段の厚さを明示した施工図を作成する。
- 3) 抜型枠
裏込めコンクリートが透水層内に流入してその機能を損なわないよう、抜型枠を使用する。
- 4) 組積み
組積材（間知石等の石材）は、組積み前に十分水洗いをする。また、擁壁の一体性を確保するため、芋目地ができないよう組積みをする。
- 5) 施工積高
1日の工程は、積み過ぎにより擁壁が前面にせり出さない程度にとどめる。
- 6) 水抜き穴の保護
コンクリートで水抜き穴を閉塞しないよう注意し、また、透水管の長さは、透水層に深く入り過ぎないようにする。
- 7) コンクリート打設
胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートの打設に当たっては、コンクリートと組積材とが一体化するよう十分締固める
- 8) 擁壁背面の埋め戻し
擁壁背面の埋め戻し土は胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートが安定してから施工するものとし、十分に締固めを行い、常に組積みと並行して施工する。
- 9) 養生
胴込めコンクリート及び裏込めコンクリートは、打設後直ちに養生シート等で覆い、十分養生する。
- 10) その他
崖又は他の擁壁の上部に近接して設置される擁壁については、下部の崖又は擁壁に影響を与えないよう十分注意する。

【解説】

擁壁の設置に当たっては、工事中に思わぬ降雨災害を被ることのないよう、長雨、集中豪雨等の降雨条件を十分調べ、施工するよう心がけなければなりません。

また、擁壁の後背地を含めた降雨水の影響等の検討を行い基礎地盤及び背面地盤の排水処理、コンクリートの打設、埋戻し土の品質、裏込め材の粒度・厚さ、水抜き穴の通水状態の確認等、現地状況に応じて必要な措置を取ることが大切です。

9.5 工事施工中の防災措置に関する留意事項

【解説】

あらかじめ災害を防止する観点から防災計画を検討し、開発事業等実施地区及び周辺に災害を及ぼすことのないよう適切な防災措置を工事に先行して講じることが重要です。規模が小さい開発行為などで、設計図書としての防災計画平面図が作成されていない場合でも、「盛土等防災マニュアルの解説」等を参考に、個々の開発事業等に応じて適切な措置を講じる必要があります。

(P2-112「第二編 8 工事施工中の防災措置に関する技術的基準」参照)

9.6 施工管理上の留意事項

マニュアルXV・1・2 施工管理上の留意事項

開発事業等実施地区における災害を防止するために必要な施工管理は、気象、地形、地質等の自然条件、開発事業等実施地区の規模、資金計画等を考慮した上で、施工時期及び工程の調整、防災体制の確立等をあわせた総合的な対策を立て適切に行うことが大切である。

施工管理における主な留意事項は次のとおりである。

- 1) 常に工事の進捗状況を把握し、計画と対比しながら必要な対策をとること
- 2) 各工種間の相互調整を図り、不良箇所が発生したり、手戻りとなったりしないよう注意すること
- 3) 定期的及び必要に応じて測定、試験等を行い、災害防止のため必要な措置を確実かつ効率的に行うこと
- 4) 降雨予測等の気象情報に注意するとともに、自然現象の変化に適切に対応して、可能な限り事前に災害防止対策を施すよう努めること
- 5) 工事の経過、計画変更、対策の内容等について図面・写真等の関係図書を整備し、工事の内容を明らかにしておくこと
- 6) 工事の進捗に応じ、適切に検査及び定期報告を実施する必要があるため、検査時期及び工程の調整を綿密に行うこと
- 7) その他、開発事業等実施地区周辺への配慮も行うこと

【解説】

施工管理に関して、出来形管理や品質管理（コンクリート強度、基礎杭の支持力、盛土の締固め度、基礎地盤の地耐力、盛土材料の土質試験、グラウンドアンカー工のアンカー試験等）などの資料を整備するほか、工事の進捗に応じた施工管理（工程管理・品質管理・出来高管理等）や現場管理（安全管理・環境保全等）の状況などを写真に記録しておく必要があります（「第三編 3.19 許可を受けた工事における工事写真」参照）。

工事の施工に当たっては、常に計画時の設計条件と実際の工事での現地条件との整合性に注意を払い、不整合が生じたような場合には、速やかに計画変更等の対策を講じる必要があります。

施行中において、定期的及び必要に応じて、詳細調査・測定・試験等を実施しながら、その結果に基づき、防災上必要な措置を適切に講じていく体制をとることが重要です。特に、盛土内の地下水位については不確実性が高いので、地下水等の流入が想定される盛土等においては、地下水観測を実施することが望ましい。

盛土工事の施工に当たっては、適切な施工管理が実施されない場合、施工後の品質・安全性を大きく左右することになるため、次の事項に留意する必要がある。

- ・ 基礎地盤の処理が適切になされていること
- ・ 排水施設の配置と規格が、計画内容と現地条件を照査して適切に施工されていること
- ・ 施工計画に準じた盛土材料が使用されていること
- ・ 所定の締固め度が確保されていること

表 9.6.1 工事の管理

種目	項目	管理内容
施工管理	工程管理	計画と実施工程の対比検討
	品質管理	設計と施工品質の対比検討
	出来形管理	設計と実施形状寸法の対比検討
	原価管理	契約(精算)額と工事経費の対比検討
現場管理	機械管理	機械の稼働、機能維持などの管理
	安全管理	工事の安全確保のための施策と管理
	環境保全	工事の騒音、振動などの予防及び対策
	その他	労務・資材などの管理

9.7 建設発生土の搬出先の明確化等

マニュアルXIV・3 建設発生土の搬出先の明確化

建設発生土の取扱いについては、不法な盛土等の発生及び建設発生土の不適正な利用等を防止する観点から、搬出先の適正確保と資源としての有効活用を一体的に図っていくことが建設発生土の不適正処理の防止に効果的である。

公共工事においては、工事の発注段階で建設発生土の搬出先を指定する等の指定利用等の徹底を図ることが重要である。その他、継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者においては、公共工事の発注者と同様に、指定利用等の取組の実施や、それが困難な場合でも元請業者により建設発生土の適正処理が行われることを確認することが重要である。

また、公共及び民間工事において、元請業者は資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づく再生資源利用促進計画制度により、建設発生土を一定規模以上搬出する建設工事について搬出先の明確化を図るものとする。

【解説】

建設工事から発生する土（建設発生土）の搬出先の明確化等については、資源有効利用促進法省令の改正（令和5年3月3日公布）や、これと連携したストックヤード運営事業者登録制度の創設が行われ、元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないよう、最終搬出先まで確認することが義務づけられています。

（詳細は「建設発生土の搬出先計画制度」、「ストックヤード運営事業者登録制度」をWeb検索（国土交通省））

10 土石の堆積に関する技術的基準

10.1 土石を堆積する土地の技術的基準

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

令第19条

- 1 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
 - 二 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
 - 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。
 - イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合当該高さを超える幅の空地
 - ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合当該高さの二倍を超える幅の空地
 - 四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けること。
 - 五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

(柵その他これに類するものの設置)

則第33条

令第19条第1第四号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）に規定する柵その他これに類するものは、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けるものとする。

マニュアルXVI・2 土石の堆積の基本的な考え方

土石の堆積は、行為の性質上、締固め等の盛土の崩壊防止に資する技術的基準を適用することは適当ではないことを踏まえ、崩壊時に周辺の保全対象に影響を及ぼさないよう空地や措置を設けることを基本とする。

堆積箇所の選定に当たっては、法令等による行為規制、自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、関係する技術基準等を考慮し、周辺への安全性を確保できるよう検討する必要がある。

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配は10分の1以下とする。ただし、堆積した土石の崩壊が生じないよう設計する場合はこの限りではない。また、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置が必要である。土石の堆積形状は、周辺の安全確保を目的とし、次のいずれかによる周辺の安全確保及び柵等の設置が必要である。

- ① 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置
- ② 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置

なお、これらの措置については、鋼矢板等その他の必要な措置に代えることができる。

また、雨水その他の地表水により土石の崩壊が生じないよう、適切な排水措置等が必要である。

【解説】

土石の堆積を行う場合には、以下の技術的基準を満たす必要があります。

(1) 地盤

- ・ 土石を堆積する土地（空地を含む）の勾配は、10分の1以下とすること。
- ・ 原地盤に極端な凹凸や段差がある場合には、堆積に先がけてできるだけ平坦にかき均すこと。
- ・ 地表水等による地盤の緩み等が生じるおそれがある場合は、地盤改良等の必要な措置を講ずること。

※勾配が10分の1超の斜面地を平坦にするために造成を行い、当該造成が形質変更に該当するときは、先に形質変更による工事の許可を取り、その後、土石の堆積に関する工事の許可をとる必要があります。

(2) 空地

土石の堆積を行う区域の周囲に、以下のとおり空地を設けること。

- ・ 堆積する土石の高さが5m以下の場合、当該高さを超える幅の空地。
- ・ 堆積する土石の高さが5m超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地。

(3) 柵等の設置

地区内に人がみだりに立ち入らないよう、柵等（ロープ等も可）を設置すること。

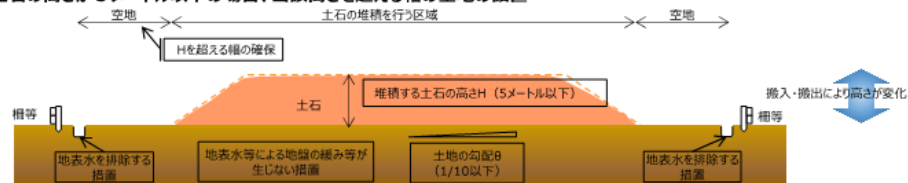
見やすい箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止する旨の表示を掲示すること。

(4) 側溝等の設置

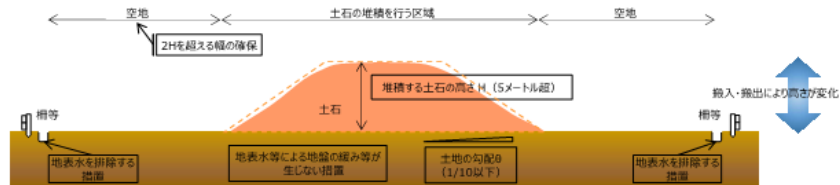
堆積した土石の周囲に、地表水を排除する側溝等の排水施設を設置すること（地表水の流出入を防止できるようであれば素掘りの側溝等の簡素な措置とすることも可能）。地表水処理のために効果的な位置であれば、空地内に設けても支障ありません。

【参考】土石の堆積に係る技術的基準（政令）全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能
「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

図 10.1.1 土石の堆積に係る技術的基準全般の概念図

10.2 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

令第19条

- 1 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
- 2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

（堆積した土石の崩壊を防止するための措置）

則第32条

令第19条第1項第一号（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであつて、勾配が1/10以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置とする。

（土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置）

則第34条

- 1 令第19条第2項（令第30条第2項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置とする。
 - 一 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設（次項において「鋼矢板等」という。）を設置すること
 - 二 次に掲げる全ての措置
 - イ 堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置
 - ロ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置
- 2 前項第一号の鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない。

マニュアルXVI・4・1 定義

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置とは、空地を設けない場合や土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合において、堆積した土石の流出等を防止することを目的とした措置である。

マニュアルXVI・4・2 種類と選定

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する代表的な措置として、次のものが挙げられる。

(1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物を設置する措置その他の堆積した土石の崩壊を防止すること。

措置の選定に当たっては、設置箇所の自然条件、施工条件、周辺の状況等を十分に調査するとともに、堆積する土石の土圧等に十分に耐えうる措置を選定しなければならない。

(2) 空地を設けない場合の措置

①堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板又はこれに類する施設を設置すること。

②堆積した土石の斜面の勾配を土質に応じた安定を保つことができる角度以下とし、堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により、雨水その他の地表水が侵入することを防ぐこと。

マニュアルXVI・4・3 設計・施工方法

堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置の設計・施工に当たっては、土石の最大堆積時に発生する土圧等に対して、堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置に求められる性能に応じた安全性の検討が必要である。

【解説】

(1) 地盤の勾配が10分の1を超える場合の措置

① 鋼板等（構台等）の設置

土石を堆積する土地（空地を含む）の地盤の勾配が10分の1を超える場合は、以下のとおり構台等を適切に設置すること。

- ・ 土石の堆積を行う面を有する構台等の堅固な構造物とすること。
- ・ 土石の堆積を行う面の勾配は、10分の1以下とすること。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に耐えうる構造とすること。
- ・ 詳細な設計方法は「乗入れ構台設計・施工指針（日本建築学会 平成26年11月）」や「道路土工一仮設構造物工指針（日本道路協会 平成11年3月）」を参照するものとします。

※構台等を設置したときは工事施行状況の報告が必要です。

（「第一編 2.1.16 工事施工状況の報告」参照）

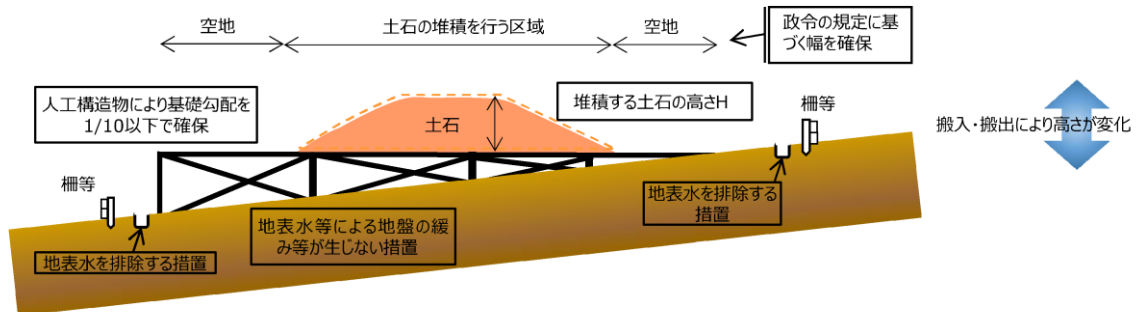


図 10.2.1 鋼板等（構台等）における措置の概念図

(2) 空地を設けない場合の措置

十分な空地の確保が困難な場合、以下①②いずれかの措置が必要です。

① 鋼矢板等の設置

- ・ 堆積高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設を設置すること。
- ・ 想定される最大堆積高さの際に発生する土圧、水圧、自重のほか、必要に応じて重機による積載荷重に対して、損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造とすること。
- ・ 詳細な設計方法は「道路土工一仮設構造物工指針（日本道路協会 平成11年3月）」を参照するものとする。

※鋼矢板等を設置したときは工事施行状況の報告が必要です。

（「第一編 2.1.16 工事施工状況の報告」参照）

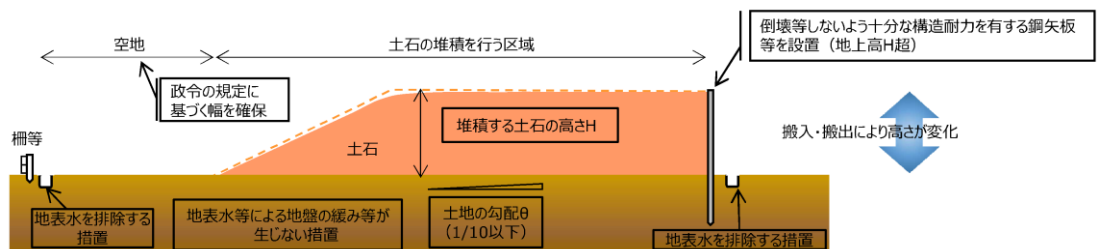


図 10.2.2 鋼矢板等における措置の概念図

②緩勾配での堆積及び防水性のシート等による保護

- ・ 堆積する土石の土質に応じた、緩やかな勾配とすること（一般的な緩勾配のうち、最も緩い勾配（1:2.0）よりも緩い勾配とすることが望ましい）。
- ・ 堆積した土石を防水性のシート等で覆うこと。

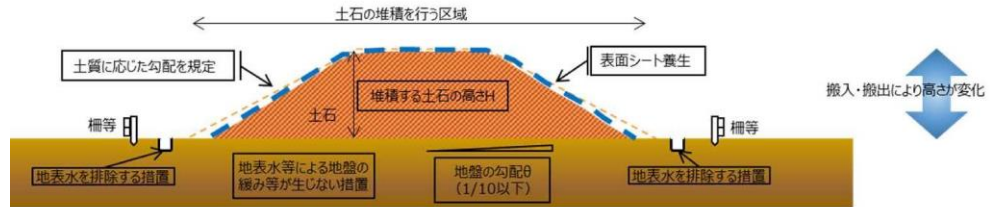


図 10.2.3 緩勾配での堆積及び防水性のシート等による保護における措置の概念図

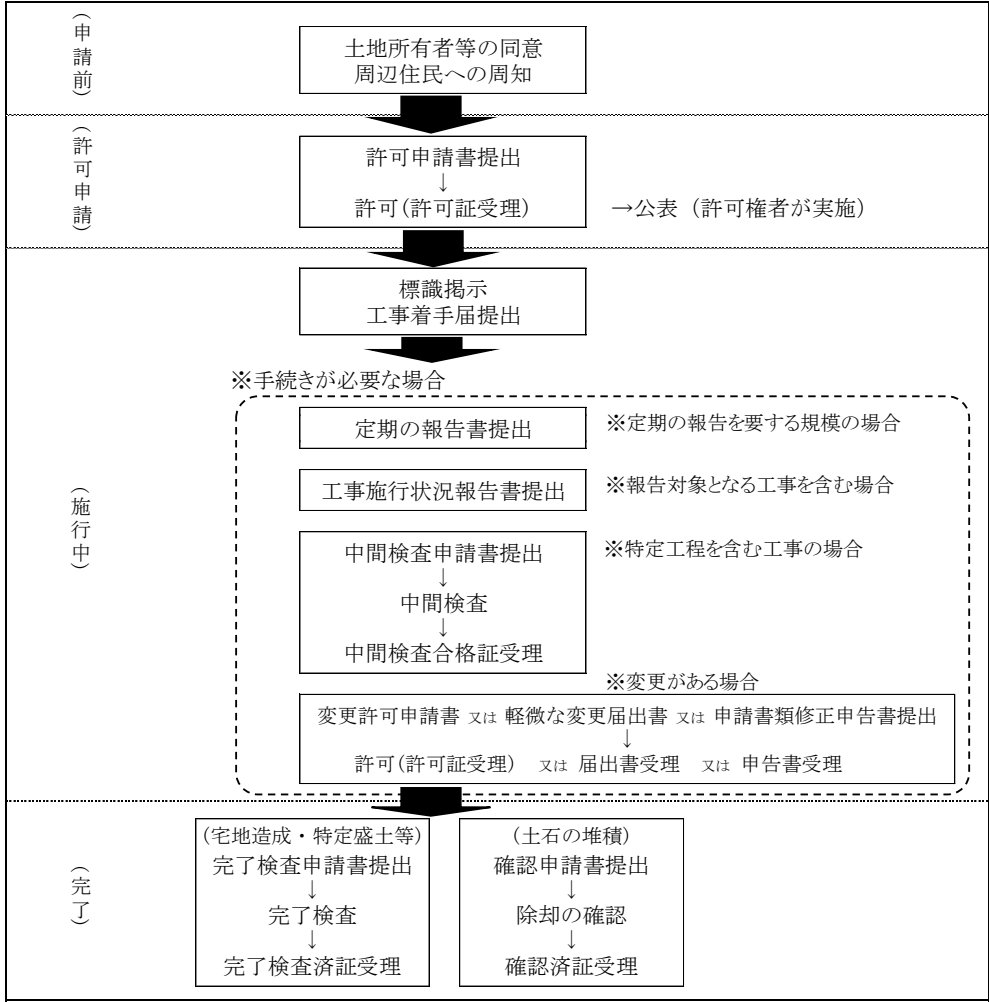
～目次～

第三編 諸手続要領編	1
1 許可申請等から工事完了までの流れ	1
2 設計図凡例	2
3 許可申請・許可規模未満の届出関係図書の作成	3
3.1 申請・届出図書の作成上の注意事項	3
3.2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出	4
3.3 土石の堆積に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出	26
3.4 申請取り下げの届出	34
3.5 工事着手の届出	34
3.6 標識の掲示	34
3.7 変更許可申請（変更協議）	35
3.8 許可規模未満の変更の届出	35
3.9 工事の廃止の届出	35
3.10 軽微な変更の届出	36
3.11 工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正	36
3.12 中間検査申請	36
3.13 定期の報告	37
3.14 一部完了検査	37
3.15 完了検査	38
3.16 完了確認	38
3.17 許可規模未満の完了届	38
3.18 その他の手続き（工事施行状況の報告）	39
3.19 許可を受けた工事における工事写真	40
3.20 許可申請書へ記載する面積の取扱い（届出書についても許可申請書に準じる）	44
4 その他の届出関係図書の作成	45
4.1 届出図書の作成上の注意事項	45
4.2 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の届出	46
4.3 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の変更の届出（3.8 と同じ）	48
4.4 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の廃止の届出（3.9 と同じ）	48
4.5 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の完了届（3.17 と同じ）	48
4.6 擁壁等に関する工事の届出・公共施設用地の転用の届出 図書一覧表	49
4.7 擁壁等に関する工事の変更の届出（3.8 と同じ）	49
4.8 擁壁等に関する工事の廃止の届出（3.9 と同じ）	49
4.9 擁壁等に関する工事の完了届（3.17 と同じ）	49
5 許可又は変更許可の規定に適合していることを証する書面の交付申請図書の作成	50
5.1 申請図書の作成上の注意事項	50
5.2 申請図書一覧表及び作成要領	50

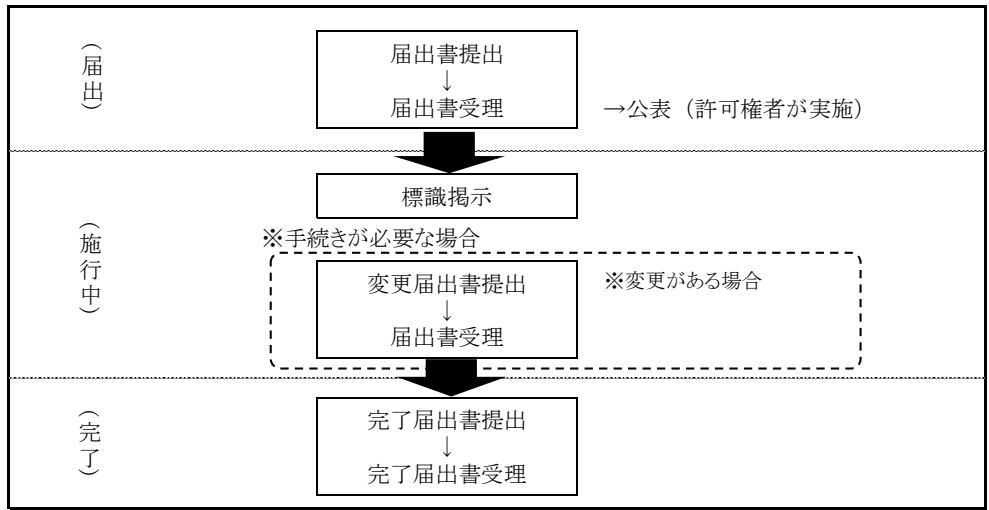
第三編 諸手続要領編

1 許可申請等から工事完了までの流れ

(1) 許可申請の場合



(2) 許可規模未満の届出の場合



2 設計図凡例

設計図の作成に当たって使用する凡例については、手続きの迅速化、合理化を図るため統一するものです。
原則として当設計図凡例によって作成してください。

名 称		記 号
土 地 の 境 界 線		-----○-----
工 区 境 界		↑ ↓ 第 1 工 区 第 2 工 区
街 区 番 号	街区番号	1-1
宅 地 番 号	計 画 高	FH
公 共 公 益 用 地	敷地面積	m
造 成 計 画 高	予定建築物の用途	居住
敷 地 面 積	計 画 高	FH
	敷地面積	m
B	M	TBM H=10.00 ↓ □
位	置	
高	さ	
道路番号及び巾員		3 道路番号 6.5 巾 員
勾 配 延 長		i = 3.0% l = 30.00
変 化 点		-----○-----
管 番 号	雨水 ○ 1 = L = 汚水 ○ 1 = L =	雨水 ○ 1 = L = 汚水 ○ 1 = L =
管 径		
勾 配		
管 延 長		
流 水 方 向		-----→
雨 水 管 渠	}	-----→
汚 水 管 渠		
合 流 管 渠		
既 設 管 渠		-----→
横 断 暗 渠		種 別 -----
暗 渠	円 形	⊙ 内 径
	馬 蹄 形	⊖ 巾×高さ
	矩 形	□ 巾×高さ
	卵 形	▽ 呼 び 名
開 渠	U形側溝及び寸法	U-○○ ██████████
	L形側溝及び寸法	L-○○ =====
	Lu形側溝及び寸法	LU-○○ -----
	グレーチング側溝	巾×高
	そ の 他 開 渠	▽ 巾×高さ

名 称	記 号
雨 水 角 形 人 孔	□
汚 水 角 形 人 孔	■
河 川	
法 面	
間知ブロック積擁壁	H 2.5
重 力 式 擁 壁	H 3.0
R C 擁 壁	H 3.0
給 水 管	φ ———
制 水 弁	—◇—
消 防 水 利 施 設	消防栓 防火水槽は実在 ⊕ F の形にする
階 段	
ガ ー ド レ ー ル	○ ——— ○
ガ ー ド フ ェ ン ス	~ ~ ~ ~ ~
落 石 防 護 柵	~ ~ ~ ~ ~
車 止 め	可動式又は固定式 ○ ——— ○
樹 木	× × × × ×
緩 衝 帯	

3 許可申請・許可規模未満の届出関係図書の作成

3.1 申請・届出図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県に提出する場合（市町村を経由）…市町村の窓口へ提出
許可申請、変更許可申請、許可規模未満の届出及び許可規模未満の変更の届出
…県用、市町村用、申請者用の3部
その他の申請、届出
…県用、市町村用の2部
 - ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市に提出する場合…市の窓口へ提出
許可申請、変更許可申請、許可規模未満の届出及び許可規模未満の変更の届出
…市用、申請者用の2部
その他の申請、届出
…市用の1部
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請・届出図書の作成要領については次ページ以降を参照してください。
- (4) 申請・届出図書の製本は、図書一覧表の番号順に整理し、その目録を作成し、申請書又は届出書の次に添付してください。
- (5) 申請・届出図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、又は納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (6) 設計図面は、「2 設計図凡例」により作成してください。
- (7) 設計図面は作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (8) みなし許可・みなし届出に該当する場合は、「都市計画法に基づく開発許可申請の手引き」を参照してください。

申請書等様式ダウンロードサイト

岡山県建築指導課ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/419758.html>

岡山市開発指導課ホームページ

https://www.city.okayama.jp/soshiki/12-1-3-0-0_2.html

倉敷市開発指導課ホームページ

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=6823>

玉野市都市計画課ホームページ

<https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/20/1489.html>

笠岡市都市計画課ホームページ

<https://www.city.kasaoka.okayama.jp/soshiki/28/2052.html>

3.2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出

(1) 図書一覧表

番号	申請・届出図書	書類の要否	
		申請	届出
1 許可申請書等関係書類	(1) 許可申請書（国・県等の場合は協議書）	●	—
	届出書	—	●
	(2) 目録	○	○
	(3) 手続の要否の判定フロー	●	●
	(4) 委任状 ※	○	○
	(5) 設計者の資格に関する申告書 ※	●	—
	設計者の資格を証する書類		
	(6) 申請地及びその付近の写真	○	○
	(7) 工事主確認書類	○	○
	個人の場合：氏名及び住所を証する書類		
	法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類		
	(8) 資金計画書	●	—
	残高証明書、融資証明書 ※		
	(9) 工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—
	個人の場合：納税証明書		
	法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書		
	(10) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—
	(11) 暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—
2 設計図書等関係書類	(12) 工事施行者の能力に関する申告書	●	—
	法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し		
	(13) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—
	(14) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—
	工事区域内の土地の登記事項証明書		
	(15) 宅地造成等行為施行等の同意書	●	—
	印鑑証明書		
	(16) 排水端末の接続許可を証する書類 ※	○	—
	(17) 周知状況報告書	●	—
	周知方法に応じた資料		
	(18) 工事工程表 ※	○	—
	(1) 位置図	○	○
	(2) 地形図	○	○
	(3) 丈量図	○	○
	(4) 土地の平面図	○	○
	(5) 土地の断面図	○	○
	(6) 排水施設の平面図 ※	○	○
	(7) 排水施設の構造図 ※	○	○
	(8) 崖の断面図 ※	○	○
	(9) 擁壁の断面図 ※	○	○
	(10) 擁壁の背面図 ※	○	○
	(11) 崖面崩壊防止施設の断面図 ※	○	○
	(12) 崖面崩壊防止施設の背面図 ※	○	○
	(13) 擁壁の構造計算書 ※	○	—
	(14) 土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書 ※	○	—
	(15) 排水の流量計算書及び流量計算表 ※	○	—
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○

(注1)

- 提出先（県又は市）の指定用紙を使用してください。
- 任意用紙を使用してください。
- ※ 作成要領を確認し、該当する場合は添付してください。また、その他の書類は、作成要領に記載のないもので添付を求められた書類についても添付してください。

(注2)

この一覧表を目録として利用する場合、申請書・届出書に添付する書類の番号を○印で囲んでください。

(注3)

国・県等による協議の場合は、1許可申請書等関係書類の(7)(8)(9)(10)(11)の書類は不要です。

(2) 図書作成要領

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
1 許可申請書等関係書類	(1)	許可申請書 (国・県等の場合は協議書)	●	—	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本1部、副本2部(計3部) ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本1部、副本1部(計2部) - 申請等に係る土地の区域が2以上の市町村にわたる場合は、副本(市町村用)を市町村の数に応じて追加 - 協議書は提出先(県又は市)の指定用紙
		届出書	—	●	- 申請等に係る土地の区域が2以上の市町村にわたる場合は、副本(市町村用)を市町村の数に応じて追加 - 協議書は提出先(県又は市)の指定用紙
	(2)	目録	○	○	- 図書一覧表を添付 - 添付する図書の番号を○印で囲む
	(3)	手続の可否の判定フロー	●	●	- 提出先(県又は市)の指定用紙 - 該当する「→」を朱書き
	(4)	委任状 ※	○	○	- 任意様式 - 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 - 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入 - 建築を伴う場合、建築士による代理も可能
	(5)	設計者の資格に関する 申告書 ※	●	—	- 提出先(県又は市)の指定用紙 「高さが5mを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置」の場合は添付 - 設計者の資格に応じた土木又は建築の技術に関する実務経験(必要年数以上)を記入
		設計者の資格を証する書類			必要な書類は第一編 2.1.6 参照
	(6)	申請地及びその付近の 写真	○	○	- 申請時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
	(7)	工事主確認書類 個人の場合：氏名及び住所を証する書類 法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類	○	○	氏名及び住所を証する書類(本人確認書類)は、住民票の写し、個人番号カード(表面のみ)、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか
	(8)	資金計画書 残高証明書、融資証明書 ※	●	—	定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添付
	(9)	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—	- 提出先(県又は市)の指定用紙 - 指定用紙の(注)欄を参照

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
	個人の場合：納税証明書 法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書				
(10)	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙
(11)	暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙
(12)	工事施行者の能力に関する申告書 法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し	●	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙 ・ 指定用紙の（注）欄を参照 ・ 建設業の許可通知書等の写しは許可を有する場合のみ添付
(13)	工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 工事をする土地の所在・地番・里道・水路等が表示された、法務局で交付される地図証明書（公図）に土地（申請書5欄の土地に該当）の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで着色 ・ 法務局で取得した地図証明書（公図）の原本以外を使用する場合は、謄写した法務局（（一財）民事法務協会が提供する「登記情報提供サービス」から取得した地図を使用する場合は、その旨）、謄写（又は取得）年月日、作成者の氏名を明示 ・ 申請の市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付
(14)	宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—	省令7条1項10号 省令63条1項1号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙 ・ 指定用紙の（注）欄を参照
	工事区域内の土地の登記事項証明書				・ 申請の市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付
(15)	宅地造成等行為施行等の同意書	●	—	省令7条1項10号 省令63条1項1号	・ 提出先（県又は市）の指定用紙 ・ 指定用紙の（注）欄を参照 ・ 同意書の印は実印
	印鑑証明書				
(16)	排水端末の接続許可を証する書類 ※	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 排水端末の接続許可を証する書類として、一次放流先の同意が必要
(17)	周知状況報告書	○	—	省令7条1項11号 省令63条1項1号	・ 提出先（県又は市）の指定様式 ・ 周知方法に応じた資料は指定様式の留意事項を参照
	周知方法に応じた資料				
(18)	工事工程表 ※	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 定期の報告を要する規模の場合は添付 ・ 提出先（県又は市）の参考様式 ・ 定期の報告の時期を明示 ・ 中間検査を要する場合、予定時期を明示 ・ 工事工程表の添付が不要な規模の場合は、申請書に工程の概要（例：準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工）を記載

番号		申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
2 設計図書等関係書類	(1)	位置図 (S=1/10,000 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 明示事項 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土地の区域内において排水される雨水、汚水の流末河川への経路
	(2)	地形図 (S=1/2,500 以上)	○	○		・ 2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 排水の一次放流先水路
	(3)	丈量図 (S=1/2,500 以上)	○	○	省令7条1項12号 省令63条1項2号 省令58条1項2号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の全面積（申請書5欄に該当する面積） ・ 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） ・ 盛土又は切土をする土地の面積（申請書10欄口に該当する面積） ・ 各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示
	(4)	土地の平面図 (S=1/2,500 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） ・ 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設の位置（既存擁壁等がある場合は、その位置を含む） ・ 排水施設の位置 ・ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 ・ 土地の区域内の道路（建築基準法による位置指定道路の場合はその旨も明示）、公園緑地その他公共用の空地、公益的施設及び宅地の計画高 ・ 工区界（工区分けを行う場合） ・ 縦横断面線の位置 ・ ベンチマークの位置と高さ ・ 凡例（構造物種別で着色表示） ・ 現況線を細線で表示 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号を記載 ・ 植栽、芝張りを行う必要がない場合は、その旨を記載 ・ 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記載

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
(5)	土地の断面図 (S=1/2, 500 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 明示事項 ・ 盛土又は切土をする前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 測点（測点間隔 30m以内） ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 基準線 ・ 計画地盤高 ・ 崖、擁壁、崖面崩壊防止施設及び道路の位置、形状及び規模 ・ その他工作物の位置、形状及び規模 ・ 土羽の位置、形状及び規模 ・ 現地盤面の段切の位置及び形状 ・ 区域外の地形も含んだ断面図を作成 ・ 特に周囲の人家等の防災上重要な場所、高低差の著しい箇所について作成
(6)	排水施設の平面図 ※ (S=1/500 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 排水施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・ 水の流れの方向（排水施設・地盤面） ・ 吐口の位置 ・ 放流先河川、水路の名称 ・ 土地の区域内の道路、公園緑地その他公共用の空地、公益的施設及び宅地の計画高 ・ 凡例（構造物種別で着色表示）
(7)	排水施設の構造図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項12号 省令63条1項2号 省令58条1項2号	・ 排水施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 開渠、暗渠、会所、落差工、吐口等の構造詳細図 ・ 放流先河川、水路の名称、断面及び水位（低水位、高水位）、吐口の高さ ・ 幹線排水路縦断面図
(8)	崖の断面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 崖がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・ 盛土又は切土をする前の地盤面（細線で表示） ・ 崖面保護の方法 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 現地盤面 ・ 擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
(9)	擁壁の断面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 擁壁の寸法及び勾配 ・ 擁壁の材料の種類及び寸法 ・ 裏込めコンクリートの寸法 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 擁壁を設置する前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 基礎地盤の土質 ・ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・ 施工目地及び伸縮目地の位置 ・ 隅角補強の寸法及び構造 ・ 土地の境界線（朱書き）
(10)	擁壁の背面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 擁壁の高さ ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法
(11)	崖面崩壊防止施設の断面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 崖面崩壊防止施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・ 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） ・ 基礎地盤の土質 ・ 透水層の位置及び寸法
(12)	崖面崩壊防止施設の背面図 ※ (S=1/50 以上)	○	○	省令7条1項1号 省令63条1項1号 省令58条1項1号	・ 崖面崩壊防止施設がある場合に添付 ・ 明示事項 ・ 崖面崩壊防止施設の寸法 ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 水抜穴及び透水層に係る事項は必要に応じて記載
(13)	擁壁の構造計算書 ※	○	—	省令7条1項2号 省令63条1項1号	・ 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁で、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁がある場合は添付 ・ 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載
(14)	土質試験その他の調査、試験に基づく地盤の安定計算書 ※	○	—	省令7条1項3号、4号 省令63条1項1号	・ 渓流等で15m超の盛土をする場合に盛土のり面の安定計算書及び盛土全体の安定計算書を添付 ・ 崖面を擁壁で覆わない場合に盛土のり面の安定計算書を添付
(15)	排水の流量計算書及び流量計算表 ※	○	—	省令7条1項12号 省令63条1項2号	・ 排水施設がある場合に添付 ・ 排水施設の平面図と照合できる符号を記入 ・ 数値は流量計算表により整理

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○	省令7条1項12号 省令63条1項2号 省令58条1項2号	添付を求める場合がある書類の例 ・ 軟弱地盤の判定及び対策の検討書等 (軟弱地盤に該当する懸念がある場合など) ・ 地滑り抑止ぐい等の検討書等 (盛土において地表水等の浸透による崩壊等を防止するため必要な場合、切土をした後の地盤に滑りやすい土層がある場合など) ・ 盛土のり面の安定計算書 (のり高が特に大きい場合、溪流等における盛土など) ・ 盛土全体の安定計算書 (大規模盛土造成地に該当する場合など) ・ 土量計算書 (溪流等における盛土で盛土高さが15m 超となる場合など) ・ 切土のり面の検討資料 (のり高が特に大きい場合など) ・ 大臣認定擁壁に関する書類 (大臣認定擁壁を使用する場合) ・ 崖面崩壊防止施設の構造計算書 (崖面崩壊防止施設を設置する場合) ・ のり面緑化工の検討資料 (のり面緑化工を設置する場合で必要と認める場合) ・ 構造物によるのり面保護工の検討資料 (構造物によるのり面保護工を設置する場合) ・ 地下水排除工の流量計算等 (流域等が大規模な場合) ・ 排水施設の縦断面図 (排水施設の高さの確認が必要な場合など) ・ 治水対策(防災調整池等)の検討書等 (治水対策の必要がある場合(原則として申請する土地の面積が1ha 以上)) ・ 防災計画平面図及び工事施工中の防災措置に関する計画等 (工事施行中の防災措置を行う場合等) ・ その他現地状況等に応じ必要と認める書類等

(3)許可申請書等様式（記入例）

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法
第12条第1項
第30条第1項

の規定により、
許可を申請します。

〇〇 年 〇 月 〇 日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者 氏名 〇〇 〇〇

※ 手数料欄

正本に、手数料（納付済証（シールラベル））を貼付

1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名）	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 株式会社〇〇 〇〇 〇〇 （ 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ）
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△ △△ △△
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇ ◇◇ ◇◇
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 （緯度： 〇〇 度 〇〇 分 〇.〇 秒、 経度： 〇〇 度 〇〇 分 〇.〇 秒）
5	土地の面積	1,234.00 平方メートル
6	工事着手前の土地利用状況	農地
7	工事完了後の土地利用	宅地（住宅建築あり）①
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無
10	工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ 1.40 メートル
		ロ 盛土又は切土をする土地の面積 手数料額対象面積 1,234.00 平方メートル
		ハ 盛土又は切土の土量 盛土 1,400.0 立方メートル 切土 10.0 立方メートル
		ニ 擁壁 番号 構造 高さ 延長 メートル メートル
		別紙1のとおり 義務設置擁壁又は高さが2mを超える任意設置擁壁を記載
		ホ 崖面崩壊防止施設 番号 種類 高さ 延長 メートル メートル
		該当なし
		ヘ 排水施設 番号 種類 内法寸法 延長
		1 U字側溝 30センチメートル 160メートル
		2 集水溝 30センチメートル 3箇所
		3 雨水溝 30センチメートル 3箇所

（土地の面積）
申請許可に関連ある土地の総面積であって、
盛土、切土を行わない道路、法面等を含む

（申請者）
工事主が申請者となる
法人であるときは、氏名は、当該法人の名
称及び代表者の氏名を記入

（工事主）
法人であるときは、法人の
住所氏名のほか、カッコ内
に当該法人役員（代表者）
の住所、氏名を記入

（設計者）
資格を有する者の登録証によ
らなければならぬ工事
を含むときは、氏名の横の欄
に〇印

（工事施行者）
未定の場合は、許可後の手
続き、工事の着手届出書で
確認

（所在地及び地番）
申請書5欄の土地の所在地
及び地番を記入
土地の地番の一部を含む場
合は「〇〇番地の〇（一
部）」と記載
（代表地点の緯度経度）
小数点以下第一位まで記入

（工事着手前の土地利用状
況）
宅地、農地等又は公共施設
用地のうち該当するものを
記入
（工事完了後の土地利用）
工事完了後は、建築物等の
建築の有無等の具体的な内
容も記入
※次ページの区分番号を併
記すること

（盛土のタイプ）
該当する盛土のタイプに〇
印
①平地盛土：勾配1/10以下
の平坦地において行われ
る盛土で③に該当しない
盛土
②腹付け盛土：勾配1/10超
の傾斜地において行わ
れる盛土で③に該当し
ない盛土
③谷埋め盛土：谷や沢を埋
め立てて行う盛土

（土地の地形）
溪流等への該当の有無のい
ずれかに〇印
・溪流等とは、溪流勾配10
度以上の一連の谷地形で
あり、その底部の中心線
からの距離が25m以内の
範囲

ト	崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護					
チ	崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定					
リ	工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両についてガードマン配置					
ヌ	その他の措置	なし					
ル	工事着手予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日					
ヲ	工事完了予定年月日	〇〇年 〇月 〇〇日					
ワ	工程の概要	別紙2のとおり					
11	その他の必要な事項	〇〇法〇条の許可を取得済み					
※	受付欄	※	決裁欄	※	許可に当たって付した条件	※	許可番号欄
	年 月 日						年 月 日
	第 号	受付欄・決裁欄・許可条件欄・許可番号欄は記入しない(県等で記入)					第 号
	係員氏名						係員氏名

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

〈予定年月日〉
日付を記入するか、許可の日から〇ヵ月以内を記入

〈工程の概要〉
定期の報告を要する規模の場合、工程表を添付
その他の場合、工程の概要
（例：準備工→土工→擁壁工→排水工→片付工）を記載

〈その他必要な事項〉
宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

7欄「工事完了後の土地利用」に係る区分番号

区分

① 建築物（住家）
② 建築物（工業・事業用地）
③ 太陽光発電設備
④ レジャー施設（建築物を伴わない）
⑤ 資材等置き場
⑥ 駐車場・駐輪場
⑦ 農地（田畑）・採草放牧地
⑧ 農業用施設（畜舎、温室、用排水路等）
⑨ 残土処分場
⑩ その他（上記に含まれないもの）

※分類の判断に迷った場合は、「⑩その他」としてください。

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

科目		金額	(単位 千円)
収入	自己資金	〇,〇〇〇	↑ 《自己資金》 工事主の金融機関からの 預金残高証明書を添付
	借入金	〇,〇〇〇	↑ 《借入金》 金融機関等の融資証明書を添付
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	処分収入	〇,〇〇〇	↑ 《処分収入》 宅地分譲等開発完了後の 土地売却、分譲料などを 記入
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	補助負担金	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
計		〇〇〇,〇〇〇	↑ 《用地費》 土地を購入して開発を行う 場合に記入
支出	用地費	〇,〇〇〇	
	工事費	〇,〇〇〇	
	整地工事費	〇,〇〇〇	
	道路工事費	〇,〇〇〇	
	排水施設工事費	〇,〇〇〇	
	防災施設工事費	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	附帯工事費	〇,〇〇〇	↑ 《附帯工事費》 仮設工事費、道路復旧費 等、工事に関連して必要 な費用について記入
	事務費	〇,〇〇〇	↑ 《事務費》 宅地造成又は特定盛土等 に関する工事に係る事務 費を記入
	借入金利息	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
計		〇〇〇,〇〇〇	

《収入と支出》
自己資金と借入金の合計収入が
用地費・工事費・付帯工事
費・事務費の合計支出を上
回っていることが必要

2 年度別資金計画書

年度ごとの支出、収入を記載するため、2年度以上にまたがる場合は、各年度で記入する

(単位 千円)

「1 収支計画」と整合させる

科目		年度	△△年度	◇◇年度	□□年度	計
支出	事業費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	用地費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	工事費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	附帯工事費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	事務費		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	借入金利息		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	借入償還金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	計		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
収入	自己資金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	借入金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	処分収入		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	補助負担金		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇		〇〇	〇〇	〇〇	〇,〇〇〇
	計		〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
	借入金の借入先		◎◎◎◎	◎◎◎◎	◎◎◎◎	

《事業費》
・用地費
・工事費
・附帯工事費
・事務費
・借入金利息
等の合計を記入

《借入金の借入先》
借入する場合、融資証明
の金融機関を記入

注 計画する工事が定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書（発行から3か月以内のもの）を添付して下さい。

様式第12号（規則第4条関係）

工事主の資力及び信用に関する申告書

〇〇年〇〇月〇〇日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇
氏名又は名称 〇〇〇 〇〇〇
（電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
工事主の資力及び信用について、次のとおり申告します。

1 設 立 年 月 日	年 月 日	2 資 本 金	千円			
3 法令による登録等	建設業の許可	☐ 有（※有の場合は登録番号等を記入）	☐ 無			
	宅地建物取引業の免許	☐ 有（	☐ 無			
	建築士事務所の登録	☐ 有（	☐ 無			
	浄化槽工事業の登録	☐ 有（	☐ 無			
	解体工事業の登録	☐ 有（	☐ 無			
	産業廃棄物処理業の許可	☐ 有（	☐ 無			
	採石業の登録	☐ 有（	☐ 無			
	砂利採取業の登録	☐ 有（	☐ 無			
岡山県の入札参加資格名簿への登録		☐ 有（ ☐ 測量及び建設コンサルタント業務等 ☐ 役務（業務委託）	☐ 無			
4 従 業 員 数	〇〇〇〇人（うち土木建築関係技術者 〇〇〇人）					
5 前 年 度 事 業 量	〇,〇〇〇 千円	6 資 産 額	〇,〇〇〇 千円			
7 前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 〇,〇〇〇 千円					
8 主たる取引金融機関	〇〇〇〇					
9 役 員 略 歴	職 名	氏 名	年 齢	在 社 年 数	資 格 , 免 許 , そ の 他	
	〇〇〇〇	〇〇 〇〇	〇〇	〇年	〇〇〇〇	
	△△△△	△△ △△	△△	△年	△△△, △△△△△	
	◇◇◇◇	◇◇ ◇◇	◇◇	◇年	◇◇◇◇, ◇◇◇, ◇◇◇◇◇◇◇◇	
	□□□□	□□ □□	□□	□年	□□□□	
10 宅 地 造 成 等 経 歴	工 事 の 名 称	工 事 施 行 者	工事施行場所	面 積 (㎡)	許 認 可 年 月 日 番	工事着手, 完了年月
	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市	〇〇	〇年 〇月 〇日 第 〇〇〇〇号	〇年 〇月着手 〇年 〇月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了
					年 月 日 第 号	年 月着手 年 月完了

- (注) 1 「3」欄には、建設業法に基づく建設業の許可、宅地建物取引業に基づく宅地建物取引業の免許、建築士法に基づく建築士事務所の登録、浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可、採石法に基づく採石業の登録、砂利採取法に基づく砂利採取業の登録について記入し、有の場合は、登録番号等を記入するとともに、その許可証等の写しを添付してください。また、岡山県の入札参加資格名簿への登録は、測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿、入札参加資格者名簿（役務（業務委託））のいずれかの登録の有無を記入し、有の場合は、名簿の種類を記入してください。
- 2 「10」欄には、宅地造成等工事に類似した工事についても記入してください。
- 3 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書、暴力団等に該当しない旨の誓約書を添付してください。
- 4 法人にあっては、最近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税に関する納税証明書を添付してください。
- 5 個人にあっては、前年分の所得税に関する納税証明書を添付してください。

様式第14号(規則第4条関係)

宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書

私（法人の場合は、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- 1 私（法人の場合は、役員を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 法その他の法律又は法その他の法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 法に基づく許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
 - (4) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡 山 県 知 事（〇〇市長） 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

様式第15号(規則第4条関係)

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（法人の場合は、役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

- 1 私（法人の場合は、役員を含む。役職・氏名等は次表のとおり。）は次の（1）から（3）のいずれにも該当しません。

役職	フリガナ 氏名	性別	生年月日	住所
△△△	△△△ △△△	△△	△年△月△日	〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇〇
□□□	△△△ △△△	□□	□年□月□日	□□県□市□丁目□番□

※法人の場合は、役員の役職・氏名等についても記載すること。

- （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合、許可取消しの措置を受けた時は、これに異議なく応じます。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡 山 県 知 事（〇〇市長） 様

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番〇〇

氏名 〇〇〇 〇〇〇

（法人・組合にあつては、名称及び代表者氏名）

様式第13号（規則第4条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇

氏名又は名称 〇〇〇 〇〇〇
（電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）（第12条第2項第3号）
（第30条第2項第3号）の規定による

工事施行者の能力について、次のとおり申告します。

1	工事施行者の住所、氏名 又 は 名 称	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇				
2	設 立 年 月 日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	3	資 本 金	〇,〇〇〇 千円	
4	建設業法（昭和24年法律 第100号）による 建 設 業 の 許 可	許可 〇〇年 〇〇月 〇〇日	国土交通大臣 知 事		第 〇〇〇〇 号	
5	建設業法第26条による 主任技術者、住所、氏名	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇 〇〇〇 〇〇〇				
6	従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計	
		〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇〇人	
7	前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税 〇,〇〇〇 千円				
8	主たる取引金融機関	〇〇〇〇				
9	職 名	氏 名	年 齢	在社年数	資格、免許、その他	
技術者 略 歴	△△△△	△△△ △△△	△△	△年	△△△△	
	□□□□	□□□ □□□	□□	□年	□□□, □□□□□	
	◇◇◇◇	◇◇◇ ◇◇◇	◇◇	◇年	◇◇◇◇◇◇	
10	注文主の氏名又は名称	元請 下請	の別	工事施行場所	面 積 (㎡)	許 認 可 年 月 日
宅地造成等 工事施行 経 歴	〇〇〇〇〇〇	〇〇		〇〇〇〇	〇〇	〇〇年〇月〇日

(注) 1 「4」欄の建設業許可を有している場合は、「国土交通大臣」又は「知事」には該当する方を○で囲み、許可通知書（写し）を添付してください。
2 「10」欄は、宅地造成等工事に類似した工事も記入してください。
3 工事施行者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書を添付してください。

許可申請年月日以前の日
付とすること

《工事施行者の住所、氏
名又は名称》
法人であるときは、当該
法人の住所、名称及び代
表者の氏名を記入

許可通知書等の写しを添付する

《宅地造成等工事施工経歴》
宅地造成等工事に類似したものも記入する
（工事経歴書を添付した場合は「別添工事経歴書のと
おり」
該当がない場合は「該当なし」と記入

《（注）1、2》
これらに該当する書類を
添付すること

兼式第4号（省令第7条関係）

設計者の資格に関する申告書

許可申請年月日以前の日
付とする

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

設計者 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇
氏名 〇〇 〇〇
（生年月日 〇年 〇月 〇日生）
勤務先 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇 株式会社〇〇
氏名又は
名 称 〇〇〇 〇〇〇
（電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
第13条第2項
第31条第2項
の規定による設計者の
資格について、次のとおり申告します。

当てはまるものに○をする

1	資格該当条文	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 （昭和37年政令第16号）第22条					
2	資格に関する 最終学歴	学 校 名	〇〇大学		所 在 地	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇	
		学 部 名 , 専 攻 学 科	〇〇学部〇〇学科		修 業 年 月	〇年 〇月 卒業 中退	
3	資 格 免 許 等	名 称	一級建築士	技術士			
		登 録 番 号 等	第 〇〇〇〇	保有している建築士法等による資格や免許を記入し、資格証の写しを添付			
		取 得 年 月 日	〇年 〇月 〇日	〇年 〇月 〇日	年 月 日		
4	実 務 経 歴	勤務先の名称	所在地	実 務 内 容	在 職 期 間	期間合計	
					年 月～ 年 月 (年月数)		
		〇〇〇	〇〇県〇〇市〇 〇丁目〇〇番〇	〇〇〇〇〇〇〇	〇年 〇月～ 〇年 〇月 (〇年〇月)	◎年 ◎月	
		□□□	□□県□□市□ □丁目□□番□	□□□□□□□	□年 □月～ □年 □月 (□年□月)		
		△△△	△△県△△市△ △丁目△△番△	△△△△△△△	△年 △月～ △年 △月 (△年△月)		
◇◇◇	◇◇県◇◇市◇ ◇丁目◇◇番◇	◇◇◇◇◇◇◇	◇年 ◇月～ ◇年 ◇月 (◇年◇月)				

当てはまる方に○をする

- (注) 1 この申告書は、「高さが5メートルを超える擁壁の設置」又は「盛土又は切土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置」の場合に必要です。
2 「1」欄は、該当するものを○で囲んでください。
3 「3」欄は、建築士法（昭和25年法律第202号）、技術士法（昭和58年法律第25号）による資格等について記入してください。
4 実務内容欄は、土木又は建築の技術に関する実務経験を記入してください。

(添付図書)
「2」及び「3」欄に記入した内容を証する書類

様式第5号（省令第7条関係）

宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表

[illegible]

《地目》
登記事項証明書の表題部
の地目を記入

《面積》
登記事項証明書の地積を
記入

《摘要》
同一物件に権利者が2人以上ある場合はその旨を記入

《権利者の氏名》
登記事項証明書の甲区及
び乙区にある全ての権利
の権利者を記入
共通持分のある場合は
その持分を（ ）書きで
記入

《権利の種類》
土地の所有権、地上権、
質権、賃借権、借用賃借
による権利その他の使用
及び収益を目的とする権
利を記入

《所在・地番》
登記事項証明書の所在、
地番を記入

- (注) 1 土地の登記事項証明書添付してください。
- 2 「権利の種類」欄には、土地の所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。
- 3 同一物件に権利者が2人以上ある場合は、「摘要」欄にその旨を記入してください。

様式第6号（省令第7条関係）

権利者ごとに作成する

宅地造成等行為施行等の同意書

同意年月日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

許可申請者と同一

工事主 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇-〇
氏名又は名称 〇〇 〇〇 殿

印は実印を押印し、印鑑証明書を添付する
法人の場合は代表印を押印し、印鑑証明書、代表者事項証明書を添付する
（代表者事項証明書の代わりに代表者である旨の記載がある法人登記事項証明書でも可）

権利者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇

氏名又は名称 〇〇〇 〇〇〇

印

（電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）

私が権利を有する次の物件についてあなたが宅地造成等行為又は宅地造成等行為に関する
工事を施行することに同意します。

所在・地番	地 目	面積（㎡）	権利の種別	摘 要	一覧表との 対照番号
△県△市△丁目△番△	△△	△,△△△	△△	△△	1
□□県□市□丁目□-□	□□	□,□□□	□□	□□	2

記入方法は「宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域外の権利者の一覧表」に同一

共通特分のある場合は、その特分を（ ）書きで記入

- （注） 1 同意者の印鑑登録証明書（法人にあっては、法人の代表者の資格及び印鑑の証明書）を添付してください。
- 2 「権利の種別」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を記入して下さい。

様式第7号（省令第7条関係）

周知状況報告書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事 殿

工事主 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇
氏名 〇〇 〇〇

許可申請者と同一

〔 法人にあっては、その事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第11条又は第29条の規定に
基づき実施した、周辺地域住民への工事内容の周知について、次のとおり報告します。

記

土地の所在地及び地番				
周知を行う自治会等				
周知の範囲	☐ ①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲		
	☒ 腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲		
	☐ ①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、住民への周知を行う範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲 ・上記範囲の中にその全部又は一部が含まれる自治会等の範囲		
周知の方法	☒ 説明会の開催	説 明 日 時	〇年〇月〇日（〇）〇時〇分から〇時〇分まで	
		開 催 場 所	〇〇〇〇〇〇	
		参 加 者 数	〇〇人	
		住 民 からの 意 見 等	〇〇〇〇〇〇〇〇・・・	
	☐ 書面の配布	配 布 日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）	
		配 布 戸 数	戸	
	☐ 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧	掲 示 期 間	年 月 日（ ）から 許可日まで	
		掲 示 場 所		
公 開 期 間		年 月 日（ ）から 許可日まで		
公 開 U R L				

《周知の範囲》
該当する周知範囲の方に
チェックを入れる

《周知の方法》
該当する周知方法にチェ
ックを入れ、それぞれ必
要事項を記入

※裏面の留意事項をご確認ください。

【留意事項】

- ・ 周知の範囲欄は、該当する周知範囲にチェックを入れてください。
- ・ 周知の方法欄は、該当する周知方法にチェックを入れ、必要事項を記入してください。
- ・ 周知の方法別に、次の資料を添付してください。

《説明会開催の場合》

- ・ 開催の周知を行った範囲が分かる位置図等
- ・ 開催案内及び説明会に用いた資料

《書面配布の場合》

- ・ 書面配布をした範囲が分かる位置図等
- ・ 配布した資料

《工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧の場合》

- ・ 掲示した場所が分かる位置図
- ・ 掲示状況の写真
- ・ インターネット閲覧ページの写し（URL等）

参考様式

工 事 工 程 表

工 事 名	(仮称)〇市◇丁目地内宅地造成工事												工事主		
	種 類	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月	工事施行者 株式会社〇〇建設 〇〇 〇〇	備 考
準備工															
仮設工事															
土工事															
擁壁工事															
排水工事															
法面工事															
崖面崩壊防止 工事															
舗装工事															
防災工事															
附帯工事															
後片付け															
検査等			定期報告 ○	中間検査 ○	定期報告 ○					定期報告 ○			完了検査 ○		

3.3 土石の堆積に関する工事の許可申請（協議）、許可規模未満の届出

(1) 図書一覧表

番号	申請・届出図書	書類の要否	
		申請	届出
1 許可申請書等関係書類	(1) 許可申請書（国・県等の場合は協議書）	●	—
	届出書	—	●
	(2) 目録	○	○
	(3) 手続の要否の判定フロー	●	●
	(4) 委任状 ※	○	○
	(5) 申請地及びその付近の写真	○	○
	(6) 工事主確認書類	○	○
	個人の場合：氏名及び住所を証する書類		
	法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類		
	(7) 資金計画書	●	—
	残高証明書、融資証明書 ※	○	
	(8) 工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—
	個人の場合：納税証明書		
	法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書		
	(9) 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—
	(10) 暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—
2 設計図書等関係書類	(11) 工事施行者の能力に関する申告書	●	—
	法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し		
	(12) 工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）	○	—
	(13) 宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表	●	—
	工事区域内の土地の登記事項証明書		
	(14) 宅地造成等行為施行等の同意書	●	—
	印鑑証明書		
	(15) 周知状況報告書	●	—
	周知方法に応じた資料		
	(16) 工事工程表 ※	○	—
	(1) 位置図	○	○
	(2) 地形図	○	○
	(3) 丈量図	○	○
	(4) 土地の平面図	○	○
	(5) 土地の断面図	○	○
	(6) 土石の崩壊防止措置の設計書等 ※	○	—
	構台等の設計書		
	周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画		
	堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画		
	(7) 土砂流出防止措置の設計書等 ※	○	—
	鋼矢板の設計書		
	土石の浸透防止措置に関する計画		
	土石の傾斜部の安定化に関する計画		
3 その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○

(注1)

● 提出先（県又は市）の指定用紙を使用してください。

○ 任意用紙を使用してください。

※ 作成要領を確認し、該当する場合は添付してください。また、その他の書類は、作成要領に記載のないもので添付を求められた書類についても添付してください。

(注2)

この一覧表を目録として利用する場合、申請書・届出書に添付する書類の番号を○印で囲んでください。

(注3)

国・県等による場合は、1 許可申請書等関係書類の(6) (7) (8) (9) (10)の書類は不要です。

(2) 図書作成要領

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
1 許可申請書等 関係書類	(1)	許可申請書（国・県等の場合は協議書）	●	—	省令7条2項 省令63条2項 様式第四
		届出書	—	●	省令58条2項 様式第二十
	(2)	目録	○	○	省令7条2項10号 省令63条2項2号 省令58条2項2号
	(3)	手続の可否の判定フロー	●	●	省令7条2項10号 省令63条2項2号 省令58条2項2号
	(4)	委任状 ※	○	○	任意様式 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入
	(5)	申請地及びその付近の写真	○	○	省令7条2項4号 省令63条2項1号 省令58条2項1号
	(6)	工事主確認書類	○	○	省令7条2項5号、6号 省令63条2項1号 省令58条2項1号
		個人の場合：氏名及び住所を証する書類 法人の場合：登記事項証明書、役員の氏名及び住所を証する書類			
	(7)	資金計画書	●	—	省令7条2項7号 省令63条2項1号 様式第五
		残高証明書、融資証明書 ※	○		
	(8)	工事主の資力及び信用に関する申告書	●	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号
		個人の場合：納税証明書 法人の場合：許可等の写し、財務諸表、納税証明書			
	(9)	宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨等の誓約書	●	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号
	(10)	暴力団等に該当しない旨の誓約書	●	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号

番号	申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
		申請	届出		
(11)	工事施行者の能力に関する申告書	●	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照 - 建設業の許可通知書等の写しは許可を有する場合のみ添付
	法人の場合：登記事項証明書、建設業の許可通知書等の写し				
	工事区域内の土地の地図証明書（公図の写し）				
	宅地造成等に関する工事をしようとする土地の区域内の権利者の一覧表				
	工事区域内の土地の登記事項証明書				
	宅地造成等行為施行等の同意書				
(12)	印鑑証明書	●	—	省令7条2項8号 省令63条2項1号	- 提出先（県又は市）の指定用紙 - 指定用紙の（注）欄を参照 - 同意書の印は実印
	周知状況報告書				
(13)	周知方法に応じた資料	●	—	省令7条2項9号 省令63条2項1号	- 提出先（県又は市）の指定様式 - 周知方法に応じた資料は指定様式の留意事項を参照
	工事工程表 ※				
(14)	工事工程表 ※	○	—	省令7条2項10号 省令63条2項2号	- 定期の報告を要する規模の場合は添付 - 提出先（県又は市）の参考様式 - 定期の報告の時期を明示 - 工事工程表の添付が不要な規模の場合は、申請書に工程の概要（例：準備工→土工→排水工→片付工）を記載

番号		申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
2 設計図書等関係書類	(1)	位置図 (S=1/10,000 以上)	○	○	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号	・ 明示事項 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土地の区域内において排水される雨水、汚水の流末河川への経路
	(2)	地形図 (S=1/2,500 以上)	○	○		・ 2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 排水の一次放流先水路
	(3)	丈量図 (S=1/2,500 以上)	○	○	省令7条2項10号 省令63条2項2号 省令58条2項2号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の全面積（申請書5欄に該当する面積） ・ 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示） ・ 土石の堆積を行う土地の面積（申請書7欄口に該当する面積） ・ 各面積は現地調査に基づき三斜等により算出し、少数以下2位まで表示
	(4)	土地の平面図 (S=1/500 以上)	○	○	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示） ・ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置及び寸法 ・ 柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 縦横断面線の位置 ・ ベンチマークの位置と高さ ・ 凡例（構造物種別で着色表示） ・ 現況線を細線で表示 ・ 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号を記載 ・ 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記載

番号		申請・届出図書	書類の 要否		根拠規定	明示すべき事項及び作成要領
			申請	届出		
	(5)	土地の断面図 (S=1/500 以上)	○	○	省令7条2項1号 省令63条2項1号 省令58条2項1号	・ 明示事項 ・ 土石の堆積を行う土地の地盤面 ・ 測点（測点間隔 30m以内） ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 基準線 ・ 計画堆積高さ ・ 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 空地の位置及び寸法 ・ 柵その他これに類するものを設置する位置 ・ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 区域外の地形も含んだ断面図を作成 ・ 特に周囲の人家等の防災上重要な場所、最大堆積高さとなる箇所について作成
	(6)	土石の崩壊防止措置の設計書等 ※ 構台等の設計書 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	○	—	省令7条2項2号 省令63条2項1号	・ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合は添付
	(7)	土砂流出防止措置の設計書等 ※ 鋼矢板の設計書 土石の浸透防止措置に関する計画（防水シート等） 土石の傾斜部の安定化に関する計画（緩勾配等）	○	—	省令7条2項3号 省令63条2項1号	・ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合は添付
3	その他	その他知事（市長）が必要と認める書類 ※	○	○	省令7条2項10号 省令63条2項2号 省令58条2項2号	添付を求める場合がある書類の例 ・ 土石の堆積量計算書 等

(3)許可申請書様式（記入例）

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法		第12条第1項 第30条第1項		の規定により、		※ 手数料欄	
許可を申請します。						正本に、手数料（納付済証（シールラベル））を貼付	
〇〇 年 〇 月 〇 日 岡山県知事（〇〇市長） 殿							
申請者 氏名 〇〇 〇〇							
1	工事主住所氏名 （法人役員住所氏名）	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 株式会社〇〇 （ 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 ）					
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△ △△ △△					
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇ ◇◇ ◇◇					
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 （緯度：◎◎度◎◎分◎.◎秒、経度：◎◎度◎◎分◎.◎秒）					
5	土地の面積	8,000.00 平方メートル					
6	工事の目的	ストックヤード①					
7 工事の概要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	4.00 メートル				《代表地点の緯度経度》 小数点以下第一位まで記入	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	手数料額対象面積 4,000.00 平方メートル				《所在地及び地番》 申請書5欄の土地の所在地及び地番を記入 土地の地番の一部を含む場合は「〇〇番地の〇（一部）」と記載	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	6,000.0 立方メートル					
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	1/20				《土地の面積》 許可申請に関連ある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない道路、法面等を含む	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置					《工事の目的》 工事の目的とあわせて、下記の区分番号を併記すること	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	土地の平面図と対照できるようにすること					
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅				
		1	5.00 メートル				
		2	4.00 メートル		鋼矢板等を設置するときは、番号、種類、高さ及び延長を記入 それ以外の措置を講じるときは、措置の内容を記入		
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	素掘り側溝・浸透枡					
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置							
ヌ 工事中の危害防止のための措置	・敷地境界に仮囲い（安全鋼板）を設置 ・土石の受け入れ時に土質基準等を確認						
ル その他の措置					《予定年月日》 日付を記入するか、許可の日から〇ヵ月以内を記入 ※完了予定年月日は最長で許可の日から5年		
ロ 工事着手予定年月日	許可の日から1ヵ月以内						
ワ 工事完了予定年月日	許可の日から5年						
カ 工程の概要	仮囲い・排水措置完了後、土石を堆積				《工程の概要》 定期の報告を要する規模の場合、工程表を添付 その他の場合、工程の概要を記載		
8	その他の必要な事項						
※ 受付欄		※ 決裁欄		※ 許可に当たって付した条件		※ 許可番号欄	
年 月 日						年 月 日	
第 号		受付欄・決裁欄・許可条件欄・許可番号欄は記入しない（県等で記入）				第 号	
係員氏名						係員氏名	

6欄《工事の目的》に係る区分番号
区分
① スtockヤード
② 処理済み廃棄物
③ 土石が製品になる工場
④ 工事に付随する土石の堆積
⑤ その他（上記に含まれないもの）
※分類の判断に迷った場合は、「⑤その他」としてください。

《申請者》
《工事主》
《工事施行者》
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書と同様

《代表地点の緯度経度》
小数点以下第一位まで記入
《所在地及び地番》
申請書5欄の土地の所在地及び地番を記入
土地の地番の一部を含む場合は「〇〇番地の〇（一部）」と記載

《土地の面積》
許可申請に関連ある土地の総面積であって、土石の堆積を行わない道路、法面等を含む

《工事の目的》
工事の目的とあわせて、下記の区分番号を併記すること

《予定年月日》
日付を記入するか、許可の日から〇ヵ月以内を記入
※完了予定年月日は最長で許可の日から5年

《工程の概要》
定期の報告を要する規模の場合、工程表を添付
その他の場合、工程の概要を記載

《その他の必要な事項》
土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

科目		(単位 千円)	
金額			
収入	自己資金	〇,〇〇〇	《自己資金》 工事主の金融機関からの 預金残高証明書を添付
	借入金	〇,〇〇〇	《借入金》 金融機関等の融資証明書を 添付
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	処分収入	〇,〇〇〇	
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	補助負担金	〇,〇〇〇	《収入合計》 収入合計は支出合計を上 回っていることが必要
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	計	〇〇〇,〇〇〇	《用地費》 土地を購入する場合に記 入
支出	用地費	〇,〇〇〇	
	工事費	〇,〇〇〇	《工事費》 ・整地工事費 ・防災施設工事費 ・撤去工事費 等の合計を記入
	整地工事費	〇,〇〇〇	
	防災施設工事費	〇,〇〇〇	
	撤去工事費	〇,〇〇〇	《附帯工事費》 仮設工事費、道路復旧費 等、工事に関連して必要 な費用について記入
	〇〇〇	〇,〇〇〇	
	附帯工事費	〇,〇〇〇	
	事務費	〇,〇〇〇	《事務費》 土石の堆積に関する工事 に係る事務費を記入
	借入金利息	〇,〇〇〇	
	計	〇〇〇,〇〇〇	《支出合計》 支出合計が収入合計より 下回っていることが必要

2 年度別資金計画書

年度ごとの支出、収入を記載するため、2年度以上にまたがる場合は、各年度で記入する

(単位 千円)

「1 収支計画」と整合させる

年度		△△年度	◇◇年度		□□年度	計
科目						
支出	事業費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	用地費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	工事費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	附帯工事費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	事務費	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	借入金利息	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	借入償還金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇		〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇
収入	自己資金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	借入金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	処分収入	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	補助負担金	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
	〇〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇,〇〇〇
計	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇		〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
借入金の借入先		◎◎◎◎	◎◎◎◎		◎◎◎◎	

《事業費》
・用地費
・工事費
・附帯工事費
・事務費
・借入金利息
等の合計を記入

《借入金の借入先》
借入する場合、融資証明
の金融機関を記入

注 計画する工事が定期の報告を要する規模の場合、自己資金については預金残高証明書、借入金については融資証明書（発行から3か月以内のもの）を添付して下さい。

3.4 申請取り下げの届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 届出書共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	取り下げ届出書	—	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部

3.5 工事着手の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 届出書共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事着手届出書	県・市規則	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	標識設置状況写真	県・市規則	・ 任意様式 ・ 全景及び近景（標識の文字が読める程度）

3.6 標識の掲示

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

50センチメートル以上

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出			済標識
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	盛土又は切土の高さ	メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル 切土 立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

[注意]

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

〈土石の堆積に関する工事〉

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上

70センチメートル以上

50センチメートル以上

土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
1	工事主の住所氏名		見取図
2	許可番号	第 号	
3	許可又は届出年月日	年 月 日	
4	工事施行者の氏名		
5	現場管理者の氏名		
6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
9	工事着手予定年月日	年 月 日	
10	工事完了予定年月日	年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		

[注意]

1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

3.7 変更許可申請（変更協議）

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 申請書別〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	変更許可申請書 (国・県等の場合は変更協議書)	省令 37 条 省令 67 条 様式第七 様式第八	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本 1 部、副本 2 部（計 3 部） ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本 1 部、副本 1 部（計 2 部） - 工事の別に応じた申請書又は協議書を利用
2	工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類	省令 37 条 省令 67 条	変更箇所及び変更内容を明示
3	内容を変更する事項の新旧を対照した書類	県・市規則	変更事項について、変更前後の対照を明示

3.8 許可規模未満の変更の届出

〈特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 届出書別〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	変更届出書	省令 61 条 様式第二十一 様式第二十二	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、正本 1 部、副本 2 部（計 3 部） ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、正本 1 部、副本 1 部（計 2 部） - 工事の別に応じた届出書を利用
2	届出から内容を変更する書類	省令 61 条	変更箇所及び変更内容を明示
3	内容を変更する事項の新旧を対照した書類	県・市規則	変更事項について、変更前後の対照を明示

3.9 工事の廃止の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事廃止届出書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の 2 部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1 部 - 提出先（県又は市）の指定用紙
2	届出の時点における土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 届出時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
3	防災措置の資料（図面等）	県・市規則	
4	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	

3.10 軽微な変更の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	軽微な変更届出書	法16条2項 法35条2項 県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙
※	承継原因を証する書類		一般承継の場合は添付

3.11 工事の計画の変更にあたらぬ申請書類の修正

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 共通〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	申請書類修正申告書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）の指定用紙 - 変更許可申請又は軽微な変更の届出に該当しないもので、提出済の申請書類に影響がある変更が生じた場合、完了検査申請又は確認申請までに提出（該当の有無や提出時期については提出先へ事前に確認すること）
2	申請から内容を修正する書類	県・市規則	修正箇所及び修正内容を明示

3.12 中間検査申請

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	中間検査申請書	省令46条 省令76条 様式第十三	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図	省令46条 省令76条	特定工程に係る工事の施行時期が2以上に分かれるときは今回の検査の対象とそれ以外の区分を明示
3	検査対象の写真	県・市規則	- 任意様式 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
4	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	
※	都市計画法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けたことを証する書面の写し	県・市規則	みなし許可の場合は添付

3.13 定期の報告

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事・土石の堆積に関する工事 報告書別〉

番号	報告図書	根拠規定	作成要領
1	定期の報告書	省令 48 条 省令 78 条 県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の 2 部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1 部 - 提出先（県又は市）の指定用紙 - 工事の別に応じた報告書を利用
2	報告の時点における盛土又は切土をしている（土石の堆積を行っている）土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令 48 条 省令 78 条	- 任意様式 - 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
3	工事施行状況の写真等 （宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合に添付）	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
4	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	
※	都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けたことを証する書面の写し	県・市規則	みなし許可の場合は添付

3.14 一部完了検査

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	一部完了検査申請書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の 2 部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1 部 - 提出先（県又は市）の指定用紙
2	完了部分を明示した平面図	県・市規則	工区の別及び一部完了検査対象部分（朱書き）を明示
3	工事施行状況の写真等	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
4	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照

3.15 完了検査

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	完了検査申請書	省令40条 省令70条 様式第九	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真の例は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照
3	工事施行状況の写真等	県・市規則	- 任意様式 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照 - 工事の出来形管理や品質管理（コンクリート強度、基礎杭の支持力、盛土の締固め度、基礎地盤の地耐力、盛土材料の土質試験、グラウンドアンカー工のアンカー試験等）など、施工管理に関する資料を必要に応じ添付

3.16 完了確認

〈土石の堆積に関する工事〉

番号	申請図書	根拠規定	作成要領
1	確認申請書	省令43条 省令73条 様式第十一	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部
2	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 工事完了時点の現況写真 - 各写真の撮影方向が分かる図書を添付

3.17 許可規模未満の完了届

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	完了届出書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）指定用紙
2	工事の完了時点における工事を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	- 任意様式 - 工事完了時点の現況写真 - 各写真の撮影方向が分かる図書を添付

3.18 その他の手続き（工事施行状況の報告）

〈3mを超える擁壁、主要工作物等の施行状況〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事施行状況報告書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）指定用紙
2	工事施行状況の写真等	県・市規則	- 任意様式 - 報告時点の現況写真 - 申請時の位置が分かる図書を添付 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照

〈一時的な土石の堆積の施行状況〉

番号	届出図書	根拠規定	作成要領
1	工事施行状況報告書	県・市規則	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 提出先（県又は市）指定用紙
2	工事施行状況の写真等	県・市規則	- 任意様式 - 工作物の設置状況写真 - 申請時の位置が分かる図書を添付 - 添付する写真は「3.19 許可を受けた工事における工事写真」を参照

3.19 許可を受けた工事における工事写真

許可を受けた工事において、完了検査申請書等に添付する工事写真は、「表 3.19.1 工事写真の撮影時期」ごとに撮影してください。

「表 3.19.2～表 3.19.4」の撮影箇所については、各確認項目が確認できる程度の写真を撮影し、擁壁等の構造物ごとに取りまとめて提出してください。

「表 3.19.2～表 3.19.4」に記載のない部分についても、必要に応じて写真の提出を求める場合があるため、写真の提出を求められた部分については、寸法・形状、位置等が分かる写真を提出してください。

提出された写真は、中間検査・完了検査・定期報告の際の資料とします。

表 3.19.1 工事写真の撮影時期

撮影時期			撮影内容	撮影箇所
工事着手前			工事着手前の現況	全景及び原地盤等の状況(※)
工事施工中	宅地造成又は特定盛土等	1	擁壁等(法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。)の基礎の床掘り及び型枠の組立が完了したとき。	寸法、形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:1)
		2	鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき。	寸法及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:2)
		3	擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき。	壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:3)
		4	排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき。	形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:4) ※中間検査対象は下記 表 3.19.2 中間検査時の撮影箇所
		5	その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなる箇所。	寸法、形状、位置等 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 1 項該当号:5)
	土石の堆積	1	堆積した土石の崩壊を防止するための措置(鋼板等の設置)が完了したとき。	寸法、形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 3 項該当号:1)
		2	土石の堆積に伴う土砂の流出を防止する措置(鋼矢板等の設置)が完了したとき。	寸法、形状及び位置 表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所(県規則 20 条 3 項該当号:2)
工事完了時			工事完了時の状況	全景及び 表 3.19.4 工事完了時の撮影箇所

(※) 工事着手前における原地盤等の状況の写真は、軟弱地盤、傾斜地盤、山地・森林の場合が有する複雑性・脆弱性が懸念される地盤がある場合は、その状況を撮影し、溪流・集水地形等において、流水、湧水及び地下水の流入、遮断が懸念される場合は、その状況及び周辺地盤の状況を撮影してください。

表 3.19.2 中間検査時の撮影箇所

撮影対象	確認項目(政令の技術基準該当箇所)		写真提出時期
	政令		
地下水の排水施設の状況	16条2項	盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか 当該地盤面に設置する排水施設は、16条1項1号～3号(2号の※を除く)のいずれにも該当するものとなっているか	中間検査申請時
	16条1項1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	
	16条1項2号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる	
	16条1項3号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか	

表 3.19.3 工事施工中の撮影箇所

撮影対象		確認項目(政令の技術基準該当箇所)		細則20条 該当号	定期報告 提出対象	写真提出時期
宅地造成又は特定盛土等	地盤の状況	政令				
		7条1項1号イ	おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか	1項5号	—	完了検査 申請時
		7条1項1号ロ	盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか	1項5号	—	
		7条1項1号ハ	必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか	1項5号	—	
		7条1項2号	著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか	1項5号	—	
		7条2項3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか	1項5号	—	
	練積擁壁の厚さの状況	10条1項1号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか	1項3号	○	定期報告対象 →定期報告時 定期報告対象外 →完了検査 申請時
	練積擁壁の控え長さ、背面の状況	10条1項2号	石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか	1項3号	○	
	練積擁壁前面の根入れ深さの状況	10条1項4号	擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%(最低35cm)(擁壁の設置される地盤の土質が政令別表 第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%(最低45cm))となっているか	1項1号	○	
	基礎の状況	11条	建基法政令38条(基礎)の規定を準用しているか	1項1号	○	
		11条	建基法政令73条(鉄筋の継手・定着)の規定を準用しているか	1項2号	○	
		11条	建基法政令79条(鉄筋のかぶり厚さ)の規定を準用しているか	1項2号	○	
	擁壁裏面の状況	12条	擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	1項3号	○	
	崖面崩壊防止施設の裏面の状況	14条1項2号イ	崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか	1項5号	○	
		14条1項2号ハ	崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか	1項5号	○	
	中間検査対象以外の地下埋設管の状況	16条1項	盛土・切土をする場合において、地表水等により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	1項4号	○	
		16条1項1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	1項4号	○	
		16条1項2号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる	1項4号	○	
		16条1項3号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものとなっているか	1項4号	○	
土石の堆積	銅板等の状況	19条1項1号	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面(銅板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか	3項1号	—	設置後 速やかに
	銅矢板等の状況	19条2項	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置として、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置しているか ※ 以下の措置を講じた場合を除く ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	3項2号	—	

表 3.19.4 工事完了時の撮影箇所

撮影対象	政令	確認項目(政令の技術基準該当箇所)	写真提出時期
地盤面の状況	7条1項1号	盛土・切土 [※] をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	完了検査 申請時
擁壁の状況	8条1項1号	盛土・切土 ^{※1} をした土地の部分に生ずる崖面 ^{※2} は擁壁で覆われているか ※1 政令3条4号・5号の場合を除く ※2 以下の場合を除く ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であつて、その土質毎の勾配が一定以下の場合(盛防マニ VI・1表参照) (注)崖の途中で角度が変化する場合は、崖の連続性(政令8条2項)に注意 ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面	
	8条1項2号	前号の擁壁は、以下のものとなっているか ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造(間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁) ・政令17条に基づく大臣認定擁壁 →上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要(S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く) ・政令9条(鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ) ・政令10条(練積み造の場合のみ) ・政令11条・政令12条 →上記以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条に基づき、建基法政令142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く)に適合しているか	
擁壁表面の水抜穴の状況	12条	擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	
練積み擁壁の勾配・高さの状況	10条1項1号	練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、崖の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか	
練積み擁壁の控え壁等の状況	10条1項3号	崖の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか	
崖面崩壊防止施設の状況	14条1項1号	盛土・切土 [※] をした土地の部分に生ずる崖面に政令8条1項1号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか	
擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面以外の崖面の保護の状況	15条1項	盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面 [※] について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り・芝張り・モルタルの吹付け等の措置を講じているか ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く	
その他の地表面の保護の状況	15条2項	崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面 [※] について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板柵工等の措置を講じているか ※ 以下の場合を除く	
		崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面(政令7条2項1号)	
		・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面 ・特定盛土等において農地等における植物の生育が確保される部分の地表面(政令18条)	
地表水の排水施設の状況	16条1項	盛土・切土をする場合において、地表水等により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	
	16条1項1号	排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	
	16条1項2号	排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる	
	16条1項3号	排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものとなっているか	
	16条1項4号	専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く) ・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所	
	16条1項5号	ます・マンホールに、蓋が設けられているか	
	16条1項6号	ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか	

(1) 写真撮影にあたっての注意事項

- ① 構造物の寸法測定写真撮影の時は、全てスタッフ・ポール等の測定器具をあて、構造物等の寸法を明確に読みとることができるようにするとともに、局部的な断面寸法とならぬ様に注意して延長 20m毎に位置表示して、断面等の測定を撮影してください。また、水平定規と垂直定規は、止金具等にて直角を保ち撮影するよう心掛けてください。
- ② 完了後に確認できないものについては、撮影時期を失しないように注意してください。
- ③ 擁壁高等、構造物の高さ等が変化する場合、変化点ごとにそれぞれ撮影してください。
- ④ 鉄筋は、組み立て完了時に配筋のピッチと本数及び径が明確になるように撮影してください。
- ⑤ 盛土は、転圧状況(まき出し厚さ 30 cmごと)が分かるように各層毎に撮影してください。
- ⑥ その他の注意事項
 - ・ 各写真は照合記号及び説明事項を写真台帳に記入してください。
 - ・ 写真の大きさはL版サイズ以上としてください。
 - ・ 写真は鮮明なものとしてください。

参考 県規則（抜粋） ※市規則については、各市の規則をご確認ください。

第二十条 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、当該工事の完了後、法第十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による完了検査の申請と同時に知事に提出しなければならない。ただし、法第十九条第一項又は第三十八条第一項の規定による定期の報告において当該資料を提出した場合を除く。

- 一 擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。第三号において同じ。）の基礎の床掘り及び型枠の組立てが完了したとき 寸法、形状及び位置
- 二 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋が完了したとき 寸法及び位置
- 三 擁壁等の高さが、計画高の二分の一の工程に達したとき 壁体の厚さ又は組積材裏込栗石の厚さ及び擁壁の背面に透水層を設けた場合は、透水層の厚さ
- 四 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋め戻し直前となったとき 形状及び位置
- 五 その他施工段階で工事完了後外部から確認できなくなるとき 寸法、形状、位置等

2 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事に高さ三メートルを超える擁壁が含まれる場合は、前項第一号から第三号までに規定する工程に達する七日前までに、その旨を知事に報告しなければならない。

3 法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可を受けた者は、土石の堆積に関する工事が次の各号に掲げる工程に至ったときは、当該各号に掲げる事項を明らかにした写真その他の資料を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するための措置（鋼板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置
- 二 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置（鋼矢板等の設置）が完了したとき 寸法、形状及び位置

4 略

3.20 許可申請書へ記載する面積の取扱い（届出書についても許可申請書に準じる）

許可申請書の5欄と10-ロ欄（土石の堆積の場合は7-ロ欄）は、原則、同じ面積となります。

ただし、既存擁壁上の敷地で造成を行う場合や、土石の堆積で空地を確保する場合など、許可申請に関連する盛土・切土等を行わない土地がある場合は、その関連する土地の範囲は申請書5欄の面積に含めてください。その場合は、盛土・切土等を行わない土地も土地所有者等の同意が必要となります。（届出の場合は、同意不要です）

なお、手を加えない既存擁壁等は、原地盤の一部として考慮し、安全性の確認を行う必要はありますが、必ずしも擁壁等としての技術的基準への適合までは求めません。一方で、許可申請書5欄の面積に含めたとしても、許可証をもって既存擁壁等が盛土規制法の技術的基準に適合するものとして取り扱うこともできません。

個別判断が必要となる場合がありますので、事前に許可権者へご相談ください。

4 その他の届出関係図書の作成

4.1 届出図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は、次のとおりです。
 - ① 県に提出する場合（市町村を経由）…県用、市町村用の2部を、市町村の窓口へ提出
 - ② 岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市に提出する場合…市用の1部を、市の窓口へ提出
- (2) 届出図書の作成要領については次ページ以降を参照してください。
- (3) 届出図書の製本は、図書一覧表の番号順に整理してください。
- (4) 届出図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (5) 設計図面は「2 設計図凡例」により作成してください。
- (6) 設計図面は作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。

4.2 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の届出

〈宅地造成又は特定盛土等に関する工事〉

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
届出書等関係書類	1 届出書	○	○	省令52条1項 省令82条1項 様式第十五	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 工事の別に応じた届出書を利用
	2 委任状	※	※		- 任意様式 - 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 - 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入 - 建築を伴う場合、建築士による代理も可能
	3 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	省令52条2項 省令82条1項 ※1 県・市規則	- 届出時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかるよう地形図又は平面図へ記入
	4 位置図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則	- 次の事項を明示 - 縮尺 - 方位、道路及び目標となる地物 - 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別
	5 地形図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則	2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 - 縮尺 - 方位 - 土地の境界線（朱書き）
	6 土地の平面図	—	○	省令52条 省令82条	- 次の事項を明示 - 縮尺 - 方位 - 土地の境界線（朱書き） - 盛土又は切土をする土地の部分（盛土は淡緑色、切土は淡黄色で着色表示） - 盛土又は切土の計画高さ 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設の位置 - 排水施設の位置 - 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 - 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨 - 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号
	7 断面図	—	○	県・市規則	- 次の事項を明示 - 盛土又は切土をする前後の地盤面（現況線を細線、計画線を太線で表示） - 土地の境界線（朱書き） - 基準線 - 計画地盤高、勾配 崖、擁壁及び崖面崩壊防止施設の位置

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
					- 排水施設の位置 - 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー その他の土留の位置
8	その他知事（市長）が 必要と認める書類	○	○	県・市規則	

※1 ①～⑤の規模の場合

- ①盛土で高さ1m超の崖を生じる
- ②切土で高さ2m超の崖を生じる
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが
2m超の崖を生じる（①、②を除く）
- ④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く）
- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が
500㎡超となる（①～④を除く）

※2 ①～⑤の規模の場合

- ①盛土で高さ2m超の崖を生じる
- ②切土で高さ5m超の崖を生じる
- ③盛土と切土を同時に行い、高さが
5m超の崖を生じる（①、②を除く）
- ④盛土で高さが2m超となる（①、③を除く）
- ⑤盛土又は切土をする土地の面積が
3,000㎡超となる（①～④を除く）

〈土石の堆積に関する工事〉

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
届出書等関係書類	1 届出書	○	○	省令52条3項 省令82条2項 様式第十六	- 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の2部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1部 - 工事の別に応じた届出書を利用
	2 委任状	※	※		- 任意様式 - 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 - 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入 - 建築を伴う場合、建築士による代理も可能
	3 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	○	○	省令52条4項 省令82条2項 ※1 県・市規則	- 届出時点の現況写真 - 各写真の撮影方向がわかるよう地形図又は平面図へ記入
	4 位置図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則	- 次の事項を明示 - 縮尺 - 方位、道路及び目標となる地物 - 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別
	5 地形図	○	○	省令52条 省令82条 ※1 県・市規則	2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 - 縮尺 - 方位 - 土地の境界線（朱書き）
	6 土地の平面図	—	○	省令52条 省令82条	- 次の事項を明示 - 縮尺 - 方位 - 土地の境界線（朱書き） - 土石の堆積を行う土地の部分（最大堆積土量の範囲を淡緑色で着色表示）

番号	届出図書	書類の 要否		根拠規定	作成要領
		※1	※2		
					- 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 空地の位置及び寸法 - 柵その他これに類するものを設置する位置 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 - 断面図を作成した箇所に断面図と照合できる記号
7	断面図	—	○	県・市規則	- 次の事項を明示 - 土石の堆積を行う土地の地盤面 - 土地の境界線（朱書き） - 基準線 - 計画堆積高さ - 勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置 - 空地の位置及び寸法 - 柵その他これに類するものを設置する位置 - 雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置 - 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置
8	その他知事（市長）が必要と認める書類	○	○	県・市規則	

※1 ①～②の規模の場合

- ①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となる
②最大時に堆積する面積が500㎡超となる

※2 ①～②の規模の場合

- ①最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500㎡超となる
②最大時に堆積する面積が3,000㎡超となる

4.3 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の変更の届出（3.8 と同じ）

4.4 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の廃止の届出（3.9 と同じ）

4.5 規制区域指定時点で工事中の場合の工事の完了届（3.17 と同じ）

4.6 擁壁等に関する工事の届出・公共施設用地の転用の届出 図書一覧表

番号		届出図書	根拠規定		作成要領
			擁壁等に関する工事	公共施設用地の転用	
届出書等関係書類	1	届出書	省令 55 条 省令 85 条 様式第十七	省令 56 条 省令 86 条 様式第十八	・ 提出部数 ① 県へ提出の場合、県用、市町村用の 2 部 ② 岡山市、倉敷市、玉野市又は笠岡市へ提出の場合、1 部
	2	委任状	県・市規則	県・市規則	・ 任意様式 ・ 申請の手続きを第三者に委任する場合は添付 ・ 受任者の氏名、行政書士登録番号、事務所名、事務所の登録番号、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス等の連絡先を記入
	3	工事を行おうとする（転用する）土地及びその付近の状況を明らかにする写真	県・市規則	県・市規則	・ 届出時点の現況写真 ・ 各写真の撮影方向がわかる図書を添付
	4	位置図	県・市規則	県・市規則	・ 明示事項 ・ 縮尺 ・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の別 ・ 土地の境界線（朱書き）
	5	地形図	県・市規則	県・市規則	・ 2mの標高差を示す等高線の記入のある地図に次の事項を明示 ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き）
	6	土地の平面図	県・市規則	県・市規則	・ 明示事項 ・ 方位 ・ 土地の境界線（朱書き） ・ 除却する擁壁等の位置及び名称 ・ 凡例（構造物種別で着色表示） ・ 現況線を細線で表示
	7	その他知事（市長）が必要と認める書類	県・市規則	県・市規則	

4.7 擁壁等に関する工事の変更の届出（3.8 と同じ）

4.8 擁壁等に関する工事の廃止の届出（3.9 と同じ）

4.9 擁壁等に関する工事の完了届（3.17 と同じ）

5 許可又は変更許可の規定に適合していることを証する書面の交付申請図書の作成

5.1 申請図書の作成上の注意事項

- (1) 提出部数は正本、副本の2部です（県へ申請する場合、直接県の窓口へ提出してください）。
- (2) 手数料は、県及び各市が定める方法により納付してください。
- (3) 申請図書の大きさは、日本産業規格A4判（縦29.7cm×横21.0cm）としてください。ただし、設計図面は、A4判の大きさに折り込んで綴じ込むか、又は納袋してください。納袋する場合、中身の図面の目録を明示してください。
- (4) 設計図面は作成者（設計者）の資格及び氏名を記入したものを提出してください。
- (5) 設計図書は、原則として、建築確認申請図書と同じものとしてください。

5.2 申請図書一覧表及び作成要領

添付書類	根拠規定等	作成要領
証明書交付申請書	省令88条	- 提出部数 正本1部、副本1部（計2部） - 提出先（県又は市）の指定用紙
各号に定める工事に該当することを証する書類	政令5条 一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係） 省令8条 一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壤汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特別措置法） 七号（森林作業道等を整備する工事）	証明を求める根拠規定に応じた各書類を添付
- 現況写真 - 位置図 - 地形図 - 土地の平面図 - 土地の断面図 - 丈量図	省令8条 九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの） 十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの）	
- 主となる本体工事の施行範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 - 現況写真 - 位置図 - 地形図	省令8条 十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	

様式第10号（省令第88条関係）

提出年月日を記入

宅地造成等に関する証明書交付申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県知事（〇〇市長） 殿

申請者の住所、氏名、電話番号を記入
申請者は、建築基準法による建築確認申請の申請者と同一としてください。

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇
氏名 〇〇 〇〇
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に適合している旨の証明を申請します。

工 事 主	住 所	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇
	氏 名	〇〇 〇〇
土地の所在地及び地番		〇〇〇
土地の面積		〇,〇〇〇 平方メートル
区 域 区 分		☒ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域
宅 地 造 成 等 の 目 的		〇〇〇〇
盛土又は切土をする土地の面積 又は土石の堆積を行う土地の面積		〇,〇〇〇 平方メートル
（許可済の場合）	許可年月日及び番号	〇〇年 〇月 〇日 岡山県指令 第 〇〇 号
	許可対象行為	☒ 宅地造成又は特定盛土等 ☐ 土石の堆積
	許可期間	（自） 〇〇年 〇月 〇日 （至） 〇〇年 〇月 〇日
	許可の条件	〇〇〇〇〇〇〇〇
そ の 他 必 要 事 項		
※ 該当条項		☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 条第 項 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第5条第1項第 号 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第 号
※ 整理番号		第 一 号
※ 証明番号		年 月 日 岡山県指令 第 号
※ 手数料欄		※ 受付

（土地の所在及び地番）
申請書の「土地の面積」の部分の土地の所在地及び地番を記入
土地の地名の一部を含む場合は「〇〇番地の〇（一部）」と記載

（土地の面積）
盛土・切土をする土地又は土石の堆積を行う土地に関連のある土地の総面積であって、盛土・切土・土石の堆積を行わない道路・法面等を含む

（許可年月日及び番号）
許可を取得している場合は、許可通知書に記載されている許可年月日及び許可番号を記入

（その他必要事項）
他法令に関係しない場合「該当なし」と記入

(注) 1 申請者、工事主が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 □印欄は、該当のものにレ印を記入してください。
3 ※印欄は、記入しないでください。